



Title	百科通俗講演集
Author(s)	懷徳堂記念會
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90228
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

懷德堂編

百科通俗講演集

第三輯

東京 弘道館發兌

大正十二年七月二十七日附ヲ以テ左ノ御沙汰書ヲ拜戴ス

財團
法人 懷德堂記念會

其會事業ノ狀況ヲ

被 聞 食

思召ヲ以テ金參千圓

下賜候事

大正十二年七月二十七日

宮 内 省

懷德堂編

百科通俗講演集

第三輯

東京 弘道館發兌

例言

一本講演集は本會が京都帝國大學法學部經濟學部の諸先生を聘して去る大正十四年及び十五年中(七八兩月を除く)毎月一回行へる通俗講演速記録にして、十四年中は特に財政經濟に關し、十五年中は政治に關する智識普及の目的の爲に之を行へるが十五年中のものは各講師の校閲を經ること能はず、故に只四五六の三箇月行へる森口講師の分のみを收めたり。

一發刊に臨み多忙なる各講師が特に校閲の勞を執られたる厚意を感謝す。

昭和二年四月

財團
法人 懷德堂記念會同人一同

懷德堂百科通俗講演集 (第三輯)

目次

一	國民の海外發展問題……………	京都帝國大學教授 法學博士	山本美越乃(一一三)
二	相續税について……………	京都帝國大學教授 法學博士	神戸正雄(三十三)
三	經濟の發達……………	京都帝國大學教授 經濟學博士	本庄榮次郎(三十三)
四	我國現時の財政に就て……………	京都帝國大學教授 法學博士	小川郷太郎(三十九)
五	大戰の回顧と戦後の貿易逆調……………	京都帝國大學教授 法學博士	小島昌太郎(九七—一〇〇)
六	農村問題の思想的背景……………	京都帝國大學教授 法學博士	河田嗣郎(三二—三八)
七	世界經濟の特質……………	京都帝國大學教授 法學博士	作田莊一(二九—三五)
八	經濟と道德との關係及び合致……………	京都帝國大學教授 法學博士	田島錦治(五五—六二)
九	各國の政治組織……………	京都帝國大學教授 法學博士	森口繁治(二六—三九)

目次終

懷德堂 百科通俗講演集 第三輯

一 國民の海外發展問題

(大正十四年一月十八日講演)

京都帝國大學教授
法學博士

山 本 美 越 乃

私の本日お話を致さうと思ふ事は、只今御紹介を得ましたやうに、「國民の海外發展問題」といふことに就いてであります。

茲に私が改めて申上げる迄もなく、一體人類の歴史を繙いてみます時には、種々雑多な複雑したる事實を以て滿されて居ります。けれどもその間を通じて常に一貫して居る事は、各國民が只國內に於て其の居を守り、其の經濟的地位を維持して行くばかりでなく、或る程度迄達します時には、必ず國外に發展せんとする所の傾向のある事を見受けるのであります。これを史實に就て顧ましても遠くは古代の希臘、羅馬の如き、又中世の伊太利に於けるヴェニス¹の如き、更に近世の西班牙、葡萄牙、和蘭、英吉利、佛蘭西、獨逸、伊太利、更に進んでは亞米利加、我國の如きも右に申した様な傾向が或は移民問題として現れ、又は植民問題として現れたのであります。

殊に斯くの如き傾向は島國的の國情例へば歐羅巴に於ては、英吉利の海外發展の歴史の如きを見ましても、島國的の國情を有する國は、内に於て十分なる經濟的發展をする事が出来ないやうなところから、必ず外に向つて

發展をして行かうと云ふ狀況が現れて來るのであります。それ故に或る點から申しますならば、一體我々人類は唯其の居を守り、其の安住の場所を一定の處に定めて居るばかりでなくして、ある機會に於ては、更に一層外に向つて發展活躍せんとする傾向が現れて來る事は一つの本能性であると謂つても宜いのであります。人類の一つの本能性——是には色々の危險が伴ひ、又色々の困難が伴ひましても、尙且つ此の外に向つて活躍せんとする傾向のあるのは、是は人類の本能性と謂つても宜いのであります。従つて我々人類の外に向つて發展せんとする事は是は當然の事と思ふのであります。

所で斯かる對外的の發展といふ事に就ては、今日迄は單に之を無雜作に所謂『國民の海外發展問題』として取扱はれたものでありますけれども、是は今日に於ては矢張他の色々の研究問題と同じく、ある國民に海外發展の事情が起りましたも、時と處とに應じ、又國情に應じ、國民性の如何によつて、その海外發展の原因をそれ〴〵區別し分類をして、之を考究せねばならぬものと思ひます。詳言致しますれば唯國民の一部が外に向つて發展をする、斯う申しましても、それには曾て古代及び中世に於ては、唯無雜作に兎にも角にも外に向つて發展すると云ふ事でありましたけれども、今日の如く各國皆が國情を異にする所からして色々の問題が起り、對外的の發展と申しましても、之を一樣に看做す事の出來ない事情がありましては、海外發展の問題と云ふ事は、矢張學問的に、組織的に、系統的に、研究して參つて、其の當時の事情如何と云ふ事を研究せなければ、決して今日の海外發展と云ふ事を貫徹する事は出來ないと思ひます。

斯様な意味よりして海外發展の種類を考へてみますとそれは三つのものに分つことが出來ると思ひます。私は姑らくそれ等三つの種類に就てお話を致しまして、最後に我が國是をお話する積りでありますが、其の國是をお

話しする前に若干地方的の觀察をして、御當地大阪の如きに於ては、海外發展の問題は、如何なる方法を以てすべきかと云ふ事を申上げて見たいと思ひます。

先づ第一に海外發展の問題を學問的に分類を致しますと先刻申す通り三つに區分することが出来るのであります。その第一は、之を稱して「移住的發展」と申しまして詳しく申しますと、ある國民がその國內にのみ居を守るにあらずして、廣く國外に活動の天地を求めると云ふ趣意から主に移住する一つの國民の海外發展がこれであり、それから第二は主として國外の有利なる事業に對して資本を放下すること即ち放資によつて、海外發展の事業を完成して行かうとするもので、之を稱して「放資的發展」と申すのであります。第三には、人の移住若くは、資本の放下を主となすにあらずして、寧ろ主として通商的、商業的發展即ち所謂「通商的發展」なるものがこれであります。

洋の東西に論なく、時の古今を問はず、苟も國民が海外に發展をなさうと云ふ事情が現れて參ります時には、或はそれが主として移住的發展であるか、主として資本的發展であるか、將又主として通商的發展であるか三つの中その一つに屬するのであります。而て昔に於ける海外發展の方法は、主として第一の發展であつたのであります、換言しますと移住的發展であつたのであります。中世に於ては或は移住的發展をも遂げて居りましたけれども、主として通商的發展をして居つたのであります。が併し一言斷つて置かなければならぬことは茲に申します通商的發展と云ふことであります。中世のそれは今日各國に於て主力を注いで居りますものとは、本質が大變違つては居りますが、通商的發展と云ふ名の下にこれを收める事が出来るのであります。

私が申上げる迄もなく「シエクスピヤ」の小説に「ヴェニス商人」なるものがあります。あれは夫の地の商人が

海外殊に地中海沿岸に於て非常なる活躍をして居つた状態の一部を描寫して居るものでありますが、此の「マーチャント、オブ、ヴェニス」に於て知られて居ります夫の地の事情は、中世の海外發展の遺跡を示して居るものでありまして、是は全く通商を目的と致したる發展であります。詰り其の當時の通商と云ふ意味は、今日の通商と云ふ意味とは異り、利己主義即ち先づ我が得るといふことが主となつて居たのであります。然るに今日の通商と云ふものは、我も得る、人も得ると云ふ事であります。斯様な次第ですから、本質は違ひますけれども、兎にも角にも是は通商的發展に外ならないのであります。

それから近時に於きましては、熱帯地方に歐羅巴各國が植民地を有つて居ります。或は亞弗利加に、或は南洋に、或は其の外の地に、それ／＼發展の根據地を有して居りますが、斯う云ふ地方の發展は申す迄もなく第二の放資的發展であります。詳しく申しますと、それ等の地方には幾多の富源が埋藏せられて居りますが、白人は自ら其處に移住して發展することは、氣候の關係から彼等の體質が到底それに耐え得ませんので、彼等は餘りある資本を斯う云ふ地方に放下して、其の地方に於ける住民を使用して事業を計畫し、是より利益を得る所の途を講ずるのであります。左様な次第ですから此の發展方法は、即ち放資的發展と云ふ事が出来るのであります。

大體海外發展の事情と云ふものは、右の三つに分ける事が出来ますが、更にそれ等を細別してお話を致しますと、先づ第一に移住的發展でありますが、これには更に二つの種類があります。其の一つは即ち植民的的發展と申すものであり、その二は、移民的發展と申すものであります。

通俗には此の移民と云ふ事と植民と云ふ事の意味とを混同致しまして、移民と植民とは何等區別がないやうに考へて居る人が多いのであります。けれども、是は今日學問上に於ては嚴密に區別されて居るのであります。

原語に於きましても、植民と云ふものは即ちコロネーションなる文字で現され、移民と云ふ事は之に對して、エミグレーションと云ふやうな特別の言葉を以て示されて居るやうに、其の意味に於ても非常に違つて居ります。然らば何う云ふ區別が右の兩者の間にあるかと申しますと、一體植民と云ふ事は、昔羅馬時代に始めてその言葉に當る所のコロニアと云ふ文字が出たのでありまして、それ以來今日に至る迄其の用語に多少の變遷はありまされども、常に此の植民と云ふ事の觀念は大體次の様であります。

ある國が本來の國土外に新に領有した土地に向つて自國民が發展をする場合に、之を稱して植民と申すのであります。此の觀念は昔から今日に至る迄毫も變つて居りませぬ。

然るに移民と申しますのは是と反對で、自國の主權の行はれない處に、自國の國民が發展することを指すのであります。更に言葉を換へて申しますならば、他國の領土内に自國の國民が發展をする場合に、之を稱して移民と云ふのであります。即ち發展する所の地方に自國の主權の有無といふ點から一は植民、他は移民と稱せられるものであります。右に申した様な譯で此の二つは相似て甚だ異つて居るものであります。

それ故に實例を取つて申上げますならば、我が國民が朝鮮、臺灣、樺太地方に移住する時に於きましては、それは明かに植民と云ふ事に當てはまるのであります。けれども、我が國民が伯刺西爾或は南洋方面、或は北米に參りますのは、之を決して植民と申してはならぬのであります。斯くの如き地方に發展する時には、必ず移民と申さねばなりません。往々にして新聞雜誌上には南洋、伯刺西爾に向つて發展する事を植民と書いて居りますけれども、是は學問上から申せば全く移民と、植民との區別を知らないものであります。之に反して朝鮮、臺灣に向つて發展する事を移民と云ふならば、是は明かに其の意味を取違へて居るのであります。斯くの如く本來の意

義が違つて居るのでありますから、自然此の植民的發展をなす場合と、移民的發展をなす場合とは、それぞれその本質が違はなければならぬことは大いに注意を要することであります。

移民的發展を爲す場合に於ては植民的發展をする場合に於ける如く、唯本國に於て職がないとか又職を求めるに苦むからして、先づ何處かに行つて職を求めると云ふやうにその様に簡單なものではないのであります。即ち移民的發展をなすものは、他國に於て自國人の代表をするものであると考へなければならぬのであります。固より植民的發展の場合に於きましても本國人は母國を代表して來て居るものであると云ふ責任觀念を有たなければならぬ事は明かでありませうけれども、殊に移民の場合に於ては猶更その要が大であります。御承知の如く今日に於きましては、亞米利加では日本の移民を全然入れないと云ふ事になり、僅かに今後移住的の餘地があるとして認められて居るのは、南米、南洋方面でなければならぬと考へられて居りますが、而もそれ等の方面への移民も餘程考慮しなければならぬものがあります。

元來移民と云ふものは、必ず移住國に於て入國せしめなければならぬと云ふものではなく全くその國の自由であります。移民が何等の故障なくして何れの國へも入國し得られたと云ふことは、之は極く新しい事であります。最初は移民を入國せしむることに就きましては歐羅巴各國及亞米利加等に於てはそれ等の國々の國權を基礎として嚴密な制限のあつたものであります。所が其の後、それが比較的寛大になりまして、殊に亞米利加等に於きましては、國土の面積が大であつて人口が少い關係上、移民はこれを自由に入國せしむると云ふ事になつたのであります。けれ共又近頃に至りまして、亞米利加等に於きましては東洋人に對して制限を設けると云ふ事になりました。而て之は當然の事であります。蓋し移民に對する制限權は、昔から移民を受入るゝ國の權利でありまして

其の權利に依つて制限を受けたに過ぎないからであります。これが即ち自國の主權が行はるゝ所に發展する植民と他國の主權の行はるゝ所に發展する移民との本質上の差異であります。

斯様に考へて参りますと亞米利加が入國せしめて差支のない移民と差支ある移民とに差別を設けることは理論上原則上に於ては已むを得ないものであります。唯之を私共の感情に訴へる時は、北米合衆國の遣り方は甚だ不都合である。その遣り方に至つては一々是認する事が出来ません。

右の様な譯でありますが故に、第一の移住的發展に於きまして、植民的發展する時には左迄の考慮を必要としませんけれども、移民的發展をせしめんとする時には非常なる考慮を要するのであります。その方面を考へず、その人を考慮せずして何人でも何處なりとも移民として行くべしと考へる事は政策と致しましては、餘程考慮しなければならぬものである。移住國に於て喜ばれ、歡迎せらるべき者を送ると云ふ場合は問題ではありませぬが、苟も移住國に合致し、移住國に十分利益を圖る事の出来ないやうな移民は、先方に於て歡迎しないのは明かでありますから、移民を送る場合に於きましても餘程人選をする必要があります。從來此の點を十分に考へなかつた結果、遂に北米に於けるやうな事が起つたと言つても宜いと思ひます。御承知の如く我が國民は年々増殖することが非常に大で、何れは國外に向つて發展しなければならぬと云ふ運命をもつて居るのであります。然らば植民政策上に於きまして、移民政策上に於きまして、唯一時の方便によつて此の問題を取扱つて行くにあらずして、根本的の移民政策、植民政策を確立し、それによつて此の問題を取扱つて参りましたならば、恐らく今日のやうな不幸は見なかつたであります。斯様な次第でありますから、それ〴〵移民を送る場合に於ても移住國の状態如何といふことを十分考慮しなければならぬのであります。

詳しく申せば自國より文化の程度が優つて居るか、若くは對等の地位に在る所への移民と、自國よりも文化の程度の劣れる地方に對する移民と云ふものに分けて、文化の進んで居る國への移民はそれ／＼其の國に適するやうなものを銓衡し、又文化の劣れる處に移住するにはそれ／＼其の處に適するやうな移民を選択しなければならぬのであります。皆様の御承知の通り今日の北米に於きましては、我國からの移民を入國せしめませぬから、今後に於ては、南米、南洋が我が移民を送るべき地方であります。それは何人も唱へそして又眞實なることであります。けれども、此の問題に就て考へなければならぬ事は、一體南米に於て要する所の移民、殊に伯刺西爾に於て要する所の移民は何う云ふ移民であるかといふことで、之を選ばずに送り出すことは決して策の得たるものではありません。例として適切缺くことが大であるかも知れませんが商品に譬へて申しますならば商品は唯賣り出すばかりでなく、之を購はんとする顧客は如何なる品質、如何なる種類の物を選ばんとして居るか云ふ事を注意をして、品物を出す心懸が必要であります。只自分の國の賣残り——生産過剰で捌かし得ないから、兎にも角にも何處かに持つて行つて賣らうと云ふ様な考へで矢鱈に賣捌することは決して正しい事ではない。過剰製品があらうとも、賣り残りがあらうとも、行先に於て眞に之を歡迎する品物であるか何うかと云ふ事を考へて、或る種の政策を考へる事が眞の商人の爲す方法であるが如く、自國の主權の行はれない處に向つて自國の過剰人口を出す場合に於ては、其の國の歡迎しない移民を送る時には決して成功しないのであります。伯刺西爾に於きましては、一體如何なる移民を要するかと申しますと、夫の地では農業に従事する體力を有つて居る移民を歡迎するのであります。如何なる辛苦艱難に遭つても耐へ、農業的に開發して行かうと云ふ體力の人間を要求するのであります。

果して然らば、さう云ふ國民の一部を移住せしむる事は、是れ即ち先方の希望する移民を送るのでありますから、決して失敗はないのであります。所が近頃のやり方を見ると、行政整理、又は經濟界の不況の爲に失敗をした結果、何うも國內に於ては仕事がないから、先づ伯刺西爾に往つて仕事をやらうと云ふやうな漠然たる考から移民を奨勵すると云ふ事は、彼地へ往つて失敗するばかりでなく、移民を受入れる國に於ても決して歡迎する所でないのであります。斯くの如きは移民政策上の根本觀念に於て大いに間違つて居るものであります。

それ故に移民的發展を爲す場合に於きましては、今申しましたやうに、移民として行く者の思想、活動力、體力、教養程度等をそれ／＼考慮して、適材を適所に置くやうにしなければならぬのであります。併し此の意味から致しますと思想、活動力、體力、教養程度に於ても缺點のない様なもの！言葉が甚だ悪いかも知れませんが所謂高等移民に屬する者は南米、中米に向つて移住し、否らざる者は南洋若くは其の他の方面に發展せしめるといふ様に組織的に移民政策を樹立して行かなければならぬのであります。

次に植民に就きましては、先に申上げました様に、ある國が本來の國土外に新に領有した地方即ち領土主權の行はれる處に發展をするのであります。けれ共之も注意を要する。即ち徒手空拳で植民地に向つて發展をするに云ふ事は、今日までは爲されなかつたものではありません。けれ共今日以後に於ては最早右の様な植民的發展は、餘程考慮せねばなりません。方今英佛の兩國に於ては徒手空拳只労働を唯一の目的として發展せんとする者は殆どないといつてよろしい。兩國人にして植民地に發展せんとする者は、最初から單なる労働者として發展するにあらずして、多少自分に或る事業を計畫し、技術的に發展の意義を持たすか若くは多少の資本を以てそれ等の地方に植民するのであります。此の點に於ても我が國の過去に於ける遣り方は非常に間違つて居たのであります。

元來植民地は母國から見れば幼稚なるものである。さう云ふ地方に向つて發展をする時には、母國人は植民地人より尊敬せられる筈である。けれ共實は全く反對で往々侮蔑を以て見られて居るのみならず母國人の勢力は殆ど無いと稱してもよい譯である。それ故に今日諸外國に於てはそれ等の植民地に向つて發展を仕様と云ふ者に對しては、餘程注意して居ります。之は先に申上げました所の移民の問題と共に、我が國の將來に於ては餘程考ふべき問題だらうと思ひます。斯様に申せば人は或は國內に於て多少の資本があるならば、何を好んで植民地、移民地に行く者があらう。而もその地方へ行くと云ふのは、無一物であるから行くのである。それで私が今言ふた事を望むと云ふ事は餘りに望みが多過ぎると云ふかも知れませんが、それは過去に於てはさう云ふ考へでもよかつたでありましてやう、が併し今日以後に於ては、苟も移民地、植民地に向て發展すると云ふ時には、相當の知識を有するか又は相當の資本を持つて行かなければその移民植民も共に決して成功すべきものでない。然るに今日迄の我國の移民並植民は先程申しました様な考へを持つて行はれたのでありますから、我が國の移民、植民は共に非常なる輕蔑を受けつつあるのみならず排斥されて居るのであります。それは即ち平たく申せば、移民殖民の素質が悪いからである。それ故に將來の問題はどうしても移民者、植民者の素質を選擇する事が甚だ必要であると謂はなければなりません。

それから第二に放資的發展と云ふ事に就て申上げますが、之にも又二つのやり方があります。一つは單に資本を放下するのみを目的として居るものであつて、實例に就て申上げますと、英吉利なり佛蘭西なり又和蘭なりの海外發展の事業に於ては、自國人が自ら勞働に従事するといふ希望を以て移住する事は餘り期待する事が出来ませぬ所から、先づ資本を放下して即ち資本家としてそれ等の地方に活躍し、勞働はその地方の土着の人間に委ね

ると云ふ風にやつて居るのがこれであります。他はそれ等の地方に投資すると同時に、能ふ限り自國人が其の資本と共に移住する。即ち投資と同時に移住が行はれるのがこれであります。

過去に於ては放資的發展と云ふものは可なり成功を遂げたものでありまして、恰度十九世紀の中葉より二十世紀の初め頃に於ては、歐洲各國の海外發展は、主として只資本を放下する發展であつたのであります。即ち例へば熱帶地方に大きな土地を所有して其處にゴムとか、椰子とか、砂糖とかを植ゑて皆莫大の資本を放下したのであります。換言致しますと資本家は只資本を放下する丈で實際に經營する者は其の地方の土着の人間を以てこれに當らしむるといふ風でありました。けれ共、此の遣り方は今後は永く續くものでないと私共は見えて居ります。何故であるかと申しますと、放資的發展と云ふ狀態の所に於ては最も著しく、資本主義が現はれて居るのであります。即ち資本と勞働とが最も著しく其の地方に對立して居るのであります。それが歐羅巴戰爭以前の様な帝國主義的、軍國主義的の威力を以て、それ等の地方へ向ふと云ふ様な時に於ては、放資的發展も成功したのであります。けれ共、歐羅巴戰爭後、所謂民族自決の精神が起り來りまして、假令今日はある國の爲に抑壓をせられて居る様な狀態にあつても、吾々民族は何時かはその國の抑壓から逃れようと云ふ精神が深く吹きこまれて居る時代に於ては、資本の威力に依つて何處迄も之を抑へつけて行かうと云ふ様な事は決して永く續くものでない。必ず或る機會が参りますならば、資本と勞力の衝突が起る。そしてそれ等の衝突は不幸にして血を流す時が來るが、その時が到れば資本家はその地方の投資を引揚げるより仕方がないと云ふ事になります。此様なことは決してこれを豫想するに難くないのであります。従つて單純な放資的發展とは、今後に於ては其の前途に多くの成功を望むことが出來ないのであります。資本の放下と同時に母國人の移住が行はれますならば、それは決し

て失敗するものではない。勞力と資本の調和を圖つて、母國人の勢力を次第に扶植し發展するの素地を造る事が肝要であります。

英吉利の植民學者の中に、近頃段々熱帶植民地の將來に就て心配し出しました。それと申すのは全く熱帶植民地は英吉利人の移住に適しないために是等の地方に資本を貸して色々な事業を計畫して居るのでありますが、今申し上げた様に到る處に民族自決觀念が段々深くなつて來たからであります。それに就て英吉利人はそれ等の地方の氣候に堪へることは出来ないが此の氣候に打勝つ體力がなければ、決して發展は出来いと言つて居りますがそれが私が申します所の今日以後に於て、單に資本を投じる丈でそれ等の地方に發展が出来るものでないといふ考へを事實上證明するのであります。

既に海外發展に於てあれ程の發展をとげて居ります英吉利でも、單なる資本投下はその成功が難いのであります。それでありますから矢張り發展するには相當に資本を携へて、其の携へたる所の母國人が根據を据えて其の事業及び富源の開發に當ると云ふならば、海外發展の成功は期して待つべしであります。

さて次には第三の發展即ち通商的發展と申すものに就て一言致します。以上申しました移住的若くは放資的の海外發展は、實は大阪のやうな土地柄に於きましては、是は決して關係はないとは申しませぬけれども、それ程密接な海外發展の方法であると申されませぬ。大阪の如き土地柄即ち商工業を以て此の地方の人々の使命として居る所では、海外發展の事業を企てるには何を以てやるかと云ふと、通商的發展の方法より外なからうと思ひます。第二の放資的發展方法と云ふものも、大阪のやうな相當豊かな資本のある所に於ては、海外に於ける有望なる事業に對して資本を投下すると同時に、又其の事業に従事する人々と共にさう云ふ地方に發展をすると云ふ事は、

甚だ好ましい事ではありますが、それより大阪の土地柄として模範的の海外發展をなさんとすれば此の第三の方法に據らなければならぬのであります。即ち通商的發展に據らなければならぬと思ふのであります。それで私は通商的發展の事に就て是から少しく申したいと思ひます。

所で此の話に移る前に申して置きますが、右の様に海外發展上には三種のものがあつて、それ〴〵其の地方の事情に應じて、第一のをやらうと、第二のをやらうと、第三のをやらうと兎に角何れか發展の途を講ぜなければならぬのであります。世間では往々そのことを考へずして、唯今日は人間を國外に送ると云ふ事は多く望む事は出來ない。又資本を國外に投ずると云ふ事も日本のやうな貧弱なる國では出來ない。と斷定してつて、日本は通商上の發展あるのみであると直ちに斷案を下して了ふ人がありますけれども、それは決して左様なわけのものではないと思ひます。其の地方の實狀を考へます時には、例へば山口縣、廣島縣、和歌山縣といふが如き諸縣では通商の方法よりは寧ろ組織的の移住の方法を探る方が宜からうと思ひます。又或る地方に於ては國內に於けるよりも、國外に資本を投ずる方が宜からうと思はるゝこともあります。故に一部の論者の言ふが如くに將來は唯通商的發展あるのみであると考へるのは間違である。矢張各地方の事情に應じて或は移住的、若くは放資的發展の途はあると思ふ。

所で本に戻りまして、大阪の如きは海外發展の途は何れに據るかと申しますと、何うしても通商的發展を主としなければならぬかと思ひます。所が海外發展の三つの種類の中で、通商的發展の方法に據る程國際關係の重大なるものはないのであります。移住的發展、放資的發展なるものは、唯移住するか、又は資本を放下することが目的であるけれども、通商的發展に至つては唯統治國だけの發展でなくして、全國際間の發展をして居るものと

言つても宜いのであります。此の種の發展は其の國の國際的地位を高め、又其の國の國力を充實せしむる上に於ては、一番手近い又最も有力なるものである。移住的若くは放資的發展と云ふものはそれ等が齎す利益又は結果は直ちに豫期する事は出来ません。籍ずに相當の歲月を以つてして始めてその利益又は結果を收める事が出来るのであります。通商的發展に於きましては、案外短期間に其の結果を收める事が出来るのであります。それだけ又國際間に於ける關係に氣を配り考慮しなければならぬ所があるのであります。通商的發展と云ふものは一言にして申しますならば、人の移住、資本の放下なくとも、自國の商品を國外に賣つて海外發展の目的にせんとするものであります。國際競争が激甚なる今日、この問題は眞面目に眞剣に考究しなければならぬことであります。單に一時の姑息なる手段を以て満足すべきではありません。而して之に就て根本的に考へなければならぬ事は、苟も他國と競争をして、自國以外の市場に自國の商業上の利益を獲得せんとするならば、何うしても其の市場に持出だされる商品の品質が優良であり、さうして同時に其の價格が低廉であると云ふ事が、通商的發展の第一の旗印でなければならぬのであります。所が品質の優良と云ふ事に就ては、それを到達しようとするには、何うしても一面に於きましては、技術上の進歩がなければなりません。即ち國民が絶えず機會を促へて、發明、發見其の他技術的の進歩を期すると云ふやうな決心を以て、列強間に實力を養つて行くと云ふ態度が現れて來なければ、品質の優良を期することは出来ないであります。更に之に加ふるに國民の道德的觀念、殊に國際的道義觀念が發達して参りませぬならば、到底品質の優良なる物が出来ない譯であります。私が申上げる迄もなく、從來日本の製品は所謂通商的發展の目的物となるには遺憾ながら不適當である。何うも我が國民は或は移住的に或は放資的に、或は通商的に海外に發展をしなければならぬ運命をもつて居るに拘らず、一番大切な通商的發展

展と云ふ事に對しては全く矢が折れ刀が折れて了ふ。殆ど此の所に向つて立つべき武器を持たぬ。それは何うも我が國民の間に國際通商觀念と云ふものが今日迄乏しいからである。然るに我國に於ては所謂粗製濫造と云ふやうな弊があるから、到底此の發展は出來ない。斯う云ふ事を能く世間では申します。さうして粗製濫造の原因を色々討究致しまして、之に對して改良方法を講じようと云ふ事にそれ／＼骨を折つて居られるやうであります。是は洵に結構でありますが、粗製濫造と云ふ事は、必ずしもそれが悪いと言つた處で、到底直るものでない。之を直さうとするには經濟上その方法を講じて行かなければならぬものである。我國の産業上經濟組織と云ふものは何うも小規模で、個人的で、不統一で、さうして資本の餘裕と云ふものがない。右から左へ融通して行かなければならぬ。其處に何等合同的な組織的な團結的な産業の組織がなくして、唯々粗製濫造を責めても到底それはいかない。粗製濫造と云ふものは之を匡正する方法としては、お互に我國のやうな小資本を以てやる國に於ては、此の小資本を合して双方の商人を共同の組織、若くは共同の機關と云ふものを作り上げなければならぬ。斯くの如くして世の小資本を合して、今の小規模を改良する事を奨勵致しますと同時に、他面に國民の道義觀念に對して、もう一步踏込む事を奮勵して行かなければならぬのであります。今日の國民の道義觀念と云ふものは、決して其の國若くは其の國の附近にのみ於て考へられるやうな道德の標準を以て行く事は駄目である。矢張廣く國際間に於て一國民として、國民の體面を維持し、其の國民の地位を認められるやうな道義觀念でなければならぬのでありますから、私は之を一言にして「國際道義觀念」と云ふのであります。此の觀念が進んで参りませぬならば、矢張外に對して發展する方便である品質の優良なる物を造ると云ふ事は出來ぬ。私は此の點に於て特に大阪に於ては十分に考慮を拂はなければならぬものであると思ふ。詰り技術的の發明、發見の奨勵等、それ／＼色々

な技術上の改善方法を講ずると同時に、矢張内面的に利己心のみをもつては一地方の商業に於ては固より國際間に於ては通商の事業は到底成立つものでない。言葉を換へて申しますならば、相互に利益を享ける。彼も利益を受け我も利益を受けると云ふやうな觀念を以て進むにあらざれば今日の通商的發展は、内に於ても外に於ても出来ないものである。此の目的を達する爲には、獨り國民が國際的道義觀念を十分研究し、さうして其處に活路を見出して行かなければならぬ。是は一つの武器である。此の武器を持たずして通商的發展を遂げようと致しましても、それは到底爲す事が出来ないであります。それから第二に價格の低廉と云ふ事がありますが、價格の低廉と云ふ事に就きましては、更に之を遡つて考へますならば、貨物の價格を低廉ならしめるには、能ふ限り生産費を廉からしめなければならぬのであります。所が今日の我國の狀況に於きましては、皆様が御承知の如く、日本程生活費の高い國はない。嘗ては我國の賃銀は非常に廉かつた。外の事に於ては日本は西洋に劣つて居りましたが、賃銀の廉いと云ふ事は是は日本は西洋に優つて居ると考へられて居つた。所が戦争後色々な事情の爲に、又一面に於きましては國民の生活上の問題から、即ち經濟的、社會的地位を高めて行かうと云ふやうな考からして、賃銀が非常に騰つて行つた。既に資本に於て比較的高い所の利子を拂つて資本を使はねばならず、高い所の賃銀を拂つてやらなければならぬと云ふ所がある。他面に於きましては原料は何うであるかと云ふと、我國に於ては殆ど原料品なる物は産しない。産出するものを求むれば先づ貿易品として一位を占めて居る生糸位であります。生糸は我國に於ては出来るものでありますが、併し全部我國で出来るものではない。矢張其の原料の繭と云ふものは支那から仕入れて居ります。之に次で最も大切な商品となる所の綿糸の如き物は殆どこれを他國から仰いで居るのであります。原料は外國から買はなければならず、高い所の利子と賃銀とを拂つて行かな

ければならず、物の生産費は自ら高からざるべからずと云ふ事は、もつと物價を引下げたら何うだと叫ばれまして、生産の根本條件の甚だ不利益な今の事情に於ては、物價の引下と云ふ事はいかない。即ち價格の低廉と云ふは甚だ困難な事であります。それ故に矢張之に對しても此の難關を切抜ける所の何等かの方法を講ぜなければならぬのであります。原料を他國から入れなければならぬと云ふ事は是は已むを得ない事でありますが、内に於て資本若くは賃銀の不利益をもう少し緩和する方法はないかと云ふ事を考へなければならぬ。賃銀を引下げようといたためには、勞働階級の賃銀の高くなつて居る所の生活の費用を下げなければならぬ。農産物の價格の引下げと云ふ事は到底難しいのであります。斯う云ふ譯で一方を突けば他方に妨げを及ぼすと云ふやうになつて來るのでありますから、生活材料の價格を或る程度迄引下げると云ふ事はやつてやれない事もないけれども、農民の非常な苦しみとなるのであります。右様の次第で絶對的に生活の材料の價格の引下げをする事が出來ないとあらば、何うしても茲に考へなければならぬ途は、現在の賃銀を拂つて現在の勞力が生産する結果よりも、更により優る結果を擧げる方法はないだらうかと云ふ事を考へるより仕方がないのであります。今日の勞力の使用法若くは訓練方法に就ては、何うしても能率と云ふものを進めて行く上に於て、なか／＼遺憾の點がある。賃銀は假令今日だけのものを拂つて居つても、もう少し能率を擧げる所の方法を講ずる必要があると思ふのであります。賃銀の割合から申しますならば、日本の今日の賃銀は歐米に於ける賃銀率と殆ど變らない。さうすると能率に於ては同様又は一層卓越したものでなければならぬのに我國ではその能率を研究し、増進を獎勵する上にまだ遺憾なる所があると云ふ事が言ひ得るのであります。それでありますから、常に此の點を一層心懸けて行かなければならぬ。殊に大阪の如き商工業を以て使命として居ります所では、賃銀問題、延いては能率問題と云ふ事は重大な

を中心問題であります。又他方に於きましては、利子の點に就ても比較的高い所の金を使つて從事して居ります以上は、出來得る限りお互が協力して、孤立的、單獨的なやり方をやるにあらずして、協同一致の行動を以て資本をなるべく融通すると云ふ方法を講ずるにあるのであります。例へば手でやるやうな仕事などに於きましては、茲に完全な産業組合と云ふやうなものを設けて、其の組合の組織によつて、組合員の間に信用組合的の制度を確立して、之によつて資金の融通を受けて資本の餘裕あらしめる様にせねばなりません。今日我國の農民の間に於ては産業組合の組織と云ふものは、あちらこちらに起つて居りますけれども、都會に於ける商工業者の間には、資本の融通に苦しみながら、尙且つ此の産業の發達上必要缺くべからざる資金の融通の途を講ずると云ふ事をしないのは、是は遺憾な事であります。現状以上に施すべき策はないとして手を拱いて居るのではない。爲すべき所の途はまだあるのであります。我國を活かすか殺すかと云ふ事は、實は通商的發展によるのであります。凡そ通商的發展によつて國力の充實を圖らうと云ふ國民に於ては、只今申上げますやうな二大武器は之を寝ても起きても一つの標語として、一つの金言として、此の目的を如何にして達するかと云ふ事を確に考へなければならぬ事と思ひます。移住的發展も固より結構な事である。資本の放下も結構な事であるが、殊に大阪としては其等の事よりも、寧ろ此の第三の通商的發展と云ふ事に心懸けて此の目的を如何にして達すべきかと云ふ事を十分に研究されるべき事であらうと思ふのであります。

よく世人は我國が海外に發展する必要は大いにあると申します、處がその方法の考究は甚だ漠然たるもので、何うしても南米に往くか、朝鮮に往くか、支那に往くか、商業上の發展をするより仕方がない。之を大にやらなければならぬと言ふのであります。さうすればそれを如何にしてやるかと云ふ事に至つてはそこに組織的な研究

が未だ遂げられて居らぬやうであります。世界の各國を顧ますに例へば亞米利加の如き、露西亞の如き海外發展と云ふ事は國運の消長に關するやうな事がない國があります。即露西亞の如き所は今日迄も外に向つて發展をすると言ふよりも、寧ろ内に於て固め、内容を充實すると云ふ方が其の國としては第一義に置かれたのであります。又亞米利加と云ふ國は決して海外貿易と云ふ事は最近迄は多大の注意を拂はなかつたのであります。寧ろ對內的の發展と云ふ事が亞米利加の傳來の政策であつたのであります。然るに最近には遂に彼は外に向つて發展すると云ふ他國のやり方を見て非常に海外發展に注意しました。それが爲に太平洋は、波を捲き起さんとして居るやうな狀態であります。けれども日本に取りましては否日本ばかりでなく、英吉利の如き島國に取りましては、外に向つて何等かの方法を以て發展すべきにあらずんば、其の國力が充實して參らぬのであります。これを一言で申しますならば、海外の發展と云ふものは我が國運の消長の岐るゝ所であります。故に其の地方々々に適したる所の條件に應じて、或は移住的にか、或は放資的にか、或は通商的にか、何うしても我が國民が發展して行かなければならぬのであります。而て若し移住的發展就中移民として發展するとせば一時的でなく、して永久的に其の地方に歡迎され、其の地方に親しみ、其の地方に能く融和して行く所の移民を送らなければならず、又植民として發展する場合には母國人としての體面を穢さず、母國人として敬意を表される様にするには何うしたら宜いかと云ふ考を以て發展すべきであります。又放資的に發展するにしても如何にすれば此の資本を最も善く利用して行けるかと云ふ事を考へ、更に移住、放資共に適せずとすれば、第三の通商的發展を以てやるには、何う云ふ途を以てやるかと云ふ事を研究するのが必要であると思ひます。それ程其の國民が自覺しなくてはならぬ。我國民は何うしても内のみに満足せずして外に向つて發展をしなければならぬ。外に向つて發展するには組織的な方

法を以て現在のみならず將來をも十分考慮して、其の發展を成就せしめ、成功せしめなければならぬと云ふ事が必要であるのであります。此の點に就て我が國民は十分な考が纏つて居らないやうに思はれる。それ故に私は本日ออกมาして極く大體の原則的のお話をした譯であります。

近頃新聞などで能く見ますが、伯刺西爾等に發展するに就きましても、唯もう田舎から人を募集して伯刺西爾にやれば、それで成功するか如く考へて居りますけれども、それは過去に於てはさうであつた。けれどもさう云ふ移民の仕方はいけない。英吉利若くは獨逸が伯刺西爾其の他の地方に發展をして居る様なやり方を見ますと、小なりと雖もそれ相應に資本を以て發展をして居る。資本を以て其の地方に發展をしますから、自然其の地方に於て相當に敬意を拂はれて居る。勞働を歡迎するから、勞働だけを持つて往つたら宜いのだと云ふのは極めて淺薄な考である。固より勞働と共に資本を持つて往つて發展をするならば、一層結構な事である。従つて將來の伯刺西爾の移民問題と云ふ事も、今日のやり方ではいけない。私の手許には少々伯刺西爾の日本人排斥の事情を調べたものが參つて居りますが、其等の事情を見ましても、海外で發展しなければならぬ國民であるに拘らず、先づ以て準備的研究と云ふものを何んにも有たずして、唯無闇に何處にか往つて發展したら宜いと云ふ極めて淺薄なる方法を以てやつて居るからして、我々の豫期しなかつた所の排斥の原因を作つて居ります。尙又兎にも角にも大に販路を開拓すべきであると云ふ考は宜しいが、只現在のみならず、將來も進んで其のものを永久にひきつけるやうな或種のものがなければならぬのであります。英吉利にしる、獨逸にしる私は彼等の國を一から十迄感心しませぬが、何うも學ぶべきものがあるのであります。戰爭中我國が其等の國に代つて南洋方面の市場を奪ひ取り大に發展したのであります。所が忽ちにして獨逸に覆されて了つたと云ふ事は、其等の事情を知る事が

出来るのであります。兎に角斯う云ふ目的を以て何處々々迄も海外發展の目的を達成したいと思ひます。
可なり長くお話を致しましたが、私の今日の話は全體之を以て終らうと思ひます。尙此等の個々の實際上の話は又或る機會を以てそれを試みたいと思ひます。

(終)

二 相續税について

(大正十四年二月八日講演大要)

京都帝國大學教授
法學博士

神 戸 正 雄

(一)我國の直接税としては所得税の外に地租營業税の二大税があつて其根幹を成して居るが此が政治家の鬭争の行掛り上から地租營業税の地方委譲が行はれて、而かも代るべき直接國税を起さずといふことにでもなれば、直接税の間接税に對する割合が大いに低くなつて、無産者の負擔過重といふ結果になる。此の如きは到底忍ぶべからざることで、何等か直接税の重課を計らなくては濟まぬことになる。そして斯の如きものを既存税に求むるとなれば税質上、先づ相續税に之を試みるの外なきこととなる。で勢の赴く所、相續税に問題の重點が移るかも知れない。其れ故に暫らく之について論議しやうと思ふ。

(二)相續税は一方に於て直接税に數ふべきであるが、他方、理論上交通税に屬する。我國の税の中で交通税に屬するのは相續税の外にも、登録税、印紙税、取引所取引税、兌換銀行券發行税、噸税、狩獵免許税などがあるが、固より重さに於て相續税に及ぶものはない。假令他の税は止めにしても、相續税だけは何としても維持し又重課するも差支ない。今日はまだ其收入小で、いふに足らぬものだが、將來は增收され得べきものである。交通税としては此外に、土地増價税、財産増價税、所得改良税なども考へられるが、中に就き土地増價税は我國でも近く都市計畫財源として發達せんとして居り、所得改良税は一部、超過所得税にて行はれ居り、そして財産増價

税に至ては財産税が出来ぬ以上は、作り得ぬものであつて暫らく問題とならぬ。兎も角、交通税の中では相續税が最も重要なことは争はれない。そして其存在の根據も明かである。第一公平課税上よりいふと、此税は財産の塊に就き其箇々の特段なる交通事實の發生に應じて課するもので、規則正しく定期に反覆して課税するのでないから、基本税たる資格なきことについては、交通税に共通なる弱點で已むを得ぬが、基本税たる所得税等の漏らす所の給付能力を捕捉して其補充税となることの出来る資格だけは確かにある。而かも此相續といふ特段なる交通事實に於ける或人の財産取得は、其人の努力の結果に因るのでなく不勞利得といふべきものである。此不勞にして得たものといふことに同額の取得にても努力して得たものに比し一層大な給付能力ありと認めらるゝ。特に此相續の場合には、其取得者に於て、別に主たる所得をもつ其上に取得することゝなつたといふ場合があり、又豫期せずして意想外に一時的に取得したといふべきこともあつて、何れにしても普通の所得たる自己の直接又は間接努力の結果として大體規則正しく反覆せられ且つ大體豫期し得る状態にて主要なる所得として入り來るものに比しては大層能力が大きい。故に此税は所得税等の外に立つて存立するの理由があり、又普通の所得よりも重く課すべき理由がある。一方、所得税が頗る激しく且つ重き累進率の課せらるる今日に於て、そして相續による取得が所得税の所得より除かれて居る事情の下に、相續税は頗る重く課せられ得るものである。諸多の交通税の中でも、賣買貸借等に課せらるゝものよりも不勞利得税といひ得るだけに於て一層重課すべきものである。勿論被相續人の生存中、相續人が其努力を以て被相續人を助勢して相續財産を増加せしめたこともないとはいへない。随ふて相續人が相續財産を取得するのは恰かも自己の積年の努力の結果を收むるに外ならずといひ得る場合が往々にしてある。併し其相續人の相續財産成立上の助力といふても、恐らくは多くの場合に全體上大な助力で

はなく、むしろ全く無努力といふこともあり、假令相當に大な助力があつても、其財産が是れまで相続人の名義とせられずして、被相続人の名義となつて居つた以上は、被相続人が凡べて之を收得すべき理由ありたる爲めと認むる外なく、随ふて相続によりて初めて相続人が他の人に屬する物を無努力によつて收得したとして取扱ふ外ない。若も相続人の夫の財産に於ける寄與が大であるならば、相続税の存在する以上、相続人の寄與したるものむしろ被相続人の名義とせられずして、直ちに相続人の名義とせられた筈である。否な相続税が存するときには、利に敏にして公共心の乏しき人は、相続人たる子供の助力なくして得た財産をも相続人たる小供の名義と爲し置くことにより相続税を逃れる工夫を爲す位である。既に此ある以上、被相続人の名義たりし財産が相続によりて相続人に移るに於て、凡べて之を相続人が其努力に依らずして他人より收受したものとして特別重課するものも已むを得ざる所である。又主たる収入のある其上にも收得したといふことは間々當らぬことがある。特に相続人が妻とか未成年の小供とかいふ場合か、又は不具廢疾者といふ場合である。併し其以外の場合には苟くも成年の人間である以上、自ら働いて生活の出來ぬといふことは先づない。彼等が多きを望めば困難だが、生活の爲めに必要な最小度の所得位は稼ぎ出さうと思へば稼ぎ出し得る。多分通例は之を得つゝもあり、又間々別に自ら財産を有つこともある。或は從來被相続人の財産を當にして遊んで居たかも知れぬが、其は今日の時世不心得なものである。斯の如きものを保護し考慮するには及ばぬ。旁々全體としては人は元來、相続財産を當てにすべきものでなく、此れだけは全く餘分のものといふべきである。若夫れ寡婦、未成年の子、不具廢疾者に至ては、免稅點減額計算などにて宥恕すべく、其れ以上あまり考慮するには及ばぬ。即ち相続は全體上は別に主たる所得を有し又は有し得べき者が其上に餘分に不勞にて得たものと見て特に給付能力の大いものといふて良い。不時の收

入といふことも必ずしも當らぬ。親の物は子の物であり、其親は何時かは死すべき運命にあり、又既に重き病氣に罹りて死期の迫まる場合の如き、子にとりて相続は豫期すべきものだともいひ得るが、併し相続人に意外なる人の死により相続するといふこともあり、相続其ものは豫期されても其時期の精確には豫定の出来ぬものがあつて、相続には多少とも豫期の出来ぬ分子がある。其れだけに普通の所得とは異りて給付能力が大きい。斯く色々の方面から見て相続には給付能力の特に大いことを斷定し得るが、併し他方、我國では特有なる家族制度があつて、特に家督相続人は單に被相続人より財産を譲受けたといふことの外、家長といふ役目に就き、其職務上、家に屬する財産の管理に當るに過ぎぬと見るの觀念がある。隨ふて之に課税するときは、家といふ箇人の利益を超越したものゝ土臺たる財産を減少して其存立を危くするから、公益上望ましからずといふ見方がある。太しきは相続によりて財産を受けても、相続人に於て能力を増したとは見るべきでないともいふ。併し既に我邦にても段々と人の考が變りつゝあつて、大體斯かる説には重きを置かなくなりつゝあるけれども、此は社會上重要な精神上道德上の問題であるから、相當に尊重するとしても、兎も角一面より見ると、家督相続の場合にも、一人格者より他人格者に財産權の移るといふことがあり、相続人たる人格者に於て其不努力にて得たといふことがあり、特に彼が之を得た後は彼が自由に處分し得るといふこともあるに於て、之に對し特別の給付能力を生じたとして課税して可である。其の爲め家の基礎を危うくするといふが、其は税の高さなり宥恕規定なりに係ること、そんなに心配なことではない。家督相続者に於て折角家を重しとするならば、一層其家の爲めに努力して税額だけを産み出したが良い。又被相続人に於て家を重しとするならば、其相続人の納税を豫め慮つて、生命保險を相當にかけて用意するが良い。相続税が課せられても、相続人被相続人たる者の精神狀態及用意如何によりては夫の

弊なからしむるを得る。で家族制度論も相當には尊重しなくてはならぬが、爲めに此税を廢止すべきではなく、唯家督相續税を外國よりも多少輕易とすることに考慮すべきに止まる。若し夫れ遺産相續に至ては外國並みに考慮して差支ない。第二に社會政策上には、近頃の貧富の懸隔の太しきことが好ましからずとして、其財産の過増大を抑壓し、且つ有産者不勞者に對する無産者勤勞者の反感を緩和する手段としては恰好の税である。但し此見地よりしては動もすれば濫用して度を過ぐすことゝなり易きの故に、之が程度の適當なるやう注意を要するが兎も角、之によりて有産者の特段なる負擔の機會を作ることとは社會政策上無意義でない。第三には國民經濟上には、財産元本侵蝕の恐ありともいはるゝが、日本の税の如く輕く且つ各種の有恕のある以上は、國民が少しく用心を爲し又努力をすれば避けらるゝことであり、もし重くしても同様そんな心配はなからうと思はるゝ。特に此が營業税や印紙税や消費税などの如く直接に生産取引に課せらるゝものでなく、單に其結果として得られたる蓄積物に課せらるゝものであるから、生産取引を妨害するといふ非難も免れることを得る、尤も相續財産中に營業財産のあるだけでは、營業を壓迫すともいへるが、其も營業財産のみならず、他種財産と一緒に負ふものである爲め一層擔ひ易いし、其位のことには已むを得ぬ。或は此税あるが爲め人をして努力及貯蓄を鈍らしめずやともいふが、此税によりては人の集積したものゝ全部を取上ぐるのではなく、其一定部のみを取るのだから、人が之によりて努力及蓄積を中止するよりは、むしろ一層多く努力及貯蓄を爲して子孫に残すものを多くしやうといふことにもなる。更らに一步を進めて積極的に人々の努力蓄積を進めやうといふならば、相續税の普通の形たる取得税の外に、遺産の塊に課する遺産税を別に作つて、此にて其遺産の被相續人たる人の一代に増加した部分に、彼が先代より承繼した部分よりも輕き率を課することゝしたら良からうと思ふ。第四には財政收入には日本では今日

はまだ小収入しか生ぜぬけれども、經濟上の進歩に伴ひて人民の富が益々増加し、隨つて此種収入が大體益々増進するの利がある。又課税物件が確實であり、隨つて稅收入も確實性を有つ。且つ此稅が多方面の財産に亘りて課税せられ、特殊財産のみに關せぬから、負擔が各方面に分散せられて擔はれ易く、一朝有事の際に稅率を加重して可なり重き負擔をも負はしめ得る。即ち必要の大小に従ひ稅率を増減して收入を屈伸するを得て、多少可動原則にも適う。唯だ收入が年によりて多少動搖するを免れぬが、此とて殆んど何の稅にも免れざることで忍ぶに足る。第五に課税技術上には、課税物件特に動産の捕捉難と一體に課税物件の評價難とがあり隨ふては又公平課税上にも多少不完全といはなくてはならぬが、其位のこととは根本的に此稅の承認さるゝ以上は忍ばなくてはならぬものである。

(三)此の如く此稅の存立は争ふことを得ぬが、たゞ其重さが一問題である。大體日本の相続稅は歐米のに比して大に輕いから、今少しく重くしては何うかといふこと、相続人の受くる相続財産に課する現在の其の外に、被相続人の殘したる遺産の塊に課する遺產稅とでもいふものを起しては何うかといふことが問題となる。私は一方に遺產稅でも設くるならば、其發達化成を圓滿にする爲めに、此相続稅加重に反對するが、併し財産稅は何としても起さぬとなれば、私は相続稅重課に賛成する。勿論、日本にては家族制度のことも相當には尊重すべきであるから、あまり極端なことは考物であるが、併し此稅が不勞利得課稅であることを考慮して、別に普通の交通稅即ち登録稅印紙稅の如きものや、消費稅などの如きを輕減するとも、此相続稅の如きは重課した方が公平と思ふ。そして新に設くべき遺產稅にては前にもいふ如く被相続人の一代に増加した部分に、其先代より受たるものよりも輕き率を課することによりて、其經濟上の努力を進め、以て此稅の本來の社會政策的趣旨に生産政策上の

趣旨を加味するのが適當と思ふ。或は今日の免税點が低きに失するから、特に時勢の變化に應じて之を高めやうとの説がある。即ち遺産相續の場合は別とし、特に家督相續に於ける二千圓は今日の經濟及物價狀態の下には、田舎などでは二三反の田地をもつ農民にも課せらるるから過重といふ論がある。如何にも尤もらしく聞ゆるが、此二千圓の計算の基礎は積極的財産中より、公課葬式費用債務を引去りたる純價值であるから、其持つ所の田地のみよりいふことは出來ぬ。それで恐らくは田地等から見れば三千圓もなくてはならず、其も尙其邊の處にては其上に千圓だけ控除を認め、残りの千圓のみに、千分六乃至八を課するのであるから、つまり三千圓に對して精々八圓とか普通は六圓とかいふのであり、此位のものが納税困難で、家の基礎を危くすといふことは斷じてない。義務者に於て其れほど家が大切とかいひ、納税を大切と考へたら、其れ位餘計に豫ぎ出したら良い。或は理想をいへば其利子にて最低級の生活の出來るだけの度の相續財産を家督相續の免税點としたいともいふが、人は元來、不具癡疾者とか其他自力にて獨立の生活を爲すに堪へざる者でない限りは、各自の努力によりて生活の途を講ずべきもので、祖先の財産など當てにすべきものでない。故に一般に免税點を引上ぐるには及ばぬ。ただ不具癡疾者、寡婦未成年者の場合に幾分、免税點を高くし又は控除額を多くすることとなれば良い。其も此を設けると名を此等のものに假りて遁脱を計る恐もあるから、あまり大な特典は與へぬが良い。免税點につき大正三年の改正當時二千圓が正當であつたと假定すれば、今日の物價騰貴したる事情の下に多少引上げて然るべきが如くであるが、未だ物價の安定を得ざる今日としては其程度は慎重に考慮しなくてはならぬ。

(四)此税の課税物件及標準については第一に、三十八年の大藏大臣の訓示による動産の範圍が問題であるが、此も過渡時代としては已むを得ざることであり、且つ事實としても段々と嚴格になりつつあつて、そして義務

者にても進んで申告するものが多くなりつつあるといふから、先づ此問題は當分あまり喧しくいはぬが良い。第二に問題となるのは、現行法の下に推定相続人、分家の戸主又は家族に對し、不動産船舶の外のものの贈與を爲したるときは、凡べて何時にても遺産相續開始と見做して課税するが、其他の人に對して爲せる贈與には此課税がないから、次男以下の子女、女婿等に生前贈與を行ひ、其贈與者に於て一年以内に相續が開始しなければ、此には相續税がかゝらぬことになる。此は前の二種の者の間に均衡が取れぬから、推定相続人等以外の者にても凡べて親族者に贈與を爲したる以上は、之を遺産相續と見做して課税するを至當とする。特に次男以下などに對する贈與に課税せざるの結果、一旦彼等に贈與して更に推定相続人たる長男に贈與せしむることによりて脱税することが出来る。之を防ぐには、凡べての親族者につきて遺産相續開始と見做すことゝするを要する。或は之と共に廣く其他の贈與を併せて贈與税を起すも一案だが、贈與といふも其實は大抵は之を受くる人の功勞とか勤勞とかに報ゆるものが多く、非親族者に對して單純に贈物をするといふことは極めて稀なことであり、相續税を免る爲めの手段として第三者への贈與を行ひ其から更に相續人に移さしむることも、其第三者を非親族者とすることは餘程の例外で、危険なことだから、親族者への贈與に課税する以上は、其上、他人への贈與に對する特別税を起してまで遁脱豫防を爲すに及ばぬ。特に廣く贈與を課するとすれば、其内容につき疑問が起り、取扱も面倒故、暫らく不課税とするも忍ぶべきである。第三には此親族への贈與の課税が不動産船舶以外のものに限られて居るが、此は不動産と船舶とは登録税にて高い税を取られて居るから、其上の必要なしとの見地から出來て居るが、登録税は比例税(不動産千分六十、船舶千分五十)であり、之を複雑なる累進を課する遺産相續税(千分十より千分百十まで)の代りとすることは出来ない。特に不動産船舶の贈與については、登録税を取ることが假

定して居るといふが、實際其贈與の登録税が重いから、贈與でありながら出来るだけ登録税の低い賣買其他の名義(不動産千分三十五、船舶千分二十五)にて登録し、已むを得ざる場合でない以上は、贈與として登録しないから尙更以て現行法の儘にては所期の目的を達せぬ、矢張り不動産船舶の贈與にも相続税を課することゝすべきである。此外にも通税の方法は色々ある。其を一々規則で押へることは難いが、或度までは當局者及社會の監視を要する。例之、或人が自己の努力により儲けた財産を恰も子女が儲けた如く装ふて子女の名義にて買つて置く。之にて他日納むべき相続税を免るゝのである。此は事實は明かに贈與である。夫の推定相続人への贈與に外ならぬ之に課税して可い。併し名義上は其子女が或物を買つたのだから仕方がないかも知らぬが、兎も角未成年者にして其獨立の相當に大なる財産を有たぬ程の者が登録を要する財産を買取つた場合には、當局者が注意すれば押へることが出来るが、登録不要財産には押へ難い。併し其も、或度までは調べられる。例之、株などは株主名簿を調べると分る。所得税と關聯して分る。但し此の如く親が自分の財産を子女の名とすることは、其子女が未成年の間は良いが、其成年となつた場合に彼が之を知つて自己のものとして浪費し盡すかも知れないといふ心配があり、段々親子間にも財産につき争ふ氣分が強くなると、さう多く行はれないであらう。或は被相続人たる財産家が其目立つた財産(土地家屋公債社債株といふ如き)を生前に他人に賣却して金にして置く。そして其金といふ匿し易きものにて相続人に移すのも相続税を免るゝ方法となる。そして相続人は得た金にて前と同物を買ひ取ることは出来ぬとしても、類似の物を買ひ得る。又今日の時世では必ずしも前と同物といふことは入らない、此は脱税方法として最巧妙な方法である税務當局者としても良く注意して其確證を握ることが出来れば税法二十四條の制裁を適用すべきである。それから被相続人が生前に非常に信賴する他人に財産を賣つたことゝして、他日相

續人をして再び買戻すことによりても相續税を逃れることが出来る。不動産だと、此種の連脱的賣買を行へば登録税二回分の千分七十の上に、地方税たる取得税二度分を取らるゝこととなるから、之を行ふのは軽い相續税を一回拂ふよりも不利となるから多分行はないであらうが、有價證券などにては此が慥かに有利であるから行ふことがあり得る。尤も此の如き信賴者を見出すことが難いといふことはある。此等の不正行爲を摘發することは困難ではあるが、併し出来るだけの注意を拂ふことが望ましい。其他價格計算については、船舶に關する特別計算は今日では時勢後れであり、むしろ時價に依るとするのが一層簡單であるから、時價主義に改むるが可であらう。

(終)

三 經濟の發達

(大正十四年三月二十二日講演)

京都帝國大學教授
經濟學博士 本庄 榮治 郎

「經濟の發達」と云ふ題で申上げます。言ふまでもありませんが、宇宙の森羅萬象は總て休む所なく刻々に變化して居るものである。月を見ましても、星を見ましても始終變つて居る。動物を見ましても、植物を見ましても、又吾々人間を見ましても刻々に何等か變化しつゝある。或は言語とか、文學とか、或は法制とか、經濟とか云ふ形而上學に就きましても、それ等のものは始終變化して居るので、此の事は既に早くギリシヤの哲學者が言うて居る事でありまして、如何なるものでも變化せぬものはないのであります。

吾々は社會から離れて生活する事は出来ない。所が此の社會生活に於きましては、色々な方面、宗教、教育に關する方面、或は政治に關する方面もある。或は經濟に關する方面もある。色々な方面がありますが、茲に言ふのは社會の中の經濟社會に就てであります。經濟社會と云ふのは、社會と云ふものをば經濟方面から見ただけであります。此の經濟社會も一定不變のものでなくして絶えず變化發展して居るものであります。

その變化の方法とか速度とか云ふものは必ずしも同様ではない。或る場合に於ては進歩する場合もあるが、又しない場合もある。最近經濟社會は、我國のみに就て考へて見ましても、維新前と維新後とは、較べることが出来ない程變化して居ります。維新前に於ては外國とは交際する事はなかつたのであります。ありましても極め

て少かつたのであります。所が維新以後に於きましては、國を開いて、各國と交際をしたのであります。卑近な例を申し上げますならば、産業の方面に就て考へて見ますと云ふと、昔は女の手によりまして糸引車を引いて紡績をして居つたのが、今日では機械で大規模で紡績をやつて居ります。曾て一人或は二人の手で造られた足袋の製造が、只今堺では足袋一個に六十五の分業の手を経て居る。或は電気事業と云ふやうな維新前にはなかつたものが起つて居る、各種の商業機關も整つて居る。今日大規模の百貨商店は、昔の萬屋とは較べものにならぬものであります。昔は株仲間と云ふ特權を有つた仲間がありまして、或る種の營業を獨占し色々な特權を有し、親方と子分との間に親密な關係があつたのであります。維新後に於ては株式會社と云ふやうな一つの新しい組織が出来て來まして、雇人と雇主、即ち會社の企業者と勞働者の間は契約關係によつて仕事をして居りまして、互に顔を見知らぬと云ふやうな、恰も路傍の人の如き有様であります。

更に交通機關に就て見ましても、昔は駕に乗つて數十日を費して江戸に行く事が出来たものが、今は一晩の中に早や東京に着く事が出来るのであります。電信とか、電話とかが出来、殊に無線電話によつて、大阪でお饅舌りをして居るのが、遠く四國、九州方面に迄も聞えるやうになつたのであつて、纔に飛脚によつて交通とか文通をやつて居つた昔の人には想像も出来ないやうな發達をして來たのであります。併し斯くの如きは、經濟社會の發達の全體でなくして、その一部分に過ぎないのであります。維新以後僅に半世紀ではあります。その變化や進歩は實に甚しいものがあります。其の變化が偶然に行はるるものに非る以上は、經濟社會の進化にも何等かの法則があるのではないか、或は經濟發達の原因であるとか、或は條件とかは如何であるか、又經濟社會は如何なる順序で發展をしたものであるか。此等の事柄が私の申し上げようとする所の大體であります。

近時の經濟社會の發達は只今述べた通りでありますが、人類の經濟社會と云ふものが、斯くの如く發達して参りました原因と云ふものは何處にあるかと云ふことを先づ第一に考へて見たいのであります。其の原因を明にするには、此の人類を離れてそれ以外の經濟社會と比較して見る必要があります。人類とそれ以外の經濟生活を比較して見る爲に、私は暫く野蠻人の生活狀態を考へて見たいと思ひます。野蠻人は手から口への生活をして居るのであります。將來の事柄と云ふ事に就ては何等考へる事のないものであります。食物を貯藏するとか、或は他の生産の用に供する爲に、何等かの物資を求めると云ふ事はないのであります。自分が時々飢えを滿たし、渴を醫さんが爲に物資を取つて來るのみであります。一つの例を申して見ますと、アフリカの野蠻人について記したものであれば、彼等は祖先から遺した物もなければ、又子孫に貽す物もない。一日の生活は一日の勞働によつて支へられる。又南米の野蠻人について書いたものには、一日以上の食物を貯藏すると云ふ事は、彼等本來の性質に反するものであると云ふ事であります。又東アフリカの野蠻人はものを考へたりする事は非常に嫌つて居る。彼等の精神は現に見、手に觸れる物のみに注がれて居るのであります。それでありますから戰爭が起つたりして、食物が缺乏する時には、彼等は非常に困るのであります。又ブラジルのインデアンに就ては、彼等は日常生活に直接何等考へる所はない。若し食物に十分であつて不足を感じない場合に於ては、彼等は惰眠を貪つて居るのみである。又黒ン坊にとつて最も必要であつて些細な勞働と雖も、彼等は其の必要に迫られない限りはなるべく避けようとする。即ち夜になつたら薪を取りに行かなければならぬ事を知りながら彼等はやらない。日が暮れようとして居つても彼等はしない。夜に入つて初めて所要品を求めて行く。要するに彼等は勞働する事はない。自然の產物によつて纔に自己の生命を維持して居るのみであります。斯くの如き方法は獸などの本能的性質

と似て居る。彼等は群をなしてあちらこちらと移つて行く。或は樹の中に眠り、或は洞穴に眠つて居るのである。さう云ふやうな彼等が組織ある社會を造つて生活すると云ふ事は、彼等には求め得べからざる事であります。

斯くの如く申上げますと云ふと、諸君は必ずや此の野蠻人の幼稚な性質を以て、必ずや動物の生活と相似たる所なりとお考へになるであらうが、併し事實はそれに反して、動物の中には彼等にも勝つて立派なる生活をして居る者があります。動物の中には食物を澤山貯藏するものがあります。蟻や鼠の種類、或はきつゝきの類は食物を拾集する。さうして冬食物の缺乏の時にそれを出して食べる。さう云ふやうに食物貯藏の方法を理解して居る動物がある。拾集した物に更に加工をして自己の食料に供せんとする者があります。或は自ら畠を耕して自ら食物を貯藏して居る者があります。又野蠻人の中には家を有つて居ない者が澤山あるのですが、動物の中には棲處を有つて居る者が多い。其の中には最も發達した巢を有つて居る者がある。又動物の中には野蠻人にも優つて秩序整然たる社會を造つて、相協力して其の社會の繁榮を謀つて居るものがあります。白蟻や蜜蜂はそれです。白蟻の中でも巢を造る者と造らない者がありますが、其の巢は巧妙なる事は實に言語に絶して居るのであります。其の形は圓錐形を成して居つて、其の高さが通常一丈、蟻の身長約一千倍の大きさであります。吾々人間で身長の一十倍の家を有つて居るものは何處にありませうか。所謂ビルディングが此處彼處に澤山出來て居りますが人間の身長の一十倍に達するやうなものは何處にもないのです。此の白蟻の生活は動物の生活の中でも最も進歩したものである。斯くの如き小さな動物が、斯くの如き生活をなして居ると云ふ事は、是は全く彼等が團體を造つて、ある目的の爲に協力して働いて居る結果に外ならないのであります。

斯くの如く考へて參ります時には、動物の生活は野蠻人の生活よりも更に進んだものであると云ふ事は明に分

ります。然るにも拘らず現今の人間が動物以上に更に進歩した生活をして居る。それは一體何う云ふ譯であるか。今動物園でライオンとか、虎とか其他の猛獸を平氣で見物して居りますが、それ等のものが一度檻を出て人間と一騎打をする場合には人間は到底かなはない。その弱者である所の人間が、强者である所の獅子とか、虎とかを檻の隅に押込めて了つて居ると云ふ事は一體何う云ふ事によるか。

野蠻人は自然の草根木皮を食つて自分の生命を支へて居ります。眞に一舉手一投足の生活をやつて居るに過ぎないのであります。或は石を拾つて來て果物を割るとか、自分の手近にある自然物を道具として一時的に使用したものに過ぎないのであります。然るに一時的に使用したもの例へば石ならばそれを始終持つて居つたならば、果物を割る時に使ふに便利であると云ふ事が分つて來ると、その石を常に携へて使用をするやうになるのであります。即ち一時的に道具を使用するばかりでなく、亘久的に道具を所有すると云ふ事になつて來るのであります。併しながら此の道具を所有すると云ふ事は人類ばかりでなくて、猿の如きもしよつちゆうさう云ふやうな事をやつて居るのであります。それですから必ずしも器具を所有するのは人類ばかりでないのであります。更に進んで石の先端を尖らすとか、或は草の纖維などを拾つて來て、新しい所の道具を造り出すと云ふ事に至りますと其處に始めて人類獨特の生活が始まつて來るのであります。この器具の製造といふことは外の動物は爲し得ない所であつて獨り人類のみが爲し得る所であり、全く人類獨特の技術であります。

原始人類の造り出した道具は簡單な物から段々複雑になつて參つたのであります。其等の道具は初めは動物とか或は敵に對する防禦、若くは攻撃の用に供されたものであります。後にはそれが發達致しまして、自分の欲望、自己の經濟的欲望を發達せしむるために用ひられたものであります。是に於て器具と武器とが分れて來た

のであります。

斯様にして段々時代が經過して來ると云ふと、人類の欲望充足の手段と云ふものは益進歩して來るのであります。さうして是等の進歩に對し有力な原因をなしたものは火の利用であります。蓋し火と云ふものは原始人の間にも行はれ、猛獸を驅逐するに供したものでありますが、後には食物の調理に利用し、或は弓であるとか、鎗であるとか、それ等の先端を尖らかすために使ひ、或は又丸木の一部を焼きましてうつろを拵へて獨木舟を作り、或は武器を拵へる事も出來、或は金屬を熔かして金屬性の器具を拵へるやうになつたのであります。實に石器時代から金屬性時代に移つて來たのは火の利用であります。之が人類の生活をして他の動物と異つて、著しく發達を遂げしむるに至らしめた一つの重大な原因であるのであります。

道具が發達致しまして、最も完全な域に到達致しましたものは、即ち機械である。人間は其の初めに於ては自分の筋肉の力を用ひて、外界の物資を利用して居つたのであります。後には器具を自ら造るやうになつたのであります。所が更に進んで機械と云ふものが發明されて參りますと云ふと、其の機械を動かす力と云ふものも自分の力でなくして、自然力を利用する。風の力、火の力、水の力と云ふものを利用すると云ふ事になりまして、勞力を節約し、物資利用の範圍及び程度を擴張するに至つたのであります。

前述の如く器具を使ふと云ふ事は人類のみならず、又動物にも行はれる所ではありますが、併し動物の器具と云ふものは、牙と言ひ、爪と言ふ如く各個體に附着せるものなるか、又は天然のまゝに存在する木片石塊等である。故に大體に於きましては、各自が有つて居る道具には甲乙の違ひのない筈であります。甲の虎も乙の虎も同一の牙を有つて居ります。又甲の猿も乙の猿も木の葉とか石ころを有つて居る。それでありながら同じやうな動物

が一つの團體を造りましても、長短相補ふの利を有することが少ない。所が人間の器具は人間自らが造るものがありますから、甲の人が造る所の道具と、乙の人の造る所のものとは違つて居る。道具の種類が多様になつて行く。此の道具の利用によりまして、或る人は農業、或る人は工業、或る人は商業に従事すると云ふやうに、自分の欲する所の各種の仕事をするやうになり各種の産業を發達せしむること大なるのみならず、各人相合して一の社會を作るときは互にその長短相補ふの利益が非常に大であります。加之、人間の道具は各自の肉體を離れて存在するものでありますから、一度發明された物は長く後の世に傳へる事が出来るのみならず、且つそれに色々の工夫をつけ加へて、更に其の道具をば最も精巧な、非常に効力のある道具とする事が出来るのでありますからして、極く短い時期の間に於て一層進歩した道具を造る事が出来る。所が動物の有つて居る道具に至つては、自分自身の體に附いて居るものでありますからして、之を後の世に傳へる事は出来ない。又之を改良しようと思ひましても、それはダウインの所謂適者生存の理によつて長年月を経て變化するものでありまして、人間が自分の任意に改良するやうには到底出来ない。動物の道具が進歩すると申しましても極めて遅々たるものであります。斯くの如き有様でありますから人類は、益多くの器具を造り、常に之を改善することを得、その器具に基く分業をして絶へず發達せしめ、更にこの分業は相互の聯絡によつて合力の効果を擧げ社會的團結の利益を大ならしむるに至つたものである。

分業が人類社會に於ても、動物社會に於てもその發達に欠くべからざる關係を有つて居ると云ふ事は明かであります。併しながら蟻の如き蜜蜂の如き彼等の道具は、肉體に附着して居るものであります。又長年月を経なければ進歩しないものでありますから、彼等の社會は發達しないものであります。然るに人間は自分の計畫によつ

て道具を造り出し之を利用して自己の生活に適すべき状態を作り出し得るが故に、其の進歩發達と云ふものは極めて廣大なものである。殊に器具の製造から進んで器械の製造を見、自然の力を利用して之を運轉するに及んで分業も亦頗る細密となり、その經濟上に於ける效果は驚くべきものがあるに至つた。而して分業の結果、各異つた製造に従事し、有無相通するに及び所謂交換の現象を生じ、分業の發達に盡して交換も亦盛んとなり遂に國民經濟なる一大組織を生ずるに至つたものである。

吾々人類の生活は吾々が此の宇宙の間に生存して居る限り、殊に地の上に存在して居る限り、此の自然の状態に依頼し、之が影響を受くることは實に大なるものがある。併しながら動物や植物が自然の状態に絶對に服従し、周囲の事情が動植物の生存に適するに非れば生存し得ざるが如きものとは、趣きを異にして居る。人類の生活は自然の影響を受ける事は大でありますけれども、併しながら、絶對に自然に服従するものでなくして、自然の状態を自己に有利に變化し得るものである。でありますから人類の自然に對する關係は絶對的のものでなくして、相對的のものである。斯くの如く自然に打勝つて自分の生活に適當した状態を作り出し、益經濟生活を發達せしめる事が出来る。此の自然に打勝つと云ふ事が人類の特徴でありまして、動物の生活と違ふ所であります。人類は萬物の靈長なりと申しますが、それは經濟上から申しますならば、人類が自然に打勝つ事が出来るといふ點に存するのである。

人類の經濟生活が動物の生活よりも一層進歩する所以は、要するに自然の克服如何によるものであります。此の自然の克服如何が經濟の發達の原因であります。然らば經濟は如何なる人類に於ても同様に發達したかと云ふと、それはさうは行かない。蓋し經濟と申しますものは、外界の物質を取りまして、之を人類の生活に利用する

に外ならないのでありますが、其の物質を供給してくれる自然と、それを利用する人間と云ふものが異つて居るのみならず、其の人類が集つて組織して居る所の社會と云ふものが、色々の組織を樹てゝ存在して居りますが爲に、經濟の發達といふことは各國各地方必ずしも同一であるといふを得ないのであります。

此の經濟發達の條件、自然と社會と云ふ事に就て、少しく是から考へて見たい。吾々の生活は吾々を取巻いて居る所の自然の上に行はれるものでありまして、自然と云ふものは吾々に必要な物質を供給してくれるのであります。第一に地勢について考へて見ますと云ふと、山が非常に多ければ、其處では林業が盛んであり、或は鑛山業も行はれる。山が多いことは、交通とか、商業の妨害を爲すものである。次に原野に在つては農業が最も盛んに行はれることは明かであるが、更に開發せられて人民の集住となり都會が出来てくれば、こゝに商工業は著しく發達する。御承知の通り我國は至る處に山がありまして、平地と云ふものが極めて少く僅かに海濱及び山間の小區域に之を見るのみであります。即ち人間の居住に適する平地——緩やかな傾斜地は全面積の僅に五分の一に過ぎないのであります。それで林業とか、鑛山とかには適するも農業は小農制度によるの外なく商業交通に不便を與ふことが少くない。我國の鐵道が發達して參つたやうでありますけれども、外國に較べると言ふに足らぬものであります。それには色々原因がありませうけれども、地勢の影響と云ふ事も重大な關係を有して居るのであります。我國の地形は最も大きい本土と稱せられる處でも、其の幅は僅に六十里あるかなしであります。其の六十里の間でも幾多の山脈が縱横に走つて居ますから、大きな川と云ふものは殆どない。湖で申ししても、琵琶湖位のものが一番大きい。それ以外のものはない。川は地勢の關係から頗る急流である。従つて舟楫の便に乏しく運輸交通に益する所は少いけれども、水流の落差を利用して水力電氣を起す便利はあります。併しながら

アメリカなどの川に較べて見ますと云ふと至つて少いのでありまして、アメリカは水害が多いが、日本は水量が足りない。其の原動力を取る爲には非常な費用を要するので、原動力を起すのに日本は決して經濟的に結構な地位を占めて居るものではない。日本には雨が至つて多い。又川が少い處であるに拘らず、一方には洪水と云ふ災害を起す事もある。

水面と云ふものは一方に國と國とを隔てるものでありますが、他方に於ては國と國とを結びつけるものであります。遠距離の交通には海を利用する事が極めて便利である。我國は古代から支那、朝鮮などと交通があり、海を利用すると云ふ事は相當に行はれて居つたのであります。又寒流と暖流とが我國の沿岸を流れて居ります關係上、水産物は極めて多い。殊に北海道の沿海の如きはノールウエーの海岸、加奈陀の東南海面と共に世界の三大豊魚帶と稱せられて居る。又我國の海岸線の延長は、陸地の割合と較べまして、世界に比を見ない位多いのであります。今表日本と裏日本とを比較して見ますと云ふと、古代では裏日本の方が最も能く開けたのであります。然しそれは一時的の現象でありまして、現今迄の大勢では表日本——太平洋方面に一般に生産も進んで居る。關係上、裏日本よりは表日本の方が發達して居るのであります。鐵道も表日本の方に發達して裏日本にはまだ發達して居ない。殊に世界的交通の時代になつて参りましたは、裏日本よりも表日本の方が發達して参りますと云ふ事は當然であります。

又我國の土地は概して肥沃な部に屬して居ると思ひます。氣候の關係もあつて植物が發達する。従つて森林に富んで居る。平野地方では古來農産物に富んで居るが、我國の地形が狹長であつて山岳到る所に起伏し地質頗る錯綜せるを以て各種の礦産物を産出する。就中石炭と銅が一番多い。石炭の最も多いと云ふ事は、日本の經濟の

發達に最も著しい所でありますが、鐵に乏しい。炭坑に接近して鐵坑がないと云ふ事は極めて不利益であります。のみならず石炭の壽命も必ずしも長くないと云ふ事も唱へられて居りますが、之に代るべき石油の產出が我國に於て乏しきことは遺憾なることと考へられるのであります。

我國の面積は本國に於ても極めて小であります。且つ殖民政策に立遅れまして、海外に土地を有つと云ふ事も出来ない。世界の列強に較べて極めて小さいものであります。その地域は東北から西南に向つて斜に延長して居りますから種々なる氣候を有し一般に動植物の種類に富んで居る。

次に國土の環境的形狀に就て見るに、我國は最近に領土擴張の結果として大陸に一地歩を占め、従つて四方環海と云ふ事は、現今の日本に適用出来ない言葉でありますが、併し近代迄は海國であり島國であつた。此の島國であつたと云ふ事が、色々の方面に重大な影響を及ぼして居るのであります。同じ島國でも一つの大きな島にて國を成す場合と多くの島とから出來上つて居るものとは、決して同一ではない。又多くの島から出來て居りまして、多くの島が接近して出來て居る場合と、離れて居る場合とは又異つた影響をもつものである。又其の島が絶海の孤島になつて居る場合と、大陸に接近して居る場合とは、又經濟的に異つて來るのであります。我國は多くの島から成り、殊にそれが相互に接近して、さうして大きな一團を成して居る。又大陸に接近して、其の島が存在すると云ふ状態でありまして、元來平和の交通の場合に於ては、山嶽の峻しい處を踰るよりも海洋に由るを便とするを以て、島と島との交通が案外早くから起つたものである。瀬戸内海によつて畿内地方と九州方面との交通が便利であつたのみならず、外國船も九州から溯つて兵庫大阪などへ來ることが出來、内外の往來、文物の發達に與る所が大であつたのであります。

又我國は亞細亞の東端に位して居りますからして、世界の政治の中心地から離れ、經濟交通の要路から離れて居るやうに見えますけれども、併し太平洋航路が開けましてから、それが一變して居るのであります。此の太平洋航路が開かれなかつた時に於ては、太平洋を距てゝ、日本の東の方にアメリカ大陸があると云ふ事は我國の經濟の發達に殆ど影響がなかつた。けれども太平洋航路が開けましてから、我國とアメリカ大陸との經濟關係は次第／＼に重要となり、彼我の貿易關係について考へて見ても現今では米國が第一位を占めて居る有様であつて、我國は最早アジアの一端にあるのでなくして、世界の重要な地位に存在するのであります。殊にパナマ運河と云ふものが出來て参りまして、我國はヨーロッパとアジアとの交通の樞要地區に立つに至つたものであります。

我國はまたその前面にアジア大陸を控へて居る。曾ては我國は此等諸國から文化を受けたものである。併し現在に於ては我國は經濟上に於きまして大なる發達して居るにも拘らず、大陸諸國は未だ十分なる發達をなして居ない。我國は生産者たる地位に立つて居つて消費者たるアジア大陸を控へて居ると云ふ事は、極めて有利なものであると謂はなければならぬのであります。

更に我國の氣候は臺灣、琉球と云ふやうな熱い處もあり、或は千島と云ふやうな寒い處もある。併し極めて熱く、寒く、人間が生活出來ぬと云ふやうな處はない。熱帶寒帶はあるけれども、人類の活動を阻止するやうなものではない。大體から見て日本は溫帶と謂つて宜しい。四季の春夏秋冬の區別がある。雨の非常に多い處である。勿論之が爲に害を受けて居る事もありますが、併し雨が多かつたと云ふ事は、稻を栽培するに良かつた處である。大體に於て日本の氣候は人類の住居に適當して居るし、又産業の發達には資する所があつた如くに考へられる。大體に於て我國は火山が非常に多く、地震が時々あるし、毎年秋になると云ふと、暴風雨がある。文明國と威張

つて居つても、それが爲に電信電話が途絶したり、作物が非常に害を受けて凶作となる。海の上では時々船が難破して人命を亡ふ事がある。天災と云ふ事が非常に多い。此の天災と云ふ事によつて古來だけの物質上損失を蒙つたか測り知るべからざるものがあると思ひます。此の影響は一時的のものであるか、或は永遠に非常に大きな影響を貽して行くものであるかと云ふ事は、人によつて考へが異ふだらうと思ひますが、私の考へる所では天災と云ふ感じは一時的には非常に大きいけれども、永遠に亘つての影響は少い。寧ろ自然の常態より受くる影響の方が大ではないかと考へて居ります。併し天災が日本に屢と起ると云ふ事は、日本の經濟の發達を阻害するものであります。

人間と云ふものを經濟條件として觀察するに就きましては、之を人間の品質と數量との兩方から觀て行かなければならぬ。吾々日本人の資質は、上古に於ける人種の雜婚と、其後における純潔維持とによつて概して良好なる素質を有するのみならず、風土、環境の影響もありますし、國が發達して參りまして、色々の文化的の施設が行はれた結果にもよりまして、段々人間の性質と云ふものは善くなつて居るのであります。愛國心に富み伶俐であり敏捷であつて且勤勉であることは勿論長所として考ふべきものであるが又地方に於て周圍の影響にもよる處であるが、人間がせゝこましく出來て居り、なか／＼感情的である。冷靜を欠き、氣が短い。共同心に乏しい。共同的にやると云ふと、必ずうまく行かぬ。體力に於ても他の外國に較べて劣つて居ると云ふ事は否認することが出來ない。斯くの如く日本の人種と云ふものはいゝ所もあるが、又極めて悪い所もある。又遠大な計畫とか事業等は望み得られない。

人間の數、即ち人口と云ふ點に就ては、明治維新以後を考へて見ますと云ふと、歐米に比して決して劣つて居

る譯ではない。人口が殖えると一國の勞働力も殖え國力の充實もそれによつて期し得る事と思ひます。併しながら人口は多いと云ふ事ばかりがいゝわけではありませぬ、國力と比較して考へなければならぬのであつて、もし人口過剰に陥つて居る場合には、それだけの弊害は生ずるのであります。人類が一の社會を組織して共同に生活して居る以上は、必ずや社會の秩序と矛盾しない範圍に於て行動せなければならぬ。而して社會は其秩序を確立し維持するために、種々の制度政策を立てて、これが實現を期するものであるが、その中、經濟の發達に最も重要なものは、公安の維持、所有權の確立、經濟上の自由及び種々なる立法行政政策である。

我國は島國である關係上、外敵の侵入を防止し、國內の秩序を維持し、公安を維持することも割合に容易に行はれた次第でありますが、殊に維新以後に於ては歐米の文物を入れまして、之を咀嚼致しまして、適當な制度を立てることに努めたのであります。即ち憲法政治が布かれまして、國法が確立し財産の所有、經濟上の自由も認められ、經濟上種々なる施設が行はれ、官業によつて產業の發達が指導せられ、やがて民業の發達となり、また社會政策的施設も漸次に行はるるに至つたのであります。勿論維新以後に於て先進國の文物を採用するに急でありました爲に、色々の制度と云ふ事に就て我國の國情を顧る事が少かつたと云ふ缺點は少くなかつたのであります。併し是は漸次改良せられるであらうと思ひます。

色々申上げましたが、要するに我國の狀態と云ふものは、經濟發達の條件から見まして、有利なものもありますし、又さうでないものもある。従つて我國現在の國民經濟には、長所があると同時に短所があると云ふ事は勿論であります。今産業の上から見しても、我國は國民の食物の關係から致しまして、現在の農業と云ふものを維持發達せしめると同時に、更に國力を發達せしめる上から工業と云ふものを發達せしめる必要があると思ひ

ます。維新以後工業と云ふものは非常に發達して參つたのであります。殊に自然力、水力電氣と云ふものを應用するようになつて、所謂機械時代に這入つて來たのであります。併し機械的の産業と云ふものは歐米模倣の産業に限られて居るのであります。我國の固有の産業と云ふものは、何れも舊式に行はれて居る。吾々が食ふ米に致しましても、味噌、醬油の醸造に致しましても、舊來のまゝであります。

さう云ふ譯でありますからして、經濟の發達に多大の影響を及ぼすべき、國民日常の生活費は未だ十分なる節約を見るに至らない。加之機械的工業についても歐米に於ける如き大發明なく、動力馬力數も少く電氣工業化學工業の發達もまた彼れに及ばざること遠く、一般技術上我國は歐米先進國に比すれば大なる遜色あるを免れない。加ふるに我國の天恵は必ずしも豊なるものではない。土地が狭小であり、山が多くして交通も不便であり、主要工業の原料品たる棉花や鐵礦、石油に乏しく、人口は稠密であつて、而も海外の發展は阻止せられ、國內の工業を發達せしむるためには前述の如くに原料品が不十分であります。たゞ消費國としてアジア大陸を控へ、これより原料を仰ぐ地位に立つて居るのでありますけれども、是もうまくやらなければ原料も得られない。従つて我國の經濟の發達の條件と致しましては、決して有利であり、容易であると云ふ風には考へられないのであります。

併し又一方から考へるならば、自然的の條件と云ふものは、餘りに豊富であり、經濟生活が容易である爲に、人間が却つて懶惰になつて了つたと云ふ關係もある事でありますから、自然的條件が悪いと云ふ事は必ずしも悲觀しなくても宜い。又反對に自然的條件が悪かつた爲に發奮して、其の國が發達したと云ふ例もある。國民の努力如何が最も重要な條件であるともいひ得るのであります。

第二回

(大正十四年四月十九日講演)

只今存在して居ります色々の文明國を見ますと、其の國々の經濟狀態は必ずしも同一ではないのであります。或は農業と云ふものが其の國の重要な産業となつて居る處もありますし、或は商工業と云ふものが一國の重要な産業となつて居る處もある。さう云ふやうに現狀が異つて居りますのと、同じく過去からの發達の順序と云ふやうなものも決して同一ではない。或は農業牧畜と云ふやうな時代、或は進んで工業時代に這入つて來たものもありますし、或は牧畜時代なしに漁獵時代から農業に這入つて來た處もあります。さう云ふやうに經濟の順序が異つて居るのみならず、發達の速度も同一ではない或る國では數百年を要したことが、或る國ではそれが近々數十年の間にそれに到達して居る處もあります。

斯くの如くに各國の經濟の發達は千差萬別でありまして、之を一つに取纏めて了ふ事は出來ないのであります。然しそれ等は系統的、概括的に考へる事が出來ない程色々複雑なものであるかと申しますと、必ずしもさうでないであります。歴史上の個々の事實は千差萬別でありますけれども、其の中に通じて居ります所の大きな根本的の流れと云ふものは、同一のものが必ずしもないとは言へない。此の點に着目致しまして、所謂經濟發達の階段と云ふものを樹てたのが、歐米の學者主としてドイツの學者であります。即ち凡そ經濟と云ふものは何う云ふ順序で發達して來るものであるかと云ふ事を説いたのであります。其の經濟階段と云ふものは學者によつて色々説を樹てられて居りますが、茲に一つ二つ最も重要な説に就てお話致します。

經濟發達と云ふ事をば生産の方面から觀察致します事は、古くから行はれて居る所であります。それを系統

的に論じた最初のものは、フリードリッヒ、リストであります。リストは國民經濟と云ふものは階段的に發達して來るものであつて、其の順序は野蠻の時代から牧畜時代、更に農業の時代、それから農工商時代に這入つて來ると云ふのが、リストの説であります。此のリストの説につきましては、從來多くの人が色々誤解して居ります。又色々の批評を加へて居りますが、併し大體に於きましては、此の説は認めなければならぬものと考へる。一々の細かい例を取つて参りますと云ふと、リストの説に當てはまらない所も出て來るのでありますが、大體の點即ち生産方法が複雑になるに従つて、經濟と云ふものは發達して來るものであると云ふやうに考へますならば、リストの説は之を認むることが出來ます。蓋生産方法が複雑となるのは、人口が時代と共に増加して参りますから、人間が衣食住其他の欲望を満足して行く爲めには、從來の如く自然物のみに倚賴することを得ず、自然に勞力を加へて所要品を生産するやうになつて行かなければならぬ。其の勞力は初めは極めて大ざつばに疎放的な勞力であつたのであります。段々後には周約的に勞力を使ふやうになつて参つたのであります。そこで初めて野蠻の時代を脱して、或は農業であるとか、商業であるとか、工業であるとか云ふ方面に發達して參るのであります。經濟發達の流れが今申しましたやうなものでありますならば、リストの言うて居る事は認められるのであります。

只今申しましたのは生産の方面から經濟の發達を論じたのでありますが、更に又交換の方面から經濟の發達を觀察して居る者があります。それがヒルデブランドの説であります。其の説は物を交換すると云ふのは、初めは物と物とを交換したものであるが、それが段々進んで來ると云ふと、貴金屬の交換即ち貨幣を造つて交換をやるようになる。更にもう一步進んで來ると云ふと、一々貨幣を使ふのをやめて後日同一の物又は同價物を返附す

る約束——それを信用と申しますが、其の信用に對して貨物を交換するのであります。即ち初めは物と物との交換、次は貨幣の交換、最後には信用による交換、此の三つの交換の状態に應じて自然經濟、貨幣經濟、信用經濟が起り、此の經路を経て經濟と云ふものが發達して行くといふ説であります。

何れの國の民族に就て見ましても、其の初めに於て物と物とを交換したと云ふ事は明かであります。更に貨幣と云ふものが出來て來て交換が盛んに行はれたのでありますが、更に進歩致しますと日々に貨幣を使ふのは面倒でありますから、月末に決算をして貰ひたい。或は自分が買ふと云ふ人に貸がありますならば、殘高だけを拂ふようにする、即ち或る一定の期間經つてから、其の決算に従つて支拂ふようにまで進んで來たのであります。

此のヒルデブランドの學說に對しましては、最初めの經濟的生活に於ては、交換のない時代もあると云ふ非難もあります。又ヒルデブランドが使つて居ります自然經濟、或は貨幣經濟と云ふ言葉の意味に就て色々議論もあります。又自然經濟と云ふものと、貨幣經濟と云ふものと、信用經濟と云ふものと、同等の地位に於て對立せしめて居ると云ふ點に於て非難する者があります。そこで交換のない時代、交換のあつた時代に於ても物と物とを交換した時代、それから貨幣を使つた時代。所が其の貨幣の中には一番初めに出來た貨幣は現在使つて居るやうな金屬貨幣でなくて、其當時世間の人が使つて居つた所の重要な物——米であるとか、織物であるとか、或は毛皮であるとか、葡萄酒であるとか云ふやうなものが貨幣の代用をして居つたのであります。即ちそれを物品貨幣と申します。それから金屬貨幣の時代となり、更に進んで信用經濟となつたのであります。

只今申しましたやうな意味に於てヒルデブランドの説を考へるならば、彼の説も認める事が出來るのであります。又更に生産とそれから其の生産した物を消費すると云ふ双方の關係から經濟の發達の階段を説いたのが、

彼のカール・ビュッヒアーであります。彼の説によりますと、經濟の發達は封鎖的經濟、都市經濟、國民經濟、此の三つの階段に分つて述べる事が出來ます。

其の第一の封鎖的經濟は何う云ふものであるかと云ふと、それは自分の家で要する物は總て自分の家で生産するのであります。生産と消費と云ふものは、同じ一軒の家の中で行はれる。従つて生産と消費との距離は極めて短いものである。言換へて申しますならば、純粹の自給生産——自ら物品を供給して、さうして生産する所の其の純自給生産若くは交換なき經濟であります。併し交換なき經濟と云ふものは必ずしも交換と云ふものが絶無であると云ふ意味ではないのであります。たとひ交換と云ふ現象が起りましたも、それは當時の經濟生活上重要な地位を占むるものでないといふだけのことであります。

更にそれが進んで参りますと云ふと、貨物は直接に交換せらるゝ時代となります言換へて申しますならば、自分自身が消費する所の物は自分自身が生産した所のものでなくして、他人が生産したものである。而してその生産者から直接に受取つて來るのであります。生産者の方から申しますならば、註文生産である。註文に應じて色々物を生産する。生産した物は消費者が直ぐ持つて歸つて消費する。此の生産者と消費者との直接交換の時代を何故都市經濟と申しますかと云ふと、是は中世の後半になりまして、都會と云ふものが各地に發達しそれが中心點となつて斯くの如き經濟現象が發達して参つたのでありますから、之を都市經濟と申すのであります。

更に進みまして第三期になりますと云ふと、所謂國民經濟の時代であります。此の時代に於きましては、貨物が生産されまして消費される迄には、多くの經濟主體を通過して居る、即ち何人もの手を経て居るのであります。決して消費者の直接註文に基いて生産されたものではなく、一般の消費者を目當として生産されたのであつて、

此場合貨物は商品として商人の手に渡る。さうして消費者も亦商人から買取つて消費するのである。貨物が生産者から消費者の手に至る迄には幾多の仲介者の手を經て居るのであります。言換へて申しますならば商品生産の時代であります。貨物循環の時代である。さうして之を國民經濟と申しますのは、此の經濟現象が近世的國家の成立するに及んで初めて起つて來たのでありますから、之を國民經濟と申します。

以上申しました所で經濟の發達と云ふものをば、或は生産の方面から、或は交換の方面から、或は生産と消費との方面から説明致しました。

經濟發達の階段説と致しましては、此の外に色々の學説がある。例へば生産の要素即ち自然と勞力と資本と云ふ此の三つの要素から經濟發達を説いて居る者がある。或は又經濟と政治組織との關係から説いて居る者があります。或は又少し觀察點を變へまして、心理的に考察して説いて居る者もあります。色々の學説があるのであります。今日迄大體に於て認められて居るものは、生産と消費との關係から經濟の發達を説いて居るビュツヒア一の説であります。即前述の如く封鎖經濟、都市經濟、國民經濟の三つの階段を立て、説いて居るのでありますけれども、都市經濟と國民經濟とは共に交換經濟であつて、封鎖經濟に對立すべきものでありますから、先づ自足經濟の時代と、交換經濟の時代とを分つことが必要かと思ひます。また都市經濟と云ふ語は、往々誤解を生ずることがありますので、寧ろ地方經濟と申した方が宜いやうに思はれます。

次に經濟發達の事實につきまして、右の順序によりまして極く簡単に申述べたいと存じます。先づ自足經濟の時代であります。是は生産から消費に至る迄の事柄が一軒の家の中、或は家族の内、更に大きく申しますならば、同じ血族に屬するものの中に於て行はれ他の家の經濟と云ふものとは、全然關係がないのであります。一家

の中で行はれますからして、生産の種類に致しましても、分量に致しましても、一に其の家の需要如何によつて決定されるのであります。斯くの如くして生産されたものは、何等の仲介者なしに其の家に消費されるのであります。其の經濟は全く他人の經濟とは關係はないのであります。此の自足經濟と云ふものは主として土地に依頼して行はれるものであります。漁獵、牧畜、農業、總て土地と云ふものが重要なものになつて居ります。でありますから土地を所有するに非ざれば獨立して生活することが出來ず、土地を所有して居ない者は土地所有者に隸屬して纔かにその生活を遂げ得たに過ぎぬ状態であります。

此の家族と云ふのは、數代の血族者を包含せるものであつて、所謂大家族を組織して居るものである。その大家族制度が減んでも、それに引續いて直ちに今日の小家族制度が起つて來たのではない。地方々々で團結をするとか、或は奴隸制度と云ふものが出來て來たのであります。

先づ第一に大家族の血族團體は變じて地域團體として存續することゝなつた。即ち以前に於ては同じ血族に屬する所以を以て同一の經濟團體を組織したものであります。が、今や血族の關係は同一に非ずとも同一の地方に生活して居ると云ふ點から共同の經濟を營むことゝなつた。蓋、段々人口が殖えて參りまして同一血族に屬する者でも地方に住む事が出來ず、遠方の處へ離れて生活するやうになりますれば、血族關係は同一でなくても近處の人が頼りになる。何事か起つた時に、遠方の者を呼ぶのでは殆ど役に立たない。それよりも近所の人に相談してやつた方がいゝ。さう云ふやうに同じ地方の人が同じ土地に住する關係から一つの團體を組織するやうになつて來た。

第二には此の大家族制度が衰へて來ますと云ふと、今度は血族の關係のない者をも、自分の家に收容して勞働

せしめ、かくて奴隸制度を生ずるに至つたのであります。

奴隸と云ふものが起りましたのも色々の原因によつたのであります。或は戦争によつて捕虜として取つて來た者もありますし、或は犯罪によつて取つて來た者もありますし、色々の理由で奴隸と云ふものが起つて來たのであります。兎に角さう云ふ奴隸と云ふ一つの生産に従事する所の者が出來て參りました。奴隸は任務として畑を耕し、穀物を挽き、パンを焼き、糸を紡ぎ、其他の仕事を終身行ふものでありますから、技術も進歩するやうになり、奴隸制度が經濟發達に與るもの大であつたと云ふ事は言ふまでもないのであります。

奴隸制度はギリシヤでもローマでも盛んに行はれたのであります。日本でも奴隸と云ふものはあつたのであります。

斯くの如くにして兎に角大家族制度と云ふものが衰へ、一方には地域團體他方には奴隸制度と云ふものが出來て參りまして、經濟を營んだのであります。此等の自足經濟におきましては、益増進せんとする欲望に對し、すべての場合に於て十分に之を満足せしめる事が出來ない。一方には自分の欲しいと思つて居つたものが缺乏し、他方には多くの餘剰を存するが如き状態を生じ、遂に新なる特殊の交換が行はるゝに至つたものである。それは例へば此の秋の收穫には不十分であつた者が、次の收穫にはそれを返すからとの約束の下に隣人から穀物を借り受ける。即ち相互扶助の意味での交換である。かゝる意味の交換から次第々々に發達して參りまして、固有の意義における交換を見るに至つたものである、即ち例へば甲がその職工又は大工等の奴隸を一時隣人に貸渡し其對價として、隣人よりその餘剰品たる葡萄酒又は材木等を受くるが如きは、既に相互扶助の意味を脱せるものである。かくて有無相通する交換が行はれるようになって來たのであります。而してかくの如き交換に用ゐらるゝ物、

例へば毛皮とか、家畜とか、貴金屬とかが鹽て交換の媒介物たるに至つたものであつて、かくて貨幣起り、市場生じ、行商行はれ、次第に交換の域に進んだものであります。

今申しましたやうに家内經濟から進んで地域團體となり或は奴隸經濟となり、遂には直接交換の時代に迄進んで來たのであります。所が直接交換に於きましても交換をすると云ふことは寧ろ補充的の現象に過ぎない。蓋し直接交換の時代に於てはその所要品を悉く自己の土地より生産する事が出來ず、他の經濟に依頼するに至つたものであるが、而も忽ちにして全く土地から離れて専ら商工業によつてその經濟を營みしものではなく、依然として出來得る限りは土地によつてその經濟を維持せんことを努めたものである。唯併しながら地方々々、個人々々により特に優秀なる點がある。例へば或る地方では特にある種類の生産物が豊富である場合には、その産業が發達し、その餘剰品を相互に交換するに至るものであつて、かくの如き交換にあつては未だ組織的商業の存在を必要とせず、極めて簡單なる形式即ち生産者と消費者とが一定の時に一定の場所に集合して交換をなす市場制度によつて行はれたものである。

中世の都會住民の生活は、地方の農民の生活と必ずしも異なつて居るものではない。たゞ當時の都市はその周圍に城壁を設けた關係から軍事的の權利義務があつたのであります。唯それだけの違ひで、都會と田舎とは違つて居ない。併し人間が段々多くなつて來たために、最早その所有する土地のみでは住民を養ふと云ふ事は出來なくなつて來たのであります。是に於て都會に於て農業の外に工業と云ふものが發生し、都會で出來た工業品と地方農民の生産物とを互に交換するといふことが起つて來た。その交換の場所が都會の市場であつた。市場と云ふものが次第々々に繁昌して參りますと云ふと、茲に都會と田舎とが非常に差異を生ずるやうになつたのであります。

す。即ち一方は工業的生産、一方は農業的生産を行ひ、都會の住民は種々の特權と保護を受け、自由を得て居つたために、都市住民と農民との間には社會上政治上大なる懸隔を生ずるに至つたのであります。

都會が出来上りましたのは、從來の村落から出来上つたものでもありますし、或は只今申しますやうな市場と云ふやうなものが發達して、それが爲に都會となつたものもあります。又英國の如くに城壁が存在したために依る所もあります。當時の都市の政策としては第一に公の場所に於て仲介者を経ずして直接に交換する。第二には都市住民の所要する工業品は、なるべく其の都會の中で生産すると云ふ事が必要としたのであります。でありますからして、さう云ふ事をば遂行せんが爲に、或は特別な技能を有つて居る者、或は熟練な職工をば都會へ連れて來て、一定の特權を與へて、其の都會に住居せしめたのであります。

斯くの如くして都會の工業者の間には組合制度が起りました、かのギルドとか、ツunftとか云ふ者が即ちそれであります。さうしてそれ等の者には一定の品物を生産すると云ふ特權を與へ、保護を與へると同時に、他方それ等の者をば、十分監督致しまして、生産品の品質分量實價等をも限定したものであります。都會に住んで居ります者が需要致しますものは食料品たと工業品たとと輸入工業品たとを問はず多くは消費者相手の直接交換でありますから、商業の未だ大に發達するに至らなかつたことは明かである。然し當時の都市に於ても小規模の小賣商業と云ふものは存在して居たのであります。蓋、多少餘裕のある者は定日開市せらるゝ市場で必要品を購ふことが出来ましますけれども、其日暮しをなせる貧窮なる者は市日を待つだけの餘裕なきため、小賣商人の存在を必要としたのであります。又卸賣商と云ふやうな者は、即ち商人が更に他の商人に轉賣すると云ふやうな目的で營業をやつて居る者は、主として年一回位開かれる國際市場に於て取扱はれたに過ぎぬものであります。

其商品も香料熱帶地の果實乾魚鹽肴毛皮精巧なる葡萄酒等であつて都會附近から產出する日用品の如きは未だ卸賣せられなかつたものであります。

以上申しましたやうな狀態でありますから、中世の都會と云ふものは、田舎と都會とを合せて一の自給的經濟組織をなせるものでありまして、度量衡にしましても、貨幣にしましても、其の地方々に特殊のものが行はれ都市と田舎との關係は事實上頭腦と肢體との如き強制的關係を存して居たものである。故に當時の都市と田舎とは分離すべからざるものであつて兩者を合して一の地方とし市はその中心に存在して、その經濟を統合し、これ等の地方は各その根本に於て地方の自足を目的とし、排外的性質を有せしものでありますから、之を稱して地方經濟の時代と稱するのであります。

此地方經濟から更に進んで参りますと云ふと、所謂國民經濟となつて参ります。此の國民經濟と申しますのは、主として中央集權と云ふものが出來上つて來た結果であります。即ち十五世紀の後半になりまして、經濟上に於て種々の統一的現象が現れて來たのであります。十六世紀になりまして、スペイン、オランダ、フランス、イギリスが統一國家を成し、ドイツとイタリーとはそれより遅れて統一國家を形成したのであります。古代ではすべての經濟は一家内の自給自足を目的として行はれ、それが中世になると云ふと、一地方でやつた。更に近世になつて來ると云ふと色々の人爲的な國民的自給自足策と云ふものを採るようになつて來た。言換へて申しますならば、國家自給經濟と云ふものを採るようになつたのであります。此の政策は十六世紀乃至十八世紀に於て、所謂メルカンチズムとして行はれ、内に對しては國內の統一を計ると共に外に對しましては、地方經濟政策を踏襲して排他的自足的方法を採つたものである。即ち詳しく申しますならば、國內に幾つもの獨立的の地方と云

ふものを打毀して、茲に完全な中央集權と云ふものを成して大きな國家を樹てなければならぬ。此の大きな國家を樹てるには、何うしても大きな財力を有たなければならぬ。それで外國貿易を盛んにするとか、或は大きな富をば外國から取つて來ると云ふやうな手段を採つたのであります。貿易とか或は貴金主義とかいふことは一つの手段であつて目的ではない。目的は更に大きい所にあつたのである。でありますから此のメルカンチリズムを以て重商主義とか譯しますのは、それは適當でない。寧ろ中央集權的國家主義とでも言うた方が宜い。此の國民經濟と云ふものが出來て來て資本と云ふものが活用されて來ますと云ふと、茲に資本主義と云ふものが現れて來るのであります。即ち國民經濟と資本主義とは同時に發達して來るのであります。利子の發生と共に財産と云ふものが、次第々々に活用されるやうになつて來たのであります。且つそれが蓄積せられるやうになつて來たのであります。さうして從來は唯自分自身の營業に使ふ所の商業資本であつたのが、その外に貸借資本と云ふものも出來て來るやうになつた。利子の發生は同時に信用制度の起源であります。

資本とか信用とかゞ發達して參りまして、最も重大な影響を受けたものは、所謂商業である。商業と云ふものが發達して參りまして、茲に始めて間接交換が出來て參ります。商業が發達するに従つて農業と云ふものも、工業と云ふものも發達して來る。さうしてその生産は單純なる顧客を目的とせずして一般市場を相手とし、所謂市場生産の時代となるに至つたのであります。

この國民經濟は干涉時代、自由時代、民族時代の三つに分ける事が出来る。第一は干涉時代でありまして、即ちメルカンチリズムの時代であります。中央集權的國家を確立し國民經濟の發達を期するがためには、中央の權力によつて社會經濟生活に干涉を加へ或は保護獎勵を行はざる可らずとし、專制的經濟政策を必要とした時代で

あります。

第二は自由時代でありまして、專制時代に行はれた保護干渉にしてその必要なものを除去し、自由なる經濟の發達を期せんとするものに外ならぬ、その方法としては、職業の自由、移轉の自由農民の解放等要するに個人の自由を認め自由競争を原則とするものである。所が此の自由主義と云ふものも極端になりますと云ふと、個人の自由を認めて、國家を認めないと云ふやうな弊害を伴ふ事がある。そこで絶對自由主義と云ふものは、又缺點がある。或る程度迄は國家が保護干渉を加へて經濟關係全體の利益と調和とを圖らなければならぬと云ふやうになつて來た。この時期の特徴を他の方面から觀察すれば社會的時代ともいふことが出来る。蓋この時代にあつては、以上の目的のために勞働者保護、中等階級政策、交通機關の國有等色々な社會施設と云ふものが、施行されるやうになつて來たからであります。

要するに國民經濟は、第一期には國民經濟成立のために個人の利害を犠牲にし、第二期に於ては經濟上の自由を圖るには、國家の干渉を制限したものであるが、第三期に至りますと云ふと、前二期の政策を調和し經濟關係全體の利益のために或る程度の國家の干渉制限を加ふるに至つたのであります。

以上申し述べました經濟の發達の順序と云ふものは大體何れの國にも大抵適用し得る所であります。併しなから、大體の順序と致しましては、なる程さう云ふ順序であつたとしても、日本自身に取つては何等かの特徴があるのではないかと云ふ事も考へて見なければならぬ。

日本の經濟發達の特徴については、種々なる方面より觀察し、又種々なる程度に於て之を論じ得るものであります。宜しく日本經濟史の全體を蔽ふに足るべき適當なる觀察點を定めて、之を研究することが極めて必要で

あります。若し然らずして個々別々の事柄を何等の秩序もなく列挙して一々比較するに於ては、それは無方針の譏りを免れざるのみならず、重要なものを逸して、些事に捉へられ、輕重の度を異にせるものを同列に並べ、或はある觀察點よりすれば同一性質に屬するものを他の性質のものと並列する等の缺陷を生ずるからであります。然らばその觀察點は如何にすべきかと申しますに、それは勿論人によつて種々の見解もあることと考へますが、私は次の三點から考察することが最も適當であると信じます。その三點といふのは、第一には經濟の主體、第二には經濟の素質、第三には經濟の様式が是れである。

第一の經濟の主體といふのは、即ち經濟を營む國民のことであつて、この方面について、外國の歴史と著しく異なる特性は、經濟主體の連續性といふことは是れである。内田博士は國史の特性として連續性コンチニイティなるものを擧げ、第一に國體の連續性、民族の連續性、及び精神的文化の連續性の三者を數へられて居るが、余の所謂經濟主體の連續性はこの第二の民族の連續性に當る。即ち外國の歴史に於ては、或る時期に於て從來の民族が衰亡して他の新しき民族が之に代り、國民の主なる要素となつた事例を見るが、我國に於ては、之に反して、國初以來同一の民族が日本の社會に於て引續き主なる位置を占めて今日に及んで居る。もとより日本民族は單純なる成分より成れるものではなく、其根源に溯り、古來の歴史について考へて見れば、種々なる民族的要素が結び付いて出来上り、其後と雖、他の民族的要素の加はりしことは明かであるが、常に之を同化し吸収して、總て區別なき一のものとして、今日に至れるものであつて、かの原住民族や歸化人は、最早決して蝦夷として、土蜘蛛國權として存在せず、歸化人の子孫も、歸化人として判然區別すべきものではなく。何れも大和民族と融合し同化したのであつて、國民の中樞となり發展の主勢力となれるものは、常に大和民族そのものであつた。されば日本經濟史全體

として考へる場合にはある時期までは甲民族の經濟史、或時期から以後は、乙民族の經濟史といふが如きことなく、日本經濟史は常に大和民族の經濟史として、その連續性を保有し前後を一貫せるものである。

次に經濟の素質の方面より觀たる特徴とは、我國の經濟的發展なるものが我國獨自の力にて行はれしものなりや否やの問題であつて、この點については、既に述べし如く我國の文明は支那朝鮮の文明を受け或は印度方面の文化に浴し、最近また歐米の方面よりも文物を輸入して築き上げられしものであつて、若し外國文明の刺戟無かりし場合には、我國は果して今日の狀況にまで進み得しや否やは大なる疑問なりと考へらるゝ迄に、その影響は甚しきものがあつた。上古における手工業の發達が歸化人による所多く、斑田收授の法が唐制から受け入れた所のものであり、佛教の傳來によつて、建築彫刻工藝等の發達を見しのみならず、鑛業も交通機關も商業取引も促進せられ、一般經濟上に非常なる影響を與へしことは言ふ迄もなく、其他個々の事例を引用するに遑なき次第であるが、大體に於て奈良平安朝時代に於ては隋唐の文化を採取し、經濟上のみならず諸般の方面に亘つて支那と趣を同するに至り、鎌倉以後多少日本特有の風を生じ、徳川時代に至つては、日本の國民文化は一通り成熟の域に達したものであるが、維新以後西洋との交通が盛んとなるに及び、茲に西洋文化の強き影響を受けて經濟上大なる發達をなし、歐米模倣の産業は固有の産業に比すべからざる發展を遂ぐるに至つたものである。

かくて經濟上のみならず、我國一般の文化が、外國交通の刺戟による所多きは何人も異論を挟む餘地なき所であるが、これが爲めに我國の歴史若くは經濟史は模倣の歴史なりと考ふるは必ずしも正當ではない。蓋支那や印度の模倣と考へられて居ることも、よく吟味して見れば彼の國の制度其儘の模寫ではなく、我國特別の事情を參酌されて居ることが少くないのであつて、その本國に於ては見ることの出來ぬ特別なる趣を具へて我國に存し

て居ることは、單に模倣のみに終りしに非ずして、模倣の中に自ら改造の意を偶し、我國特殊の發展を遂げしものといはなければならぬ。

要するに外國の文明をよく咀嚼し同化し改造して築き上げられたものが、日本の文明であるがこのことは經濟の方面に於ても勿論同様であり、外國文化の影響の著しきことは、日本經濟史に於ても一の特性として數ふべきものである。

最後に經濟の様式から考へる。經濟の様式とは如何なる形態の經濟が主として行はれたかといふことであつてこれも觀察の標準によつて或は産業の形態から考へることも出來、交換消費の關係から見ることにも出來、其他種々の觀察點を定むることが出來るが、こゝには普通に考へらるゝ産業形態からの發達について我國の特徴を捉へて見たいと思ふ。

リストの階段説によれば、産業の形態は、大體に於て狩獵牧畜等の狀態から農業に進み更に商工業に發展するものとせられて居る。然らば我國に於ては如何といふに、原始時代には人々は一般に狩獵漁撈等によつて食料を採取したものであるが、牧畜時代なるものが我國に存せざりしことは一般に認めらるゝ所のものである、且農業も亦極めて早く太古より行はれ、勸農は國の重要な政務の一として考へられたものである。奈良朝以後に於ては農業は我國の基本的産業となり、農は天下の本なりと稱せられ、徳川時代殊にその中葉以後に於ては町人の勢力が次第に興り來りしも、農業は依然として我國の唯一の産業と稱して差支なきものであつた。明治維新後、商工業の發達は殊に著しきものがあり、商工立國の聲頗る高きも、國民の大部分は尙ほ農業に従事しつゝある有様であつて、斯業は依然として我國産業中最も重要なものとなつて居る。

歐米先進國に於ても、嘗ては漁獵牧畜より農業に進み、農業が産業の中心たりし時代も有るが、現在に於ては或は農業衰へて商工業のみ進めるものあり、或は農商工の併立を見るも、その實農業は特に保護を加へて、其自然の衰頹を防げるに止まるものもあり、或は農工商共に存し何れも大に進歩せるも而も商工の發達一層著しき國もあつて、要するに農業時代といふよりは、商工時代といふの適當なるを感ずる次第であるが、我國に於ては上述の如く、實に農始まつて今猶農に居るの狀態である。これはもとより我國の政治的事情や地理的事情にも據る所である。蓋、我國は大陸から離れて島國として存在し、海外との交通も上古には盛んなりしも、中世に至つて却て退嬰的となりこの事情の下に我國は我國にて自給自足の經濟を立つることとなり、從て國民の食料を供給する農業が最も主要なるものとなり。政治的事情より國民の海外發展を阻止せしのみならず、農業それ自身が保守的性質を有するものなるより、從て自由なる精神を必要とする商業を生み出すの力、極めて乏しく、徳川時代に至つても、その精神は同様であり、時代の經過と共に我國特有の文明を作り出し、明治に及んだものであるが、維新後、歐米と盛んに交通し歐米の文物を受けて、歐米模倣の産業は大に發達せしも、固有産業の一たる農業は、地理的事情其他の原因に制せられて、同様の發達を遂ぐるに至らざると共に、國民が特殊の生活慣習を有するより、今猶國民の大部分が農に従事し、農業は依然として我國の最も重要な産業たる地位を有する次第である。かくの如く我國が農業國として終始せることは、歐米先進國の經濟史に比して一の特徴たることは明かである。是で大體經濟の發達と致しまして、私が申上げたいと思ひます事は申し上げました。一般經濟の發達、或は日本の經濟の發達と云ふ事が、大體、お分りになりましたらば結構であります。

(終)

四 我國現時の財政に就て

(大正十四年五月十七日講演)

京都帝國大學講師
法學博士

小川 郷太郎

本日は『我國現時の財政に就て』と云ふ題で一場のお話を致したいと思ひます。財政の問題は乾燥無味で面白くない。それで多くの人がかう云ふ問題に心を懸けないやうでありますが、併し吾々の國民生活の上には最も大切な問題であります。其の面白くないお話をするに拘らず、此處に多數御來聽を下さいました事は、私が衷心より感謝する所であります。

一 財政智識の普及の要

私曾て獨逸に留學をして居りました時に、非常に貧乏生活をしたので、日本で言ひますと、安飯を食はずやうな所——労働者などが集つて食事をして居る所、——へ行きました。其時労働者などが私に話をしかけて、色々のことを聞かして呉れました、其の中で一番私の感じた事がある。それは外でもない、彼等労働者が、飯を食つて居る間にも、ベルリンの財政は何う云ふ風になつて居るとか、獨逸帝國の財政は何う云ふ風になつて居るとか、と云ふ様な事を述べ、更に滔々自分の意見をも附け加へ、斯く／＼すべきであると論じて居たことであります。私は財政學研究の爲に獨逸に留學致して居りましたから、多少獨逸の財政は何うなつて居るか、ベルリンの財政は何うなつて居るかと思ふ事を知つて居たのでありますが、労働者の言ふ所は少しも聞

違つてゐないのみならず、それに對して各々一個の意見を有つて居つたのに、私は少からず感服したのであります。私はそこで立憲政治は茲に在りと感じたのであります。其の國其市に住んで居る人が、皆其の國の財政其市の財政の何うなつて居るかを知り、何うせねばならぬかに就て意見を持つて居れば、それが代議士や市會議員の意見となり、其意見に従つて財政も左右せられるに至るのである。

所で日本の六千萬の民衆は財政に對して如何なる智識を有してゐるか、勞働者は果して大にしては日本の財政、小にしては大阪市の財政が何うなつてゐるかを知つて居るかといふに。私はベルリンの勞働者に恥づる所が多くないかを虞るゝものであります。國家の財政乃至自治體の財政が何うなつて居るかと言ふ事を知らないでは租税が重いと輕いとも判斷の付きやうがなく、憲法政治の完全なる運用は出來ないと思ふのであります。

人間生活の中で最も重要な事は、經濟生活である。國家といふ公法人の生活で最も重大な問題は豫算が議會を通過することであり、豫算が通過すれば、局に當る内閣は安全であり、豫算が通過しなければ其の内閣は潰れる虞があります。此くして豫算は立憲政治の上で一番大事な事となるのである。その豫算を民衆が能く知らず唯衆議院議員や貴族院議員だけが知つて居るのは、其の立憲政治は旨く行はれないのであります。況や其の衆議院議員や貴族院議員の中に於ても、豫算に精通して居る者は、指を折つて數ふる程しかないといふに至つては立憲政治の爲に痛歎せざるを得ないのであります。見よ現に豫算總會に出でて會議する所は主として政治問題で、豫算の數字では無いでは無いか。併しこれ或は我六千萬同胞の代表として似つかはしきものかも知れぬ、我六千萬の同胞は、普選は何う云ふものであるかと云ふが如き政治問題は能く承知して居るが、豫算に就ては、多く知つて居らないからである。此く觀察して來ると、我國は或る方面に於て非常に發達して居るに拘らず、他の

の方面に於ては不具な跋の發達をして居ると斷ぜざるを得ないのであります。

さう言ひましても私が豫算に通じて居つて、何んでもかんでも知つて居るといふのでない。豫算の中にはなかなか分らない事があります。一體日本の豫算が、民衆的になつて居ないと云ふ事は、一つには皆んなが之に對して趣味を有たないと云ふ事にも因りませうが、一つには大藏省が從來多くの點に付て秘密主義を守つてゐるからであります。世間では外交の秘密を矢笠しく言ひますが、實は財政にも秘密があります。それは外でもない、財政の事實を公にしないことである。是は非立憲の甚しきものであります。更に又一つには豫算の編成の仕方が因襲的に流れて居ることも豫算が分らなくなる一因であります。是は大藏省の方にも責任があると思ひます。

二 一般會計と特別會計

先づ最近の例を引張つて考へることにします。從來豫算に就て論議する者があつても、其の論は多くは一般會計に止まつて居ります。例へば先年軍備縮少論の矢笠しかつたとき、我國の識者は米國で日本を獨逸の二世であると云ふて罵るのに倣ひ、軍國主義軍國主義と云うて大變に攻撃をしました。原内閣の當時、日本の一般會計は十五億八千萬圓に達してゐたが、其の中に陸軍の經費と海軍の經費とが合計七億五千萬圓あつた。そこで論者は日本の豫算の半分は軍備費である。軍國主義的色彩の豫算であると斷案を下し、斯う云ふものはブツ毀さなければならぬと絶叫したのである。併し乍ら是は唯一般會計だけを見た議論である。然るに我國には特別會計が澤山あつて、其經費は巨額に上ぼつてゐる。一般會計は豫算の半面に過ぎない。論者は之をトント承知しないやうである。

又現内閣は財政行政の整理緊縮と云ふ事を重要政策として之が實行に苦心してゐる。所が人の眼中にする所は

勤もすれば一般會計の事だけで特別會計の事を忘れ勝であるやうであります。例へば消費節約を力説しますが、政府が最大の消費者であるが故に、其の最大の消費者たる政府が自ら節約して消費節約の範を示さなければならぬと云つて居る。處でその節約は主として一般會計に關係して言ひ、特別會計に關しては半分言つて半分言はな

いと云ふやうな事情であります。後に詳しく話したいと思つて居ります。それで私は茲に一社會計と特別會計との關係に就て日本の豫算を觀察して見たいと思ひます。それには先づ特別會計の何たるかを明にせねばなりません。

三 各特別會計

一體豫算は統一主義でなければならぬ、豫算統一主義とは總ての收入は國庫に這入つて來、總ての經費は又國庫から出て行くといふ義である。是は統一國家と云ふ考から出て來たものである、統一國家があつて、唯の國庫が出て來るのである。苟も收入であれば一錢一厘と雖も此國庫へ這入つて來るし、支出であれば一錢一厘と雖も此國庫から出て行く、官吏や、國家の機關やが其收入する所を以て直に支出に充てることが出来ない。其收入と支出とを相整へると其處に會計といふものが出來るが、其會計は一つであるべき筈であります。處が、日本にては之に例外を設けて居るのであります。法律を以て澤山の特別會計を拵へて居るのである。

特別會計

歲 出 歲 入

朝鮮總督府
臺灣總督府

一七六、〇四七、九八〇 一七六、〇四七、九八〇
八九、八六五、九一〇 八九、八六五、九一〇

(一)

民	地
關	樺
東	太
廳	廳
	洋
	廳

(二)

官

大藏省	陸軍省	海軍省	農林省	商工省	逓信省
印 刷 局	造 兵 廠	海軍工廠資金	米穀需給調節	製 鐵 所	簡易生命保險
專 賣 局	千住製絨所	海軍火藥廠	海軍燃料廠		
大藏省預金部					
造幣局					
資金部					

我國現時の財政に就て

〔資本勘定〕

一三、八六七、九六八	一三、八六七、九六八
一七、八四六、四二四	一七、八四六、四二四
三、八〇三、四九八	三、八〇三、四九八
一、四二三、九三八	三三、二四七、三七〇
一六六、三八五、四三八	一〇、〇三六、六九一
六、八七四、三四〇	八、八四一、八〇四
一七二、八六二、二六二	二九五、〇四〇、三一八
六九、九〇八、三六七	八二、三九七、六八四
四九、四六九、〇五二	四九、四六九、〇五二
六、一一五、四五八	六、一一八、二八八
三八、九四二、三五二	三八、七八八、五〇六
三、四五六、六五九	三、四五六、六五九
二二、四〇四、六三一	二二、四九八、九六七
六一、〇三三、九六七	六一、〇三三、九六七
八三、二八一、六三八	七八、一一九、五一〇
二二、一五八、五四二	五六、九二三、一一五
一九三、八九六、九三五	一九二、三一九、〇〇〇

(四)		(三)	
管 理		設 施	
大藏省		文 化	
國有財產整理資金		業	
賠償金	國債整理基金	鐵道省 帝國鐵道用品勘定	收益勘定
一、四二六、二八二	八六一、八七三、五八七	朝鮮總督府 △朝鮮鐵道用品資金	二二一、八四六、六四五
五、三五九、一九八	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	臺灣總督府 臺灣官設鐵道用品資金	四六七、五八〇、五三七
		外務省 對支文化事業	一七、五一八、三三六
		教育基金	二、五〇〇、〇〇〇
		△教育改善及農村振興基金	二、四六一、三一五
		帝國大學 資金部	六、五〇〇、〇〇〇
		官立大學 資金部	二一、七二四、四五二
		學校及圖書館 資金部	一、三四四、三〇三
			六、六一八、二九〇
			四九一、六六〇
			一七、二〇五、五三二
			一、〇九七、七九四
			八六一、八七三、五八七
			一五〇、〇〇〇、〇〇〇
			五、三五九、一九八
			一、四二六、二八二
			二二一、八四六、六四五
			六二一、八九九、五三七
			一七、五一八、三三六
			二、五〇〇、〇〇〇
			三、八三三、五四七
			一七、四八五
			一三六、五〇〇、〇〇〇
			二一、七二四、四五二
			五四六、九四一
			六、六一八、二九〇
			一五一、八二二
			一七、一〇五、五三二
			一九九、八二六
			八六一、八七三、五八七
			一五〇、〇〇〇、〇〇〇
			五、三五九、一九八
			三、一二四、五三三

大正十四年度
正の四
止の年
分

在外專管居留用地

臨時軍事費

臨時國庫證券收入金

陸軍營繕費補充資金

朝鮮醫院及濟生院

講演者附記 大正十五年度には右の特別會計の外に健康保險特別會計と郵便年金特別會計との二を加ふるに至つた。
此表に就て少しく説明して置きます。

第一は殖民地毎に特別會計が設けられてある、即ち朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳、南洋廳の五つの特別會計がある。それから一般會計は、内地に限られて居る譯である。各殖民地は收入と支出とを突合して特別の會計を立て、居るのである。殖民地は内地より多少事情を異にして居るから、特別會計を立てる事は無理ある、非難すべきものでないかも知れない。

第二は官業特別會計である。其官業といふは廣い意味に於て政府のやつて居る事業と云ふ意味であります。一般會計と區別して會計を立てて居るのである。大藏省所管では第一に造幣局であります、造幣局は貨幣を鑄造する所である。次には印刷局であります、印刷局は印刷に關する色々な仕事をやつて居ります、郵便切手や、印紙や、葉書や、公債證券兌換銀行券等の印刷、官報の發行其他の印刷をなすことが其重なるものである。

第三は專賣局であります、專賣局では煙草の製造販賣、鹽の販賣等をやつて居るのであります。

第四は大藏省預金部特別會計であります、從來は預金利子特別會計と謂つて居りましたのを、大正十四年度に

至り大藏省預金部を擧げて特別會計にしたのであります。吾々が郵便貯金をする、其の貯金が大藏省預金部に集つて行く。其集つた金を何う云ふ風に使ふかと云ふ事は、大藏大臣が自由に決定するのである。此郵便貯金の外、其の他の特別會計からも預金が集まつて来る、郵便貯金と此預金とが預金部の借方勘定を爲すのであります。さうして其の金を運用して行くとそれが貸方勘定を爲すもので、それが丁度大問題になつて居ります、預金部は今日十五億圓以上の預金を有つて居ります。一般會計が約十五億五千萬圓に上ぼつてゐると、略ぼ同額となるのであります。實に大したものであります。日本にならびない大銀行と謂つても可いのであります。

陸軍省所管に於ては先づ造兵廠に指を屈する。從來は砲兵工廠と謂はれて居つたのであります。東京砲兵工廠特別會計、大阪砲兵工廠特別會計の二がありましたのを合せ、造兵廠特別會計といふ一の特別會計としたのであります。

又陸軍省所管には千住製絨所とて、士卒の服地を拵へる所があります。是も特別會計をなして居るのであります。海軍省所管では、第一に海軍工廠資金の特別會計があります、海軍工廠は横須賀なり、呉なりを初め諸所に分工場があります、最も大なる工場であります。軍艦を拵へたり色々な鐵工業をやつて居ります。海軍工廠の方は資金だけが特別會計になつて居ります。これは陸軍造兵廠特別會計と趣を異にしてゐる、即ち後者は職工に賃金を拂つたり、材料を買つたりするものが特別會計の支出になつてゐる。所が海軍工廠の方は資金が特別會計でありますから、職工の賃金等は一般會計で拂はれ特別會計には遣入らぬのであります。資金だけが特別會計になるのであります。然らば其資金とは何んであるかと云ふと、鐵なら鐵を買ふ爲めに資金が要る。そういうものを特別會計にして居るのであります。

次に海軍火藥廠、平塚に工場があります、嘗ては外國人が有つて居つた。それを買取りまして政府の火藥廠にしたのであります。

最後に海軍燃料廠、燃料廠は其初め練炭製造所と呼ばれて居つた、其製造所は徳山近邊にありまして、専ら練炭を拵へて居りました。其後練炭製造に止まらず、飛行機潜航艇の要するガソリン等の製造をもなすに至つた。そこで之を料燃廠と改稱することゝなつたのであります。燃料廠は石炭山を有つて居ります。朝鮮平壤附近にある無煙炭坑をも有つて居ります、此無煙炭坑は其初め朝鮮總督府の有つて居つたものであります、最近に至つてそれを海軍省の方へ移しました。此の如く自ら炭山迄有つて老大な工業を營む所になつて居ります。

農林省所管にては米穀需給調節特別會計があります、寺内内閣のときに起つた米騒動に鑑み、昔の米廩の考を襲ひ、之を設けたのであります。即ち豊年で澤山の米が出来た年には政府が米を買つて置き、凶年で米が少い時に之を賣ると云ふ趣旨より出来てゐるのであります。所が第五十議會でも喧しい議論がありました、米穀を調節すると云ふも、政府は米の量を調節するに止まり、米の價を調節しない。それでは農村の振興を圖る事が出来ないと云ふのであります。そこで第五十一議會にては法律を改正して米價をも調節することとしたのであります。米穀需給調節所特別會計は此の如き使命を帯びて居る。之を果さん爲に米を買ひます。又それを賣ります。その收支を明にするが爲めに特別會計が出来たのであります。

商工省所管にては製鐵所特別會計があります。九州の一角にある老大なる製鐵事業であつて、政府が金をつぎ込んだ額は多大なものであります。八幡市が其副産物として出来ました程、それ程大きなものであります。今日となりては年に政府が金を拂ふ事も莫大でありますし、又金を取入れる事も莫大なものであります。その收支を

一特別會計につき合ひすることゝなつてゐるのであります。

逕信省所管にては簡易生命保險特別會計があります。政府は簡易生命保險を營んで居るのであります。是も年々歳々繁昌して行くのであります。それが特別會計になつてゐる譯であります。

鐵道省所管にては帝國鐵道全體が特別會計となつてをります。鐵道省は特別會計以外に何んにも存在して居ないのであります。一般會計とは全然交渉を有たぬのであります。鐵道省が監督に要する費用も地方鐵道への補助も其他如何なる費用もみんな帝國鐵道特別會計から支出して居るのであります。或は又驛長の俸給でありまして、車掌の俸給であつても、鐵道大臣の俸給であつても皆此の特別會計が賄つて居るのであつて、一般會計は與り知らぬのであります。

尙朝鮮總督府に附屬し而も之と會計を區別して居るものがあります。即ち朝鮮鐵道用品資金特別會計であります。是は大正十四年に初めて出來た。朝鮮鐵道は朝鮮總督府が建設して居るのでありますが、寺内内閣以來、滿州、朝鮮の運輸を統一するといふ趣旨より南滿鐵道會社に、朝鮮鐵道の經營を委託したのであります。そこで從來は朝鮮總督府の豫算の上には、南滿鐵道會社よりの納附金なるものが載つてゐたのであります。所が加藤内閣は此の主義を打毀して、南滿鐵道會社から朝鮮鐵道の委託經營を取返して、朝鮮總督府自ら經營する事になつたのであります。さう云ふ所から、朝鮮鐵道の用品即ち石炭とか、列車とか買ふのに資金が要りますから、其の資金を特別會計にしたものであります。

臺灣總督府に附屬してゐる臺灣官設鐵道用品資金の特別會計も亦前と同様に説明することが出來ます。

更に内地の鐵道に就て之を見るも、帝國鐵道特別會計は三の勘定に分れて居ります。一つは資本勘定、一つは

收益勘定、一つは用品勘定であります。收益勘定に於ては鐵道が儲ける分、即ち旅客を積み、荷物を積んで收入を得る分と之に對して鐵道が支出する分、即ち上は大臣からして下は驛夫に至るまでの俸給給料や、石炭又は其他の物件費とがつき合はされて居るのであります。今日鐵道は一億五千萬圓程の收益がある。それが何處へ行くかと云ふと、資本勘定へ行くのである。資本勘定は新しく鐵道を敷設して行く經費や、改良を施して行く經費と之に對する財源との勘定である。其財源の重なるものは今述べた鐵道が儲けた金である、其金が今日は一億五千萬圓に達しそれをこつちへ廻して居るといふのであります。それでも足りない時分には公債を募ると云ふのであります。夫の建主改從とか改主建從とか云ふ喧しい問題も之に關聯して起ります。一體我國の鐵道は獨立自營主義でやることになつて居ります。處でそれでは十分に新しい線を建設するに足りないと言ふので、從來年々歳々公債を起してやつて居つたのであります。本年も色々喧しい問題がありました、現内閣は公債を募らぬと云ふ主義をかざして居りますに拘らず、收益一億五千萬圓の巨額を資本勘定に移す外、更に四千萬圓の公債を起すことゝしてゐるのであります。こは鐵道建設を急ぐといふことから來た結果であります、それといふも地方より鐵道を設けて呉れと云ふ運動があり、政黨が之に對して手形を發行してゐるといふ事情もあるので、今日のやうな財政頗る困難な時に於て借金迄しても敷かなければならないと云ふやうな状態にあります。最後に用品勘定であります、此勘定に於ては客車貨車汽關車等を造る爲に要する支出と、之を收益勘定に渡して得る收入とが對立するやうになつて居ります。

第三は文化施設特別會計である。外務省所管に於て對支文化事業と特別會計と云ふものがあります。是は北清事變の賠償金並に最近支那より得べき賠償金を基金として支那で文化事業を行はうといふのであります、北清事

變の賠償金に就ては色々の歴史があります。其初我國にては此賠償金に對する債權を大藏省預金部に賣つて、一時政府の財政を救つたのであつた、そこで今度は逆に一般會計が大藏省預金部より買収しなければならぬ事になりました。それを基にして對支文化事業をやらうといふのであります、之に對し支那人は喜んで居ないと云ふ事でありませう。

次は大藏省所管で教育基金であります。教育基金は日清戰役戰勝の記念として償金の中より一千萬圓を割いて之を作つたのであつたが、日露戰爭に際し戰費に流用せられたのである。今日は三十六七萬圓を剩して居る、隨つて其利子は一萬七千餘圓を得るに過ぎぬ。これだけでは何をすることも出来ぬ。但し教育基金流用後、年に一千萬圓の利子に相當する金額を教育資金配當金として一般會計より支出し、教員の改善、社會教育の施設、小學校教員の肺結核治療料等に充てることにしてあつた。大正十四年の行政整理に際し、全部削除せらるゝこととなつた。當局者の辯明に依れば、教育資金として年々府縣に配當し來つたのであるが、府縣は特別會計を設け之を蓄積して居り、其額六百五十萬圓に達して居る。而して此金は現に學校の新築改築の爲に町村に貸付けて居るので、年々三十二萬五千圓の利子を得るのである、府縣は此利子を教員の肺結核治療費に充てることが出来る、併し當局としては可成速に教育基金の補填を圖り、其利子を以て教育振興の諸費に充てんことを期して居るといふのであります。教育改善及農村振興基金は大正十四年初めて設けられたものであります、此基金の由つて來る所は貨幣改鑄益金であります。五十錢銀貨を御覽なさい、從前のものは大きかつた。由來補助貨幣と云ふものは、額面だけの實價を有せぬものであります、それに戰爭以來銀が高くなつたので、銀貨を小さくする必要が起つた。又一つには日本人が、餘り大きな補助貨を好まぬ、從前の五十錢銀貨を携帯するにしても重くて仕方がない、十圓も

持つたら財布には入れられぬやうな有様であつた。さういふ色々な動機から五十錢銀貨を小さくすることゝなつた、それで改鑄せられた補助貨は従前よりも僅かな銀で事足りるのである、従つてそこに大變儲けがある。其の儲の金が一億八千萬圓程あるのであります。其の一億八千萬圓の中、一億三千萬圓を割いて、新に設けられた教育改善及農村振興基金に繰入れたのであります。其一億三千万圓は現金でありましたが、それで政府の公債に應じたのであります。その公債の利子を五朱として六百五十萬圓出て來ます。初め政府は其の六百五十萬圓の中、四百萬圓を師範教育費に充て、あとの二百五十萬圓を農村振興費に充つるの案を立てゝ居りました。處で第十議會に於ては師範教育費が矢釜ましい問題になりました。從來師範學校は高等小學校を卒業して一年位した學力の者を收容して居つたのであります。それが所謂一部制であります、之に對して二部制なるものがあります、中學校を卒業した者に、一年間程教育に關する事を教へて直ぐ教員にするのであります。師範教育は一部制を採るか、二部制を採るかが問題となつたのであります。民間でも議會でも二部制が宜いと云ふ論が強いのでありますが、岡田文部大臣は一部制を主張し、之を改善しなければならぬと言ふのであります。小學教育は八年にしなければならぬ、それに就ては教員を増さなくてはならない、師範教育改善の必要なる所以であると言ふのである。師範教育改善の方法としては、第一に高等小學校卒業者は師範學校に入ることが出来るやう、制度上の聯絡を完ふし、第二に最上級を増し專攻科を置くといふのであります。それに四百五十萬圓を使ふとしたのであります。衆議院に於ては之に對し非常の反對がありました、貴族院に行きまして更に益々反對の火の手が揚がりまして、師範教育の一部制を採らうと云ふ岡田文相の意見に反對し、師範學校從來の第一年級の下に更に級を設けることに關して支出する經費を削除したのであります。即ち六百五十萬圓の中より九十七萬七百圓を削除し五百

五十二萬九千圓としたのであります。

文部省所管、帝國大學特別會計に就て云へば、從來は東京帝國大學で一つの特別會計、京都帝國大學で一つの特別會計、九州帝國大學、東北帝國大學、北海道帝國大學が各一の特別會計、合計五つ特別會計を成して居つたのであります。所が今回濱口藏相は之を整理せんとし、初めは帝國大學特別會計を全部廢めようとしたのであります。が、なか／＼さうはいかなかつた、そこで、東京帝國大學、京都帝國大學、九州帝國大學、東北帝國大學、北海道帝國大學の五特別會計を一つの特別會計にしてつたのであります。

次に官立大學特別會計があります、前に述べた帝國大學と云ふのは法學部、工學部、理學部、醫學部、農學部、經濟學部と揃つて居るもの即ち綜合大學を指すのであります、中にも今尙總てが揃ふ迄に至らぬがある。之に對して單科大學を官立大學と謂つて居るのであります。商科大學とか或は醫科大學とかいふ如き單科大學を一緒にしてつて官立大學と謂ふのであります。

其の他の文部省直轄學校としては高等學校とか、高等商業學校とか、高等農林學校とか、高等工業學校とか、高等工藝學校、高等蠶業學校、音樂學校其他色々な學校があります。それから帝國圖書館も文部省直轄であります、斯う云ふやうなものを一緒にしまして一の特別會計を作つて居ります。

第四、管理特別會計。其中で一番大きなものは國債整理基金特別會計であります。通稱減債基金と云はれて居ります——國債整理基金は、國債を償還したり、國債の利子を拂ふ爲に設けられてゐる。故に公債元利支拂に關するものは、一般會計よりすると、他の特別會計よりすると問はず總て此基金を経由することになるのであります。

公債金特別會計は、國家が公債を起す場合の其公債金に關するものである。公債を起す場合には、一般會計と特別會計とに論なく、總て此特別會計を経由するものであります。

賠償金特別會計、色々の賠償金がありますが――獨逸からの賠償金もあります――それを一つの特別會計にしたのであります。

國有財産整理資金特別會計、國有財産は非常に澤山ある――、陸軍などは殊に澤山有つて居る――、議會で長い間問題であつたが、終に法律が出来、國有財産整理委員會が出来るに至り、其整理資金は特別會計となつた。大正十一年の國有財産は五十八億圓程あります。評價の上で如何はしいものがありますけれども、五十八億圓といへば巨額の財産であります、それだけの資金があるならば、一割でも五千八百萬圓あるのであります。其國有財産の中で比較的つまらぬ物を賣拂ひ、それを資金として一つの特別會計をなして居るのであります。之がうまく整理された曉には、相當の收入が出来て來るとも思ふのであります。

終に本年度より廢止せられたる特別會計は、第一に在外專管居留地特別會計、第二に臨時軍事費特別會計であります、後者は青島の占領以來西比利亞、樺太の出兵に至る迄の臨時軍事費を總括し一の特別會計としてゐたのである。青島の戰爭にはたいした金は要らなかつたが、西比利亞の出兵以來ウント金が要るやうになつた、今や此特別會計をやめて了つて總勘定をやつたのであります。

第三には臨時國庫證券收入金特別會計、戰爭當時露西亞が武器や其他色々の軍需品に關し、日本の手を借る事となり、政府はさう云ふものを讓渡し、民間も久原さんを初めとして、銅を賣つたり、銚を賣つたりして居たが、露國政府は之に對して現金で拂はなかつた。さうする内に革命が起つた。革命政府は勿論其の金を拂はぬ。それ

では民間の債權者は困るから、政府が肩替はりしたのであります。その爲に臨時國庫證券が發行せられたのである。我國は今や露國と通商條約を結び、露國の新政府を承認したのであるが、露國はなか／＼金を還やさしませぬ。ロシアに貸してやつた利子丈けでも年々何千萬圓に上るが、それを日本政府が拂はなければならぬ。日本國民が露國の尻を拭はなければならぬ。今や臨時國庫證券收入金特別會計は廢せられ一般會計に移された、それで國民の負擔によつて拂はなければならぬことが明白にせられた、露國に就て述べたことは支那にも適てはまるのであります。

第四に、陸軍營繕費、補充資金特別會計、陸軍省所管の建築物其他を賣拂つて得たる金を積み立て、陸軍が新に建築したり、修繕したりする時に、之を使ふやうの仕組になつてゐたものである、偶々陸軍の勢のよい所、悪くいへば我儘勝手の遣り方を示すものであつた。遂に今回廢止になりました。

第五に朝鮮醫院及濟生院特別會計は、朝鮮總督府特別會計の方へ入れて了つたのであります。

特別會計の整理は以上五つであります。濱口藏相の如く特別會計大整理の大抱負を以てしても是だけしか出来なかつたのであります。それに朝鮮鐵道用品資金特別會計と、教育改善及農村振興特別會計とが新に設かつたのであるから、特別會計の數の整理としては差引き出入少いことゝなる。

右述べた如くで特別會計が澤山あるのであります。此特別會計の澤山あるといふことだけでも特別會計の經費が澤山になつて居る事を想見することが出来るだらうと思ひます。

四 一般會計と特別會計との總計並に純計

衆議院に於きまして、一般會計と、特別會計を總締して幾らになるかと云ふ問題が起りました。私は施政方針

に對する質問演説に於て一番に之を聞きました。私の聞きましたのは、純計幾何といふことであつたのであります。大藏大臣は之に答へることが出来なかつた。其後豫算委員會に於て他の議員より一般會計、特別會計を合はしたならば、どれ位になるか聞きましたが、政府は之に答へて四十四億九千八百萬圓と言つた。是は大藏省が自ら人を欺くやうな發表をしたものと評せねばならぬ。

日本の政府は一年どれ位經費を支出して居るのであるかと云ふことは、何人も知つて居らなければならぬのであります。政府は約四十五億圓と發表した、處が是は一般會計の歳出と特別會計の歳出を唯機械的に加へて行つたのであります。それは所謂總計である、政府が事實支出する額では無い、之に非常な出入りがある、私は此の出入り即ち重複になつて居るものを差引き、純計を出さなければいかないと云ふことを切論してゐる。此事は私が大正六年初て議會に出てより再々言つて居るのであるが、大藏省はそれをやらないのであります。純計を取らないと。大間違が生ずるのであります。例へば茲に朝鮮總督府の經費に就て例を取つて見ます、此の中には一般會計から朝鮮總督府特別會計に繰入れ更に支出するものがある。朝鮮總督府への經費補充金は即ち其一例である。本年は其額一千五百萬圓に達してゐる、それが一度朝鮮總督府の收入になつて、朝鮮總督府自己の收入と合計をして、それを他方に支出するのであります、随つて補充金支出と朝鮮總督府經費とは二重になつて居ります。南洋廳、關東廳、樺太廳等 皆んな國庫から補充金を受けて居ります。此補充金は總額約二千萬圓ありますから、それは明に重複致します。それからもつと大きい例を引きますと、印刷局の經費の如きそれでありまして、印刷局は種々の印刷を仕事としてゐる、従て日本銀行の兌換券の印刷等に對する收入は本當の收入でありますが、印刷局は此外遞信省の端書や切手を刷つたり、大藏省の收入印紙を刷つたりして居ります、その收入があります。印

刷局は其の收入から原料代を支拂ひます。又遞信省や大藏省やは印刷費として之に對して拂つて居るのであります。之に加て印刷局の支出を算すると、それが二重になるのであります。帝國鐵道は獨立で一般會計に交渉ないが、收益勘定、資本勘定、用品勘定相互の間には重複するものがある。又教育改善及農村振興基金は、造幣局の改鑄益金の中から一億三千萬圓を支出して出來たものである、其基金の利子六百五十萬圓の中、約五百五十二萬餘圓は其基金特別會計を出て一般會計に入り、それから農村振興費并に師範教育費として支出せられるのであります。随つて二重になつて居ります。帝國大學も唯學生の授業料や病院の收入やなんかで總てを賄ふことが出來ませぬので、年々政府支出金を仰で居るのであります。帝國大學の經費と文部省の政府支出金とを合計すれば二重になるのであります。國債整理基金は以て國債の元本償還并に利子支拂をなすのであります。而して國債の利子だけで二億圓以上に上ぼつてゐる、國債の總額は五十億を超過してゐるからであります。國債の償還并に利子支拂は何時でも此の關門を通るのであります。一般會計が公債を負つて居る原因は何であるかと云ふと、戰費支辨の爲めであり、道路を築く爲めであり、電信電話擴張の爲めであり、學校増設の爲めであつた。それが爲め澤山の公債を起すに至つた、其公債の元利を支拂ふ際には一般會計の支出となるが、それが國債整理基金特別會計に繰入れられる、而して其特別會計より支出せられて債權者に支拂はれることとなるのであります。又朝鮮は毎年々々鐵道を建設する爲めに公債を起して居ります。其公債の元利を支拂ふに當りても朝鮮總督府の歳出となり、國債整理基金特別會計の歳入となり、その會計より更に歳出となつて支拂はれるのであります、其他の殖民地の起した公債に就ても、帝國鐵道の起した公債に就ても同じやうのことが言へるのであります。皆んな二重になつて居りま

す。

次に公債金特別會計の歳出も一般會計其他の特別會計の歳出と重複する所がある。本年は一億五千萬圓の公債を起すことになつてゐる。其の内一億圓が一般會計、千萬圓が朝鮮總督府、四千萬圓が帝國鐵道といふことになつてゐる。而して其の起した公債金は公債金特別會計より或は一般會計へ、或は朝鮮總督府特別會計へ、或は帝國鐵道特別會計へ這入つて行くのであります。次に公債金は或は一般會計中の復興費として、或は朝鮮總督府の鐵道建設費として、或は帝國鐵道特別會計の鐵道建設費として支出せられることとなるのであります。以上述べただけでも約十億圓が二重になつて居ると云ふ事が分ります。それであるから一般會計特別會計の歳出總計の中より少くとも十億餘圓を差引かねばならぬ、従つて純計を求むれば日本國庫の支出總額は三十四億餘圓となつて來るのである。然るに政府の議會に於ける答辯は總計で四十五億圓といふのであつた、之を民衆に宣傳すると云ふ事は頗る悪い、誤れる數字を傳へることとなるからであります。

私は年來豫算の純計を示さねばならぬことを主張してゐるのであるが、政府はそれをやらぬのであります。それは容易に明瞭にすること出來ぬものがあるからであらう。今印刷局の例に就て見るに、印刷局の支出と逓信省の端書切手の印刷費として支拂ふ所とは二重になつて居ります。逓信省がどれだけ印刷費として支拂つて居るか、それがハツキリ分てゐないのであります。陸軍省所管の造兵廠、千住製絨所、海軍省所管の海軍工廠、火藥廠、燃料廠に至つては多くは其製品を陸海軍省に賣つて行くのであるが、その然らざるものとの區分が明でないのであります。製鐵所にした所で、其製品は之を鐵道省へ賣るでせう、海軍工廠や陸軍造兵廠に賣るでせうし更に民間へも賣るでせうが其どれ文が重複することになるのか能く分らぬ。

右様の事情であるから、豫算の純計は政府が計算を明にして示さねばならぬ、私は此事を五十議會に於て熱心に幾たびも争ひましたが、政府は議會開會中に之を實現せなかつた、議會閉會後二月程して終に之を世に公にした、其純計の總額は三十四億圓と言ふのであります、國庫から三十四億圓の金が出て居るとすれば、それが日本の經濟に如何なる影響を及ぼしますか想像が出来ないでもないであらう。財政が經濟に及ぼす影響を論ぜんとする者は先づ此事實を承知せねばならないのであります。

五 財政の整理と國費の節約

日本の經濟の立直しと云ふ事から整理とか緊縮とかいふ論が起つて來た。それは偶然でないと思ふ。從來我國に於ては經濟界にても財政にても放漫政策が行はれたのであります。財界の不景氣に直面しては事業の整理緊縮を圖らなければならぬと云ふ事は、論ずる迄もないことであります。大正九年の恐慌があつてから既に六年になります。我國の人は今に好景氣が來るか頻に之を望んで居る。然るになか／＼好景氣は戻つて來ない。是れ何の故ぞ。財政なり民間經濟なりに於て整理が十分に行はれないからである。財界を一瞥すれば物價は高いし、爲替は下落して居るし、貿易は逆調となつて居るし、景氣のよくなるといふ徴候は見えないのである。

所で如何にすべきかと云ふと、第一に物價を調節するといふ考が起つて來る、物價が高いから品物が外國に賣れて行かない。却て外國から品物が這入つて來るからである。然らば物價調節策如何といふに、それには色々ありますが、一つの策は消費の節約に在るのであります。民衆が金がないと言つて居り乍ら高い物を買ふやうな状態では物價は廉くならぬ。之に反して民衆が打揃つて消費節約をすれば、物の價は下がる理窟である、それで加藤友三郎内閣の時から消費節約論が喧しくなつたのである。現内閣も亦消費節約と云ふ聲を大にし、民間の人に

消費節約を勧め、政府自らも消費節約を斷行せんとして、所謂財政緊縮の方針を採つて居る。從來放漫に流れてゐた巨額の経費を引締めて、政府自らが大幅な消費節約をして行くと云ふのであります。そして幾何の消費節約をするのであるかと云ふ事が問題となつて來ます。政府は今回行政財政の整理を行ひ一般會計に於て一億五千二百萬圓、特別會計に於て一億四百萬圓、計二億五千六百萬圓の整理をしたと云ふのであります。整理と云へば消費を節約したやうに聞えるのであります。現に濱口藏相は、「政府が行政財政を整理し、消費節約をするが爲めに、物價は追々下つて來るに相違ない」と大膽に聲明して居ります。其の行政財政の整理と云ふのは消費節約を意味して居るやうに見ゆるが、實は必ずしもさうで無い。濱口藏相は頻に若し政府が緊縮方針を採らずして既定の計畫を實行したらんには大正十四年度には豫算は十六億二千八百萬圓に達したであらうと言つてゐる。處で此十六億二千八百萬圓といふのは現實の豫算ではないのであります、それを基準として大正十四年度に於ける歳出の減少を計算した所で、それだけ消費節約をなしたものと観ることは出來ぬ。消費節約といへば前年度の歳出額を基準としてそれより幾何減じてゐるかを觀ねばならぬ。

濱口太藏大臣は大正十四年度の豫算額を前年度に比較して見て、其初に於て九千百萬圓の減少であると論じ、如何にも巨額の消費節約をしたかの如くに吹聴した。處が實際の減少額は更にそれよりも少いのである。

講演者附記、茲に九千百萬圓と云へるは最初豫算提出の際に於ける計算である、その後大正十三年度並に大正十四年度の追加豫算が提出せられたので、それを計算の中に入れると、大正十四年度の豫算額は大正十三年度の豫算額よりも一億四百三十萬圓程減少したとするのである。

濱口藏相は大正十四年度の豫算を大正十三年度の豫算に比するに當つて、大正十三年度の當初實行豫算に第四

十九議會並に第五十議會の協賛を経たる追加額を加へ之を大正十三年度の實行豫算であるとし比較の基準としてゐる、所が其實行豫算に對しては更に節減と繰延とで整理減額し、改定實行豫算なるものを作つてゐる。所謂實行豫算額は十六億五千四百一十一萬九千七百五十三圓であるが、改定實行豫算額は十六億二千二百八十七萬八千二百六十八圓となつてゐる、兩者の間に三千百二十餘萬圓の差がある。大正十四年度の豫算額は十五億四千九百八十一萬四千九百六十七圓である。之を改定實行豫算より見れば七千三百餘萬圓の減額に過ぎぬのである。

講演者附記 大正十三年度の決算に依つて之を見るに、經費の總額は十六億二千五百二萬四千七十三圓となつてゐる。然るに大正十四年度の豫算は責任支出と第五十一議會に於ける追加豫算とに依つて著しく増加して來た、即ち責任支出として國庫剩餘金を以て支拂せられた額は五百四十三萬八千七百七十三圓であり、第五十一議會に於て協賛せられた追加豫算額は三千六十四萬七千二百二十四圓である、故に大正十四年度に支出すべき經費の總額は十五億八千五百九十萬九百八十三圓となるのである。大正十三年度の決算と大正十四年度豫算とを比較すると、經費の差は三千九百餘萬圓に過ぎぬことゝなつてゐる、論より證據演口藏相の大言壯語が如何に裏切られたかと證明せられるのである。

次に大正十四年度の經費と大正十三年度の經費とを比較對照するに當つて差引せねばならぬものがある。それは外でもない、特別會計整理の爲に起つた變化である。即ち大正十三年度に於ては、大藏省預金部の利子は大藏省預金利子特別會計より一般會計を経由して之を支拂ひ、臨時國庫證券の利子は臨時國庫證券收入金特別會計より國債整理特別會計を経由して支拂ふことになつてゐたのである。處が政府は大正十四年度に於て特別會計を整理し、大藏省預金利子特別會計を廢し新に大藏省預金部特別會計を起し、臨時國庫證券收入金特別會計をも廢することゝした、従つて大藏省預金部利子は一般會計を経由して支拂ふことが止まつた、換言すれば此利子額は一般

會計に計上せられぬことゝなつたのである。之に反して臨時國庫證券利拂金は一般會計の經費となつて來たのである。今大正十四年度も大正十三年度と同じ様の形式で豫算が編製せられたとしたならば、大藏省預金部利子及手数料として六千六百二十八萬六千三百四十五圓が一般會計を経由して支拂はれることになつたであらうし、臨時國庫證券利子二千四百四十六萬千八百六十圓は一般會計の負擔とならなかつたであらう。此兩者の差四千四百八十三萬四千四百八十五圓は大正十四年度の豫算に加はつて來ねばならぬ。さういふ風に計算して來ると、大正十四年度の豫算額は十五億四千九百八十一萬四千九百六十七圓でなく、十五億九千四百六十四萬九千四百五十二圓であると謂はねばならぬ。従て大正十四年度の豫算に於ける經費は大正十三年度の改定實行豫算に於ける經費よりも二千八百二十二萬八千八百十六圓を減ずるに過ぎぬことゝなるのである。濱口藏相が人をして節約額と思はしめた整理額一億五千二百萬圓に比し、更に豫算演說に於て聲明した節約額九千百萬圓に比し、非常の差である。

講演者附記 大正十三年度の決算額は前に述ふるが如く十六億二千五百二萬四千七百七十三圓であるが、大正十四年度に支出すべき經費は十五億八千五百九十萬百八十三圓である。大正十四年度豫算も大正十三年度豫算と同じ形で編製せられたとせば、大正十四年度の經費は十六億三千七百七十三萬四千六百六十八圓となるであらう。さうして見れば大正十四年度に支出すべき經費は大正十三年度の改定實行豫算よりも決算よりも八百萬圓若は五百萬圓程多くなるのである。節約の實何れにありやと評せざるを得ない、私が大正十四年二月のインヴェストメント誌上に於て大正十四年度の豫算額は、大正十三年度のそれと殆ど似たり寄つたりの額となるに相違ないと論じたのが、實際に間違なかつたことを立證することゝなつたのである。

之を要するに、整理と節約とは異つた觀念であり、整理額は一億五千二百萬圓であるとしても、節約額は二千

八百餘萬圓に過ぎぬ、否殆んど節約の見るに足るものなしとも評することが出来る。果して然らば以て物價を調節し財界の立て直しを圖することは出来ないと言はねばならぬ。

私は此論法を以て濱口藏相に肉薄した所、濱口藏相は次の如く答へられてゐる。

凡そ歳計の緊縮と言ふ以上は一般會計のみに着眼すべきではありませぬ、一般會計特別會計を通して考ふべきものであります、財政の計畫の上から申しますれば、御互に先づ眼を着くべきものは一般會計であります、特別會計は寧ろ其從たるものでありますけれども、所謂消費の節約歳計の緊縮と申しますれば、茲に一般會計と特別會計とは同等の位置を持つて來るのであります、即ち政府の消費をどれだけ減するか、如何に減したかといふ問題に對しては、一般會計に於て一億五千二百萬、特別會計に於て一億四百萬、合計二億五千六百萬圓といふが如き計算に於て歳計緊縮の程度を量るのが當然であります、政府が使ふ金を減し、それに依つて國民に消費節約の範を示し、物價券銀の調節に資せんとする其目的から申しますれば節約の金額は一般會計と特別會計との區別を論すべきもので無い、然るに小川君は唯一般會計の節約のみを御覽になつて特別會計の緊縮のことは御覽にならなかつたから唯今の如き御質問が出たものであらうと思ひます。(第五十議會衆議院議事速記録四四頁第四段)

濱口藏相の論理は飽く迄も整理と節約とを混用してゐる。唯節約に關しては一般會計と特別會計とに亘つて之を見ねばならぬと論じてゐるのは正しい、私が前後に論じた豫算の純計は即ちそれである、大正十三年度の純計と大正十四年度の純計とを比較すると大正十四年度に於て幾何消費を節約するかと判る。そして私は直に藏相に對して左の如く反問した。

消費節約は一般會計と特別會計とを合せて見ねばならぬといふことは尤であります、然らば大正十三年度に於ける一般會

計特別會計の總計幾何にして、大正十四年度の一般會計特別會計の總計幾何であるか其差額幾何であるかを伺ひたい、此問題に就ては私は第四十九議會に於て既に尋れたのであります、消費節約といふならば一般會計と特別會計とを合せて見なければならぬ、大正十三年度の一般會計特別會計の總計幾何であるかといふことを尋れたのであります。是は差引して見ればならぬから特別會計を皆加へて一般會計と總計して見たのでは出て來ない、處が大藏大臣は其時、今茲に訓はつて居らぬから他日表を以て示すと答へられたが、其後議會中に之を示されなかつた、今日に於てはそれは明に調はつて居りましやうから此席に於て大正十三年度の一般會計特別會計の總計幾何、大正十四年度に於ける一般會計特別會計の經費純計幾何其差額幾何かを示して貰ひたいと思ひます。(前掲速記録四七—四八頁)

私の此反問に對し大藏大臣は又「政府の歲計全部に於ける所の緊縮の金額幾何らであるかといふことは一寸只今私が申上げることとは出來ませぬ、何れ豫算委員會に於て表を以て御答することに致します」と逃げたのである。苟も歲計の緊縮を斷行して物價を低めんとするに際し政府の歲計全部に於ける所の緊縮の全部幾何らであるかといふことが判らぬとは合點行かぬことである、如何に藏相の答辯に窮せるかを窺ふべきである。尙藏相は豫算委員會に於て表を以て答へやうといひ乍ら、純計を示さなかつた。私は非公式に政府委員に其答を促した處、五十議會閉會せられて後に至つて内密に示された。

今其材料に依り特別會計に於ける消費節約額を算するに左の如し。

最 初 提 案

各特別會計歳出通計

同前年度實行豫算通計

二、九七四、三二〇、二三六円

三、三六九、〇五七、八〇九

追加豫算加算

二、九八六、一九三、二九〇円

三、三七〇、九三七、九三四

我國現時の財政に就て

差 引 減

消費に直接影響なき計數控除額

三九四、七三七、五七三

三八四、七四四、六四四

三六八、一八三、二二四

三六八、一八三、二二四

再 差 引 減

二六、五五四、三四九

一六、五六一、四二〇

此表に依つて之を觀れば、特別會計に於ける消費節約額は千六百五十餘萬圓に過ぎないのである。

講演者附記 此計算は大正十四年四月の頃に於てそれ迄の事實に就て之を爲したものである、其後大正十四年度の進行に伴ひ責任支出として專賣局、朝鮮總督府、樺太廳等の歳出計四、七九〇、三九九圓があり、第五十一議會に於て協賛せられた大正十四年度追加豫算として朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、帝國大學の經費總額二、四三〇、一三七圓がある。此兩者を總計すると七、二二〇、五三六圓となる。是れだけは前掲の表に於ける各特別會計歳出通計に加はるものである。そこで特別會計に於ける消費節約額は僅に九、三四〇、八八四圓となるのである。

何れにせよ、一般會計といひ特別會計といひ、大正十四年度の豫算を大正十三年度のそれに比すると、其節約額は極めて少い、殆んど節約として見るべきものがない。従つて政府の高調せる消費節約は名のみで、其實が無く、以て物價の調節に資するに足らぬと斷せねばならぬ。

整理と節約との異つてゐることは、右論じた所に依り、數字の上で、立證せられたのであるが、更に一步を進めて整理と節約とを混同するの誤を正して見たいのである。整理といへば舊來の經費に就て考へるのであるが、節約といへば新舊經費を合せて考へねばならぬ、舊來の經費を減じたとして新規の經費を加へ來らば、豫算の上に於ては節約とならぬのである。濱口藏相が整理は則ち節約であると主張するならば、新規經費を許さぬことを明にせねばならぬ。然るに實際に於ては新規經費は頗る多い。今一般會計に就き新規要求に係るもの及前年度豫算

額に比し増加せるものを見るに左の如くである。

外務省	三、二八七、〇一五円
内務省	二七、五九五、八〇四
大藏省	五五、七六〇、四〇三
陸軍省	三二、三七六、六九二
海軍省	一八、四三九、三七七
司法省	一、〇九一、五〇四
文部省	一四、七四四、五四九
農林省	七、七六八、六六九
商工省	一、二五三、四〇二
逓信省	六六、七七五、三四三
計	二二九、〇九二、七五八

此二億二千九百餘萬圓は新規増加額、既定計畫に係る増加額であるが、之に對して既定計畫に依る減少額は七千六百餘萬圓に上ぼつてゐる、此兩者の差は一億五千三百餘萬圓となる、此額が大體に所謂整理額に相當してゐるのである。

右論する所に依つて見ると、節約額は整理額と新規増加額、既定計畫に依る増減等を差引いた上で決定するのである、節約額と整理額との異なることは極めて明白である、私は更に之を證せんが爲に、一方に整理し他方に新規經費を要するものに就て少しく例を擧げて見たいと思ふ。

今行政整理の主なるものに就て之を見るに、先づ目に着くものは、官吏、雇傭人職、工等、四萬、人の首を減つたことであります、一般會計特別會計に亘り俸給給料旅費手當其他を一緒にすると、其額五千九百十一萬七千餘圓に上つてゐる、是れ明に財政の整理ともなり、それだけ經費の減少となる譯である。併し乍ら他方より見れば、官吏雇傭人職工の減られた者に對しては退職賜金、手當、賞與等を給せねばならぬし、又年々恩給を與へねばならぬので、經費の増加を來たすことゝなるのである、即ち退職賜金手當等は四千三百四十三萬圓に上る、其中で大正十四年度に支出すべきものは四千二百三十九萬七千圓である、而して又その中に於て現金にて支出するものは三百二十餘萬圓であり、其他は公債の形で支給するのである、此賜金公債は交附價格百圓に付き八十三圓にて換算し、四千八百三十二萬一千六百十九圓となる、此公債に對する利子は年々二百四十餘萬圓となる譯である。次に恩給の増加は年々五百八十萬圓に上るのである。是が故に大正十四年度に於て官吏等を減首して俸給々料手當等を減ずること五千九百餘萬圓に達するも、之が爲めに増加すべき經費は千二百餘萬圓となるのである、是が故に人件費に於ける節約額は五千九百餘萬圓の整理額より千二百餘萬圓の新經費を差引いたものでなければならぬ。又官吏等の淘汰の爲めに増すべき恒久的經費は年々九百二十餘萬圓に上るのであるから。恒久的整理額より此恒久的増加經費を除いて見ねばならぬのである。

次に行政整理の大問題たりし陸軍の整理に就て之を見るに、四個師團が廢せられ、爲に二千餘萬圓を節することとなつたのであります。革新俱樂部なんかは師團半減を主張したのでありますが、それは現實にならなかつた。處で陸軍大臣は四個師團を整理すると同時に航空部隊の充實、戰車隊の新設、高射砲隊の新設其他新武器の充實を計畫し之が爲に千三百萬圓と云ふ大金を授することゝなつたのである。陸軍だけについて之を見れば四個師團

を廢止して二千萬圓を節約したが、新武器の爲に千三百萬圓を得たのであるから、差引七百萬圓程の節約にしかならぬ、然るに頻に陸軍の整理に依り二千萬圓を節約したと言ふのであります、世間の人はそれに胡魔化され、整理額は消費節約額であると考えに至つたのであります。

斯う云ふ事に就ては民衆が其實の眞であるか否かを判斷しなければならぬ。人民が皆んな豫算を知つて之を批判するやうにならなければ、本當の財政の整理は出来ないかと思ふのであります。

六 收支の關係

次に申上げたいのは、收支の關係であります。政府は二億五千六百萬圓の整理をしたから増税の已むなきに至るといふ勢を阻止したと言つてゐるのであります。いつも議會で示す十年先迄の概計表と云ふものがあります。それによつて見ますと、なか／＼さうでもないであります。大正十四年度に於きまして一般會計に就て言へば、十五億四千九百八十餘萬圓の收入支出になつて居ります、其の收入の中に公債金が一億圓あるのであります。それから整理した特別會計の殘金繰入として臨時國庫證券、收入金殘額、陸軍營繕費補充資金殘額、在外國帝國專管居留地特別會計殘金の繰入が二千四百六十餘萬圓ある。更に前年度の剩餘金の繰入をなしたものが一億四百餘圓あります、是等の公債金や繰入金がなければ收支の辻褄は合はぬのであります、従つて是等公債金や繰入金の額即ち二億二千八百餘萬圓は、一般會計に於ても足らないと見ることが出来るのであります。従つて財政は鞏固であると謂へないのであります。而して其借金は、大正十四年度に限らぬ大正十七年まで年々一億圓位繰返し起して行くことになつて居るのであります。其借金は關東の震災火災の後始末の爲にするのであります、是は已むを得ないと云へば已むを得ないのでありますけれども、其の借金によつて辻褄を合はして行くと云ふ財政計畫は決し

て上乗の策と見る事が出来ないと思ふのであります。

次に収入の中心である租税に就て調べて見たい、大藏大臣は行政財政の爲め整理を行はざれば増税をしなければならぬと言ふのでありますけれども、其整理の中には嘘があり、眞に経費を節減することにならぬものがある。整理に依つて諸税の要なきに至つたと謂へぬ、加之今日の國民の要求は減税である。税を廉くして貰ひたいと云ふのが民衆の望みである。

所で租税の額は現在幾何に上るかを明にせねばならぬ。私は從來一般會計、特別會計を通し收支の純計を示さなければならぬと云ふ事を喧しく論じて居り、それが三十餘億圓に上ることを明にしてゐる、このことは實業界の人にも段々了解せられて來た、既に實業同志會は三十億圓の收支を云々してゐる。所で動もすれば三十億の負擔といひ、租税額が三十億圓に上るか如く論じてゐる。併しそれは誤である、成程朝鮮總督府臺灣總督府等殖民地に於ては可なりの税はありますが、税は主として一般會計に表はれてゐる、大正十四年度の豫算には租税として七億九千五百萬餘圓と計上してゐる、其外印紙收入巨額の租税が含まれて居る、登録税印紙税賣藥印紙税狩獵免許税骨牌税關稅法第四十三條に依る關稅收入は即ちそれであつて、其額七千六百四十萬餘圓に上る、印紙收入八千五百萬圓中に七千萬圓あるとすれば、八割二分が租税となる譯であります。それから官業收入の中に、專賣局益金があります、專賣は課税の一形式に過ぎぬから、之を租税收入と看做すのである、其額一億三千萬圓である、それで租税の總計は約十億圓となるのであります。併し此豫算は内輪に見積つて居りますから、少くとも一億圓位の増收を來たすであらうと思ふ。大雜把の所をいへば、我國民は國稅として十一億圓位負擔して居るものと見てよからうと思ひます。地方税は其外にあります。其額五億八千七百餘萬圓に達してゐる。是が故に國民の負擔

する税は十七億圓に上る譯である、租税は決して輕いと申されませぬ。地方税が重くて、人民其負擔に堪へない、それで國庫の分擔を必要とする議が起つて來る、市町村義務教育費國庫負擔の如き即ちそれである、此問題は政治上に於て最も重大なる意義を持つてゐる。

租税は右述へた通り相當に重い、然るに我國の財界は日に日に悪くて失業者は段々と殖えて來る、それに政府は四萬人の人を首誡つて更に失業者を増してゐる、失業者の如き收入の道を失つた者より税を徴することは困難である、一體國民が富んで居るならば税を増しても構ひませぬが、財界不況で國民の所得大に減するに當つて過重の税を課するのは良くない、丁度卵を得んとして雞を殺すやうなものである、雞を殺しては卵は取れない筈であります。

そこで今日皆様御承知の通り税制整理と云ふ問題が起つて來るのであります、税制整理といへば何人も直に減税と早合點するのでありませう、所が政府當局者は税制整理をさう解しませぬ、現在の收入に著しき増減を來さない範圍に於て負擔の均衡を圖ることを趣旨とすると申して居るのであります。勿論財政計畫上收入の減少を許さないものがあらう、租税收入に著しき増減を來たさない範圍に於て税制を整理しやうと言ふのも全く根據ないでは無い。民間に於ては地租、營業税全廢と云ふ議論もあるやうでありますが、なか／＼そんな事は容易に行はれないであらう。又地方團體に地租を委譲しやうといふ議論も行はれて居ります、若し地租が委譲せられるとせば國庫は七千四百萬圓の收入を失ふこととなる。營業税が同様委譲せられるとせば、國庫は一億三千萬圓を失ふこととなります。さうなると國の税を如何に立て直すべきやと云ふ事が問題になつて來ます。此問題は仲々容易に解決出來ない。何れにせよ國民負擔に關する問題でありますから國民の聲が輿論となつて表はれ爲政者を動

かすやうになりたいものである、それが憲法政治の本旨であります。

七 公債政策

現政府が最も力を入れて居る政策は借金をしないと云ふ事であります。今迄の政府は借金に借金をして、金融市場を壓迫した、爲めに金利は高くならざるを得なかつた。現政府は之を改めやうといふのであります。成程從來は公債政策に依つたものの頗る多かつた、臨時軍事費は大體借金で辨した、原内閣時代には所謂積極政策が行はれ、道路や電信電話や高等教育や鐵道等に關し公債が起されてゐた。現内閣は公債を起さぬといふ政策を標榜して起たうとしたのであるが、實際はさうは行かなかつた、それは鐵道建設費と震災善後費とを支辨する必要から起債に依らざるを得ないものがあつたのである、そこで鐵道に就て少しく説明せねばならぬ、我國の鐵道は獨立自營を方針としてゐる、即ち鐵道の収益は之を一般收入に入れないで、鐵道の建設改良に使ふことゝしてゐる、處で從來の傳統的政策では鐵道の収益は擧げて之を改良費に用ひ、鐵道の建設には公債を起して居つたのである、今公債募集を止めるとせば鐵道の収益だけで、建設と改良とを兼ね行はねばならぬ、鐵道の収益は一億五千萬圓に達してゐるけれども、鐵道の改良も仲々之を緩ふすることが出来ぬ、仙石鐵道大臣は最も鐵道の改良に力を入れやうとしてゐる、是れ改良を主とし建設を従とせんとする論である、處がさうすると鐵道建設は大頓挫を來たし、地方人民の首を伸ばして鐵道の建設を望んでゐる者を失望せしむることゝなる、政府與黨も堪へ得る所で無い、是れ政府部内に於ても建設を主とし改良を従とするの論があつた所以である。之を調和して行くにはどうしても或る程度の起債を認めざるを得ないのである、即ち建設費の既定額七千三百萬圓を改めて四千六百萬圓と定め、改良費の既定額一億三千餘萬圓に追加して一億四千七百萬圓と改定し。仙石鐵道大臣の改主建設主義を

認め、建設費四千六百萬圓に對し四千萬圓を公債支辨とすることに決したのである。内地の鐵道に就て公債政策に依る以上、朝鮮鐵道の爲めにも起債を許さねばならぬことゝなつた、其額は一千萬圓である。其外震災善後費を辨する爲めに一億圓の起債をすることゝなつた。斯くして公債は一億五千萬圓を新規に募集することゝなつたのである、非募債政策が破れた譯である。

非募債政策は破れたが、政府は其精神を貫かんが爲めに金融市場で公募せぬことを聲明するに至つた、之を非公募政策といふのであります、然らば何處から募るかと云ふと、預金部其他特別會計の引受若は郵便局賣出に依るといふのである。詳言すれば預金部には六千五百萬圓引受けしむるのである、其中五千萬圓は預金部の大正十四年度に於て新に生じた資力を以て引受けしむるのであり、残り一千五百萬圓は大正十三年度に於て引受けしむべかりしものが緊縮節約の結果其必要がなくなりて浮いて來た餘力を大正十四年度に送つて引受けしむるのである。次には貨幣改鑄益金を以て設置すべき教育改善及農村振興基金一億三千萬圓の中、二千五百萬圓を以て引受けしむるのである、第三に郵便局で六千萬圓を賣出すのであります。

郵便局で賣り出してもそれは公募でないといふのであります、預金部は國立貯蓄銀行に外ならぬ、郵便貯金を集めて來て、それを他方に貸付けてゐるのである、其郵便貯金の額は十一億圓を突破してゐる、預金部は我國に於て比類なき大銀行であります、それに引受けしむるのは公募でないといふのであります、併し乍ら之を公募でないとした所で金融に及ぼす影響は少くありません、郵便局の賣出と大藏省預金部の引受とで一億二千五百萬圓に達するのであるが、其應募資源は地方の遊資である、之が中央に集まり地方に還つて行かぬ、それだけ地方金融を壓迫することゝなるのである、人動もすれば日本の金融は非公募政策に因つて良い影響を受けたと言ひますが、

それは一流銀行に就いていふのであります、現に一流銀行は金を持つて居りますが二流以下の銀行には金が少い、農村の銀行は殊に甚しい、切言すれば農村の金融は逼迫して居る、此農村金融の逼迫は農村疲弊の一原因を成してゐる、農村振興を策せんとせば、其病源を癒やさなければならぬ、即ち農村金融を緩めなければならぬ、然るに政府は農村資金の吸収を計り之を元に還さぬといふ方針を採つてゐるのであります。換言すれば一流銀行を喜ばしめて、地方銀行を虐めてゐるのであります。中央金融の壓迫を解いて地方金融を壓迫してゐるのであります。

八 結 論

以上述べ來つた所は日本現時の財政の梗概に過ぎぬ。此財政に對して民間より意見が出て來て、政府を引つ張るやうにならねばならぬ、そうなつて初て立憲政治の有終の美を濟すことが出来るのであります。普選になれば總ての人民の聲が政治に反響して來ねばならぬ、人民の聲が政治に反響するには人民は先づ知らねばならぬ、殊に政治の中心をなせる財政を知らねばならぬ、知らないで運動するのは暗中飛躍であります。暗中飛躍は財政に於て最も恐ろしい。何うか明るい處へ出て躍り、躍て國民の繁榮を來たす様に効果を擧げたいと思ひます。

日本の財政を説かうとすれば、二時間では出來ませぬ、私の講演は唯其梗概を述べたに止まつてゐる、他の機會に於て又諸君と共に研究して見たいと思ひます。

(終)

五 大戦の回顧と戦後の貿易逆調

(大正十四年
六月十四日講演)

京都帝國大學教授
經濟學博士

小島 昌太郎

「大戦の回顧と戦後の貿易逆調」と謂ふ題の下に我國の根本的經濟上の弱點を申し述べて暫く御靜聽を煩はしたいと思ひます。

大戦の回顧と申しましてそれは世界大戦時代に於ける我が對外貿易を今から回顧して見ると云ふのであります。さうして世界大戦時代の日本の貿易が何う云ふ状態であつたかと云ふことを見まして、今日に於ける日本の貿易を觀察しやうと思ふのであります。貿易の話は何うしても多少數字を以て御話する必要がありますので、頗る興味の乗らん御話になるかも知れませんが、何うかその邊のところは御諒承を願ひたいと思ひます。

世界大戦は御承知の通りに大正三年、一九一四年の八月に始つたのであります。一九一四年——大正三年から大正七年に至る五ヶ年間は御承知の通りに日本の貿易が頗る繁昌をしました時であります、輸入よりも輸出が頗る多かつた。それ故に御承知の如く非常な黄金時代を來たしたのであります。今尠し之を數字によつて申し上げますと、

大正三年 200,000,000 圓

同 四年 184,000,000 ”

同 五年 382,000,000 ”

大戦の回顧と戦後の貿易逆調

大正六年 587,000,000 圓

同 七年 320,000,000 "

の輸出超過になつて居るのであります。斯の如き輸出超過は日本の貿易史上に於きましては、曾て例の無いところの事柄であります。我が國はどうかと申せば元來輸入超過の國でありまして、明治以來の貿易を見ましても、明治初年から昨年に至る五十七年の間に輸出超過の年と云ふのは十九ヶ年であります、輸入超過は三十八ヶ年、極めて大ざつぱに申すと從來の貿易状態は此の五十七年間の凡そ三分の二程は輸入超過であります、三分の一だけの年數が輸出超過と云ふことになつて居るのであります。所が世界大戰が始まりまして世界の貿易關係が歐羅巴の方に於て杜絶するそれから交戰國は軍需品や日常必需品を戰爭に加はつて居らない諸國から需めねばならず、戰爭に加はつて居らない諸國は從來交戰國から需めて居つた物資は、總て之を何處からか仰ふがねばならんと云ふことになつたので、日本が其の貿易の舞臺に現れることになつたのであります。それが只今申したやうな大變な輸出超過を見るに至つた事情であります。

此の事を今一應外の方面から申します。即ち世界各國の貿易が一九〇〇年から如何に發達して居るかと云ふと、戰爭中に於ける日本の貿易の發達状態とを比較して見やうと思ひます。私は茲に獨立國並に其の殖民地等で獨立の外國貿易統計の利用し得るもの三十八ヶ國を調べて、その各々の輸出、輸入、合計の三者につき一九〇〇年を基本としてその後各年の指數を申し上げやうと思ひます。

即ち輸入について申せば一九〇〇年の輸入金額を假に各國とも一〇〇としてそれから後毎年その一〇〇がどう變つたかといふ風に、比較の便宜のためさういふ方法を探るのであります。

先づ輸入の方かと申しますと、各國の狀態は次の如くであります。

各國輸入金額指數累年比較表

年次	一九〇〇	一九〇五	一九一〇	一九一三	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九
伊太利	一〇〇	三三	一八八	三四	二七六	四六六	八三三	九四三	九七二
英吉利	一〇〇	一〇八	二九	一四七	一六二	一八一	二〇三	二五二	三三三
印度	一〇〇	一五〇	一七四	一九五	二二九	二六	一五	一九二	
露西亞	一〇〇	一六	一九	二八	一七一	一七八			
日本	一〇〇	五	一五一	二四五	一七四	二四	三六	五三	六三
新爾蘭	一〇〇	三〇	一六	二九	二四	二四	一九	三七	
ボリヰア	一〇〇	一五	二九	四一	一五	一六	二〇	二三	
葡萄牙	一〇〇	一〇〇	一四	一四	一三	三五			
北米合衆國	一〇〇	一七四	一八〇	二四	二五九	三四	四八	五五	
秘露	一〇〇	一七	二五	二五	一四	五五	八四	四〇	
白耳義	一〇〇	一三〇	一九四	二〇八					二三
波斯	一〇〇	一五	一九	三〇	一五	二五	三五		
獨逸	一〇〇	一六	一五	一八五					
士耳古	一〇〇	?	一五	一八九					
智利	一〇〇	一四	二二	二五	一九	一七	二〇	五九	

大戰の回顧と戦後の貿易逆調

退羅	支那	墨西哥	希臘	亞爾然丁	アルゼリヤ	丁抹	埃及	伯刺西爾	佛蘭西	ブルガリヤ	和蘭	漆太利	奧地利洪牙利	諾威	南領東印度	加奈陀	ルーマニア
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
15	22	33	17	22	30	17	25	19	10	22	33	22	36	100	22	14	26
20	33	28	28	32	20	30	27	29	22	26	25	24	24	29	28	26	27
170	25	20	20	27	23	20	27	25	22	28	29	22	26	27	26	25	22
25	29	26	29	29	20	29	27	20	22	27	27	27	29	29	24	22	27
22	25	27	24	23	20	27	28	20	25	27	27	24	29	24	27	29	27
29	23	27	29	25	25	25	25	23	20	27	27	24	26	25	26	24	27
27	24	27	27	27	25	25	25	23	20	27	27	24	26	25	26	24	27
27	24	27	27	27	25	25	25	23	20	27	27	24	26	25	26	24	27

比 律 賓	100	110	100	124	119	111	119	117
モ ロ ッ コ	100	116	117	112	110	110	111	111
瑞 西	100	110	115	110	110	111	111	111
瑞 典	100	110	115	111	111	111	111	111
西 班 牙	100	111	114	116	111	111	111	111
世界總額	100	115	111	111	111	111	111	111

右のうち、日本と國情の相似たる國に、伊太利がございます。如何なる點に於て似て居るかと申しますと、人口の密度が高い、さうして國內の富源が——國內の生産の原料が比較的に乏しい、と云ふ點に於て伊太利が似て居ります。私が一九二三年の春伊太利を旅行しました際に一寸見た所でも、各大都會には多數の人間が何もせず廣場や通り筋にぶら／＼立つて居るのが頗る目につきました。之は伊太利名物の一つだそうであります、之より察してもその人口超過の状態を知ることが出来ます。北米合衆國の移民統計を見ると戦前には毎年凡そ三十萬の伊太利移民があります。その伊太利の一九〇〇年の輸入金額を假に一〇〇としたのであります。

それから英吉利、之は島國であるといふ點に於て日本と相似て居ります。併し英吉利は大きな海外殖民地を持つて居ります、加奈陀を持ち濠洲を持ち新爾蘭を持ちそれから印度を持つて居るのであります。それ等から工業に要する所の原料を澤山に取つて来る、又食料も取つて来る、國內に於ける食料の生産は僅でありまして皆海外から取つて来る、重なる所は前述の殖民地であります、それ以外の處からも勿論取つて来るのであります。

よく言はれる事ではありますが英吉利が國民を養ふ爲に持ち合せて居る物は三週間乃至二ヶ月を超えない、若し英吉

利の本國が海外との交通を三週間若くは二ヶ月すっかり封鎖されるならば、國民は飢餓に陥る他はない。さう言はれるほど、英本國はその食糧を海外の供給に依頼して居るのであります。三週間と二ヶ月とは餘程違ひますが、是は計算の仕方並びに時期に依るのであります。兎に角三週間にしても二ヶ月にしても言は甚だ短い期間であつて、それだけ短かい期間を封鎖せられるならば飢餓に陥るのであります。どうしてさうなつて居るか云ふと、英吉利は工業に於いて發達して居りまして、人間の力が總て工業の方に向ひ農業の方は打棄てた、故意に棄てた譯でもありませんが濠洲や加奈陀から輸入する方が安いのである。國內の方は賃金が高いから生産上の競争に於て國內農業は敗北して遂にさう云ふやうな状態になつて居るのであります。此の原因は國內の工業の發達に基く賃金の騰貴によるのであります。従つて英吉利の貿易は最も世界に於ける發達したるものの一つであります。其の英吉利の一九〇〇年の輸入をやはり一〇〇としました。

亞米利加合衆國は御承知の如く國土も非常に廣く人口の密度は少ない。さうして天然資源は豊富に與へられて居るこれらの點に於て經濟上我國と全く異なる状態にある國であります。尤も今日の處合衆國は大體はなほ農業が主たる國であります。國民經濟に於て農業が重きを爲して居る國であります。工業も餘程發達して居りますが、合衆國全體から見るとは農業が發達して居るのであります。けれども外國貿易は農業地の穀物を歐羅巴に送り出し、工業製品及び原料品を東洋諸國に送り出すと云ふことになつて居ります。之も一九〇〇年の輸入金額を一〇〇といたしました。

それから、佛蘭西——併し一々各國の事情を述べて居つては到底實際ある時間内に話を終ることが出来なくなりますが、國情の紹介は之れ位にして置きます。ともかく各國の本當の輸入金額には勿論一々差異があるのであります。併しこの統計表は、そのいづれの國についても一九〇〇年の金額を一〇〇としたのであります。之は各國のその後

於ける發達の有様を明かにして相互比較に便せんがためであります。

そこで、この表によつて見ますと、一九〇〇年に比べて一九一八年の輸入の最も著しく増進したのは、伊太利（九四三）、モロッコ（八八一）、日本（五三三）、支那（五二四）、加奈陀（五〇七）、佛蘭西（四七九）、亞爾然丁（四三七）、秘露（四二〇）などで、その最も微々たるものは西班牙（七〇）、丁抹（一九一）、印度（一九二）、瑞西（二〇〇）、ボリヴィア（二〇二）、濠太利（二二五）、新蘭蘭（二二七）、アルゼリア（二三〇）などであります。

次に、輸出の方を見ます。之も各國とも一九〇〇年の輸出金額を一〇〇として、其後の發達をあらはしたものであります。

各國輸出金額指數累年比較表

年次	一九〇〇	一九〇五	一九一〇	一九一三	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九
伊太利	一〇〇	三九	一五〇	一八七	一九九	二二〇	二四七	二五〇	三八八
英吉利	一〇〇	一五	一五〇	一九九	二二	一七〇	一九六	二四	二七
印度	一〇〇	一四	一九九	二〇五	一六四	二〇四	二〇一	二一〇	—
露西亞	一〇〇	二二	三〇四	二九二	六	七	—	—	—
日本	一〇〇	一六	三六	三三	三六	五〇	七三	六六	一〇一
新蘭蘭	一〇〇	一八	一六	一七	二六	二五	二三	二三	—
ボリヴィア	一〇〇	三	一九	二三	二三	三七	三五	四九	—

葡萄牙	100	六	100	11	11	11	104
北米合衆國	100	36	100	11	11	11	104
秘露	100	17	100	11	11	11	104
白耳義	100	103	100	11	11	11	104
波斯	100	19	100	11	11	11	104
獨逸	100	18	100	11	11	11	104
土耳其	100	?	100	11	11	11	104
智利	100	19	100	11	11	11	104
ルーマニア	100	11	100	11	11	11	104
加奈陀	100	11	100	11	11	11	104
蘭領東印度	100	11	100	11	11	11	104
諾威	100	11	100	11	11	11	104
奧地利洪牙利	100	11	100	11	11	11	104
濠太利	100	11	100	11	11	11	104
和蘭	100	11	100	11	11	11	104
ブルガリア	100	11	100	11	11	11	104
佛蘭西	100	11	100	11	11	11	104
伯刺西爾	100	11	100	11	11	11	104

埃 及	100	三三	一五	一九	一六	三三	二五	七〇	—
丁 抹	100	三三	三八	一八	六六	三一	六九	八八	三三
アルゼリア	100	二二	二六	三四	三六	二七	四〇	四八	五二
亞爾然丁	100	二八	三七	三〇	七六	七〇	五五	五四	—
希 臘	100	八	三六	二二	三三	一八	一九	—	—
墨 西 哥	100	一六	九	三六	二五	—	—	—	—
支 那	100	三八	二四	二七	二六	七八	五〇	六一	—
暹 羅	100	一五	六九	六六	六四	三三	三八	四三	—
比 律 賓	100	一五	一六	二七	三四	三四	三二	四九	四二
モロツコ	100	六	二六	一〇	一五	三五	三二	五五	—
瑞 西	100	二三	二六	一五	一九	二九	二四	三三	三八
瑞 典	100	二五	二五	二六	三三	五九	三二	—	—
西 班 牙	100	一五	三三	三三	一六	一四	一七	二六	—
世界總額	100	二三	二六	一九	—	—	—	一五	—

右の表によつて、各國の輸出につき、一九〇〇年を基礎として、その發達の有様を申しますと、伊太利は戦争による國內の荒廢の爲に前述の如く外國よりの輸入が増進して居りますけれども、輸出の方は一九一八年に至つて僅に二倍半、英吉利も一九一八年には僅に四割一分の増加、一九年には二倍七分一厘、白耳義は一倍と四分、和蘭が殆ど二十年間に於て殆ど増減が無い。一九一九年は一九〇〇年と比べて僅に二分の増加(?)。支那が一九一九年には六倍以

上になつて居ります。支那も戦時から輸入が進歩した譯であります。

所が日本は戦前までの十四年間に三倍一寸になつて居りますが、戦争の影響によつて非常な増加を致したのであります。即ち一九一八年は一九〇〇年の比べて、九倍三分六厘、一九一九年に至つては、實に十倍に達して居るのであります。この點が特に、私が諸君の御注意を煩はしたいと思ふ所であります。私の調査して作つたこれらの統計表にして果して大きな過誤がないものならば、斯の如く二十年間に輸出が十倍に達したと云ふ事は何處にも其の例を見られないでいあります。只だ日本だけが斯の如き特異なる増進を見たのであります。古き世界の商業史は私は未だ調べて居りませんから、昔は何う云ふ風であつたか知れませんが、尠くとも近世に於て貿易が斯の如く短期間に偉大なる發達をしたと云ふ事は、全く類例の無い事であります。日本自身に於きまして未だ曾て見ない所の黄金時代であつたかと思ふのであります。是は世界近世の貿易史上に於て例の無い發達であつたのであります。勿論この期間、日本は、輸入も増加して居りますが、輸出が更に大なる増加をして居るのであります。輸入の増加、それに優る輸出の増加、其の差が國の富として流れ込んだ次第であります。是は今申した如くに殆ど世界に例の無い發達であつたと見て私は差支へはないと思ふのであります。

序に右の輸入と輸出との合計より見たる各國貿易の發達表をも御参考のためこゝに掲げます。

各國輸出入合計金額指數累年比較表

年次	1900	1905	1910	1913	1915	1916	1917	1918	1919
伊太利	100	111	141	101	38	37	59	58	74
英吉利	100	111	128	130	151	156	192	207	256

大戦の回顧と戦後の貿易逆調

印度	100	150	170	200	150	200
露西亞	100	150	150	150	150	150
日本	100	130	120	120	120	120
新爾蘭	100	120	120	120	120	120
ボリヱア	100	100	100	100	100	100
葡萄牙	100	100	100	100	100	100
北米合衆國	100	100	100	100	100	100
秘露	100	100	100	100	100	100
白義耳	100	100	100	100	100	100
波斯	100	100	100	100	100	100
獨逸	100	100	100	100	100	100
土耳其	100	100	100	100	100	100
智利	100	100	100	100	100	100
ルーマニヤ	100	100	100	100	100	100
加奈陀	100	100	100	100	100	100
蘭領東印度	100	100	100	100	100	100
諸威	100	100	100	100	100	100
埃地利洪牙利	100	100	100	100	100	100

西班牙	瑞典	瑞西	モロツコ	比律賓	暹羅	支那	墨西哥	希臘	亞爾然丁	アルゼリア	丁抹	埃及	白刺西爾	佛蘭西	ブルガリア	和蘭	濠太利
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
36	22	28	30	33	36	43	52	62	70	77	85	93	100	100	105	110	115
17	17	14	19	18	16	20	27	37	45	53	61	69	77	85	93	101	109
37	28	24	33	32	30	38	46	54	62	70	78	86	94	102	110	118	126
25	23	21	25	24	22	28	36	44	52	60	68	76	84	92	100	108	116
64	69	73	80	81	83	87	91	95	100	104	108	112	116	120	124	128	132
22	20	18	22	21	19	25	33	41	49	57	65	73	81	89	97	105	113
7	1	3	6	5	4	10	18	26	34	42	50	58	66	74	82	90	98
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

私は既に、日本だけの貿易表に據つて、戦時中に於ける我輸出超過の頗る大きかつたことを述べ、今又世界の主なる三十九ヶ國の貿易統計を比較して、日本の戦時中に於ける輸出の發達が實に異常のものであつたことを申しました。これより一轉して、最近の貿易狀態が逆調にあるの理由を尋ねんとするのでありますが、貿易統計をこゝに利用いたしましたに因みて、話の序に一般貿易統計を御覽になる方のために、その『正確さ』といふことについて述べたいと思ひます。

統計は數字を以て社會現象を表示するものでありますから、その數字は甚だ正確なるを要する次第であります。實は統計數字の正確といふことはむづかしい事であります。只今、私が掲げました様な比較研究に於ては殊にその感が深いのであります。先づ各國の一年間の貿易統計として擧げる數字が、或る國は一月一日から十二月三十一日迄を、四月一日から翌年三月卅一日までを更に又他の國は七月一日から翌年六月三十日迄を一年として居るやうな狀態で一年の取方がそれ／＼違ひます。又金額の取方に於きましても差異があります。即ち輸出統計は大抵どの國も輸出地に於ける品價であります。輸入統計に至つては國により多少の相違があります。即ち多くの國は輸入地に於けるシフ値段、即ち原價に保険料、運賃などを込めた價格を以て輸入統計の基礎として居りますが、併し北米合衆國の如きは輸入品價も輸出品價と同様に原輸出地價額で統計を作つて居ります。

私がこゝに掲げました統計表は、各國比較をなすために出來得るだけの正確を期して、右に述べた様な相違點は十分合理的方法を以て修正し、出來る限り共通の標準の下に作成したのであります。

さて、日本が世界大戰によつて受けたいろ／＼な經濟上の影響は、詳しく申上げますまでもなく、御存知であり

ませうが、それらのうち最も根本的なものは何であるかと申すと、前例なき輸出超過であります。この急激なるそして一般國富に比べて甚だ巨大なる輸出超過は、前掲の統計表が示す所によると、日本だけが前例の無い經驗をしたのであつて、さう云ふやうな事は世界の何れの國に於きましても經驗したことのない異常のものであつたのであります。北米合衆國も世界戦争によつて甚だ大なる輸出超過をなし、世界現在の金の大部分は紐育に吸取せられたといふ程でありますが、併しその一九一八年の輸出金額は一九〇〇年に比すれば四倍八歩一厘であり、一九一九年のそれは五倍五歩五厘であります。然るに日本は増加歩合から云へば、恰も合衆國の増加歩合に倍して居る有様で、一九一八年の輸出は一九〇〇年の九倍三步六厘、一九一九年は十倍一厘となつて居ります。勿論、輸出超過の現實金額から云へば、合衆國の方は日本より遙かに多い。私の申すのは、貿易發達の速度であります。

日本は、前にも申しました通り、元來が輸入超過の國でありますから、世界の大戦の始まる以前は、之も申上げるまでもなく御承知のことと思ひますが、實は日本の國民經濟と云ふものが餘程危急の状態にあつたのであります。外債はだん／＼増加する、國內の人口は殖えて行く、富源は大抵は開發せられて餘り隠れた富と云ふものは無いのであります。その上に、當時は日本の兌換の基礎も危險に瀕して居つたと考へて居つた人も有る位であります。所が幸か不幸か此の時に當りまして、世界の大戦が始まり、思ひがけなく、眞に思ひがけなく、黄金の洪水に見舞はれたのであります。従つて、當時國民を指導すべき位置にあつた政府も、如何にしてこの經濟的激變に善處すべきかを知らず、這入つて來た黄金が又徒らに流れ出るに任して之を阻止仕なかつた状態である。戦争中に大變儲け得た所の金は御承知の如く今日に於ては何も残つてはゐない。——かう申すと、私は昔のメルカンチズムその儘の立場から物事を見て居る様な云ひ方がありますが、黄金と申すのが耳ざわりであるならば世界の富といひ直しませう。ともかくも戦争

によつて日本の富は急激に増加した。處が戦争が済んで反動的な不景氣が世界を風靡する様になると、戦争によつて國富を消盡した世界の諸國と同様に日本も亦直ちに不景氣になつたのであります。戦争によつて、北米合衆國も日本と同様に儲けたのでありますがその結果に於ては、日本のとは大いに趣を異にする所があります。恐らく北米合衆國に於ても、戦争中に儲けた金は無用なものに使はれたことと思ひます。併し乍ら、國內富源の豊かな彼國に於ては、儲けたものゝ浪費ですらが未開富源の開発となります。況んや正當にその儲けを使つた範圍に於ては、國富の増進を助けたことは非常なものであります。然るに日本に於ては、元來が國內富源の乏しい國柄であるために、戦時中の儲けの浪費は、國民經濟から見ても眞の浪費であつて、只外國品の輸入を激増したに過ぎません。故に日本の場合に於ては、只だ漠然と這入つた金をたゞ漠然と使つただけのことであります。否外國品消費の習慣が残り、輸入超過の傾向が戦前に倍して復活したのであります。

御承知の如く日本と云ふ國は人口の頗る稠密な國であります。今一方哩の中にいくらの人間が住んで居るかと申すと、内地では平均凡そ四百人住んで居ります。之程澤山住んで居る國は統計の上で表れた所から申しますと、白耳義と和蘭陀だけであります。白耳義は六百八十一人、和蘭陀は四百七十人住んで居る。其次が日本であります。英吉利は蘇格蘭及びウェルスを入れた計算は三百七十四人、伊太利は三百十五人、獨逸は三百十一人と云ふ風にその他の諸國はいづれも之れより稠密の程度が少い。佛蘭西になりますと百九十三人、支那は九十九人、北米合衆國は三十一人、伯刺西爾は只だ七人、南の方の濠洲は只だの二人、加奈陀も只だの二人と云ふ有様であります。日本の方は加奈陀や濠洲に比べると二百倍の人口を有つて居る次第であります。是は面積で人口數を割つた極めて機械的な數字であります。若し國土の面積と云ふものを多少よく見ますと又趣が變つて來る。例へば白耳義、和蘭陀と云ふやうな所、是等

私は甚だ僅の間でありますが、兩方共旅行をしました。勿論、單に鐵道の重なる線路を通つただけのことでありませんが、その際に見た處から云つても、又地圖の上に見ても明かでありますが、この和蘭陀や白耳義は大きな山と云ふやうなものも眼に着きません。多少はありますけれども、日本で見るやうな山と云ふやうな感じのするものは殆ど眼に着かんであります。殊に和蘭陀と云ふ國は海を次第々々に埋めて陸地として居る國であります。斯う云ふ國に於ては人口の密度を出す本になつて居る面積は、人間の住居する事が出来、耕作する事が出来る。處で總てが人間生活に役立つ面積であります。之に比べると日本の面積の中には、日本アルプス、大和アルプス、比良アルプスと謂ふやうなものも這入つて居ります。日本には餘り多くのアルプスがありますが、さう云ふ高山と云ふものも勿論、人間の生活にいろ／＼關係はありますが、平地程農作物を採るやうな、或は工業の材料を供給すると云ふやうなさう云ふ方面に於ては、まあ役に立たんと云つても決して言ひ過ぎでない地方であります。さう云ふ年中雪が積つて居つたり、人間が住居出来ないやうな經濟上の價值少い面積が澤山日本にありますから若しさう云ふ地方の面積を控除して、日本人口の密度といふものを算出するならば、恐らく私は、日本が世界中で人口の最も稠密な國であると言はなければならぬと思ひます。

所が斯の如く面積に比例して人間が非常に多い。その多い人間が又何う云ふ風に殖えて行くか。今年千人の人間が來年何人になるかと云ふ人口増加の割合を見て見ますと、日本は世界に於きまして第四番目又は五番目にあるのであります。

之も多少年代に依つて違ひますが、一番人口増加歩合の高いのは和蘭陀であります。一九〇六年から一〇年に至る平均を見ますと、和蘭陀は一〇〇〇人に付いて一五・三人。今年一萬人あると云ふと、來年は一萬壹百五十三人とな

る云ふことになつて居る。

其の次に丁抹であります。一〇〇〇に對する一四・五、諸威一〇〇〇に對する一二・五それから我が日本で一〇〇〇に對する一一・八、英吉利千分は一一・四、伊太利も同様に一一・四、と云ふことになつて居ります。少い所の増殖力を有つて居る處は白耳義の〇・九、更に下つては佛蘭西の〇・七、であります。是は一九〇六年から一〇年の有様であります。一一年から一六年を見ましても殆ど同様であります。

若干の違いはありますが。大體は同様であります。日本が第四番目になつて居ります。日本は一一・二、と云ふ事になつて居ります。佛蘭西は此の間殖えて居りますが、それにしても千分の一・六、一萬に十六人、日本は一萬人に百十一人であります。此の人口の増殖率と云ふものは之も御存知であらうと思ひますが、多少註釋を加へて、置きますと、今年の或る日と來年の或る日、或は前年との或る日との現在人口の比較であります。其の一年間に生れた人の數に外國から入つて來た數を加へ、それから、死んだ人の數と外國へ出て行つた人の數とを減じた。差引残りを前年のそれと比較して、一〇〇〇に對しての正味増が歩合を出したのであります。

【追加、大正十四年國勢調査の結果によれば、大正九年から、十四年までの五ヶ年間に内地人口は三百七十七萬人、歩合で言へば千分の六十七増加して居る。之を一年平均にせば七十五萬四千人。千分の十三・四の割合】

さて、日本は前述の通り密度に於きまして實質的には世界の第一位に居り、且つ増加率、即ち密度の加はる早さに於きましても世界の第四位、或は第五位を占めて居るのであります。既に人口が世界文明國に於ける比較に於きまして、十分稠密であるに拘らず、増殖率も高い國であります。然るにもう一ツその増殖率そのものが何う變化して居るか、といふことを見ると、我國は、大勢上それが増大する傾向にあります。帝國統計年鑑によつて計算しますと明治

五年から七年に到る三ヶ年の平均一ヶ年増加千分率は七・七四でありますが、次の八年から十二年に到る五ヶ年に於てはそれが一二・四三となり、かくて、次第に大正七年に至るまで、五ヶ年毎に區切てその一ヶ年の平均を見ると、それからは九・二四——一一・二五——一八・八四——一一・二二——一三・二二——一一・九三——一四・七八——一二・〇六となつて居ります。〔追加、大正九年の國勢調査から十四年の國勢調査までの五ヶ年は、前述の通り一ヶ年一三・四〕

今、此の數字が表はす處を假に圖表を以て示しますならば、我人口の増殖率變動の有様は、一上一下をして居りますけれども、全體の形勢に於ては、之も矢張り次第上りの傾向にあるのであります。

もう一遍繰返して申し上げますと、密度が既に高い増殖率が高いその増殖率そのものも、又大いに、増大せんとする形勢にある。是が日本の人口の状態であります。

かくの如くに増加する日本の人口——吾々も各々その一人をなして居る所のこの國民は、一體、何に依つて經濟を樹てゝ行くか、何に依つて衣、食、住、を維持して行くかそれが經濟上の根本問題であり、貿易關係を左右する根本要素であります。若し人口の増殖と同様に生産が増殖するものであるならば、即ち吾々の消費し得る貨物が増加するものであるならば、それは誠に結構な次第であつて、國民經濟の發達が順調であると言ひ得るのであります。所が之も申上げるまでもなく御承知のことと思ひますが、日本は人口の稠密なるに比べて天然資源の頗る貧しき國であります。著しい例だけを申上ても、之は御理解の行くことと思ひますが、第一に吾々の主食物たる米が國內產のものでは、我人口全體を養ふに足りない。吾々は豐葦原瑞穗國と言つて米のなる事を誇として居る。處がその米が、既に今日では日本で出来るだけでは足りない。外國から毎年必ず多少とも輸入しなければならん状態であります。

次には衣の方を考へて見ても、御承知の通り、國民の大多數の衣服をなす所の綿布の原料は日本では出来ないことは、申すまでもなく御承知であらうと思ひます。我國に於て最も進歩したる工業、そして最も儲かるがために萬年成金といはるゝ工業は紡績でありますが、その原料たる棉花が全部外國產たるは周知の事實であります。

住の方に就きましても、此の頃の木材は加奈陀又は合衆國から輸入されて居る。之も更めて申すまでもない。只だ衣食、住、の中で出来るものは絹だけであります。そして之は今日我が輸出の太宗であります。併し假に外國への輸出をやめて總てを國內で消費するにしても、絹は國民の一般的衣服とする程の生産がある譯ではない。又近頃の鐵筋混凝土の建築を御覽になつても、あの材料の鋼鐵は日本で十分の供給が出来ない。殆ど外國から輸入されて居る次第であります。

人間の生活はいろ／＼の方面もありますが、此の經濟上の生活に於て見ましても、衣食住が非常に大きいものであります。此の衣食住の本を成す物について、我が日本は、大體に於て外國の原料に依頼して居るやうな状態であります。然らば我々日本國民は如何にして、その必要とする所の物資を外國より取り來ることが出来るか。それは言ふまでもなく代價の支拂によつてであります。國際貿易の上に於ては、外國が必要とする所の物資の輸出との交換によつてであります。即ち日本國民が使はない所の生産物を、海外に輸出する事に依つて、その値打だけの物を日本は外國から取り得るのであります。本質的にはそれ以外に何等の方法もあり得ない。故に日本が衣食住の原料を海外より仰ぐには又それに相當する處の他のものを國內に於て産出せねばならぬのであります。

之が國際貿易の本體であつて、甚だ簡單なる關係で、かゝる關係が出来上らなければ、海外からの供給は仰がれざる筈であります。併し乍ら、貿易の實際に於ては、この關係に聊か加工することによつて、不自然なる輸入が行はれ

得る。その場合には貿易關係がその加工によつて多少複雑化されます。従つて素人は、國內に物資の生産が盛でなくとも、海外の輸入なるものを期待し得るが如くに考へますが、それは、貿易關係を複雑化する所の加工の魔術によつて幻惑されて居るに過ぎないのであります。然らば、この本質的には極めて簡單なる貿易關係を複雑化する所の加工的手段とは何であるかと申すと、それは、海外からの借金であります。この借金といふものが貿易關係に對する魔術的加工手段であります。貿易關係が順調でなくなると、政府が借りる民間の會社が借りる公の借金私の借金、さう云ふ事をする。さうなるならば、國內の有形無形の生産が到底外國よりの輸入に充當し得なくとも、尙兎も角も外國品の輸入が出来る譯であります。

戦後に於きましても戦争中に儲けた金が残存する間は、之を在外の或は在内の爲替資金として之によつて輸入超加も決濟出来るのでありますが、是が無くなつた場合は、本來輸入超過は出来ない譯であります。然るに、尙之が可能なるは借金と云ふ——外債と云ふからくりによつてであります。

又統計表に戻つてうるさく御考へになるかも知れませんが、日本政府の對外債務を見ますと、一九〇〇年には九千七百萬圓で日露戦争の起ります一九〇四年迄は増減なく居坐りであつたのであります。所が日露戦争に依つて外國から軍需品其他の物を輸入する上から一九〇五年には一遍に六億五百萬圓に増加し、六年には九億七千、〇七年には拾壹億四千六百萬、〇八年には拾壹億六千五百萬、一九一〇年明治四十三年までその儘で、それから後、大戦中及び戦後は次の様になつて居ります。十萬圓臺以下の數字を省略して掲げることいたします。

一九一〇年

(明治四十三年)

一、一六五、〇〇〇、〇〇〇^四

一九一一年

(同 四十四年)

一、四四七、〇〇〇、〇〇〇

一九一二年	(明治四十五年)	一、四三七、〇〇〇、〇〇〇
一九一三年	(大正二年)	一、四五六、〇〇〇、〇〇〇
一九一四年	(同 三年)	一、五二九、〇〇〇、〇〇〇
一九一五年	(同 四年)	一、五一四、〇〇〇、〇〇〇
一九一六年	(同 五年)	一、四六一、〇〇〇、〇〇〇
一九一七年	(同 六年)	一、三七〇、〇〇〇、〇〇〇
一九一八年	(同 七年)	一、三三八、〇〇〇、〇〇〇
一九一九年	(同 八年)	一、三三一、〇〇〇、〇〇〇
一九二〇年	(同 九年)	一、四二四、〇〇〇、〇〇〇
一九二一年	(同一〇年)	一、三五九、〇〇〇、〇〇〇
一九二二年	(同 一一年)	一、三五八、〇〇〇、〇〇〇
一九二三年	(同 一二年)	一、六二一、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年	(同 一三年)	一、五〇六、〇〇〇、〇〇〇

この統計によりますと、戦前次第に増加しつつあつた外債が、大戦の好影響を受けるやうになつた。大正五年度から次第に減少の傾向を表はし、大正八年には最多額の年に比べて二億圓程も減少したのであります。ところが、戦中に於ける日本國民の消費の膨張の習慣が脱けないが爲に、戦後普通の經濟狀態に戻つても、未曾有な好景氣にある時と同様な心持ちで消費を繼續いたしましたから、ついに輸入超過となり、それが決済のため再び直接間接に政府外債の増加となつて、前掲表の如く、大正十二年には十六億となつたのであります。

かくの如く、政府外債が再び戦前の額に復活し或は之を凌駕することになりますと共に、戦時中日本内地に流入した金はまた次第に海外に流出することとなり、外國に保存して置いた謂はゆる在外正貨も亦減少することとなつたのであります。日本へ外國から物資が這入つて来る、それに對して日本から金が出て行くと申すことは、見方に依つては必ずしも變ふべき事柄ではありません。吾々は金を以て腹を肥す事ができず、又寒さを凌ぐ事は出来ない。併しそれ等は金を澤山生産する國の言ふ事でありませう。日本には金の産出も殆ど僅少のものであるのに、日常生活必需品の米や、棉花や、木材や、鐵やを外國よりの供給に仰がねばならぬ。而もそれが對價として輸出すべき物資に乏しい。其結果若し吾々が今日の儘の膨張したる消費を繼續するならば、それは只外債によつてのみ可能なのであります。即ち吾々獨立の生産によらず、借金によつて生活することに外ならぬのであります。よつて、消費を節約せず輸入超過を顧慮せず、この儘の状態で押し進むならば、その結果は頗る恐ろしき事であらうと思ふのであります。外國の様子を見ますと外債が次第に多くなりたるがためで國際政治上に於て頗る危き状態に立ち到つたことが澤山に例があります。或はそれが爲めに國家の獨立が毀損せられた例は、吾々の目前にある東洋諸國にその例乏しくありません。日本はそれまでにはならないと思ひますが、只だ統計表上のバロメーターを成す所の無心の數字は、吾々の前途決して樂觀を許さざることを警告して居ります。

今日は不景氣の世の中である。非常に景氣がわるいと云ふやうなことは、私のやうな學校生活をして居るやうな者でも頗る強く感ずる所であります。が斯の如き事はどうして生じつゝあるか。それは要するに輸入が増加して輸出が減つたがためであります。そして、それは又結局、吾々の消費が膨張したことに原因して居ります。世界大戦中は、前に述べました様に、我國は、自國の歴史に於て未だ見ざりし輸出超過をしたばかりではなく、一般國富に比してそ

それだけの急激なる輸出の増加は、又世界近世の歴史に於て何れの國にも例を見ざる程のものであつたのであります。そのときの好景氣、實に未曾有なる好景氣の下にあつては、吾々一般國民は不知不識に消費を膨張さすのも固より人情の已むなき所でありませう。かくて、一旦膨張したる消費慣習は、容易に收縮するものでない。故に、戦後に至つても一方には生産費の増加のため輸出が減少する、他方には消費慣習が改まらないから輸入が減少しない。その上世界的不景氣の時代に入つて輸出は益々減少する。結局輸入超過となり、國民各自の所得が減少し、それがため不景氣となつたのであります。

要するに、今日の不景氣も、貿易の逆調も、それは世界的の影響の下にさうなつたものではあります。併し又他方から言へば日本の國情、即ち人口過剰富源缺乏といふことが――それは我國民經濟の根本的弱點であります。その原因であります。故に問題は、實は刻下の貿易逆調や不景氣といふ様なものではなく、その根本は要するに人口問題、言葉を換へれば富源問題に懸るのであります。そして之の根本的解決は、甚だ困難なる事柄であつて、單に經濟問題だけではありません。この問題を解決するの態度が、即ち根本國策の樹立なのであります。故に、この根本問題を解決するの方針の決定しない政府や政黨は實は國策を有たざる政府や政黨と言ふべきであります。

話が少し脱線しましたが、我經濟上の根本問題たる人口問題即ち富源問題の解決は、かやうに重大であるとともに又艱難なるものであつて、それは一般國民に與へられたる一つの大きな謎で、デレンマでもあります。

故にこの根本問題の解決は暫く別として、當面の貿易の逆調と不景氣とを恢復するには如何にすべきかと申しますと、かゝる状態を惹き起して居る處の世界的事情の方は、我國民が如何に努力しても改めることは出来ません。只、吾々がなし得る所は、國民各自に存する原因を各自の力を以て除くにあります。而して、その各自に存する原因とい

ふのは、取も直さず前述の消費膨張でありますから、結局、吾々がこの經濟的難局に處する方策は各自の消費の節約の外にはないこととなります。

以上を以て概略ながら、世界大戦當時の我が貿易の狀態と戦後に於けるその逆調の原因を述べ、之が恢復策として考ふべき根本的問題を申述べた次第であります。御靜聽を感謝いたします。（終）

六 農村問題の思想的背景

(大正十四年十月十一日講演)

京都帝國大學教授
法學博士

河 田 嗣 郎

農村問題の思想的背景に就て御話申上げたいのですが、今日農村問題と申しますのは複雑な内容を有つて居りまして、大體に於ては經濟方面の問題と、それから文化に關係をした方面の問題と、さうして思想に關係した方面の問題と、此の三つの方面に分けて考へることが出来ると思ひます。併し此の三者は言ふまでもなく一つの連續したものでございまして、而かも思想上の事は、經濟方面の問題に對してもその背景を成して居りますし、又文化に關係した方面に對しても其の背景を形造つて居るのでございます。思想を離れて今日の農村問題を理解することは出来ないであらうと、私は考へて居ります。それは詰り、今日の時代を支配致します思想の傾向と、農村の生活なり又は農業經濟なりとの間には、一致しない所がございまして、其の矛盾の爲にいろいろ問題が起つて參るのを引つくるめて、農村問題と申す次第からであります。だから、是は何うしても一面に於て現代の思想上の要求があつて、他方に於て今日吾々が之を認めるやうな、農村生活と、農業經濟との實際狀態があつて始めて問題が出来上る。故に幾ら農業經濟の實際狀態に於ては、今日問題となつて居るやうな要素が昔から備つて居つたにした所で、又農村の生活一般が都會に於ける生活の實狀と比較して其の懸隔の大なることには、昔から今日と大した違ひがなかつたとした所で、此處に思想の要求がなかつたとしたならば、それが問題

とはなり得ないだらうと思ふのであります。併し現今は其の思想が現代人一般の思想として農村の隅々まで行き
廻りまして、其の行き亘つた思想問題と農村の生活と經濟との實狀が結び着いたので、此處に問題が出來上つた
のであります。

經濟方面に於ては、引つくるめて申せば、農業經濟上の利益が薄くつて、さうして農業全體として振はないと
云ふやうなことが問題になつて居るやうでございます。又一面には農民の生活が文化の程度に於て都會に比較し
て著しく遅れて居る、それが爲に、同じ人間でありながら、都會に住んで居る人間と田舎に住んで居る人間と
は、文化上の利便を得ることが比較にならないのであります。同じ一つに纏まつた社會の中に、都會の文化と田
舎の文化と異つたものが並んで居て、それが爲に社會に段々と問題が起る。之が又文化方面に於ける今日の問題
であります。

都會の文明より田舎の文明が劣つて居つたと云ふ事、又農村の經濟が劣つて居つたと云ふことは、昔からのこ
とです。我國に於ても、昔から農民の生活は非常に慘めなものであります。恐らく水呑百姓の狀態は、昔から今
日迄、ずつと一様に傳つて來て居る狀態であります。と云ふのは、農業と云ふものが貧弱な生活を續けしめるに
過ぎないものである。さう大して經濟的發展を成し得る事の出來ない性質のものであるからであります。我國が
開けて此の方、農民の生活は貧弱な生活であります。其の貧弱は彼等の生活は貧ならざるを得なかつたのであり
ます。是は我國の上古からの狀態であります。又徳川時代の封建制度の狀態を見ましても、百姓は實に慘めな程
貧弱な生活をして居ります。彼等の食物と云ひ、又彼等の衣服と云ひ、又彼等の住居と云ひ、随分貧弱な生活で
あつたのであります。併し今日のやうな社會的な問題は起らなかつたのであります。

それから都會と田舎との文化の相違と云ふことでも、我國上古の有様を見ましても、又近時に到るまでの有様を見ましても、歴史に於ける我國の文明は、都會にあつた支配者が有つて居つた文明なのであります。だから、古奈良朝・平安朝時代に於きましても、支配者階級の狀態は實に贅を極めたもので、其の生活の狀態と云ひ、誠に立派なものであります。其の文化の程度は驚くべく高いものであります。其の日用品なども、正倉院にある御物を拜見しましてもわかるやうに、實に發達したものであります。其の當時の文明は、定に優れた文明であつて、今日の文明にも劣らぬほどのものであると言ひますけれども、それは支配者階級の有つて居つた文明であります。一方田舎に行けば、實に又貧弱極まるものであつたのであります。惜しいかな我國の歴史には、普通人民の文化や生活に關する記録も著述も遺つて居りませんから、十分其の方面の事を知ることが出来ませんけれども、併し僅かに遺れる資料に依つて考へて見ても、農村の生活は實に幼稚なものであつたらうと思はれます。是は朝鮮あたりを見ましても同様であつて、例へば新羅の都慶州に今日遺つて居る遺物を見ても、王者の被て居つた冠だとか、衣服とか云ふものは、純金で造られて居つて、目の醒めるやうなものであります、目の醒めるやうな物が出て來るが、それと同時に日常百姓が用ひて居つた物であらうと思はれるやうな土器類は、實に幼稚なものである。此の二つを見て、吾々は不思議の目を見張るのでありますが、要するに當時は王者の文明は立派な程度まで行つて居つたけれども、一般の百姓の生活などは殆んど比較にならぬ程幼稚なものであつたのであります。是は朝鮮も日本も同じことで、又支那に到つた處で同じ事と思ひます。下つて、我國に於ける足利時代徳川時代を見ましても、殊に元祿時代を見ましても、其の時代の文明は矢張り武士と町人との文明であつた。つまり都會の文明であつた。田舎へ這入つて見ると、その華かな元祿生活は殆ど見ることが出来ない程幼稚であつたと思ひ

ます。

恁う云ふ風に考へて見ますと、昔から都鄙の文明の隔りは事實としては存在して居つたのでありますけれども、其處にはまだ之に關して社會的問題が起らなかつた。問題は漸く近頃起つて來たのであります。是は何うしても事實に加ふるに思想上の要求が存しなければ問題に成らぬ證據です。思想と實狀と一致しない所から、社會的な問題は起つて來なければならぬ。是は農業問題に限らず、婦人問題でもさうであります。社會問題は一般的に思想上の要求と實際の經濟狀態及び社會狀態とが一致しない所から起つて來るのであります。然らば現時に於ける其の思想上の傾向はと申すと、是は申上ぐるまでもなく人格主義的な、又平等主義的な思想であります。此の事に就ては委しく申上ぐる必要ありませんが、先づ順序として要點だけ申上げます。

現在の人は人格的價值を尊重するのであつて、其の人格價值を尊重するが故に其の價值を有つて居る人々は、其の人格價值に於ては平等であると考へて居る。この人間の平等と云ふ考へは、御承知の通り社會的の平等であります。所が其の思想がだん／＼と農村に普及する、そして教育の發達は愈々以て此の思想を農村の隅々まで滲込まして來たのであります。我國今日の時代は、明治の時代を經過した、恰度歐羅巴に於きまして十八世紀から十九世紀に於ける啓蒙の時代に當るのであります。昔は智識や思想は學者とか僧侶とか、一種の貴族階級の間の專有物であつたが、現代では一般の人々に滲互つて來た。啓蒙運動が之を中心として現れて來た。其の結果、只今申しましたやうな社會の隅々の處までも人格主義的な平等思想が滲込んで來たのであります。我國にも明治に至つて其の啓蒙運動が盛に行はれ、所謂知識を世界に求めて、其の求めた知識をば人民に強制的に注ぎ込んで來たものですから、今日に至つては其の思想を享けない者は無い位である。其の思想は學校なり新聞雜誌なりラデ

イオなりに依つて普及せしめられつゝある。

然らばその現代思想なるものについて見るに、第一番に吾々の眼に着く特徴は、それが物質的傾向に富んで居ることである。所謂唯物觀的な傾向であります。尤も最近に至つては、其の反對の傾向が現はれて來つゝありますが、それでもまだ今日の最も著しい傾向は、物質主義的な傾向であります。それで人々は物質に具つて居る經濟價值をばだん／＼と尊重するやうになつて來た。我國でも中世時代に於きましては、佛教や儒教主義の思想が這入つて來て、其の佛教思想や儒教主義では、物質は賤しいものであるとした。特に宗教に關係した者は人生の價值としては物質以上に尊いものを求めて止まなかつた。人生の物質的方面は出来る限り之を抑へて行かうとして居つた。併しそれも中世時代から現代になつてまゐるにつれて、だん／＼と變化して來た。即ちさう人生の物質的方面を無視する譯にはゆかないといふ風に變つて來たのでありまして、追々に物質方面が歡迎されるやうになつてまゐつた。従て其の物質的方面に關係した所謂經濟價值がだん／＼と重んぜられてまゐり、従て又其の經濟價值を生み出す處のものに向つて人々が努力するやうになつた。之が現代産業勃興の動因を爲す次第で、終に發達しては今日の資本主義にまでなつてまゐつたのであります。

今日の資本主義と云ふものも、矢張り思想の要求から出來て來たのであります。つまり經濟價值が尊重せられるやうになつた結果産業が起り、其の産業が盛になつた結果資本が蓄積せられるやうになつたのである。然らば其の經濟價值は何によつて示されるかといへば、貨幣によつて示されるのであるから、貨幣が尊重せられることになり、經濟價值として現はれたものが貨幣に依つて代表され、又蓄積せられて資本を形造る。而かも其の經濟價值として貨幣に依つて代表せられたる資本が、資本として尊重せられることになつたのであります。従つて其

の資本をだん／＼と増加する、更にそれを生み出だす、更に又それを資本として産業に用ゐて増殖を圖るといふ風になつて、所謂資本主義經濟を完成するに至つた次第であります。

かくて人生々活は愈々以て經濟を中心として行はれるやうになり、物質尊重の思想がだん／＼と現代の特色を爲すやうになつたのであります。我國に於きましても、今日では資本主義が殆んど歐米と譲らない程になつて居るのであります。云ふて見れば、世界一般が資本主義的になつて居ると思はれる。而して資本主義の世にあつては、貨幣價值を澤山産み出だすと云ふ事が最も必要で、從て營利を目的とする所の生産行爲が、今日は非常に尊重せられることになりました。今日の經濟なるものを見ますと、昔のやうに經濟が人生の必要を滿たすと云ふのではなくて、只營利の目的の爲に、即ち貨幣を澤山造り出す爲に行はれて居るやうである。さう云ふ次第であるならば、經濟なるものは營利主義的な資本主義的な産業として、其の方面が最も重んじられることになるのも謂はゞ當然の次第であります。

所が、茲に翻つて農業といふ産業方面を見ますと、農業は自然に依頼して行はれる業務であつて、其の自然が之を許す以上には業務伸縮の自由が與へられない。而して天然が之を許す以上に業務の伸縮を可能ならしめるものは機械力であります。従つて現今機械は工業方面に非常に廣く行はれて、それが爲めに産業の大發展を實現したのであります。いふ迄もなく生産に機械を用ひれば能率が著しく増加する。それが爲に機械が用ひられるにつれて、近代の産業は益々發達をして來たのであります。歐羅巴に於きましては、十八世紀頃から機械が盛に用ひられ、産業革命を起しましたし、又我國に於きましても、明治以後（恐らくは日清戰爭以後であります）非常な勢で産業が發達して、矢張り廣く機械生産が行はれるやうになり、營利事業として産業が著しく發達して參

りました。大規模に經營する工場或は大鑛山業が起つて來ました。之に反して農業には、此の機械を用ひる餘地が少く、場合に依ては殆どないのであります。歐米では、土地が畑地でありますから、又大規模農業が行はれて居りますから、可なり大きな又精巧な機械を用ひて居ますが、併しそれでも工業に比べて見ると、餘り大きな機械や極めて精巧な機械やを用ひて居るとは謂へませぬ。と申しますのは、工業では幾らでも大きい機械を使ふことが出来るし、又小さいものでも使はれるのですが、それは機械を据付けて置いて原料を其所へ持て行つて仕事をするから出来るのです。然るに農業にあつては、機械の方を持て歩かねばならず、土地は動かないのでありますから、餘り大きな機械は持つて行けないのです。又餘り精巧な機械をあの凸凹した土地の上に動かして行く事は難しいのであります。歐羅巴の農業に於てすらさうでありまして、工業に比べて比較的小さい又粗雑な機械より用ひて居りませぬ。我國の土地は、地勢が傾斜して居るのに水田である爲めに、土地一筆の面積が頗る小くなつて居て、とても大きな機械は用ゐられないのであります。歐米の農業に用ゐるやうな機械は用ゐられません。それに又我國には農村人口が多い。農業従業者の數が多い。而かも割合に土地が狭いから小農が行はれて居り、各人銘々所有權を主張して、田畑は小區劃に畦畔で境されて居る。だから歐羅巴のやうな農業機械を持て來ても用ゐられない。持つて來ても之を田畑の上で動かす餘地がない。場合によつては、我國の農業にも用ひ得られるやうな機械もあります。併し何分にも我國の農業は小規模でありますから、收支相償はないのであります。遊ばして置く時間が長くて、機械を十分經濟的に用ひられないのであります。だから、御覽の通り我國には農業にはまだ殆ど機械と云ふものは用ひて居りませぬ。唯纔に近頃發動機を用ひて水を揚げたり、靱摺をしたりして居るに過ぎないのであります。依然として昔ながらの幼稚な道具を用ひて居る。而かも其の道具たるや實に貧弱な

恥しいやうなものを用ひて居る。鎌だとか鋤だとか、挽臼だとか云つたやうなもので、實に幼稚な殆ど臺灣の生蠻あたりが持つて居るやうなものと違はないものを今に用ひて居るのであります。恐らくは神武天皇以來の物を其儘に用ひて居るのであらうと、私は常に申すことであります。そんなやうな物を用ひて、依然として太古からの状態をやつて居るのであります。何うしても我國の農業では機械を用ひるとか、分業的にやるとか、又大規模にやるとか云ふやうな事は、あまりに小農が行はれて居る關係上出來難いのであります。之が爲に工業や商業は段々發達して行くに拘らず、農業は寧ろ段々に不振に陥り時勢に逆行して居る有様であります。

現今の工業や商業では、あらゆる機械や知識が用ひられ、業務は常に時勢の狀況に合ふやうにやつて行かれて居る。そして企業家が働けば働く程業務は盛んになる。マネージメントと云ふのが是であります。場合によつては、全世界を相手にして業務を營むで居るのであります。それが爲めには經營は十分な知識を以てやらなければ出來ないのです。然るに農家は田舎に住んで居るために、其の知識はいつも都會より遅れるわけで、中々機敏な企業的經營は出來難いのであります。元來農業は小規模でありまして、初めは自家の生活上の必要を満すが爲に行はれたものである。今も尚ほ農家には其の習慣が遺つて居る。故に農民はそんな社會的方面に關して、經濟一般の觀察など致すものではありません。唯昔からの仕來りをやつて行くのであります。また業務が十分企業化して居りません。だから、技術の方面から言つても、經營の方面から言つても、亦農民の心理狀態から言ても、農業を商工業と一緒に發展せしめると云ふ事は到底出來難い相談である。到底出來難い性質のものでありますからして、今日では片ツ方に商工業が段々發展して來て、非常な進歩を遂げつゝあるに拘らず、農業は年と共に振はないことになつたのです。而かも農業には改良が行はれないかと云ふと、なか／＼さうではない。或は種子や

肥料の改良とか、或は栽培方法の改良とか、或は品種の改良とか、随分やつて居るのであります。にも拘らず農業は段々振はぬやうになるのであります。是は私は現今の企業と云ふやり方と、農業の實際とが一致しないからだと思ふのであります。だから今日農業ばかりを鞭撻した所で、商工業と一緒に行く事は到底出来ない。機械も使はないし、經營も小規模であつて、經濟界の事情には疎くて、どうして農家が商工業と一緒に營利的に競争することが出来ませう。片ツ方の方では自動車の立派なやつで走つて居るのに、農業はガタ／＼の馬車で競争するのでは、とても競争にならぬ。幾ら鞭撻して見た所で追つつかない。吾々が汽車に乗つて窓の中から見て居ると、どうかすると青年が自轉車に乗つて汽車と競争して居ることがありますが、あれは面白半分にやつて居るなら宜しいが、本氣でやつて居るのなら、これ程馬鹿氣た事はない。マアさう云ふ事情であるからして、農業に對する保護政策が必要になつて來るのであります。要するに、現今事實として農業は振はない。そして振はないことには本當に理由があり原因があるのであります。所がさてそれが振はないとなつたらどうなるか。農民はそんなつまらぬ仕事をして居るのは馬鹿々々しくなるのであつて、農村に止まつて居る人でも段々農業に力を入れてやらなくなるのであります。今日農村方面では幾らやつて見ても迎も追つつかないと云ふやうな悲觀的な氣分が餘程現れて來て居ると思はれます。従て農村の人々は機會があれば都會へ出て來るのであります。出て來る者は割合に元氣な者であり、あとに残つて居る者は、何か事情があつて出て來ないか、それでなくば出て來る元氣のない連中なのであります。かくて農村に在る農民の氣力が衰へる爲に農業は愈々振はなくなる。農民に働く力があるならば、其人々は寧ろ都會へ出て來て働くと云ふやうになるのであります。さうして農民の思想の傾向は、段々と著しく現代的となり、唯物的に傾き、又平等主義にも傾いてまゐります。そして其の平等觀から見れば、

現今都會の商工業と農業とは、著しく不公平な待遇を受けてゐると見えてゐるのを免れません。片ツ方の商工業は非常によい報酬を貰つて居るのに農業の報酬は少い、是は甚だ不平等であると見る。さうしてその不平等に甘んじることが出来ないからして、平等を求めて都會に出て來ることになるのです。斯うなると農民が農業を厭ふて之を捨てることは、思想的の要求と、生活上の要求とを満さんが爲であると、觀なければならぬと私は思ひます。

現今農村の人々は其の勞働に對して不満がある。是は經濟方面の事ではありますが、矢張り其所に思想上の背景があると私は思ひます。一體農業には業務に對する刺戟が少ないと云ふ事もありますが、其事を別にして見ても、其の勞働を段々厭ふ傾向が出て來たのであります。何故にそんなに勞働を厭ふやうになつたかと考へて見ますに、元來百姓と云ふものは昔から一體よく働く者なでありますのに、其の勞働を厭ふやうになつたと云ふ事は、是は何うしても主として勞働に對する報酬の少い所の不満がある爲であらねばならぬ。同じ働くのなら報酬の多いものをやる。然らば農業勞働には一體どの位な報酬であるか。都會なら手傳でも一圓八九十錢は取るのであるが、田舎の百姓になると普通一圓二三十錢しか出ない。是は地方によつて違ひますから一概には申されませぬけれども、大體そんなに安いのであります。之に對して農民は非常な不満がある。私一昨年故郷へ歸りましたら、補習教育の掛りの先生が私の宅へまゐられまして申されますには、自分の教へて居る生徒の中に模範的青年があつて、なか／＼熱心に聴くし、又家事も熱心にやつて居る。其の青年が言ふには、近頃自分は先生の教へを聽いて業務に非常に勉強してやつて居る。さうして農業は合理的にやつて行かなければならぬと云ふ事から、組織立てゝやつて居るが、家計調査をして見た結果、自分の一家の所得をば勞働に割當てゝ見ると、一日の

賃金が僅々二十六銭しかに當らない。之を考へて見るとどうも不公平だと思ふ。私位の體を有つて居る者が都會へ行つて働けば六倍以上も取れる。先生こんなにして居るのであるが、農業の仕事は先生の仰有るやうに、國家的の仕事、社會的の仕事であつて、私共は此の境遇に甘んじなければならぬのでせうか。私共はさう云ふ安い賃金で随分社會奉仕をして居ると思ふ。人が一圓五六十銭も取る所を二十六銭しか取らない。其の上今日では租税を取られる。そんなに自分共ばかりが二重にも三重にも社會に奉仕する必要はないと思ひます。租税なんか納める力も無いし、又納めなくともよいのではないかと思ひます。と斯様に質問して來て居るので、之に對して自分は何んと答へていゝか甚だ困つたとの話であつた。是などは少し極端でありますが、然し現今田舎で働いて居る多くの人は如何にも不満足である。

所で、何故現今都會の賃金が高くて、田舎は安いかと云ふと、之に就ては色々理由があるとせられて居る。或人は謂ふやう、一體賃金をお金で拂ふ時には、只其金額即ち名義上の賃金額だけで比較してはいかない。その比較だけでは賃金の高低はわからない。お金は、地方々々によつて、その有つて居る購買力が違ふ。だから同じ労働でも、物價の高い處では高い賃金を拂ふ。物價の安い處では安く拂ふ。所が現今では都會で二圓拂ふ時に、田舎で一圓二、三十銭しか拂はないとしても、それは都鄙物價に高低あり、都會の物價が高い爲である。此の物價の相違を考へないで、お金で現れた額のみで比較してはいかない。所謂實際賃金について比較しなければならぬ。其の金で實際買ひ得られるものを勘定比較するのでなければ正當な比較にはならないと謂ふのであります。所が現今の實狀を見ると、斯くの如き説明は事實に當つて居ない。昔であれば農村には村落としての自給經濟が行はれて居つた。従て村落にも小工業がかなり澤山に存在して居た。所が現今の資本主義は、田舎に於けるさう

云ふ小さな産業を皆んな奪つて都會に集中して了つた。手工業的な田舎のさう云ふ小さい産業は段々と都會へ行つて了ふ。什器や衣類の如きは大抵都會から供給され、足袋や下駄の如きに至る迄都會で生産するやうになつた。其の結果田舎の人々は生きて行かうとすれば、都會で出来た物を可成澤山買はなければならぬ。然るに又物價の方から言つても却つて田舎の方が高いか知れない。米や菜ツ葉は買はぬでもいゝが、外の物は右申す如く買はなければならぬのに、其等のものは都會から田舎に供給せられるため運賃もかゝるし、又田舎の商店では商品の賣行が少いから口錢も多く取るわけで、價格はどうしても高くならざるを得ないのです。だから農民の生活費用はそんなに安くてはすまないのです。さうすれば此の説明は當らないことになる。

所が今一つの理論として考へられるのは、一體賃金なるものは、其の一面には必ず生活を保證すると云ふ事がある。賃金には固より働いた勞働の價値に等しい報酬をするといふ意味もあるけれども、生活を保證すると云ふ意味も含まれて居ます。月給の如きは明かにさうであります。所が此の生活の費用について見れば、田舎の生活と都會の生活とは大に違つて居る。そして此の生活程度の低い處では賃金が低いのは當然だから、生活程度の低い農村の勞賃が、都會の勞賃に比して安いのは當然だといふ議論であります。所が農民の方からいはずれば、そんな馬鹿な事があるか、昔の階級制度時代なら仕方がないが、今日は四民平等であるから、生活程度の低いのが農民生活の當然の状態と考へられるのが抑も間違つて居る。現今農民の生活程度の低いのを當然と考へる人々の考へは封建的な考へで、百姓の身分が低いと思ふ身分觀から來て居る。然し農民は現今かゝる身分觀の行はるべき筈はないと考へるのであります。従つて賃金の不公平に對しては非常な反感不平があるわけです。一體賃金に關しては、世界一般の大原則があつて、彼のヴェルサイユの平和條約の勞働篇の中に、勞働に關する一般原則なるも

のがある。それは同一の仕事に對しては同一の賃金を拂ふべしと云ふのである。さうして日本も之に賛成して居るのである。然るにも拘らず社會に對して同一の貢獻をする勞働が、都會の人がした仕事であり、田舎の人がした仕事であり、女の人がした仕事であり、男の人がした仕事であり、組合に這入つて居る人の仕事であるといふに依つて、等しくないのが現状であつて、こんな間違つたことは無いと考へるのであります。百姓であらうと、都會の人であらうと、女であらうと、男であらうと、皆んな同じ仕事に對しては同じ賃金を拂ふべきものである。さう云ふ根本原理が一般に認められて居るのならば、都會であらうと、田舎であらうと、同じ價値の勞働に對しては同一賃金が拂はるべきものである。其の價値は論じないで、田舎であるから生活が低くてよいといふ理由で、賃金の安いのを正當と見るのは平等待遇に悖る。と斯う云ふ風に考へて居るのであります。

それから、今一つ農村の勞働に關して起る問題は小作問題であります。詰り小作制度に於ては、小作人たる人と地主とで、土地生産上の分け前を取る。其の分け前に對して公平にして貰ひたいといふ所から問題が起るのであります。小作人収入を大體勞働價値に等しいやうにして欲しいと云ふのである。現在では其の生活すら出來ないやうなのが小作人の状態であつて、一家の勞働賃金を計算して見ると云ふと、ホンの僅かにしか上らない。それでは困るからもつと小作人収入を増したいと云ふのが問題の第一理由とする所であります。我國の小作制度は、伊太利とか、佛蘭西とか、スペインとかに行はれて居るものに似て居るのであります。大體に於て收穫の半分宛を取ると云ふ制度であります。半分にするのは、一つのものを二つにするのだから公平だと云ふ考へから來て居るのであるが、現今では小作人より地主の方が少し澤山取る。尤も鹿児島縣の或る地方では地主が八割取る所もあり、秋田縣や青森縣邊へ行くと、地主は大抵は三割五分か四割しか取らぬ。中國から九州の地主は六割位取る

といふやうな有様で、地方により大變様子が違つて居りますが、之を全國的に考へますれば、農商務省の統計では、中田の平均小作料は平均收穫の五割五分と云ふ事になつて居ります。即ち現今では半分よりか少し餘計に地主が取るのである。そこで小作人が地主に拂つて後に残るものだけでは人間らしい生活が出来ぬと云ふのであります。もう少し餘計取らうと云ふので、問題が起つて居るのが所謂小作運動であります。其の以上に立入つた思想的の方面から問題表はれますが、此の小作料の問題が第一の原因を爲すことは疑のない所であります。詰り小作人は、現今では、自分で働いた限りは、自分で相當の生活をやつて行けるやうにしたいと云ふのであります。現今水吞百姓の生活ではやり切れないといふのであります。其處へ持つて來て、地主は今でも何んとなしに御主人である、小作人は何んとなしに家來であると云ふ實狀があるものだから、小作人解放問題としても、問題が思想上の問題として出て來るのであります。經濟上の要求よりか思想上の要求の方が多いかも知れません。これ又農村問題の思想的背景として大いに研究すべき點であります。

次に文化に關する問題としては、現今の文明は何んと言つても都會の文明であります。田舎はずつと文化的に後れて居ります。是には理由がある。現今の文明は物質的文明でありまして、その物質的文明は經濟の餘裕がないと出来ないものであるのに、田舎には經濟の餘裕がない。所が都會には商工業の儲かる仕事があるから餘裕がある。だからさう云ふやうに、物質文明は都會の餘裕から生れて來て居るのであります。農村に住んで居つては、同じ國民でありながら、其の恩恵に浴しないで、まるでまゝ子扱ひである。是は田舎人士の大きな損である。そこで同じ暮すのなら都會へ出ると云ふので、段々と田舎を出る。田舎はまだ／＼電燈のついて居ない處が多い位の有様です。そんな風でありますから、どの位農村なるものが、文化に於て劣つて居るかと云ふ事は、想像する

に餘りあるのであります。田舎の人々が文明の恩恵に浴したいと思ふとき、此の文明の非常なる不公平を憤るのは當り前であります。それも田舎に居る以上運命だと云ふやうな思想でなくて、吾も人間であり、同じ社會の人でありながら、繼子扱ひにせられると云ふ不公平を感じるのが現代的であります。農村では文明的な社會施設を見ても、大抵昔からのまゝで殆んど見るべきものがない。文化的な住宅の設備や衛生設備は殆んどなく、田舎の衛生状態は都會の衛生状態より悪い。昔は田舎の方も良かったが、今日は都會の方が萬端良くなつて、都會の死亡率の方が田舎の死亡率より段々少くなつて居る。斯う云ふ風でありますが爲に、有形的な文化と云つたやうな方面からでも、田舎の人々は甚だ不公平に思つて居る。

それから又現今の生活は享樂的の傾向に富むで居て、吾々生きて居る以上は、矢張りおいしい物を食べたい、よい音樂を聴きたい、よい芝居も見たい、と云ふやうな享樂的色彩が強いのに、都會にはあらゆる享樂の機關があるに拘らず、田舎の方は盆踊や鎮守の祭くらゐが唯一の樂みで、此點についても田舎の人々は不満です。享樂主義の時代だから特に之を不満足に感ずるのです。だから何うしても青年の間には、田舎を出て都會へ来る傾向が強い。而かも其の中には女子もある。是は歐羅巴でもさうでありますが、實は男子よりも女子の方が多い。女學校を卒業したら、田舎の百姓で田を耕したりするよりは、高島屋へ行つて見たり、三越へ行つて見たりする方を好む。都會に對する憧れが非常に強いわけでありまして、之も思想的に見て致方の無いことです。

マア斯う云ふ風でありますからして、何うしても現今色々な方面から、田舎の人が出て來て、農民が都會に向つて來ることになります。これには二種の原因があるわけで、詰り生活上の要求と、思想上の矛盾とであります。だから此の二種の原因を考へなければならぬ。而かも此の思想上のことは現今小學校教育が盛んに行はれて

居りますが、其の教育が行はれれば行はれる程、田舎の人々に現代思想が注ぎ込まれます。田舎の學校の先生は金を儲けなければならぬとか、立身しなければならぬとか、小供に教へますけれども、それは田舎に居ては迎へて出来ぬ。現今では立身したり金持になりたいと思ふならば、働きさへすれば出来ると云ふ風に子供を教へて行くから、其の子供が立身出世をしよう、金持にならうと思ふと、あとから／＼都會へ出て來ることになります。この教育の行はれることは、現今農村としては一種の矛盾であります。教育はしなければならぬ。然るに其の教育は農村破壊の爲に行はれて居ると言つても過言ではない。其の費用はなか／＼大きい。甚しい處になると、村の費用の八九割も教育費に當てて居る。そんなに費用をかけて子供を教育して、それではやり切れない。さて其子供等は、大抵都會に出て行くのです。此點から見ても、私は現今國民教育の一番困難な時であると思ひます。其の教育は人間として教育しなければならぬ。さうして彼等に人格の尊重すべき事を教へ、人生の何物なるかを叩き込まなければならぬ。之を教へ乍ら現今の物質主義的な思想を入れないやうにしなければならぬ。そこは如何考へていゝか、私自分でも考がつかないで甚だ困つて居るやうな次第であります。そこで文部省では、農村の教育と人間としての教育と、斯う二色にしなければならぬと云ふのであるが、併し其の場合に、片つ方に人間としての教育と、他の一方に農村としての教育をやると云ふことは、實際には中々六ヶ敷いことである。是はシツクリお考へを願ひたい。是は國民教育として根本問題と思ひます。我國では、食糧問題や他の方面から、何うしても農業を維持しなければならぬと云ふならば、其の根本に就て解決しなければならぬと思ひます。

然らばその根本の問題はといふに、それは最少し理想主義的傾向を造り上げることであります。何うしても現代の思想に對して、都會と言はず、田舎と言はず、陶冶を行つて理想主義的な精神を確立する必要があります。

人間が、人格者として發展して行くと云ふには、何も有形的に發展しなければならぬと云ふ事はないのだから、もつと思想的に、もつと精神的に、もつと内容的に、其の方面に向つて、本當の人格主義をば樹立し、もつと神主義的に傾かなければならぬ。男であらうが、女であらうが、年寄であらうが、青年であらうが、子供であらうが、都鄙一般にさう云ふ傾向を作るより外なからうと思ふのであります。

同時に、私は現今は餘りに經濟が尊重されて居ると思ひます。然し經濟を過度に尊重する氣風は宜しくない。經濟は重んずべきであるけれども、尊ぶべきものでない、人間は經濟價值以上に、道德上の價值や、審美上の價值を有つて居らなければならぬ。現代では經濟價值が餘りに重んぜられ、その經濟上の價值を代表するものは貨幣價值である所から、貨幣價值を一番尊いものと思ふやうになり、人生のあらゆる價值をば、金で計らなければならなくなつてしまつた。今では經濟價值が餘りノサバツて居る。餘りに人生の價值をお金で測る事になつてゐる。現今は道德に於ても、婦人の貞操の如きまでも、場合によつては金で測られ、貞操蹂躪慰藉料請求一萬圓といふやうな訴訟事件が頻發する有様で、如何にも殺風景な話です。人には月給の高や財産の多少で正札がついてゐる有様です。まるで人間がショウインドウの中に在る商品同様である。如何に考へても殺風景な世の中であります。斯様に經濟價值が餘り重ぜられる結果、貨幣があらゆるものを測らうとする。だから何うしても、此の傾向を直さなければ、結局現今の社會と文化とは破壊されると思はれます。もつと人間が本當の人間らしい考を持つ様に、氣風一般を革めなければならぬと私は確信致します。

斯くの如き考へで經濟なるものを教へ、斯くの如く人生と經濟とをくつつけ、又人生と經濟との關係についての眞の理解が出来なければ、農業といふものを救ふ道も無いのです。此の理解が出来れば、始めて茲に農業と云

ふものは或る程度迄安心してやつて行けるやうになつて來るのであります。併し精神的方面の事ばかりやつて、有形方面を忘れてはいけません。とにかく、現今では思想の方向轉換をする必要がある。さうじてこそ始めて或る程度迄農村問題を解決する事が出來ると私は思ふのであります。是は理想論でありますけれども、餘り卑近な通俗な道で救済しようと思つても、到底目的は達しられないのであります。獨り農村のみならず、現今社會一般を救ふのには、學國一致で思想轉換をやつて行くより仕方がない。さうして人生の本當の價値をば作り上げなければならぬと思ふのであります。

(終)

七 世界經濟の特質

(大正十四年十一月八日講演)

京都帝國大學
助教授法學士

作 田 莊 一

世界經濟と云ふことは我國では餘りまだ言はれて居りません例へば堀江歸一博士の『世界の經濟は何うなるか』と云ふ本があるやうに漠然と世界の經濟と云ふことは數々言はれて居ますが世界經濟と云ふ定まつた一つの經濟があるか何うかまだ問題になつて居ります。獨逸の「キール」大學の「ハルムス」教授が最初に世界經濟の存在を唱へて、其の研究が世界經濟學であるとなし、從來の國民經濟、又は國民經濟學から違つた性質のものであると云ふことを唱へました、それが多くの學者から批評されて、國民經濟以外に世界經濟と云ふものはあり得ないと云ふ議論がまだ多いのであります。私はずつと前から世界經濟と云ふものに興味を有つて多少考へて居ります。それで「ハルムス」教授の考へと稍と違つた處もあります。今日はそれ等のいろいろの學者の考へと比較する事は時間も取りますから、只自分の考へて居るだけをお話する事に止めたいと思ひます。

それからもう一つ世界經濟の研究が必要であると云ふ事を一言して置きたい。學問的の立場から言へば或る研究が、當面の實益になるかならないかは問題にしない。研究それ自體に興味を持つのが學問の立場であります、併し矢張り人間の研究心は何等かそれを促す必要があつて始めて出て來るのであります。獨逸は英吉利に對抗しまして、英吉利の世界的霸權を奪はうと云ふ大なる野心をもつて來まして、それが獨逸に世界經濟學が興つて來

ました裏面の理由であります。恰も伊太利の財政が窮迫して其國の財政學が興つて來たやうなものであります。自ら何等か其處に要求があるのであります。

私は今日日本の立場から言へば世界經濟上に於ける吾々の地位と云ふものが非常に危險になつて來ました。國民の經濟的難關を突破するには、何うしても世界經濟の舞臺に於て十分に自國の主張を樹てゝ、それを貫くのでなければ、何うしても我が國は前途を樂觀する事は出来ない。もつと具體的に言へば、最早武力に依つて對外的發展が出来ない事になつて來たのであります。是まで日本が地位を高めたのは教育の普及と、武力の充實であつたのであります。教育の方は何時でもそれだけ役に立ちますが、武力の方は用ひる方法が狭められた。支那の今回の排外運動に於て青島の我が紡績工場が、支那人の職工に依つて占領された。企業者は外務省に武力保護を要望したが、外務省はそれに應じなかつた。殊にあの傲慢な多數の英吉利人が酷い目に遭つて居るにも拘らず、英國は少しも武力を動かすと云ふ事をしない。此の度の支那の排外運動に對して、英吉利があれだけ排斥されたに拘らず武力を用ひないと云ふ事は、如何に時勢が變遷したかと云ふ事が解る。我國と雖も自國の地位を維持する爲めには、十分に武力を強くして置かなければならぬが、只帝國主義的に發展するには武力を有つて行つてはならないと云ふ事になつて居ります。之に代るべきものは何のであるかと云ふと、具體的に言へば、國際聯盟に於て國際正義の前に列國をして聽從せしめなければならぬと云ふ事に舞臺が變つて來たのであります。其の意味に於て吾々は世界經濟なるものを十分に研究して我國民の要求を合理的ならしむる必要があると思ひます。

それで私は此の世界經濟と云ふものがそれならばどんなものであるかと云ふ特質、殊に國民經濟と云ふものとを對照しまして、世界經濟の特色を申して見たいと思ふのであります。世界經濟と言ひますと、定義を與へます

れば『世界を範圍とする交通經濟』と云ふことに盡きるのであります。國民經濟が國民を範圍とする交通經濟であり、世界經濟は世界を範圍とするものであります。此の世界の語はいろいろな意味に用ひられるが、只地上の總てと云ふ意味ではないのです。只世界一般と云ふ事を考へたのは、昔は西に於ては羅馬がある。東に於ては支那がありました、羅馬は一定の國境を限らない、武力と法律を以て地球上到る處羅馬帝國のものになると云ふ考へにて謂ゆる萬民法を以て、何處の民族をも支配しようと試みたのであります。支那も亦昔から今日迄領分と云ふ感じが無い。所謂天下を平かにすると云ふ如く總て天下に君臨して居る者が支那の主權者である。支那は只中央に居ると云ふ處から中國と名付けたのであります。併し支那は武力を以て治めるのでなくて德教を以て治めると云ふのが支那の特色であります。近代に於ては英吉利が世界經濟に於て自己が中心であると云ふ考へを有つてゐる。そこが領分であるとしなくて何處迄も英吉利の經濟的勢力範圍に收めて行かふとした。是は英吉利の經濟的勢力が各國よりも優れて居たと云ふ事がさう云ふ思想を齎したのであります。英吉利には國民經濟學と云ふものは起らなかつたのも其爲めであります。スミス以來此の英吉利の世界的霸權に反抗して獨逸に於て初めて國民經濟學が起り、「リスト」は其先驅者であります。私の言ふ世界經濟の世界と云ふのは羅馬や支那や英吉利が考へたやうな領分を考へないで、地球上の總てを範圍とすると云ふ意味ではないのであります。此世界は國民と云ふ領分が區劃され其の領分の上に成立つ國民經濟と云ふものが結合して世界經濟をなすと見るのであります。而して又國民經濟は今日六十有餘ありますが、只だ其等が集合しただけでは世界經濟をなすとは言へない。國民經濟が結合してその間に一定の系統及秩序が成立ちまして、一つの交通經濟と云ふ體裁をなさなければ世界經濟にはならないのであります。然らば其の交通經濟と云ふものは何であるかと云ふと、人間が直接に地物に働きかける方

の利用經濟に對して交通經濟は其の利用經濟を成す所の人と人との間の交通關係の系統及秩序を指すのであります。其の交通經濟は四つの要素を有つて居る。第一には人々の間の經濟交通が系統的でなければならぬ。斷片的でなく、ちゃんと一つの連絡が付いて居なければならぬ。次には其の經濟交通は一定の秩序を有つてゐなければならぬ。不規則でなく、或る規律の下に行はれて居ると云ふ事が第二の要素であります。第三の要素は、其の經濟交通が一定の範圍を有つて居ると云ふ事であり、一定の地域の上に一定の交通關係が限定されて居なければならぬ。第四はその三の交通系統と交通秩序と云ふものが自分自身の存立を有する獨特の交通關係であると云ふ事が必要であります。大阪の市民經濟には系統も秩序もあり、範圍も限られてあるが日本の國民經濟の一部を成す地方經濟に過ぎないで、獨立の地位を有しないから、此は一の交通經濟とは言はないのであります。さう云ふ意味を有する交通經濟は昔から今に至るまで段々と發展して來まして、略八期の變遷をして居ります。此の經濟發達の階段と云ふものにはいろいろ談がありますが、私はそれを八期に分つて居ります。その事は詳しく申上げる餘裕を有しませんから名前だけ擧げて簡單にして置きます。其の第一期は、原始經濟の時代である。此は歷史上に其の跡を求める事は殆ど出來ません。只亞弗利加とかオーストリアとかの野蠻人が残つて居ります。其野蠻人の經濟を見て、大昔もそれであらうと想像するのでありますが、その原始經濟の時代と云ふのは極く少數の親子、兄弟とか小家族のものが孤立をして居りまして、その間には交易が行はれたか否かは疑問であります。今残つて居ります野蠻人の間には交易はありますが、交易と云ふよりも奪掠と云ふのが只一つの財貨の移轉方法であつたと思はれます。

それから第二期に於て民族經濟が成立つたのであります。是は大人數の民族團體の中に成立つてをりまして、

内部の人々の共同關係があるのみにて外部との交渉はない。羅馬、支那、日本に於ても昔からさう云ふものゝ存
在は能く解ります。第三期には村落經濟でありまして、其の大家族と大家族との間の交通が始りまして、初めて
此の時交易が規則正しく行はれて來ました。それから第四期になりますと云ふと、今度は村落に於て交通の最も
便利な所に集りまして、貨物を集散する所の市場が出來ます。同時に低級ではありますけれども、手工業が起つ
て來ます。其の市場を成し工業に従つて居る所が都會になりまして、其處の工業品も村落からの農産物との交易
が行はれて來る。さうして中央に在る都市が商工業地として發達して來ます。さうすると貨物の集散は都會を中
心として、周圍の村落を聯絡すると云ふことになるのであります。それを都市經濟と云ふのであります。

それから第五期になりまして、近代的國家が發達して來まして、領地權がハッキリ定まつた。羅馬人は世界到
る處羅馬人の土地だ、支那人は世界のあらゆる土地は中華の支配を受けるところだと思つて居つた場合と異つて
近代國家になりまして、はつきりと領分が定まつたのであります。其の領分内の交通經濟を一つの大いなる範圍
に結合して來たのであります。それで國家がいろいろの行政監督を行います時に於きまして、其の結果として
して貨物の集散で交易でも種々の經濟、交通が國家の領域を範圍として秩序を立てるようになって來た。之を即
ち第五期の國民經濟と名附けるもので、國民の範圍で經濟交通の系統及秩序が成立つたのであります。

所が從來の經濟學では國民經濟と云ふのは國民の範圍に於て分業と交換とで成立つ一つの經濟と云ふ風に説明せ
られますが、是は詰り第五期の最初に起つた國民經濟で、私は之を前期國民經濟と言つて居ります。其の時代の
國民經濟は、一國家の支配範圍の内、經濟交通が自然の系統及秩序を持つて來たのでありまして、詰り經濟生
活は個人々々の行つて居ることであつて、國家も個人々々と同じやうに經濟生活を營み租税に依つて收入を得、

之を以て或は司法警察の仕事をし、或は戦争をすると云ふ風で、國家も一つの而も最大の消費者であります。交通經濟の立場から言ふと、個人も、會社も、國家も同じ國民經濟の構成要素に過ぎない、であるからして、國家と雖も矢張り金を手に入れ、金を使い、經濟事業は個人々々の方に委して置いて、國家は交通經濟の全般に就て何等の計畫的統制もしないと云ふのが、之が前期國民經濟です。

所が第六期に這入りますと云ふと、今度は國家が交通經濟の中に入り込んで來まして、さうして國民經濟を監督したり、經濟事業を經營したり、詰り國家意志が自然の上に出で經濟上の交通系統及秩序を決定する地位に進んで來たのであります。それを後期國民經濟と名づけます。即ち他の語で言へば前の前期國民經濟は市場國民經濟であつて只だ財貨流通の市場が國民の範圍にあると云ふだけであるが、後期の場合は統一國民經濟であつて統一的に國民經濟をコントロールして居るのであります。只だ從來のやうに交換や分業によるのではなく、又其んな國民經濟は、今日は殆ど何處にも無いのであります。國家が經濟事業を經營したり、私人の經營に就ては監督したり、保護したり、一定の國民經濟上の目的に達するように國家が動いて居ります。

今日第五期の前期國民經濟、所謂市場國民經濟の跡を留めて居るのは唯だ支那だけであります。支那では經濟政策と云ふものは殆ど行はれて居ない。私人の事業に對して國家の監督も保護も統一的に行はれて居ない。國家が最も早く經濟交通に對して干涉するのは何であるかと云ふと貨幣であります。どの國でも貨幣に就ては國家が干涉して統一を計つて居りますが、支那では其の貨幣制度すら出來て居ません、支那の經濟交通の系統や秩序は尙ほ自然的であります。でありますから支那の如きは前期國民經濟に稍當りますが、外の國では國家が一般の國民經濟問題に對して考へて居ります。最も其の中の著しい實際の事例を申しますと、世界戦争の時に於て、英吉

利の如き自由主義の國さへも凡て有力なる大きな鐵道や工場を會社の手から皆國家の手に移して管理する。勞働者も政府の命令に依つて動く、國內のあらゆる經濟機關と云ふものは國家の命令に依つて動く。極端になれば砂糖や、ミルクや、牛肉や、食物までも國家が干渉し制限した。パンは一人前幾許と切符制度にして居た。パン一切れを何萬圓出さうとそれ以上食へない。砂糖も肉も何匁と云ふやうに定める。其處まで定める處を見ると國家意志が如何にあらゆる經濟方面に對して、統制をするかと云ふことは言を俟たないのであります。それで今日の國民經濟は國家意志と云ふものに依つて總て統制されて居るのが國民經濟の特色であります。それが第六期の後期國民經濟であります。

さうして其の次に出來たのが第七期に屬する世界經濟でありまして、是は多數の國民經濟が結合して大なる世界の市場に於て成立つ交通經濟であります。さうして現在ある處の世界經濟は、言はゞ前期世界經濟であり市場世界經濟であつて、世界市場と云ふものは、今日既に出來て居る。其の世界市場の上に成立つ處の交通經濟でありまして、まだ是は世界意志と云ふもので統一されて居りませんが、詰り此の次に來るべきものは第八期の統一世界經濟と云ふものになると云ふのが、之が論理的の順序でありますが、併し實際に統一世界經濟が出來れば今度は統一國民經濟は消滅しなければならぬのです。國民的の統一意志が嚴存して居る間は、世界經濟は市場交通經濟に過ぎない。此の場合世界經濟は市場として成立つて居るが、何故それが獨立の交通經濟と言ひ得るかと言へば、是は私の考への要點になります。詰り國民經濟と云ふものは國家意志と云ふものが支配をして居る、世界經濟の方は只だ自然の力で出來て居る。だから一方では世界經濟の方は只だ自然に國民經濟が結合をして居るに過ぎないものであります。そこで國民經濟の範圍は一國民であるけれども、國家意志と云ふものに依つて獨立

して居るものであります。であるから世界經濟の方は世界を範圍として居るけれども今方は自然の力で出来て居るのでありますから、自然の力は國家の力よりも別の働きをするものであります。それは後に申します。

兎に角今迄申上げた經濟發達の階級を繰り返して申しますと八期になりまして、さうして一、三、五、七と採り、此の奇數の方に當つて居る所の交通經濟、即ち原始經濟、村落經濟、市場國民經濟並に市場世界經濟の特色は、聯關流通の組織が主となつて各箇の經濟生活者を結合して居ります。然るに二、四、六、八と云ふ偶數の番號に當る處の交通經濟は、氏族經濟、都市經濟、統一國民經濟、それから今後出来るかも知れない所の統一世界經濟は協力集中の組織が主となつて各箇の經濟生活を結合すると云ふ特色を有つて居ります。つまり奇數の方は流通であるに對して、偶數の方は協同であります。猶それから奇數の方は遠心的に範圍を擴めて行く方が特色になりまして、それから偶數の方は求心的に内容を充たし行く方が特色になつて居ります。今日の國民經濟は求心的に集中協力する方面が強くなつて居ります。之が統一國民經濟の特色で、さつき言ひましたやうに世界戰爭に於て諸國が生産も消費も交易もあらゆるものに就て、國民が一個の人格者であるやうに總ての方面を統一して外國に對しては一人の如く動いて居たと云ふことは、明に此の集中協力の組織を示し居る譯であります。

さうして是等の發達階段の關係を申しますと、第一の原始經濟から第二の氏族經濟が生じて來ます時には、まだ第一の組織は幾分は残つて居ります。それから第三の村落經濟から第四の都市經濟に移りましても、まだ村落經濟組織が幾分は残つて居ります。それから第五の市場國民經濟から第六の統一國民經濟に移りましてもまだ第五の組織が残留して居ります。さう云ふ風に前のものを少しづつ残します。それからもう一つの各階段の聯絡を言ひますと云ふと、第一第二と續きまして、それから第三が出來ますと、第一が消滅し、段々と第五が出來ます

と第三が消滅し、第七が完成するに従つて第五の組織が消滅して行きます。偶數の方でも第四が出来て第二が消滅し、第六が出来て第四が消滅します。第八の統一世界經濟は出来て居ないから第六の統一國民經濟は依然として存立して居ます。統一國民經濟が無くなるのは統一世界經濟が出来た時であります。所が八期の統一世界經濟は出来るか否かさへ不明です。今は第七期の市場世界經濟が、只だ自然的に出来て居る流通組織を主とし、同時に集中協力組織の國民經濟と並び立つて居るのであります。

多くの經濟學者が世界經濟を否認しますのは、國民經濟と云ふものが儼として存在する限りは、世界經濟と云ふものが其の上に出来ると云ふことは有り得ないと見て反對して居ります。所が國民經濟の上に出来るのは、それは統一世界經濟であります。其は世界一統の社會なり、國家なりが出来た後の事である。吾々が今出来て居ると云ふのは、國民經濟の上に立つて是等を攝取し終つた交通經濟ではなく、統一國民經濟と相並んで居る市場世界經濟を指すのである。只だ自然力に依つて世界のあらゆる地域に亘りて財の需要提供が行はるゝ交通の系統及秩序を意味するのであります。だから國民經濟が儼として存立しても、世界經濟が存在する餘地が十分にある譯であります。

さう云ふやうに交通經濟の發達階段は變遷して來ましたが、それならば世界經濟と云ふものは、一體何う云ふやうな過程を踏んで出来たものであるか、世界經濟の内容をお話する以前に、世界經濟の出来て來た経路を説明することが、世界經濟の内容を示すのに非常に都合が好いのであります。世界經濟の成立ちに就てはこう云ふ過程があります。一番初めに各國民經濟は孤立の状態にあつた。日本の徳川時代の如き、三百年間鎖國になつて居た。

歐羅巴に於ては昔から可成國民間の交通が行はれて居りますけれども、ずつと昔の交通は斷片的に間歇的に行は

れて、決して系統的に繼續的に一定の秩序を以て行はれては居なかつた。國民間の交通が規則的に系統的に、秩序的に行はれて來たのは、寧ろ近代のことであります。

それから其の次に各國民經濟の渉外交通の發展が起つて來ました。此の渉外交通の態度を申しますと、初めには政府が國民の對外交通を放任して居ります。所が今度は政治上危險を感じて來ますと、外國との交通を制限し又は禁止する。次て又外國と交通しなければ十分經濟上の目的は達せられないことを知ると、進んで交通を自由となし之を保護さへするやうになる。今度は又國民と國民との自由に交通の態度を見ますとこれも段々變つて來ます。最初は外國人を敵として取扱ひ或は殺し或は奴隸とする。其の次に外國人を卑賤視して貢賦を課し、其次には外國人も内國人も同じやうに平等の取扱をするまでに變つて來ます。又對外交通の方式に於ても初めは物と交換であり次には貨幣を以つてやる。後になれば各國共通の貨幣として金貨を用ひ非常に交通が便利になり發展し信用交通も起つて來る。それから又交通の事項から言ひましても、初めは貿易だけである。それから移住が起る、對外投資が起るやうに、段々對外交通事項が増して來る。それから經濟交通の範圍から言ひましても、大體四段に變遷をして居りまして、最初は歐羅巴諸國だけであります。第二期は「コロンブス」の亞米利加發見、「バスコダガヤ」の東洋航路發見以後は歐羅巴と東洋諸國及「アメリカ」との交通が加つて來ます、併し此はまだ歐羅巴經濟の延長に過ぎません。それから第三期になりますと、亞米利加諸國が獨立しまして、今度は歐羅巴系統が歐米系統に變つて來ます。第四期に於て支那は南京條約に由つて、初めて歐米系統に這入り、日本は安政條約に於て歐米系統に這入ります。此の第四期に至りて最後に日本の安政五年の條約を以て世界の主要なる國民が皆な相互交通の關係に参加し、其處に交通の系統なり、秩序なりが、總て出來上つて各國の對外交通を一つの組

織に結合した所の新しい經濟關係が出来るのであります。それが即ち國際經濟であります。

國際經濟は各國民經濟の對外交通の發展が一定の系統及秩序を形成するに及んで成立する。此の國際經濟が出来ますと云ふと、今度はそれに對して各國の國內經濟の分立が認めらる。國民經濟と言へば内に在る方面と外に對する方面とを一緒にしたものであつて此の内外の關係は極めて密着して居る。そこで國際經濟が成立せる後は此の國際經濟を通じて各國國內經濟が互に聯結されて來るのであります。此を各國內經濟の國際的聯結と云ふ。例へば日米關係で申しますと云ふと、日米間の生糸貿易は國際經濟事件である。此の事件の兩端に於て、日本には養蠶及製糸業があり、亞米利加では絹織物業があつて、一の國際事件が二國の國內事件を聯結するのである。大正九年に生糸の相場が非常に下がりまして、其の爲に日本の生糸産業は大打撃を受け、養蠶に及び農村に於ては一般に收入が減りまして困つたのであります。何故生糸の相場が下がつたかと云ふに、亞米利加にて生糸の需要が減つたからである。その減つたと云ふのは、戰後に於て亞米利加の各銀行が戰後に於ける放漫的の企業を防止し警戒する爲に資金の貸出を制限したからである。是は日本と全く正反對であります。假令一時何んなに銀行が儲かつて後難を恐れて銀行は貸出を非常に警戒しました。所が日本の生糸を買入れて、絹織物業を行つて居る者は大規模よりも小規模で行つて居る者が多いのであります。其の資金は銀行から受けて行つて居るのであるが、それ等の織物業者が、資金の融通に苦んで破産又は休業するものが多く出た。其が我國に對する生糸需要の減退となつた。亞米利加の銀行の貸出政策の變化が生糸貿易を通じて日本の農村收入を減らすと云ふことは、銀行の方で何にも考へてやつたことではない。然るに亞米利加の國內事件が、日本の國內事件と離れることの出来ない關係を結んで居ります。恁う云ふのが國內經濟の國際的聯結と云ふのであります。

是國際經濟が出來ますと云ふと、國內經濟が國際的に聯結されて來る。斯かる國際經濟と國內經濟の國際的聯結とによりて國民經濟が結合されます。之を稱して私は國際經濟方面と名附けて居るのであります。

次に以上のものと對立して異つた別の交通關係が起つて來ます。其はまづ世界に於ける各個經濟の相互交通の發展であります。是は國民經濟として、外に對して行るのではなくして、甲とか乙とかと云ふ個人々々が、他の國の個人と交通するのであります。是は何うして起るかと云ふと、世界の交通機關が發達して來まして、何處の國の人とも交通が出來、旅行が出来るようになりますと云ふと、世界に於けるあらゆる地方に於ける人々の間に於て、國民としてではなくたゞ個人として交易や投資や移住などの交通が起つて來るのであります。是は詰り一般人類の社交性に基いて、國民とか民族とか云ふ區別を置かないで交通するのである。此等の交通が發展して一定の系統及秩序を具ふるに至るときは、其處に萬民經濟の成立を見るのであります。之が成立ちますと、今度は萬民經濟に引連られて各國民經濟が接觸する。之を各國民經濟の萬民的關聯と名づけます。各國の資本家が大きな結合をなすとか、勞働者の同盟運動が起るとか云ふことは、萬民經濟の事件であります。

此の勞働者の運動は「インターナショナル」と云はれますが、私の言葉で言ふとあれは「コスモポリタン」であります。「ネーション」と「ネーション」と結合して行くのでなくして、只だ勞働者としての同盟を行つて行くのであります。とにかく萬民經濟が生じますと、自然に國民經濟を其の方向から關聯させます。此等の交通關係を私は萬民經濟方面と名附けるのであります。

此處まで段々と進んで來まして、此の國際經濟方面と萬民經濟方面と、此の二つの經濟交通が結合されるに至りて茲に始めて世界經濟なるものが成立することになります。世界經濟の成立は國民經濟の對外交通からあれだ

けの過程を経て來るのであります。さうして念の爲に申しますが、此の國際經濟方面と萬民經濟方面と云ふものは、別々に世界に成立ちて、さうして其の二つが俄に或原因によつて併合すると云ふ譯では決してないのであります。詰り世界に於ける經濟交通が國際方面と萬民方面との二通りの方向に現はれ、それが二つ重なつたものが世界經濟となるのであります。

世界經濟の構成内容は何でありますかと云ふと、今申しました國際經濟方面と萬民經濟方面との二つから成立つて居るのでありますが、此の世界經濟の特色とするのは自然經濟たる點にあります。即ち此の交通經濟が自然的に出來て居るものであつて、一つの團體意志に依つて統制され結束されて居るものでないと云ふのが、之が世界經濟の特色であります。國民經濟になりますと國家意志が國民經濟其ものゝ保存及繁榮を計らふとし、斯く思慮し且つ實行して居ります。尤も其の國家の意志の統制にも箇人の生活の保障をしない個人主義の經濟組織と此の生活の保障をする社會主義の經濟組織との大別がありますが、孰れの主義であつても國家意志と云ふのがあつて、左か右かと云ふことを國家が定めるのであります。個人主義にするか社會主義にするかと云ふことの前に、如何にして國家意志を健全にするかと云ふことが先決問題である。國家意志が最も健全になれば經濟組織も時代相應な健全なものに改造され得る。孰れにしても國家意志に依りて統制され、意志的自立の存在を示すと云ふ點が國民經濟の特質である。所が世界經濟の方は全く自然の力に依存する。其が世界經濟の特質であります。其處で強いものが勝つのであります。英吉利とか亞米利加とかの強大なる資本國でありますと、劣勢國民に對し自己等の利益を擴張して行くのであります。將來は優勝劣敗の自然法則が正義の意志法則に代り、各國民の共存共榮を計るやうにならなければならぬ。今の所では國民經濟の意志的努力によつて世界經濟の自然法則を吾々の生活

に有利なるやうに導いて行かなければならぬ。併し自然法則であるから一二の國民經濟だけではいかに努力しても全然世界經濟の趨向を吾々の勝手次第に左右することは出来ない。自然の動き方を知ると云ふことによりて或限度まで我々の立場を有利にすることが出来るのである。

世界經濟を純學問的に研究して其の中に種々の法則を考へ出し、それに依つて吾々の方針を定める材料又は參考にすると云ふ意味に於て世界經濟の研究は決して忽にすることが出来ないであります。（終）

八 經濟と道德との關係及び合致

(大正十四年十二月十三日講演)

京都帝國大學教授
法學博士

田 島

錦 治

此の經濟と道德との關係及び一致といふことは大問題であつて、一日や二日で講し了るべきものではないが、不肖自から揣らす茲に一時間か二時間の短時間をして、其大要又は一部分を講ずることと致します。其稍や詳細の點は拙著「經濟と道德」及び「勞賃と利潤」と題する二書に在るから、有志の方は參照ありたし。

叔道德とは人として行ふべきの道、人として具ふべきの徳を總稱する。又經濟とは人か財物を獲得し利用して其生存發達を遂ぐる事を謂ふ。されば道德は善を目的とし、經濟は利を目的とする。此二者の關係の密接なることは、之を織物に譬へれば、道德は經(タテイト)の如く、經濟は緯(ヨコイト)の如く、之を人に喩へれば一は精神の如く、他は肉體の如くである。之を要するに道德は本であつて、經濟は末である。然るに現今經濟を論ずる者は多くは道德を度外に措き、而して經濟の事を行ふ人は往々道德を無視し、又は之に背反する。蓋し彼等は道德と經濟の關係の密接なるを悟らず、利と善とは畢竟合致するの大眞理を知らざる者である。

抑も人の行爲は道德的であつて、同時に經濟的であるべきものが多い。道德的行爲は善を目的とし、經濟的行爲は利を目的とする。例へば父母を奉養するは道德的行爲であり、耕耨を力むるは經濟的行爲である。耕耨を力めて嘉穀を收め、之を以て父母を奉養するときは、善は利と合して、道德的行爲と經濟的行爲とは相融合する。

然れども皮相の見に従へば善は必ずしも常に利と合せず、道德的行爲と經濟的行爲とは往々背馳すること有るが如く思はるる場合が有る。善人にして貧窶に一生を送り、不義にして富み且壽なる者、古今其例に乏しからぬ。

然れども余思ふに善に大善あり小善あり、利に大利あり小利あり。道德並に經濟の極致は小善を進めて大善となし、小利を進めて大利と爲すに在る。而して大善と大利とは必ず一致すべきものである。語を換へて言へば、大なる經濟は大なる道德と一致する。蓋し小善は多くは小利と一致すべきも、時として然らざることあり。而して小善は大利と矛盾し、大善は小利と衝突するは常に免かれざる所である。これ皮相の論者が乃ち説を爲して「道德的行爲と經濟的行爲とは必ずしも常に一致せず」と謂ふ所以である。

扨何故小善は大利と矛盾するかといふに、例へば路上に食を乞ふ者あらんに、之に食を與ふは小善である。農民をして皆豐年の時に貯蓄し、凶歲に遭ふも彼等をして皆飢餓を免かれしむるは、是れ大利である。大利を謀る者は往々小善を顧みない、而して知らざる者は其不仁を譏ること有るべし。次に何故小利は大善と衝突するかといふに。例へば米商が凶歲を豫想して、米の買占を爲し、米價を暴騰せしめて暴利を得たる場合に、一人暴利を得て衆民は困窮し、困窮の餘り罪を犯し刑に觸れる者多き事あらん。故に社會の大善を謀る者は往々少數者の小利を壓抑することあるなり。

以上述べたる所にて善は利と一致し、道德と經濟とは決して矛盾衝突する者に非ざるの理は明かなりと信ずる。以下經濟行爲の各項に就て更に此理を説明する。

經濟行爲を大別すれば財貨の生産、交易、分配及び消費の四となる。財貨の生産とは財貨を作り出すこと、詳言すれば財貨の吾人の欲望を充たし得べき性質即ち効用を新に作り出し又は之を増加することをいふ。財貨の交

易とは各人が其生産し又は所有する財貨を交互に授與して有無相通し長短相助くる妙用を發揮するをいふ。財貨の分配とは財貨の生産に協力したる人々即ち地主資本主勞働者企業者が生産物又は其價值を彼等の間に分割することをいふ。詳言すれば地主は地代を得、資本家は利子を得、勞働者は勞賃を得、企業者は利潤を得ることをいふ。財貨の消費とは、斯くの如く生産せられ、交易せられ、又は分配せられたる財貨を結局各人が使用消費して財貨の効用を享受することをいふ。財貨に有形なると無形なるとあり。例へば衣服食物住宅及び工場機械道路鐵道橋梁運河等は有形財貨であり、學者醫師辯護士音樂家郵便配達人下女下男等の對人勤勞は無形財貨である。從て財貨の生産及び消費にも有形的と無形的との區別がある。例へば學者が講義を爲し醫者が診察するは講義又は診察なる無形財貨の生産であり、學生が講義を聽き、病人が診察を受くるは無形財貨の消費である。即ち生産とは財貨の効用を作り出すことで、消費とは財貨の効用を享受することである。

財貨の交易及び分配にも亦有形的と無形的と有るは必然の結果である。即ち交易には有形財貨相互の交易の外に有形財貨と無形財貨との交易があり、又無形財貨相互の交易が有る。勿論交易は貨幣の媒介あるを普通とする。例へば農夫が米を賣りて貨幣を得、其貨幣を投じて更に布を買ひたる時は是れ即ち有形財貨相互(米と布)の交易である。醫師が診察を爲して診察料を得、此料金を以て書籍を買ひたるときは即ち無形財と有形財(診察と書籍)との交易である。英語學者と獨逸語學者とが互に交換教授を爲したる場合は即ち無形財相互の交易である。又例へば下女が其得たる給料を以て觀劇に費やしたるときも亦同じく無形財相互(下女の勤勞と俳優の勤勞)の交易である。斯の如く生産又は交易に由りて吾人の所有となり又は享受し得る狀態に在る有形並に無形の財貨は、吾人に分配せられたるものと考へられ得る。此分配せられたる有形並に無形財貨の總額を名けて所得といふ。所得は

通常貨幣に計算せられて居るけれど、實は貨幣にて購買し得べき衣食住其他一切の有形無形の財貨を總稱する。

以上述べたる如く吾人の經濟行爲は有形及び無形財貨の生産[○]・交易[○]・分配[○]及び消費[○]の四に大別するを得、而して此四つの者に就て考察するに何れも道德行爲と密接なる關係を有ち、且之と合致すべきものである。若し合致せぬ場合あらばそれは謬れるか又は不完全なる經濟行爲である。故に斯の如き場合あらば之を矯正するが各人の義務であり、又國家の經濟政策又は社會政策の任務である。余は本講義に於ては此四經濟行爲の各項に就て詳説するの時間を有せぬ故に以下主として財貨の生産の方面のみに就て説明する。併し乍ら極めて簡単に交易分配消費等の經濟行爲が道德行爲と一致すべき要點を左の如く述べる。

財貨の交易は當事者雙方を利益する。是れ大善と大利の一致を意味し、小は個人個人の賣買行爲より大は國際貿易に及ぶべきものである。若し一方の利は他方の損となる如き場合あらば、これは謬れるか又は不完全なる交易である。

財貨の分配は衡平なるべし。現時の社會に於て地主の得る地代、資本主の得る利子、勞働者の得る勞賃、及び企業者の得る利潤は往々衡平の原則に違反する如き事態を生ずるは畢竟此等各階級間に於ける經濟及び道德の思想が偏頗狹隘なるに起因することが多い。此思想が進み、謂ゆる小善小利を進めて大善大利を爲さんことに留意し、彼等協同の精神と努力とに基づける經濟政策社會政策が其完全なる實行を見るに至らば、彼の忌はしき階級鬭争の如き社會的疾患は快愈するであらう。

財貨の消費に關しては多言を要せぬ。奢侈を慎むこと、節約貯蓄を勵むこと。此二行爲が如何に道德的で且經濟的であるかは人の皆熟く知る所である。猶ほ以上の諸點に關しては拙著「勞賃と利潤」「經濟と道德」に稍詳細に

説明してある。

擬財貨の交易分配及び消費の三項に就ては前述の異説に止め、これより財貨の生産に就て經濟と道德との一致を稍詳かに説かうと思ふ。

凡そ財貨の生産には自然勞力及び資本の三を必要とする。故に此等を生産の三要素といふ。自然とは吾人を覆載する天地の謂にて、土地の廣袤、包容、性質は勿論日光日溫水空氣等一切の自然力自然原料を總稱する。勞力とは人の精神的並びに肉體活動にして財貨の生産に向けらるるものを謂ふ。資本は元來人力を自然に加へて生産せられたる財貨であつて、更に他の生産に役立つものを謂ひ、約言すれば生産せられたる物にして生産方便たる物を謂ふ。例へば開墾せられたる土地、工場、機械、道路、鐵道、港、運河、粗生原料、耕作運搬用の牛馬、肥料、種子等は資本である。

擬肉體的勞力の財貨の生産に必要なは勿論であるが、精神的勞力が更に必要なるは社會主義者等の常に看過する所である。精神的勞力の中にも特に重要なものは、發明發見及び篤學者の不斷の研究である。猶ほ學者の研究を實際に應用し、發明發見を財貨の生産に適用する實業家即ち企業者の仕事も亦重要な精神的勞力といふべきである。故に廣く勞力といへば企業者の仕事をも含むのであるが、晩近の經濟社會に於ては企業者は資本主及び勞働者より分化して一の生産階級を成して居る。即ち企業とは生産の三要素を適當に結合するを謂ひ、企業者とは企業を爲す人を謂ふ。詳説すれば企業業者とは或る財貨を生産せんと計畫し、これに要する土地資本は自己の有するもののみにて足らざる場合(勿論此場合多しとす)に他人の土地及び資本を借り入れ、勞働者を雇ひ入れ、斯くの如く生産の三要素を自己の支配下に結合して、生産を爲し、生産したる財貨を賣りて、其得たる金より地代利子勞

賃を支拂ひて、若し餘剰即ち利潤あらば之を自己の所得と爲す人をいふ。而して此企業に伴ふ危險は企業者全然之を負擔する。此危險に二種あり、一を技術的危險といひ、即ち物品が始めに計畫せられたる様に出来るか否やに關し。二を經濟的危險といひ、物品が始めの計畫通り出來上りたる場合に、それが損失なく賣れるか否やに關する。企業者は此等の危險を負擔しつつ、生産三要素を適宜に結合して生産事業を計畫し及び施行する。

前述の如く、現時の産業界に於ては土地資本勞力の三要素及び此等を結合せしむる企業なる行爲あり、從て生産協力者が地主資本主労働者企業者の四階級に分たれるのである。固より一人にて二資格以上又はすべてを兼ねる場合も有るが、實際上及び學理上前述の如き四階級の區別を立つことが正當で且便利である。而して此四階級は互に相倚り相助けて生産の効果を全ふして居る。且此四階級の内部にも多種多様な分業が行はれて、而かも分業の行はるる所必ず協力の存する所である。蓋し幼稚なる經濟社會に於ては前掲の如き階級の分化もまだ無く、分業も至て粗なりしが、社會の進歩經濟の興起と共に地主資本主より企業者は分化し、精神的並に肉體的各種の勞力は益々細密なる分業を成すに至り。此等の間の協力は益々生産を多大にし、國富を増進せしめ、一般の利福を伸張した。是れ即ち經濟上の大利にして之と一致すべき道德上の大善の在る所である。吾人は經濟上の大利に當面しては、必ず道德上の大善を之と一致せしむべく覺悟せねばならぬ。然らば如何に之を覺悟するかといふに大要下の如くであらねばならぬ。

生産には自然、勞力、資本及び企業の四を必要とする。故に吾人は第一に自然の恩恵を感じて、之に報ゆることを心懸けねばならぬ。自然の恩に報ゆるとは、天物を暴殄することなく、自然の與ふる力や原料や場所や時を適當に保存し、完全に利用することである。例へば山林を濫し伐、礦物魚介を濫掘濫獲して、天然の富源を涸渇せ

しむるが如きは不道德にして且不經濟なる行爲である。自然を利用する爲には勿論勞力と資本を投ぜねばならぬ。故に資本を有する人は自然の恩を感ずると同時に勞力の恩を感じて之に報ゆるを思ひ、勞力を施す人は自然と共に資本の恩を感じて且之に報ゆることを心掛けねばならぬ。而して此三要素は企業の働に困りて生産力を發揮するものであるから地主資本主勞働者は企業者の恩を感じて之に報ゆる所なかるべからず。企業者たる人も亦地主資本主勞働者の恩を感じて之に報ゆべきは當然である。それ斯の如く社會の各階級が互に感恩報德の精神を持ちて生産事業に協力せば財貨の生産は其分量並に性質に於て増加し、從て財貨の交易も敏活圓滿となり、其分配も自から衡平の主義に合することとなり、其消費も亦適當なるを得べきは毫も疑を容れざる所である。猶茲に牢記して忘るべからざる一事がある、それは財貨の生産並に交易分配消費の上に就て國家の重要な任務である。國家社會を組織する吾人は其祖先より吾に至り、吾より子孫に至るまで絶えず國家の恩を受くる。國家なくしては吾人の經濟生活は到底達し得られない。單に財貨の生産に就て見るも、第一生産の原始的要素なる自然又は土地は我國家の領土であり、絶えず國家權力の庇護を受けて居る。其他の生産要素たる勞力及び資本の如き又企業の如きも、國家の教育防護及び獎勵の下に於て、始めて其機能を發揮するを得るのである。試みに見よ如何に文明國の勞働者の勞働能力が未開國のそれより卓越するかを。これ國家が普通並びに専門教育の設備を完全にし、勞働保護の法規を勵行するが爲に非ずや。精神的勞働に屬する學者の研究及び發明者發見者の勤勞の如きは往々無智無學なる民衆の迫害を受けたる例が無いでは無いが、概して國家の直接又は間接の庇護を受けることは通常である。資本主が安全に且有利に資本を其好む所の事業に投資して、其富を増殖するを得、又企業者が企業を自由を確保せられて其手腕を伸ぶるを得ることは、國家の恩恵に頼ること多大である。特に我國の如き開闢以

來萬世一系の皇室を戴き、有史以來數千年列聖の愛護を載き、未だ嘗て外敵の侵畧を蒙らず、又外邦に絶えず繰返さるる如き革命の慘禍を見たることなく、國民の其國家より受くる恩惠の深く且大なるは余の辯を待たざる所である。我國民たるもの深く此鴻恩を思ひて之に報ゆることを力めねばならぬ。之を報ゆるの道如何ん。他なし能く國憲を守り、國法に遵い、忠孝の道を踐み、勤儉力行、各其職務に精勵して、能く各自の經濟的行爲をして道德的行爲と一致せしむるに在るのである。國民が能く納税の義務を盡し、餘財ある人は公益事業に寄附するを吝まざるか如きも亦國家に報恩する道である。

以上述べたる所を總括すれば國民の各階級は互に感恩報德すべきのみならず、自然の恩、先覺の恩を感じて之を報ゆる所なかるべからず、而して此自然は國家の領土として保持する所に屬し、又吾人の先覺者は國家の扶掖育成したる人々にして、且吾人も歷代國家の保護を受くる者なれば、吾人はすべて國家の恩を感じて之に報ゆる所無くてはならない。而して感恩報德の道は經濟行爲をして道德行爲に一致せしむるに外は無い。畢竟真正の經濟行爲は道德行爲に一致すべきものである。即ち大利は大善と一致するものである。

最後に一言附加ふべき事がある、それは社會主義の説の大に謬れる點である。ラッサルやマルクスの流を酌む輩は勞力を以て唯一なる生産要素とする。甚しきは肉體的勞働のみを重視して、學者や、發明者發見者や、企業者等の精神的勞力を度外に措くのみならず、地主資本主企業者を一括して有産者とし、資本家と呼び、不生産者と嘲けり、勞働者を生産者にして而かも無産者なりと思考し、資本家即ち有産者階級と勞働者即ち無産者階級との二階級間に不斷の階級争ありと論じ、且危激陰險なる言論及び運動を連發して、此鬭争を故意に煽動せんことを勉むる。實に此輩の説は第一自然の恩惠を忘却し、第二社會階級が猶ほ多岐に分れて互に分業し協力して、互

に感恩報恩の關係に在るものなるの明白なる事實及び眞理を浚却し又は曲解して居る。第三社會主義者は國家の何たるを解せず。其恩惠の廣大なるを知らず、甚しきは現在の國家組織を有害無用となし、之を變改せんとするものあり。斯の如きアナーキズムは歷代暴君汚吏の虐政に惱まれたる或野蠻國に於ては或は存立の理由を見るべきも、文明國民特に我國民の如き世界に冠絶する國家を戴く國民に向ては全然排斥すべき邪惡の説である。猶ほ經濟と道德との關係及び合致に就いて述べ度き事多々有るが時間の都合上一先づこれで終りとする。

以上は余が懷德堂に於て舊臘即ち大正十四年十二月十三日午後約一時四十五分間に亘りて演述したる講義を、約五箇月後の今日余の自から筆記したものである。當時懷德堂に筆記者あり、其筆記は二三ヶ月後に余の許に送附あり。之を校閲するに、余の講義の仕方の惡しき爲にや、筆記の誤脱多く、校正は却て困難にて、更に自から稿を起す方が寧ろ容易であると考へた故に、前掲の如く口語體に綴つたのである。されば此文の内容が多少先日口演と異なる所あるは止むを得ない。但し大體の主旨は前後一貫して居るつもりである。讀者之を諒せよ。

大正十五年五月二十日

田 島 錦 治 識す

九、各國の政治組織

(第一回大正十五年四月二十五日講演)

英國の政治組織

京都帝國大學
教授法學士

森 口 繁 治

今日から三回に亘りまして、各國の政治組織を申し上げたいと思ひます。そして本日は其の最初としてイギリスの政治組織をお話したいと考へるのであります。其の次にドイツとフランスの政治組織を申し上げて、最後にアメリカの政治組織と、時間がありましたならばロシアの政治組織をお話申上げて見たいと考へて居ます。蓋しイギリスは現在の立憲的な議會政治の母國であります。今日の議會政治を生んだ國であります。それ故にイギリスの議會政治の理論及び實際は今日各國の議會制度の基いて居る理論であり又實際であります。イギリスの政治の理論及び實際をはなれましては、實は今日各國に行はれて居ります政治組織を十分に理會し、或は其の運用を考へる事が出来ない事になるのであります。例へば今日各國が何故に内閣を有つて居るか、何故に其議會が二院制度を採つて居るか等と云ふ事は、イギリスの政治を十分に理會する事によつて、其の本質を明にする事が出来る譯であります。是れ私が最初にイギリスの政治組織をお話申上げる事に致しました所以であります。

所がイギリスには此のお話を申上げます上に於きましても洵に不便な譯でありますが、他の國のやうに纏つた憲法法典がないのであります。御承知の通り日本には大日本帝國憲法がありますし、アメリカにもアメリカ憲法

がありますし、今日各國はそれ／＼其の國の憲法法典を有つて居るのであります。然るにイギリスには他の國に見るやうな纏まつた憲法法典と云ふものがないのであります。で極めて古く發せられました「大憲章」(マグナカルタ)(一二一五年)であるとか或は「權利請願書」(千六百二十八年)であるとか、或は「權利章典」(千六百八十九年)であるとか、或は「踐祚令」(千七百一年)「合同令」(千七百七年)「大改革法」(千八百三十二年)「議會法」(千九百十一年)「ガバメント、オブ、愛蘭法」(千九百二十二年)と云ふやうな多數の法律によつて、今日のイギリスの憲法の骨組が成立して居ると考へられるのであります。即ち此のマグナカルタを初めと致しまして、最近の「ガバメント、オブ、愛蘭法」に至る迄の種々の法律の中に國家組織の基本に關する重要な規定が存在するのであります。イギリスの憲法とは此等多數の帝國法の中に存在すると考へられるのであります。しかのみならず斯くの如きものゝ外に裁判所の「判決法」或は「普通法」(コンモン、ロー)——イギリスで徐々に發達しました一種の慣習法であります——の中に他の國に於きましては通常憲法の中に規定せられて居ります臣民の權利義務に關する原則が定まつて居るのであります。

尙其の外にイギリスの政治組織の運用の上で最も重要な力を有つて居りますものは、憲政の運用上發達しました其の慣習であります。即ち種々の政治上の習慣であります。此の習慣がイギリスでは最も重要な役目をつとめて居るのであります。例へば、イギリスの君主は、我國の君主と同じやうに法律案に對する裁可權を有つて居るのであります。即ち兩院を通過した所の法律案は君主が之に裁可しなければ法律にならないのであります。君主が裁可の權を有つて居ると云ふ事は、勿論裁可される權利と共に裁可を拒む權利をも有つて居るのであります。併しながら此の法律案の裁可に就きましては慣習がありまして、アン女王が第十八世紀の初めに裁可を拒みま

してから以來、イギリスの君主が兩院を通過した法律案の裁可を拒んだ事は一度もないのであります。故にパジヨットの如きは、イギリスの國王は自分を死刑にすると云ふ法律案に對しても裁可を拒絶する事は出来ないものであると言つて居ります。又内閣がありますが、其の内閣の官制と云ふものはイギリスにはないのであります。故に或る學者はそれを樞密院の委員會に過ぎないと言つて居るのであります。何となれば内閣の閣員は樞密院議員であるからであります。或はそれは議會の委員會に過ぎないと言つて居るのであります。何となれば、それは議會に議席を有つて居る議員の中から選ばれるからであります。何れにしましてもイギリスには内閣と云ふものはありますけれども、内閣と云ふものは官制上地位をもたないのであります。日本では御承知の通り内閣官制と云ふものがありまして、内閣が何人に依つて構成されるか、如何なる權限を行使するかと云ふやうな事柄は、此内閣官制に明瞭に規定してありますが、イギリスにはかゝる内閣官制と云ふやうなものはないのであります。或は又此内閣の中で最も重要な職務を行つて居りますものは内閣總理大臣でありますが、イギリスには其官制上内閣總理大臣と云ふ職務はないのであります。從來多くの場合に内閣總理大臣の職務は事實上大藏總裁が之を行つて居るものである。大藏總裁である者が事實上内閣總理大臣に當る職務を行ふに過ぎないのであります。總理大臣と云ふものの地位が公に認められた事すら極めて近年の事でありま。

斯くの如く致しまして、イギリスに於きましては多くの政治上の組織と云ふのは、長い間かかつて發達致しました所の歴史に基いて居るのであります。故にイギリスの政治組織は歴史をはなれては到底理解する事が出来ないであります。それ故に斯くの如き問題に就きまして比較的平素聞きなれて居られぬかと考へられる方々に、殊に歴史的な込入つたお話を申し上げます事は、頗る倦怠の感を與へざるを得ない結果になるであらうと考へるの

でありますけれども、已むを得ないのでありまして、イギリスの政治組織は主として歴史に基いてお話申上げた
いと考へるのであります。即ち各國の政治組織を十分に理會するには、どうしてもイギリスの政治組織を理會し
なければならぬのでありますが、其のイギリスの政治組織を理會するには、イギリスの歴史をはなれては完全
に理會する方法はないのであります。故に諸君は倦怠の感を催されるかも知れませんが、忍んで此の歴史の話を聞
かれなければならぬのであります。

右のやうな譯でありますからイギリスの今日の政治組織の成立ちを概略歴史的に申上げますと云ふと、次のや
うであります。イギリスの歴史で今日の議會政治に關係のあります第一の時代はサクソン時代であります。此のサ
クソン時代に既に今日のイギリスの議會政治の發達すべき基礎が十分に存在するのであります。蓋しイギリス殊
に其のイングランドの地方には初めケルト人が住んで居たのであります。所が西暦紀元前五十四年に有名なジュ
リヤスシーザーが兵を率ゐてイギリスに侵入致しまして、之を平定したのであります。所がシーザーは之をロー
マの殖民地とはしませんで直ちに引返したのであります。併し約一世紀の後クロデアス帝の時に再びローマ人が
兵を率ひてイギリスに侵入いたしまして之を征服したのであります。而して其の後約四世紀の間英吉利はローマ
の支配下にあつたのであります。但し此の四世紀の間のローマの影響は後の政治には殆どないのでありまして、
約四世紀の後本國の勢力が衰へました爲に、イギリスから其の兵を退けましたが、當時のローマの政治組織或
は政治的な精神の殘物と云ふものは殆ど觀られないのであります。所がローマ人が引はらひますと、直ぐ入代りに
チュートン民族に屬しますアングルス及びサクソンスと云ふ種族がイギリスに渡りまして、先住民族であるケル
ト人を西に追つ拂ひましてイングランドの大部分を占領して了つたのであります。ケルト人は長くローマ人の支

配にありました爲に、兵備を失つて居りましたから一たまりもなく負けて了つて、西の方に退いて了つたのであります。今日のイギリス人は此アングルス及びサクソンスの子孫でありますから、今日イギリス人を一般にアングロサクソン民族であると云ふのであります。

此のアングロサクソンの有つて居ました政治組織が今日世界の文明に非常な影響を與へて居るのであります。先づ此のアングロサクソンの政治を一應お話しなければ今日の政治組織は能く分らないのであります。元來チュートン種族は非常に民主的な制度を一般に有つて居つたやうでありますが、イギリスに侵入致しましたアングルス及びサクソンスも矢張同じやうに頗る民主的な制度を有つて居つたやうであります。即ち此アングロサクソンはイギリスに侵入致しましてから、七つの部落に分れて住んで居つたのであります。然るに紀元七世紀から八世紀に亘りまして、此等の各部落は始終互に戦争をいたしまして、領地を争つたのであります。さうして三つになり遂には二つになり、最後にウエセックスの王様の下にすっかり統一されたのであります。かくて最初には七つの王國がありましたのが、遂に一つの王國になつたのであります。但し前の王國は全く其單位として存在を失つたのではなくして、獨立は失ひましたが、前の他の王様はウエセックスの王様の下に其太守になつたのであります。之が後年封建制度の發達するに當つて其の基礎となつたのであります。即ち各部分は一の地方シャイア一(州)になつた譯であります。

此當時の國の組織が既に民主的でありまして、國會が存在し、王様が政治を行ふが爲には、必ず國會に諮つて政治をしなければならなかつたのであります。此のサクソン國會を「賢人會議」(ウイットン)と云ふのであります。賢人會議は、宮廷の重臣大官、各州の太守、大貴族、僧正、大僧正と云ふやうな人々から構成せられ、法律

の制定は勿論、課税であるとか、或は宣戰講和であるとか云ふやうなものに對しましては、常に此のウィツタンに諮詢をしたものであります。或は國々の裁判所に就ても是等の人が参加したのであります。國王の選定にも與かつたと云ふのであります。蓋し此の時には長子相續制度が未だ行はれて居らなかつた爲に、世襲の制度はありませんけれども、國王の皇子の中で何人を王位につけるべきかと云ふ事は定まらなかつたのであります。ウィツタンが選定權を有つたのであります。かくの如く國家の總ての作用に對してウィツタンが參與したのでありますから、常に國王を牽制する力を有つて居つた事は言ふ迄もないのであります。即ちそれは純然たる國王の諮問機關に過ぎなかつたのであります。現在の制度で考へますならば、彼の日本の樞密院をお考へになれば分るのであります。樞密院は國王に意見を奉るのでありますけれども、國王は必ずしも其の意見に従はなければならぬ事はないのであります。樞密院に諮問された場合に其意見を奉るに過ぎないのであります。國王はそれを無視してもいい譯であります。此點に顧問會議と議會との間の重要な性質上の區別が存在する譯であります。併し斯くの如き顧問會議が存在して居つたと云ふ事は注目すべき事であります。併もイギリスの議會政治は此制度を基礎として發達したものでありますから、其意味で此顧問會議は一層重要視すべきものであります。然るに當時のイギリスは此國會がありましてそれが重要な地位を占めて居たと云ふ意味で民主的であつたのみならず、其地方制度に於きましてもやはり其政治は頗る民主的に行はれて居たのであります。

其の當時最も小さな單位を爲して居つたのは村であります。之をタン (tun) 或はタウンシップ (township) と云つたのであります。タンと云ふのは土壁でありまして、人家がかたまつて村になつて居る時には、村の周りに土壁を廻らして居つたのであります。それでタンと云つたのであります。此のタンにはムート (moor) 或はモ

ト (note) と云ふ會議があつたのであります。即ち村會があつたのであります。村會には其自由民の中から一人の村長^{マイヤー}を選舉したのであります。此の村會には村の自由民が集つて村政を行つたのであります。村の上にハンドレッド (hundred) と云ふものがあつたのであります。どうしてハンドレッドと云ふのか明白には分りませぬが貴族百人を含む區域であつたらうと云はれるのであります。兎に角村の上にハンドレッドと云ふものがあつたのであります。日本で之を名付けますならば郡とでも名付くべきものでありませう。此の郡にも郡會を有つて居たのでありまして各村から村長と四名の選良とを選んで此郡會に送つたのであります。郡會の職務は主として裁判、警察、共同救助と云ふやうな仕事だつたやうであります。更にハンドレッドの上には州がありまして、其州會にも同様に村長と四人の選良が送られたのであります。さうして司會者と致しましては、州を支配して居ります所の太守、又は代官が之に當つたのであります。或は仕事に依りましては國王によつて任命をせられて居りました所の代官、即ちシェリフ (Sheriff) が議長となり、又は大貴族太守等が議長となると云ふやうにもしたのであります。

斯くの如くに致しまして、地方政治の大部分を自治的に行つて居つたのであります。而して此の地方政治も現在の政治に對し非常に重要な意味を有つて居るのであります。何となれば此の自治政治が今日の英國の自治制度の基礎になつたものであり、又各國の自治制度の模範になつたものだからであります。今日のイギリスの自治制度は名は變りましたが、大體此自治制度に似たものが存在して居るのであります。蓋しノルマン王が英吉利を支配してからはタウンシップはパリシ (Parish) と云ふものになつたのであります。ハンドレッドもなくなりまして、デイスリクト (district) となつたのであります。それからシャイヤーはカウンティ (County) となつたので

あります。併し今日でもイギリスの自治制度と云ふものは大體此サクソン時代の自治制度と大體の輪郭を同ふして居るのであります。即ちサクソン時代の自治制度が幾變遷をして今日英吉利の自治制度になつて居るのであります。そして此自治制度がイギリス人に自治を一般に教へたのであります。人民が人民自ら政治をして行くには如何にして行くべきかと云ふ事は、此の自治制度でイギリス人は練習して行つた譯であります。憲政と云ふのは要するに此の自治政治を大きく行つて居るに外ならぬものであります。地方の自治と同様のことを國家で行つて行くのが憲政であります。町村會或は府縣會で政治を議して行つて居るやうに、議會を通して政治を行ふのが憲政であります。此の自ら政治を行つて行くと云ふ事、即ち自治と云ふ事をイギリス人は、此の地方自治で以て覺えたのであります。故にイギリス人に對して憲政を教へる準備になりましたのが、此の地方制度であると謂はれるのであります。此制度が各國の模範となつたのでありますから、此イギリスの自治制度は今日の政治に對して、非常に重要な地位を有つて居るのであります。それからイギリス人が村から四人の選良を郡會なり州會に送ると云ふ制度には代議制度が明かに現れて居るのであります。是等の制度があつたから十三世紀になつて代議制度が容易に出來たのであります。

斯くの如く致しまして此のサクソン時代の地方制度と云ふものは又重要な意味を有つて居るのであります。要するに今日のイギリスの政治的制度は此のサクソン時代の制度から發達して今日に至つたものであります。だがそれが今日の制度になる爲には勿論ノルマン時代の政治の發達が非常に重要をなして居るのであります。此ノルマン時代以後が憲政發達の第二期であります。

サクソン時代の如何であつたかと云ふ事は今申上げました通りでありますが、サクソンは餘り強くなかつた爲

に一時デンマークの國王に攻められまして、殆ど全部の領地を失つて了つたのであります。デンマークの王様がイギリスの領地を占領したのでありますが、間もなく之を回復したのであります。千〇六十六年になりました從來帝位について居つた所のエドワードと云ふ王様が死んだのであります。然るに其の後繼に就て争が起りまして、其の當時は纏つたフランスにはなつて居りませぬでしたが、今のフランスのノルマンディーと云ふ地方を領有して居りましたノルマンディー公であつたウキリアムと云ふ王様が、自分が正統な相続法から言つて、イギリスの王様であると言つて、イギリスの王位を要求したのであります。イギリスに居ります者は勿論之に反對したのであります。そこでノルマン王は兵を率ゐてイギリスを征服して了つたのであります。然るに其の口實は自分がイギリスの正統なる國王であると言ふにあつたのでありますから、サクソン時代のイギリスの制度を殆ど其のまゝ認めたのであります。認めたものではありますけれども、此のノルマン王が征服してから、從來の政治には多くの影響を蒙つたのであります。殊にノルマン王は封建制度を齎したのでありまして、その結果從來の制度は大影響を受ける事になつたのであります。例へばかの賢人會議がなほ存続したのでありまして、ノルマン王は正統なるイギリスの君主となるが爲めに此の賢人會議をして自分を選舉せしめたのであります。此の賢人會議は其名を變へまして大會議と稱せられる事になりましたが、其の組織は前と略同じでありまして、宮廷の重臣、大貴族、僧正、大僧正、是等の人により組織されました、年三回開いたのであります。後には主として現在イギリス議會の存在して居りますウェストミンスターに開いたのであります。併し此の大會議は前の賢人會議と比較しますと一時著しく其の勢力を失つたのであります。蓋しノルマン王は侵入を致しましてイギリスを征服したのでありますから、莫大なる領地を有つて居つたのであります。それで多くの國費は、自分の收入で以て略支出が出来たのであり

ますから、大會議を開きます時には非常に少かつたのであります。

斯くの如く致しまして大會議は招集せられて居りましたけれども、一時は全く形式的なものになつて了つたのであります。然るに大會議は年に三回しか開かれなかつたのでありますから、平素國王が政治を行ふにあたり其顧問となる爲め別に一個の顧問會が成立いたしました。之を常任顧問會と名附けます。

此の常任顧問會と大會議とが何う云ふ關係にあつたかと云ふ事は、今日も尙學者間に色々問題がありまして、古い問題でありますから明かに決定する事が出来ないであります。此等の人は大會議に屬して居つた所の人々でありますから、通常大會議の一つの委員と考へられて居りますけれども、必ずしも委員會と考へられないやうな點もあるのであります。國王の周圍に居りましたものが顧問をして居つたから、顧問會と云つたのであらうと考へられるのであります。勿論大會議と同じやうに色々な問題に参加するのであります。法律の制定にも與りますし、勅令の發布にも參加致しますし、或は課税の問題にも參加致しますし、色々な問題に参加したのであります。或は國王の裁判に就ても矢張參加したのであります。それで國王の裁判所と云ふ意味で之をキュリア、レジス (Curia Regis) と云つたのです。

現在のイギリスの政治組織は此大會議と常任顧問會とから發達して參つたのであります。そこで今度は如何にして其政治組織が出来上つたかと云ふ話になりますが、是等のものから今日の立憲政治が生れますには二つの方面が考へられるのであります。即ち一つは權力の分立でありまして、是は從來は立法司法行政の全般に亘り國王が其全權を有して居たのでありまして、國王が必要に應じて或は大會議に諮られ、或は常任顧問會に諮られて之を行つて居つたものであります。然るに此時代から以後此等の權力が順次國王の手から離れまして、獨立に別の

機關に依つて行はれると云ふ事になつて參るのであります。もう一つは公私の區別が明になつて來たと云ふことであります。個人としての國王と公人としての國王とが明になつて來るのであります。それで先づ如何にして權力が分立して行つたかと云ふ話から申上げて行かうと思ひます。

其の第一に今日では立法は主として議會が取扱つて居るのである。又豫算に就ての同意或は課税の同意に就て、其の外政府は監督する重要な仕事も議會が之を行つて居るのであります。此議會制度はどうして出來たか、今日のやうな代議制度、即ち議員を選擧すると云ふやうな制度は、どうして出來たかと云ふ事をお話して見たいと思ふのであります。

國會制度は既にサクソン時代から存在しまして、それが大會議になつたのでありますけれども、併し大會議には選舉せられた者は少しも這入つて居らないのであります。然るに今日では議會の重要な一院は選舉された議員によつて組織されて居るのであります。議會に此代議の要素が加つたのは第十三世紀であります。先に申しましたやうに、大會議は一時殆ど其の力を失ひまして、第十一世紀から第十二世紀にかけましては殆ど儀禮的な存在を保つたに過ぎなくなつて了つたのであります。併し第十二世紀の終りになりまして、立法に就て再び其力を回復するやうになつたのであります。所が第十三世紀の初め、ジョンと云ふ國王が國費を更に增收する必要に迫られて、各州から州の代表者として騎士の中から四名の選良を選んで、それを議會に送らしたのであります。是れ此の議會制度の代議的なものになつた初めであります。以前にも州會に選良を送つた事はありますが、國會に代表者が送られた事はないのであります。此の制度は千二百十五年に發せられました大憲章の中に之が認められたのであります。さうして將來王國に一般に行ふ所の法律の制度、それから王國から徵收する租税などは大會議

の諮問を経なければならぬ。又大會議の議員には州の代官を通じて、騎士の中から選ぶ代表者を加へねばならぬと云ふ事を此最初の憲法に認めたのであります。ヘンリー三世と云ふ人がジョンに續いたのであります。此の制度により、騎士の代表者を通じ新に税金を賦課しやうとしたのであります。然るに騎士は此の税金に應じなかつたのであります。そこで國王と騎士との間に戦争が起りまして、遂に國王が負けて了つたのであります。それで騎士の側の最も有力でありましたシモンと云ふ人が國王の攝政になる事になつたのであります。そして此のシモンと云ふ人の名によりまして更に大會議が招集せられました。此の大會議には各州から二名の代表者が招集せられたのであります。尚その上に注意すべきは、代表者の中には州の代表者が加はつたばかりでなしに二十一の都市の代表者が二名宛選出せられたと云ふ事でありまして、之によりまして各部分の代表者が集る事になりまして、代議制度の實が益々加はる事になつたのであります。其後もそれと同じやうな形式で議會は招集せられて居りましたが、千二百九十五年になりましたエドワード一世と云ふ王様が更に議會を招集したのであります。此の議會をイギリス人は模範議會と稱して居るのであります。蓋し此の議會は各階級各方面の代表者を網羅して居るので後の議會のモデルとなつたと云ふ意味であります。エドワード一世は益國家が窮乏をした爲に、從來の代表者の外に即ち國王の代官である者、貴族、僧正、大僧正と云ふ者の外に、更に騎士の代表者、教會の代表者、都市の代表者を加へたのである。さうして是等の人々は三つの部分に分れたのであります。第一の部分は貴族と騎士が屬して居つたのであります。一つの部屋に集つて居つたのでありますけれども、三つの部分に分れたのであります。其一つの部分には貴族と騎士が集つたのであります。即ち侍階級が集つたのであります。第二には僧侶の代表者が集つたのであります。第三には都市の代表者が集つたのであります。此の時には百十の都市の

代表者が集つたのであります。現在の二院制度でなくて三つに分れたのであります。三院制度を採つて居つたのであります。

如何にして三院制度になつたか、何故に斯くの如きものを招集する様になつたかと申しますと云ふと、それは封建制度が生んだものと思ひます。封建制度は日本の封建制度と同じやうに、各部分に大名小名がありまして、或る部分に就ては絶對的な支配權を有つて居るのであります。即ち獨立の支配權を有つて居るのであります。其の支配權に基きまして、大名小名は自分の領地内に於きましては獨立の課稅權を有つて居るのであります。別の言葉で申しますと云ふと、國王は一般的な課稅權を有たないのであります。又一般的な法律を行ふ權利を有たないのであります。故に一般的な或る規定を行ふと思へば各部分に就て各大名小名の同意がなければ行へないのであります。各大名の命令によつて始めて各人に對し其規定が及ぶのであります。さう云ふやうな譯でありますから全國的にやらうと思へば、各大名の同意を得なければならぬのであります。課稅權を有つて居りますのも大名小名でありますから、大名小名が集めたものを更に卷上げるより外ないのであります。

斯くの如くして國費が増加するに従ひまして、到底自己の收入では足らない爲に、各方面の代表者を招集する事になつたのであります。それ故に大名小名即ち武士階級が先づ其被招集者として考へられるのであります。其の次に僧侶階級が考へられるのであります。日本と同じやうに寺領を有つて居るからであります。寺領に就きましては寺が支配權を有つて居る筈であります。一種の大名小名に外ならないからであります。封建貴族に外ならないからであります。第三には都市であります。都市は封建制度の下におきましては、各國に於いて自治權を有つて居るのであります。日本でも多くは自治的に支配して居つたのであります。外國に於ては其傾向が一層著

しく都市は一つの自治市だつたのであります。是等の意味に於て、各部分から代表者が集つたのであります。代表者が集つたのでありますけれども、固より今日のやうに民主的な考へから各個人を基礎とし其の代表者が集つたのではないのであります。招集せられたのは封建的な義務に基いたのであります。なんとすれば國王は此等の都に其封建的な特權―支配權を與へて居るのであります。其代りに國王は是等の者に對しては服従を要求して居るのであります。日本に於きましても八代將軍の時でありませう、石高に應じて一萬石に付いて百石でしたか大名に負擔を課した事があります。其の負擔を課するには固より將軍としては權利に基いたのである。大名としては義務に基いて課せられたのであります。召集する方から言へば權利でありますけれども、召集される方から言へば義務であります。都市に於ては都市と云ふ團體を召集する事が出来ないから、代表者を召集したのであります。故にさつきから申して居りますやうに、紀元十三世紀とか十四世紀とか申して居りましては、此の議會制度と云ふものは非常に古いものとあなた方の頭に響くと思ひますけれども、今日のやうな議會政治と云ふものは頗る新らしいものであります。前の議會制度は代議制度としては現在と全く其性質を異にするものであります。其召集せられたのは全く義務に基いたのであります。従つて此義務はなるべく逃げようと考へて居つたのであります。先づ逃げたのは僧侶であります。僧侶は先づ僧侶會議を有つて居りましたから、僧侶會議で定めればいゝから、自分達は議會に代表者を送る事は御免を蒙ると懇へたのであります。さうして此の僧侶が脱退して了つたのであります。一方大會議には大官と、僧正、大僧正、大貴族が集まると云ふ慣例があつた爲に、其等の者が集りまして貴族院を造る事になつたのであります。即ち素の大會議がそのまゝに貴族院を造る事になつたのであります。さうして此の大會議が貴族院と稱せられる様になつたのであります。さうして新に召集せられました騎士

の代表者と、都市の代表者とが集りまして衆議院を組織する事になつたのであります。即ちそれがハウスオブコモンズ (House of commons) であります。但しコンモンズと云ふのはハウス、オブ、コムニユンス (Commune) であります。市町村の代表者―地方團體の代表者の會議であります。即ち人の代表者でなくして地域の代表であります。即ち選舉區の代表であります。

選舉權は先に申しました通り最初は義務だつたのですが、それが次第に權利と考へられるようになったのであります。その權利は各個人に屬せずして選舉區に屬して居つたのであります。現在の議會と其性質を異にする事は此の點から考へても能く分ると思ふのであります。現在では選舉區と云ふものがありますけれども、選舉權を有つて居ります者は個人であります。例へば我國では二十五に達した者は選舉權を得るのであります。然るに當時のイギリスに於ては人が選舉權を有つて居つたのでなくして、都市及び市町村の選舉區が權利を有つて居つたのであります。先に申しました千八百三十二年の大改革法が行はれます迄は地方團體が選舉權を有つて居つたのであります。其ハウスオブコモンズと云ふのは今申しましたやうにハウスオブコムニユンスでありまして、それは地方團體の代表者が集ると云ふ意味で庶民院ではなかつたのであります。

然るに右の關係から各地方の代表者が集る事になりイギリスの政治が二院制度を採つたと云ふ事は、今日の政治の上に非常に大なる影響を與へ居るのであります。仰も右のやうな代議制度は單にイギリスのみに發生したのではなくして、此の當時に在つては、スペインに於ても、フランスに於ても、ドイツに於ても殆ど時を同うして出來たのであります。が是等のものは第十七世紀前後に於て影を潜めて了つたのであります。然るに獨りイギリスの議會が存続したのは、イギリス人の性質が斯くせしめたのであるが又二院制度を採つたと云ふ事が關係をし

て居るのであります。即ち封建的な貴族の一種である所の騎士が、都市の代表者と共に一院を造つて居つたと云ふ事が、封建制度が毀れたにも拘らず尙其議會が其存在を失はなかつたと云ふ原因であります。

加之此の二院制度は現在各國が二院制度を採る基礎になつたものであります。今日各國が二院制度を採つたと云ふのは、イギリスの眞似をしたと云ふので、此點で矢張重要な意味を有つて居るのであります。戦後多數の國が新に憲法を制定するに當りましてやはり多くは二院制度を採つて居るのであります。現在に於ては二院制度を採つた方がいゝか、尙他の方法を採つた方がいゝかと云ふ事は議論があるのでありますが、尙二院制度を採ると云ふのは、イギリスの議會が今日の各國の議會制度の母となつたからであります。さう云ふ意味に於てイギリスの二院制度と云ふものは、非常に重要な意味を有つて居ると思ふのであります。

議會と云ふものを何う云ふ譯で重視する様になつたか、代議制度が何う云ふ譯で重要視せられる様になつたかと云ふ事に就ては以上説くが如くであります。而して其事は今日の議會の行つて居る機能がなぜ議會に屬したかを併せて説明するのです。今日の議會は課税に就て重要な機能を營んで居りますがそれはもと／＼議會が國王が收入を得るが爲に召集したものであるからであります。歳出、歳入、課税と云ふ等に就て議會が同意權を有つて居ると云ふ事は、つまり議會が如何にして召集せられるやうになつたかと云ふ事を知れば直ちに理解し得られる所であります。立法に就ても同じであります。大名小名等が自主的な支配權を有つて居たから必ず之に諮問をし其同意を得なければならなくなつたのであります。

併し最初立法は貴族院だけに諮問したのであります。第十五世紀になりまして始めて現在と同じやうに上下兩院は法律案を提議し、及び法律案に就て協賛をすると云ふ事になつたのであります。乃ち茲に於て從來顧問會

に過ぎなかつた議會は、現在と同じやうに君主に對する機關になつたのであります。それまでは法律を制定するに當りまして其の法律は國民の意思に依る事はなかつたのであります。君主の意思があれば法律は制定出來たのであります。唯君主が自分で以て法律を作る迄に、一應意見を徴したのに過ぎないのであります。例へば現在大阪に於きまして區を變更すると云ふやうな場合に於ては、市會議員の意見を徴すると云ふ事になつて居るのであります。さうして意見を聴取しなければならぬのであります。假に意見を聴取しないで地方長官が區の變更を行つたならば、其の處分は缺點のある處分であります。けれども有効であります。瑕疵があつて地方長官は惡かつたと思つたならば取消事が出來るのであります。併し取消す迄は有効であるのであります。所が議會の法律の場合はどうなるかと申しますと、假に日本で議會に諮らないで法律を制定して、政府が法律案を作つて天皇の所へ持つて行つて裁可を得て法律になるかと云ふと、絶対に法律にならないのであります。それは議會の協賛の場合に於ては、議會と君主との二つの意思が合して法律になるのであります。斯くの如き協賛權を議會が得たのが第十五世紀であります。斯くの如くして議會は課稅權と法律に對する協賛權を得て了つたのであります。更に議會は政府に對する監督權を得たのであります。監督權の作用は主として大臣彈劾制度と伴つて發達して居るのであります。蓋し貴族院はかの大會議の存続したものとして、國王の裁判所として、裁判權を有つて居ると考へられたのであります。そこで千三百七十六年に始めて貴族院は下院に對して、大臣を上院に告發せしめたのであります。是れ今日の大臣彈劾制度の始めであります。

そこで大臣の不法行爲に對し議會が其責任を問ふ事が出來るようになつたのであります。全く大會議が裁判權を有つて居つたからであります。我國に於ても憲法第五十五條に「國務各大臣は天皇を輔弼して其責に任ず」

と規定して居るのであります。此の規定の主旨は固より茲に存在するのであります。然るに我國に於ては彈劾制度は全くないのであります。如何なる場合に大臣は法律上の責任を負ふか、又大臣が法律上の責任を犯した場合に、どの裁判所が責任を正すか、等に就き何等規定する所がないのでありまして、唯大臣が通常の罪を犯した場合には、それは通常裁判所によつて裁かれるだけであります。だから大臣が憲法違反の行爲をなした場合とか、國を危うしたと云ふ場合に、全く現在の制度に於ては大臣の責任は、彼の不信任決議を以て問ふより仕方がないのであります。不信任決議によつて内閣の責任を問ふのと、裁判上の手段に依つて國務大臣の責任を問ふと云ふ事とは根本的に相違するのであります。不信任決議による問責も本來は勿論其の法律的な大臣彈劾を基礎として發達したものでありますけれども、現在に於ては全く違ふものであります。此の制度の發達を觀、其制度の精神を知る爲めには、更に内閣制度の發達に就て説明する事が必要であります。が何れにしましても代議制度が發達して大臣の責任を問ふと云ふ事になつたのであります。

大體之に依りまして今日の議會と云ふものが如何にして發達したか、又我國の議會の今日行つて居る作用もイギリスの議會と殆ど同じやうなものであります。が、何故こんなものが人間に考へられたかと云ふ事を歴史的に考へて見ましたならば、議會の制度發達の經路が能く分る事と思ふのであります。

ノルマン時代の大會議を基礎として發達して行く權力分立の方面の經過は大體今迄お話ししたやうになるのであります。然るに此の他にもう一つ常任顧問會がありました。今日の政治組織の他の部分は此顧問會を基礎として發達したものであります。蓋し第十二世紀末からは既に申しましたやうに大會議が再び勢力を得まして、主として立法を行ふ様になつたのであります。そこで常任顧問會は裁判作用と、行政作用とを主として行ふことになつ

たのであります。然るに此の中から司法權を取扱ふ所の小委員會が次第に専門の部門として獨立して参りました、茲に司法權が獨立して行つたのであります。即ち常任顧問會の中の司法委員會が裁判所になつて参つたのであります。元來は行政と司法とは同じ機關によつて行はれて居つたのであります、それが時代の經つに従ひまして、次第に専門の裁判官が出来るようになったのであります。

元來イギリスには此の司法權に就きましては二つの源がある事をお考へにならなければならぬのであります。一つは自主的な淵源でありまして、先申しましたやうにタン、或はハンドレッド、或はシャイアーのムートに於てそれぞれ人民が自ら取扱つて居た裁判であります。故にイギリスに於ては訴訟人は裁判官なりと云ふ言葉があるのであります。即ち裁判は裁判官である人民自身でやるのであります。今一つの淵源は國王であります。國王は正義の淵源として裁判權を有つて居ると考へられるのであります。此の二つの制度がイギリスの裁判制度の基礎となつて居るのであります。初めはハンドレッド、シャイアーに於て人民が裁判官でありましたが、第十四世紀になりまして巡廻裁判官を作つたのであります。本來は初めは租税を集めるのが目的だったのであります。其の事件に就きまして官吏と人民との間に争ひが生ずるにつきまして、之を裁斷することとなり、遂に裁判所になつて了つたのであります。之に依つて地方の裁判權も亦國王に移る事になつて、人民はその陪審官になつて了つたのであります。是れ今日の陪審官制度の基礎であります。最初は主として裁判權は人民が有つて居つたものですが、それが國王の役人の手に移るやうになつたのであります。地方に於てはさう云ふ風に巡廻裁判官が裁判するようになり、中央では常任委員會で裁判する事になつたのであります。かくて今日の裁判所の分離と云ふことが起つたのであります。そこで残つた所の顧問會は主として行政權を取扱ふ事になつたのであります。

して、之が樞密院と呼ばれたのであります。樞密院は國王の諮詢機關であります。我國の現在に於ては斯くの如き樞密院と云ふやうなものを置くと云ふ事は全然要らないのであります。全くあれは伊藤公の失策の一つであらうと思ふのであります。伊藤公は一種の三院制度にするつもりで彼の樞密院を置かれたのであります。それはさておき、此の常任顧問會の中の行政部に於て主として國王の行政の諮詢に應じたのでありまして、それが樞密院だったのであります。然るに樞密顧問官が次第に多くなるに従つて、一々その總てを會議に列席せしめると云ふ事は不便になつたのであります。又一々國王の行政上の機微を其總てに知らせることも當を得たものではありません。そこで此の樞密院の中に更に小委員會が出来た譯であります。此の小委員會は樞密院の秘密室で國王と議したのであります。それで此の會議を密室會議と名づけたのであります。是れ今日の内閣制度の起源であります。故に之をカビネットカウンシル (Cabinet council) と云ふのであります。時の人は之を嫌ひましてカバル (Cabal) と云つて居つたのであります。

何故に之が今日の政治に重要な働きを爲す機關になつたかと申しますと、色々な變遷がありますが、一つは政黨の發達と離るべからざる關係を有つて居るのであります。一つは從來は國王の信任をして居る所の人が内閣を組織して居つて、國王の個人的な仕事をして居つたのであります。然るに後に政黨の發達するに及びまして、其の閣員は豫め選舉によつて選ばれた人々であります。故に公に信任せられた人々であります。そこに一つの重要な轉換點がある譯であります。もう一つは本來此の會議では國王と大臣とが政治を議して居つたのであります。然るに千七百十四年迄續いて居つた所のスチュワード王朝が亡びまして、ドイツのハノーヴァ家からジョージ一世と云ふ王様が來たのであります。然るに此の王様は純然たるドイツ人でありまして、イギリスの政治に就

ては殆ど興味を有たなかつたのであります。又英語が全く分らなかつたのであります。故に偶此の會議に列しましても大臣が何を議して居るかさつぱり分らなかつたのであります。故に議長として其の會議に與る事を止めまして、金だけ貰つて唯盲判を押すだけになつたのであります。此子のジョージ二世も同様だつたのであります。ジョージ三世の代になりました再び會議に列しようとしたのでありますけれども露骨な反對を受けて、もはや再び會議に列する事は出来なかつたのであります。ドイツ人がイギリスの王位に即いたと云ふ事が人類の上に非常な影響を與へる事になつたのであります。

今日立憲政治を支へて居ります原則は一つは君主の無責任と云ふ事でありまして、君主が無責任であります爲に單獨でやる事が出来ないであります。必ず内閣の補弼を得なければならぬのであります。其の代り責任は誰が負ふかと云ふと、内閣が負ふのであります。それが立憲政治が行はれる爲めの最も重要な條件であります。國民に其の政策を訴へると云ふ事になりましたので、即ち選舉の時に如何なる人を選ぶかと云ふ事を國民が決定する事が出来る譯であります。その希望するものが政府を組織することに依つて即ち國民多數の希望の政治を行ふ事になる譯であります。之には君主は積極的には臨まれないのであります。内閣で決定した事を總理大臣の手を経まして君主に申上げるのである。其決定がいゝとしたならば、君主は之に裁決を與へる譯であります。君主は能動的な發言權は原則として有たれないのであります。如何になすかと云ふ事を決めるのは大臣であります。そこで始めて國民に據る政治と云ふものが行はれるのである。其の意思を始めて内閣を通じて陛下がそれを手にせられると云ふ事になつて、完全な君民一致の政治が行はれる事になるのであります。

で其の制度の基礎を爲して居るのは所謂内閣責任制度でありまして、又内閣と云ふ特別の機關が君主を輔弼し

て責任を負ふことに依つてそれが行はれるのであります。然るに斯く進みまする關係は偶々一度獨逸人が英吉利の君主となり、英語を知らない爲に右の如き制度が確立したのであります。

次に内閣が斯の如くして君主から獨立して會議を行ふことになると共に、勢ひ其處に議長が必要になつて、内閣總理大臣と云ふものが生じたのであります。是れ内閣總理大臣が官制上存在しない所以であります。内閣自身が樞密院の委員會に外ならなかつたのであります。勿論今日では其内閣は樞密院の委員會とは違ふのであります。樞密顧問官にはなりませんけれども樞密顧問官の中から選ばれるものではないのであります。今日では其關係は反對であります。先づ大臣になるのに形式上顧問官となるのであつて、其内閣總理大臣には政黨の首領が當然に選ばれるやうになつて、今日の政黨内閣が出来たのであります。

最後に君主は自ら總ての事を行はれることは不可能であります。下級の行政事務は他の人に任して置かれても宜い譯であります。此の種の事柄を任されるにも其第一は樞密顧問官の人々に任されたのであります。さうして陸軍省、海軍省、大藏省等と云ふものが出来上つたのであります。

今日英吉利に於て大臣は内閣の閣員として國務大臣でありますと共に各省の長官であります。各省の大臣であります。其の點は我國に於きましても同じであります。我國は國務大臣は殆んど皆各省大臣でありますけれども、内閣總理大臣だけは國務大臣でありますけれども他の官署の大臣ではないのであります。他の大臣は皆一般的な中央行政官廳として其省の長官であります。がそれと同時に他方では國務大臣として行動して居るのであります。此の二つのものは明に違ふのでありまして、國務大臣と云ふのは先き申しましたやうに専ら君主が大權をこれにお授けするところの者であります。恰度君主の屬官に當る働をする者でありますけれども、各省の長官と

しての大臣は自分に屬して居る次官を使つて自ら命令を出し監督して一つの官廳として働いて居るのであります。此の外に純然たる形式上の顧問官が今日英國では存在して居ります。それは日本で言へば前大臣の待遇を受けると云ふ位な所であります。併しそれは形式だけでありまして實際としては政治に與つて居らるのであります。

斯の如く致しまして現在の制度は略々出來上つた譯であります。現在我國に於ける制度は略々同じことであります。只だ我國に於きましては此の外に本當の樞密院と云ふものがある譯であります。さうしてそれが非常なる勢力を有つて居る譯であります。是で大體英吉利の今日の制度が如何にして發達して來たかと云ふことはお解りだらうと思ひます。

それから其の外に公私の別と云ふものが出來たのであります。以前には國家の仕事及び國家の收入と、國王の仕事及び國王の收入との別が全くなかつたのであります。之が次第に分れて參つたのであります。今日のやうに國家の經費と、國王の經費との區別が出來したのは千六百八十九年以後であります。其の以後は君主の私の經費と國家の經費とが分れまして、皇室費は別に議會の協賛を経まして定まる事になつたのであります。今日のイギリス人は一般に君主の權利及權限を凡て特權と稱して居りますけれども、其の君主の特權と稱する中の一つは君主の無責任の權利であるとか、或は君主の特權の稱號を用ゐる權利であるとか、或は特別の人格權を有たれると云ふ事であります。それと例へば條約の締結であるとか、或は勅令の發布であるとか、軍隊の統帥であるとか公の君主として有つて居られる權限とは明に區別せられる事になつて居るのであります。グラッドストンは、イギリスではキング (King) とクラウン (Crown) と云ふ二つの名がありますが、キングと云ふのは私の人として

の君主の名であつて、クラウンと云ふのは、公の仕事をせられる時の名であると云ふやうに言つて居るのであります。即ち公私が全く分れて居るのであります。我國に於ても恐らくは天皇と天皇陛下と云ふ個人とは明に區別されるのであります。さうして天皇陛下が個人として有たれる權利と、天皇が公の機關として行はれて居ります權限とは、明に區別されるのであります。(第一講終)

第二一回

(大正十五年五月十六日講演)

佛國の政治組織

京都帝國大學
教授法學士 森 口 繁 治

此の前の時にはイギリスの政治組織を申し上げましたが、本日はフランスの政治組織を申し上げ様と思ふのであります。

フランスの政治組織は之を大體に申しますならば、イギリスの政治組織と略同じであると言つていゝのであります。即ちイギリスが君主國でありまして議會政治を行つて居りますに對して、フランスは言ふまでもなく共和國でありますけれども、單に君主の代りに大統領があると云ふ點に著しい特色を見出すのみであります、外形的に申しますならば、其の政治組織の大體はイギリスと同様であると云ふ事が出来るのであります。先づ政治の中心になつて居りますのは言ふまでもなく大統領であります。

で大統領はイギリスの皇帝と同じ様に行政府の主腦として、種々の重要な權限を有つて居るのであります。例へばフランス國民を代表致しまして、他の國と條約を締結したり或は外交上の使臣を授受したりしますのは、總て大統領の名に於て爲されるのであります。或は行政府の主腦でありますから、行政官の任免、陸海軍の統帥、法律の執行、恩赦、或は榮典の授與と云ふ様な關係に於きましても、イギリスの皇帝の有つて居ります權限と略同様であります。従つて我國の君主とも略同様の權限を有つて居るのであります。或は議會に對しましても、議會に對する解散權を有つて居るのであります、其の權限は立憲國の君主と略同様であります。立憲國の君主が

無責任であると同様に佛國の大統領も無責任であります。是等は君主國と同様であります。故に一派の學者は、フランスは共和國の形を有ち、君主國の制度を有ち、帝國の精神を有つて居る國であると言ふのであります。形は共和國でありますけれども、制度は立憲君主國の制度であり、其の精神は帝國としての精神を有つて居ると云ふのであります。單に是だけ申しますならば、此の國を詳しく申上げる必要はないかの如く考へられるのであります。だが併し一國の制度と云ふやうなものは、實は骨組からだけは十分に分らないのであります。又それ等の斯くの如き制度がフランスに如何にして採用せられる様になつたかと云ふ事は、今日政治組織を考へます者に取りますして最も重大な教訓を與へるものであります。或は或る一國の政治組織は他の國と同じ政治組織を有つて居りまして、其の國の環境と、其の國の歴史と、其の國の國民精神とによつて色々に運用せられるものであります。従つてそれ等の關係を尙立入つて理解する事は、其の國の政治が如何に行はれるか、又吾々の政治を如何に行ふかと云ふ事を考へる上に於きまして非常に役立つものであると申さねばならないと思ひます。つまり政治組織を見ますものは之を觀察するに就きまして、單に解剖學者であつてはならないのであります。同時に生理學者であり、心理學者でなければならぬ譯であります。全體の構造と其の骨骼が如何になつて居ると云ふだけを知つては、未だ全體を知つたものとは言へないのであります。如何に血行が行はれるか、如何に精神作用が行はれるかと云ふ事を考へまして、始めて其の人が生きた人として如何に活動するかと云ふ事が見られるのであります。此の點に於てフランスは吾々に面白い種々の教訓を與へるものであります。

先に申しました様にフランスは之を一口に申しますならば、イギリスが君主國として行うて居る政治を共和國で行つて居ると云はれると思ひます。併しながらフランスとイギリスとは、精神的に申しまして根本的な相違が

あるのであります。此の前に申上げました様に、今日のイギリスの政治組織と云ふものは十數世紀かゝつて仕上げた政治であります、徐々に築いて行つたものであります。イギリス人はグラクチカルな國民でありまして、譬へて言へば、自分が有つて居る家にしても先づ改め改めして行つて、其の生活に都合のいゝ家に改造して行く國民であります。フランス人は理論の國民であります。論理的に築き上げ様と云ふ國民であります。イギリスの立憲政治は長い間の年限を経まして徐々に形造られたものであります。之に對してフランス人は論理的に革命の爲に一舉にして理想の政治を作らうとしたのであります。此の實際的な國民と、此の理論的な國民とが結局に於て同一の政治組織をもつ事になつた。而してそれが君主國に於ては立憲君主國であり、共和國に於ては議會主義の民主國になつたと云ふ事は非常に意義のあることであると私は考へる者であります。

イギリス人は常に實を採る國民であります。フランス人は名を採る國民であります。内容の充實と云ふよりは形式の完備を喜ぶ國民であります。ナポレオンのロシアを征伐致しました事は何等の實益をも齎さなかつたのでありますけれども、今に至つてもフランス國民は其のナポレオンの鴻業を考へて血を湧き立たせる國民であります。さう云ふ風な點に於きましては、豊臣秀吉の朝鮮征伐に就て血を湧かす所の吾々と能く似て居るのであります。慥か此の前の軍備制限の會議の時に、アメリカに於て行はれました最後の會議の時に成りまして、字句の決定に就て我國が植民地並に解されるやうな字句があつたのであります。我國の加藤全權は憤然として色をなして其の條約を拒まれたと云ふのであります。イギリス人とアメリカ人とは、なぜ日本全權は其の時になつて條約を拒絶したか全く分らなかつたと云ふのであります。其の時に日本の意のある所を知りましたのは、當時のフランスの全權でありましたヴィヴィアニであります。フランス人ならば同じく條約を拒絶せられるであらうと云ふ字

句が挿入してあるのを見て拒絶すると云ふ事を考へたのであります。で其の調停によりまして無事に彼の軍備制限會議が纏つたと云ふエピソードを嘗て私は讀んだ事がありますが、フランスの國民と日本人とはそんな點に於て非常に似た點を有つて居るのであります。其の代り實際的でない點を有つて居る、實を採らないで名を採ると云ふ點が非常にあると考へられるのであります。フランス人は同じ缺陷を有つて居ると考へられるのであります。それでフランス人が今のやうな制度を採用致します迄には随分苦心をして居るのであります。さうして現在のやうな制度を採るに至りましたのは、全く實用的でなく理論一點張の其の態度を會ま捨てたからであります。

現在のフランスの政治組織は、イギリスとは違つて、革命に依つて出來たと云へませう。革命に依りまして從來あつた憲法を破壊し去つたのであります。從來のフランス憲法には今日佛蘭西憲法に見る關係を全く見る事が出來なかつたのであります。例へて申しますならば、今日吾々が立憲政治の特徴であると考へて居りますのは、所謂人民に依る政治であります、民意に依る政治であります。民意に依る政治を行ふ手段は言ふ迄もなく議會であります。此の前に申しました様に佛蘭西にも所謂三民議會は第十四紀から存在したのであります。併しそれは全く封建的制度から出來上つた國王の諮問機關でありまして、封建的制度がなくなつてから減びて了つたのであります。故に人民が意思を表示して人民の意思に依つて政治を行ふ事は、フランスでは全く之を認める事が出來なかつたのであります。或は今日立憲政治の特徴と考へられますのは、法治政治であります。此の法治政治があつて、吾々の自由を認められ、法の前の平等が考へられるのであります。是等の自由及び平等は革命前のフランスには、全く認められなかつたのであります。自由と云ふのはなんでもやつて宜いと云ふのでないのであります。唯吾々が或る許された範圍を有つて居りまして、其の許された範圍内である限り、又法律に依らなければ、吾々が

妄りに逮捕せられたり、監禁せられたり、處罰せられたりする事がない所に吾々の自由が存在するのであります。法律に依つて自由が保證せられるのであります。單に被治者のみでなしに、治者も亦法の下では一樣に取扱はれると云ふ所に、そこに始めて立憲政治があるのであります。以前の專制に依りましては處罰は法に據らずして行はれるものであります。斯くの如き治者と被治者の關係では專制に對して被治者を保護することは出来ないのでありますから、即ち個人の自由と云ふものは完全には保護せられない譯であります。故に法治政治があるためには一方には個人を法を以て保護すると云ふことがある譯であります。他方は其の法に反して人民の權利に對して侵害を爲した場合には、其治者の行爲其の者も亦それ自體が不法の行爲を構成するものとして、治者自體が悪い事になる。此の二つの方面がなければならぬ譯であります。故に我國に於きましても現在の法制に於きましては、人民の權利義務に關する重要な規定は法律を以て規定して居るのであります。殊に吾々の自由に最も密接なる關係のある逮捕處罰と云ふ様な事に就きましては、嚴重なる規定を設けて居るのであります。吾々が假に刑事上の被告になつたと致しましても、吾々を罪に致しますのは、法に掲げたる罪にならなければ吾々は罪とならないのであります。又吾々は假に罪となつた所が、必ず一定の手續に依ることが必要であります。之が刑事訴訟法であります。吾々の自由に影響を與へる犯罪を判定するには一般に刑法に依り、犯罪人として訴追するには刑事訴訟法に據らなければならぬのであります。刑事訴訟法に據らなくて犯罪人として、或は拘引を爲したりする事は出来ないであります。現在では未だ十分に治められる者も治める者も此關係を充分に理解しないやうに見へるのであります。例へば犯罪人の檢舉は刑事訴訟法に據らなければならぬに拘らず、行政執行法に據つてやつて居るのであります。行政執行法は浮浪人であるとか、或は狂人であるとか、或は酒飲であるとかを

保護し、又他の人に危害を加へる虞れがありますから、一定の時間保護を目的として留置されるのであります。併しそれは全く法規の目的が違ふのでありますから、是れに依つて訊問をしたり搜索をしたりする事は出来ないであります。手續を簡單にするが爲に我國に於ては良く此の不法が行はれて居るのであります。此の關係も尙明になつて居らないのであります。法律を一體として如何にすべきかと云ふ事が一般に理解されて居られない爲に、今日の我國の立憲政治は未だ十分に行はれて居らないと考へるのであります。

それは少しく横道に這入つたのでありますが、要するに自由の保護と云ふものが興へられる今日の様な法律と云ふものはないのであります。行政官が勝手に之を破る事の出来る様な法と云ふものはあるにしても、行政官が勝手に破る事の出来ない議會の協賛を以てしなければ出来ない所の、法律と云ふものは有たなかつたのであります。今日の國家は法律の下に吾々の自由が保護せられて居るのであります。

平等の關係も全くなかつたのであります。當時僧侶は全國の約七分の一に亘る土地を有つて居つたと云ふのであります。所が此の七分の一に亘る土地に對しては税金が全くかけられて居らなかつたのであります。貴族も税金は殆ど免れて居つたのであります。大部分の課税は所謂第三階級即ち平民が背負つて居つたのであります。而も徴税方法が請負制度だつたので實際の政府の收入よりも遙に過大なる課税を一般人民は負擔して居つたのであります。然るに權利の方はどうかと云ふと、貴族に全く獨占せられて居つたのであります。買官が盛んに行はれまして、金で買つた官は世襲的に傳へられたのであります。

斯くの如き有様でありましたから、國家は少數の者のためにのみ存在して居つた形でありまして、社會を社會全體のものとして和氣緩々のうちに保持して行くと云ふ事はなかつたのであります。是れフランス人が革命にあ

たり自由平等友愛を唱へた所以であります。社會を總ての人の爲に利益になる様に維持し様と云ふのが友愛であります。吾々の自由を法律によつて保護して、妄りに自由を奪はれない様にしなければならない。と云ふのが自由の要素であります。社會人としてはお互に機會の均等が認められなければならないと云ふ要求は、即ち平等の要求であります。フランス人は此の三つの要求を以てフランス革命を行つたのであります。而して其のフランス革命を行ひました結果、舊制度を破壊したと同時に、最も能く右の要求を満たすやうな政治組織を採らうとしたのであります。蓋し革命と云ふのは、どの革命も同じであります。常に二つの事を豫想して居るのであります。即ち滅ぼさるべき舊制度と、其の舊制度の代りに考へられる新に採らるべき新制度がある譯であります。或は新制度を採つた場合に舊制度の方がいゝとも考へられる場合に、反動革命が起る譯であります。何れにしましても一つの否定で終らずに、否定の裏に必ず肯定がある譯であります。

フランス人は從來の制度を根柢から破壊致しますと同時に、直ちに理論に基いて新しい制度の下に、其の欲する理想を實現し様としたのであります。革命の千七百八十九年に國民集會で以て人權及び公民宣言と云ふものを宣言したのであります。人間が如何なる權利を有つて居るか、又國家の人民として如何なる權利を有つて居るか、と云ふ事を宣言したのであります。之を我國で例へて申しますならば、我國に於きましても憲法の發布は明治二十二年であります。其の憲法の發布に先立つて、其の基礎になるべきものを五箇條の御誓文として、明治維新の際に明治大帝が發せられて居るのであります。それと同じ様にフランスの國民集會は革命後直ちに宣言を發しまして、元來人間は自由である、社會は其の自由である人間が自由を維持せんが爲に造つたのであるから、吾々は自由でなければならない、吾々は法によつて制限せられない限り、總てのことを行ふ權利をもつものであると

云ふやうなことを宣言したのであります。さうして此の主義に従つて千七百九十一年革命後の第一回の憲法を作つたのであります。此の憲法では君主は全く廢せられたのでないものでありまして、彼のルイ十六世が君主の地位を保つたのであります。併し其の君主の地位は言ふまでもなく非常に弱い地位であり、國民から其の地位を授托されたものであると考へられるのであります。アメリカの革命の成功によつて、其の當時のフランスの國民はそれと同じ様なモデルに従つて政治を維持して行つたならば、此の人權を維持し得るものと信じたのであります。又モンテスキューの說を固く信じたのであります。そこで權力分立の說に従つたのでありまして、一院制の議會を作つて、議會の權力と君主の權力とを對立せしめ、兩者を全く別々にして唯單に文書によつてのみ交通が出来る様にしたのであります。併し此の憲法は満足に行はれなかつたのであります。殊にルイ十六世は是等の關係を眺めまして前途に深く絶望を致しました爲に、千七百九十一年の六月の二十日の事でありますが、遂に宮城を逃出して一族と共に去らうとしたのであります。之が爲にいたくフランス國民の感情を悪くしまして、從來は共和國の方がいゝと嘯き交されたに過ぎなかつたのでありましたが、今や公然と共和政治の採用が主張せられる様になりました、遂に千七百九十二年になりました、共和制度を採用する決議をしてつたのであります。此の結果千七百九十三年に純粹な共和國になつたのであります。

此の千七百九十三年の憲法では權力の分立と云ふよりも、寧ろ人民の直接政治と云ふ事が、人民の自由を保持するに有效であると考へたのであります。丁度其の當時フランスの人々を動かした有力なる書物が二つあつたのであります。一つはモンテスキューの「法の精神」であります。一つはルソーの「民約説」であります。モンテスキューの方は人民の自由を保持する方法と致しましては、立法、司法、行政の三權力を分立してお互に牽制せしめ

る事によつて、人民の自由を保護し様と考へたのであります。然るにルソーの方はさうでなくして、人民の自由は人民自身が保持するにある。即ち政治を人民を壓迫する者に委すから人民が壓制せられるのであると云ふ風に考へるのであります。故に最初の憲法が主としてモンテスキューの説に従つたと言ひ得ませう。此の憲法は、人民の直接政治の主義に依つたのでありまして、ルソーの説に従つたと言ひ得ませう。第二回憲法は、が作つた憲法でありまして、即ちデヤコピン憲法と謂はれるものであります。

此の憲法に依れば、法律の制定は議會が之を行ふのであります。けれども、議會は最後の決定權を有つて居らないのであります。更に最後に人民の一般投票に依つて之を決定しなければならぬのであります。又人民は選ばれた議員の中から更に執行委員を選定致しまして、此二十四名の執行委員に行政を行はしめたのであります。此の點は今日のロシヤと能く似た點があるのであります。此の結果どうなつたかと云ふと、全く專制政治になつて了つたのであります。二十四名の執行委員の思ふがまゝの政治となつて了つたのであります。憲法は成立致しましたけれども、實際には憲法は行はれず此の憲法は間もなく全く廢止せられて了つたのであります。

斯くて再び人民は所謂專制政治と云ふものは、人民の直接政治と云ふ中にも存在すると云ふ事が分つたのであります。今少しく專制的でない憲法を作らなければならないと思つたのであります。斯くて出来上つた憲法が千七百九十五年の憲法であります。故に此の千七百九十五年の憲法によりまして、再び權力分立の憲法に歸つたのであります。即ち立法權は元老院と五百人院と稱する二院に屬することゝしたのであります。行政官は五名の執政官に與へたのでありまして、其の執政官は毎年一名宛右の議會に依つて選舉せられる事になつたのであります。而して其の任期を五年としたのであります。但し此の兩者の間には聯絡は全くないのでありまして、行政官

は行政の事は獨立に行ふ事が出来たのであります。即ち行政官が、政府委員として議場に臨んで答辯をしたりする事は全くないのであります。専ら文書によつて交通したものであります。然るに此の憲法によりました結果は矢張此の立法權と行政權との間に衝突ばかりが起つて來たのであります。さうして今度は行政權が全く勝利を占めまして、憲法を無視して政治を行ふ事になつたのであります。千九百九十七年になりましてから、執政官となつて居りました所の有力なる二人の人、即ちシエイエースと云ふ人と——有名なる政治學者であります、坊さんでありますけれども非常に有名な政治學者であります。——ロジエデユコスと云ふ二人の執政官が、ナポレオンをかつぎまして、遂に従來の憲法を破壊して新に憲法を作つたのであります。之をコンシユールの憲法と謂ふのであります。(千七百九十九年)此の憲法では再び三權分立の主義を全く捨てまして一元的な憲法を作つたのであります。勿論議會は存在するのであります、立法議會は三百人の議員から組織されたのであります。だか併し此の立法議會の議員の選舉は人民が直に選舉するのでなくして、單に候補者を選定したのであります。さうして議員の決定は全く三人の總裁官に依つて選定せられたのであります。三人の總裁官の中では殊に第一總裁官が最も勢力を有つたのであります。

斯くの如くに致しまして、此の憲法に於きましては、再び執行官が非常な勢力を有つことになり、殊に三人の總裁官中の第一總裁官であつたナポレオンが非常な勢力を有つことになりまして、千八百四年に遂に此の憲法を破壊して此第一總裁官が皇帝になつたのであります。是れ即ちナポレオンの帝政でありまして、佛蘭西はかくて千八百四年になりまして再び帝政に歸つたのであります。此組織法の下に於ては、議會があり、それが上下院に分れて居りましたが、上院は勅任議員に依つて組織せられて居つたのであります。又下院は被選舉資格が頗る制限

せられて居りまして、議員となるには官吏であるとか、或は高級の軍人であるとか其資格をナポレオンの獨裁政治に都合のいゝやうに大いに制限せられたのであります。で結局フランス人は斯くの如く致しまして、千七百八十九年に革命を起してブルボン家の專制政治の下から自由に立歸つたのであります。結局其の後種々の苦痛を嘗めまして、千八百四年にナポレオンの專制政治を迎へたのであります。即ちブルボン家の專制政治を捨て、ナポレオンの專制政治に歸らんが爲に、其の間苦心慘憺たる革命を行つたと云ふと同じ結果になつて了つたのであります。是等の革命時代の間に種々の憲法の草案も出ましたし、又改革によりまして色々の政治を経験した譯でありましたが、要するに二つの事を彼等は痛切に味つたのであります。即ち第一に此の期間に彼等は三つの專制政治を経験したのであります。第一はブルボン家の專制政治であります。第二は千七百九十三年のデヤコビン黨の專制政治即ち其執行委員の專制政治であります。第三は千八百四年のナポレオンの專制政治であります。即ち彼等は三つの專制政治を経験したのであります。其の原因が何處にあるかと申しますと云ふと、常に立法權と行政權とが一人の手に握られて居るからであります。三權分立でなくして立法權と行政權とが同一の人の手に握られて居るのであります。第二に彼等は權力分立を行つたのでありますが、其結果は權力と權力との間に衝突が起ると云ふことになり、結局失敗に終つて、國家は更に新な憲法を作らねばならなかつたと云ふ點であります。即ち三權分立は各權力をお互に相争はしめる結果になるのであり、其の結果は或は執行權が勝つか、或は立法權が勝つか結局常に國家を害する結果になると云ふ事を知つたのであります。

然らば如何なる方法を探るべきであるか、種々の憲法を試みたが、或る者は權力の分立を行はなかつた爲に失敗した、或る者は權力の分立を行つた爲に失敗した。是等の經驗をしたのであります。千八百十四年に軍隊

の腐敗を原因と致しまして、さしも勝誇つたナポレオンが遂に破れたのであります。其の結果再びブルボン家が再興する事になりました、ルイ十八世がイギリスから歸つて王統を繼ぐ事になつたのであります。是の時に採用致しました主義は、從來の理論に基いた政治を捨てまして、イギリスの立憲政治を入れると云ふのだつたのであります。是れイギリスの立憲政治が大陸諸國に入れられます最初であります。而して此のフランスのルイ十八世の欽定憲法がドイツの各國の模範となつたのであります。さうして主としてドイツの各國の憲法が模範となつて我國の憲法が作られたのであります。白耳義、伊太利、西班牙と云ふやうな國も此ルイ十八世の欽定憲法を模範としたのであります。此の意味に於てルイ十八世の欽定憲法は重要な意味のあるものであります。

此憲法では、從來のフランスの革命憲法が何れも民主主義を基礎と致しまして、國家と云ふものは人民が造つたものである、従つて國家を治める權は人民に屬して居るのである、假に君主に屬して居るとした所が、それは君主に委託して居るのであつて、矢張人民が治めて居るのである、と云ふ思想に基いて居たのであるが、それは全く異つたものであつて、君主は何人からも支配權を委託されたものでない、君主は其の支配權を初めから有つて居つたものである。只君主は人民の意思を容れて政治を行はなければならない、即ち君主には其の民の爲に政治を行ふのであるから、其の爲に民主的政治を行ふ事になる、と云ふ事を宣言したのであります。即ち從來の民主主義の政治に對して之を君主主義の政治と云ふのであります。だが結局は同じことになるのであります、君主主義にしろ、民主主義の政治にしろ結局民主的に政治を行ふ點では同じことでありますから概念的な主義の争ひに過ぎないのであります。即ち君主主義と云ふことは單純なる專制君主主義でなくて立憲君主主義であります。此の點は吾々が能く考へなければならぬと思ふのであります。

孰れにしても一八一四年の欽定憲法は英吉利に行はれて居ります立憲政治を入れたものであります。英吉利と同じやうに君主が政治組織の中心になつて居りまして、重要な権限を殆んど君主が有つて居られるのであります。併しながら君主はそれを自分で以て能動的に行はれるのでないのであります。君主は單に受動的に行つて居るに過ぎないのであります。能動的には君主の下に内閣がありまして内閣々議に依つて行ふものであります。君主に相對して居るものとして議會が存在するのであります、それが豫算の編成、法律の制定に参加するのであります。或は是等の君主議會等の外に司法機關が全く獨立の司法權を有つて居る。即ち其處に或る程度の三權分立が存在するのであります。然しながら從來の様な完全な權力分立はないのであります。從來の如く分立を行つた場合には全く行政權と立法權とは別であるのであります。此の時に於ては大臣は議會に出て答辯をすることも出来ないであります。又大臣は議員を兼ねることも出来ないであります。然るに今度の制度では立法權と行政權の間に連鎖があることになるのであります。從來の三權分立では權力を分立する時に之を如何に調和するか協同せしめるか、と云ふことが考へられて居なかつたのであります。即ち恰も機械を三つの部分から組立てることは知つて居りますけれども、其の調節を如何にするかと云ふことは全く知らなかつたと云ふことになるのであります。然るに此の欽定憲法では此の裝置を圓滑に動かす爲めに君主を設けてあるのであります。即ち其主旨は其の當時の憲法編纂に與つて力がありました彼のベンジャマン、コンスタンと云ふ人の説に依つて能く解るのであります。此の人は立憲政治の基礎になるものは三權の分立でなくして三權の調和でなくてはならない。三權を相排斥せしめる代りに三權を相協力せしめなければならぬ。之を行ふ途としては一つの中立權を行ふ機關を作るにある。本來行政權は之を積極的な行政權と消極的な行政權に分けることが出来るものである。而して人民に

對して直接政治の任に當るは此中の直接行政權である。或は執行權とも稱すべきものである。此積極的に人民に對して行ふ權即ち大臣の行ふ權と、消極的な行政權即ち三權の間に中立の地位を占めて、三權の衝突を防ぐ作用とは區別しなければならぬ。一つの權が即ち一つの部分が、他の部分を侵した場合に之を直ちにもとに復する所の作用を爲す權力とは明に區別しなければならぬ。此消極的な權力は中立權と名附くべきものである。或は之を君主の權とも稱すべきものである。從來は右の積極的な行政權を君主に行はしめたから種々の缺陷が起つたのである。實際現實に是等の積極的な行政權を君主に行はしめるとしたならば其の君主に其責任を負はすことにならねばならぬ。併し其の君主が一々責任を負はされることになつたならば國家を安定にすることが出来ない。假りに君主が責任を負はないものとしたならば其の過失を除くが爲めには革命に依り之を君主から去らしめるより外ないことになる。故に國家を安定にして而も人民に對する政治に就て其の責任の歸屬點を明にする爲めには君主には消極的な權力を屬せしむるに止め、之を積極的な地位に即かしてはならない。所謂立憲政治と云ふのは此の君主に此中立權を行はしめる地位に置くのである。其の作用は極めて消極的であるけれども極めて重要な作用を行はしめるものである。從來の人々は君主が此の重要な地位に於て如何なる作用を爲すかと云ふことに全く氣着かれなかつたのである。イギリスの憲法組織の最も秀ひでた點は此の點に存在するのであると説明して居るのであります。

かくてイギリスの立憲主義の政治をフランスに入れまして、從來徐々に發達して居りましたイギリスの憲法を始めて成文憲法に直して之を採用したのであります。これ即ちルイ十八世の欽定憲法であります。其の時に形蘭は出來ましたけれども、併し何百年かかゝりまして、イギリス人が作りました所の憲政の精神其のものは直に佛

西人が之を理解し容れる事は出来なかつたのであります。例へばイギリスの立憲政治の下に於きましては、勿論其の當時に於ては現在の如く確定はして居らなかつたのであります。所謂政黨内閣政治が行はれて居つたのであります。即ち大臣の責任は法律上の責任に止まらずして政治上の責任を負ふものであると考へられて居つたのであります。政治は人民の代表者である所の議會の意思に従つて行はなければならぬ。其の爲には政府は議會が欲する政策を行はなければならぬ。恰も議會は主人であり、政府はサーバンツである。ミスターと云ふのは家來と云ふことであつて、其の家來に對する主人公は、人民の代表者である議會である。故に吾々が吾々の下婢を使ふ場合に自己の欲する下婢を使ふのと同じ様に、議會は議會の欲する大臣を使ふことが出来ねばならないと云ふ意味を有つて居つたのであります。然るに是は實に大多數の佛蘭西人には理解されて居なかつたのであります。尤もベンジャミン・コンスタンとかシャトー・ブリアンと云ふやうな人々は、イギリスの憲政を良く了解して居たのでありますけれどもフランス人の大多數には解らなかつたのであります。恰も我國に於ても屢々問題になり繰返された議論が、丁度此の時分のフランスに於て繰返されたのであります。即ち何人を大臣にするかと云ふ事は、君主が勝手に決定すれば宜いのである。君主は何人を大臣にしてもいいのであつて、必ずしも議會の多數を有するに及ばぬと考へられたのであります。是等の關係から議會と内閣との間には屢々衝突が起つたのであります。

斯くて遂に千八百三十年になりましたと、うう／＼此のブルボン家とフランス一般人民との關係が破れて、再び彼の有名な七月革命が起つたのであります。是れ全く憲法の精神を知らずして、即ち骨組は入れましたけれども、之を如何に活用するかと云ふ事に就てフランス人が全く理解する所がなかつたからであります。かくて千八百三

十年に再びブルボン家を追つたのでありますが、此の際にも人民は憲法其のものが悪いのではない。殊に王政其のものが悪いとは考へなかつたのであります。たゞ其王様其の人が悪かつたと考へたのであります。そこで王様を代へてもつと善くし様と云ふので、そこでオルレアン家のルイフィリップを迎へて、之をフランスの王様にしたのであります。此のフィリップの時に憲政の運用を如何にすべきかと云ふ事が略決つたのであります。所が残念なことにフランスでは小黨分立でありまして、非常に多くの黨派が對立して居る國であります。イギリスの如く二大政黨の對立ではなかつたのであります。併も其の當時の選舉は所謂制限選舉でありまして、納税者のみが選舉權を有つて居つたのであります。そこで此の小黨分立に依る頻々たる内閣更迭を以てブルジョアの政治の結果であるとし、飽き飽きして了つたのであります。もはや人民は此の政治に何等の趣味を有たなくなつたのであります。さうして再びナポレオンがエヂプトに渡つた事を考へ始めたのであります。或はナポレオンがロシアに遠征した事を考へ始めたのであります。フランス人は前に申しましたやうに名を採る國民であります。而してフランス人は此の時に再びそれを考へ始めたのであります。尤もナポレオンは偉大なる政治家であります。現在のフランスの民法はナポレオンの民法でありまして、ほんの少し變へただけであります。今日各國に行はれて居ります官吏組織はナポレオンが作つたものが基礎になつたのであります。我國に於て行はれ居ります官吏組織もナポレオンが作つた官吏組織の影響を大いに受けて居るのであります。故にナポレオンを敬慕するのは無理ではないのであります。要するにナポレオン時代の事を再び考へ始めたのであります。イギリス人でありましたならば此の時に恐らく普通選舉でも斷行して局面を打破したであらうと考へられるのであります。現に是と相前後致しまして、イギリスは從來の制度に大改革を行つたのであります。一八三三年の大改革法がこれであります。佛

蘭西人も是と同じやうな方法に依つて切抜ける事はなんでもなかつたと考へられるのであります。だがフランス人はそれ程な實際的な力は有たなかつたのであります。

斯くて千八百四十八年に遂に革命になつて了つて再び共和國を建てたのであります。此の共和國には三權分立の憲法が這入つたのであります。而して大統領が非常な權力を有つて立法權から獨立に政治が行はれる事になつたのであります。其の大統領は何人がなつたかと申しますと云ふと、彼のルイナポレオンであります。乃ちナポレオンは此憲法上の有力な地位を利用して次第に其の地歩を固めて、千八百五十二年に皇帝になつて了つたのであります。斯くて更にフランスは帝政に復つた譯であります。此ナポレオンの帝政は、最初の程はフランスが經濟的に非常に繁榮であつたために一時其の專制的な政治の缺點を姑く忘れられて居つたのであります。然るに經濟狀態が悪くなるにつけて其の專制的政治に對しフランス人は不平を言ひ始めたのであります。其の不平を封じる爲にナポレオンは眼を外に轉ぜんと屢々戰爭を始めたのであります。遂に普佛戰爭に一敗してパリイが重圍に陥る事になつたのであります。それで此の王位も千八百七十年に終り、如何にして此の難關を切抜けるかと云ふ事になり、國民議會の議員が選舉せられてボルドーで會議が開かれたのであります。共和黨の有名なるティエールが主として事に當つたのであります。此ティエールはベンデヤマンとかシャトー・ブリアンとかと相並んでイギリス流の憲法政治に最も理解を有つて居た政治家であります。此のティエールが指導者になつたのであります。共和國の先づ第一に行ふべき事は、佛蘭西に入込んで居る所のドイツ人を再びフランスの地から追拂ふ事になつたのであります。それが爲に苛酷なる條約に調印したのであります。此の時取られたのがルールであります。

第二の仕事は新憲法を作ることだつたのであります。然るにそれ迄に既にフランス人は多くの憲法を作つたの

であります。此時にも又多くの憲法の草案が提出せられたのであります。憲法を制定すると云ふ苦勞では、フランス人が恐らく一番鍛錬されて居つたと思ひます。所が此時には共和黨は少數でありまして、大抵は王黨員であつたのであります。併し王黨員は或はブルボン家、或はナポレオン家、或はオルレアン家を立てようとしたものであります。故に憲法の制定に就ても共和黨は少數であります爲に共和黨の欲するものを直ちに理想として憲法を作る事は出来なかつたのであります。王黨は何の王家を王とするかに就ては一致する所がなかつたのであります。そこで數年間種々の案が提出されましたが拒絶せられたのであります。それで遂にデイエールも大統領の地位について居りましたけれども、其の地位を捨て、マクマオンと云ふ人に大統領の地位を譲つたのであります。だが憲法制定の仕事は捗らなかつたのであります。共和黨の出した法案は多數の王黨によつて否定されて了つたのであります。されど王黨のどの案も成立しないと云ふ事になつたのであります。併し全く憲法なしでは國を維持する事が出来ないから、取敢えず大統領の地位を規定しやうとしたのであります。それが千七百八十五年の事でありました。同様に暫くしてから元老院の地位を定める事になつたのであります。遂に同じやうな理由と方法から下院の組織權限を規定する事になつたのであります。此の暫定的な三つの法により取敢ず憲法を作つたのであります。フランス人の満足するロヂカルナ憲法を作れないものであるから、取敢ず一つ一つ現在行はれて居るものを法律にしたのであります。斯くて三つのものが出来上つたのであります。それが現在の憲法であります。故に現在のフランスには我國に於けるが如き一體をなす憲法を典はないのであります。此の暫定的の三つの法律が即ち今日のフランス憲法であります。此の憲法は一時的のものとして作られたものに拘らず、從來作られた憲法よりは長続きして居るのであります。此憲法の特徴は先に申しました様に大體に於てイギリス憲法と同じ組織を

有つて居るのであります。此種の政治組織はフランスではルイ十八世及びそれ以後の君主國の下に行はれて居つた所で、英吉利の憲法を其のまゝ法文にして行つたに過ぎないのであります。色々にフランス人が考へて技巧を弄して見た憲法は悉く失敗したのであります。所が最後に間に合せに作つた所のものが憲法として役立つて居るのであります。何故に役立つたか、フランス人に特有な技巧が加はらなかつたからであります。而して自然にイギリス流の實際政治が這入つたからであります。但し前にもフランスは小黨分立で苦しんで居るのであります。現在も苦しんで居るのであります。現在のイギリスも小黨分立に苦しんで居るのであります。此の前にイギリスは労働黨内閣が出来ました時に、頗る不徹底な政治を行つたのであります。現在我國の憲政會内閣も同じ様な状態にあるのであります。即ちかゝる場合議會は政府に對してコントロールするのであります。コントロールしなくてもサツポートしないのであります。從來の議會は政府をコントロールする機關であるとかかり考へられて居つたのであります。併し議院政治の重要な部分はコントロールすると云ふ事でなしに、政府を援けると云ふ働きがなければならぬと云ふ事は分つて居らなかつたと私は考へるのであります。イギリスは國會政治の非常な先輩でありますが、此の點に就て何等考へる所はなかつたのであります。フランスが今日迄此難關に對し小黨分立のまゝで政治を行ひ得る様になりましたのは聯立内閣を作るからであります。聯立内閣では妥協が行はれますけれども、議員の多數は之をサポート致しますから、政府は十分に練つた法案を行ふ事が出来るのであります。然るに小數黨が一黨内閣を組織する場合には必ず第三黨に引づられて行くのであります。今期の憲政會内閣は政友本黨に引づられた爲に、憲政會の法案には多くの不合理な修正が加へられたのであります。

何れに致しましてもフランスに於きましては聯立内閣によつて、此の制度を運用いたして居りますのは注目に

値する點であります。

歐洲戰爭後多數の國々が澤山憲法を作りましたが、ロシヤを除きましては大體フランス流の憲法を基礎にして居るのであります。

此種の憲法では元首の地位は極めて消極的でありますが、動かざる事大山の如くであつて、而かも總てを圓滑に働かしめる、そこに此種の元首即ち君主、又は大統領の重要な作用がある譯であります。其の君主又は大統領の名に於て内閣が實際政治を行ひ其責任を負ふのでありますから、徹底的に公明正大なる政治が行へる事になるのであります。

大體右に云ふ風な關係でフランス憲法が出来たのであつて、それは最初に申しました様に輪廓から申しますならばイギリス憲法と殆ど同じでありますが、フランス人は大なる犠牲を拂つてこゝまでになつたのであります。大なる犠牲を拂つたにも拘らず、他の幾多の憲法が失敗をし、皮肉にも最後の一時的な憲法が永續的な憲法になつたのであります。吾々は此の意味に於てフランスの政治組織及び其の運用を玩味し、何物かをそれから學ばなければならぬと思ひます。

第三回

(大正十五年六月十三日講演)

アメリカ、ドイツの部

京都帝國大學
教授法學士 森 口 繁 治

本日は最後の講演であります、先づアメリカの政治組織を申上げまして、次でドイツの政治組織を申上げた
いと思ひます。

先づアメリカの政治組織から申上げますと、此の前の二回の講演で以て、イギリスの政治組織とフランスの政治組織とを申上げました場合に、此兩者が大體に於て同じ政治組織を有つたものである、一は君主國であり、一は共和國であるけれども、要するに其元首は無責任の地位にあるのであつて、元首の政治する權限は内閣によつて之を行使するのである。而かも其の内閣は兩院議員が之を組織し、議會に對し政治的に有責任である。かくて一は共和國であり、他は君主國であるけれども、立憲君主國の制度と同じ制度を採つて居るものであると申上げたのであります。

然るにアメリカ合衆國の政治組織は、恰も此の種の制度即ち從來説明しました所謂議會主義の制度即ち議院内閣制度とは非常に異つた制度を有つて居るのであります。即ち議院内閣制度又は政黨内閣と稱せられる所の政治をイギリス及びフランスの國が執つて居るに對して、アメリカの制度は三權分立に其重心を置いて居るのであります。勿論イギリス及びフランスの政治組織にも全然三權分立がない譯でないのであります。即ち議會とは

自ら元首に對して居るのであるし、又司法部は全く獨立して居るのでありますから、其の意味に於て三權分立がないとは言へないのであります。アメリカに於ける如き三權分立はないのであります。アメリカ又はフランス又はイギリスと比べますともつと三權分立に徹底して居るのであつて、前に謂つた三權の協力がないのであります。それ等の關係から議院内閣政治といふものを、或は延いては立憲政治といふものとを一層良く理解するためには之をアメリカの政治組織と比較して考へて見るといふことが非常に便利であります。

尙アメリカに於ける政治組織の特色としましては其の他に聯邦制度が存在するのであります。即ちイギリスといふ國は全體としては聯邦政治と、イギリス本國との政治があるのであります。私が此の前に申上げたのはイギリス本國の政治であります。今日はイギリスといふ帝國其のものが一つの大きな聯邦であると考へられるのであります。私の説明致しましたのは全體としてのイギリス帝國の説明でなくして、吾々が通常イギリス本國と考へて居る國の政治であります。それは聯邦の一つの支分國に過ぎないのであります。茲に説明しようとするアメリカ合衆國はアメリカは國家が澤山集つて一つの國家を造つて居るのであります。即ちカリホルニア洲といふのも一つの國家であるし、ニューヨーク洲といふのも一つの國家であるし、其の國家の集りが更に一つの國家であります。吾々の國に於きましては國家を造つて居るのは個人であります。所が其の個人と同じ地位を多數の支分國家が有つて居るのであります。吾々はかゝる國家を聯合國家といふのであります。或はそれを聯邦といふのであります。或は聯合國家の大きな方の國家、即ち澤山の國家が集つて作つて居る國家を聯邦と謂つて、其の聯邦を造つて居る各洲を支分國と謂ふのであります。更に今日の國際聯盟といふのは澤山の國家が集つて造つて居るのであります。勿論日本もそれに加加入して居るのであります。又ヨーロッパに於ても殆んど全部が之に加は

つて居るのであります。世界の殆ど全部の國家がそれに加入して居るのであります。さうして其の國體に聯盟の機關があつて聯盟の仕事、聯盟國家間に起る仕事をやつて居るのであります。それは併し或る種の個人が或る團體を組織致しまして、例へば學校では校友會とか、同窓會とかいふものがありまして、或は運動の仕事であるとか、或は雜誌發行の仕事であるとかをなすため或は評議員を設けたり、或は役員を設けたりするのと同じであります。國際聯盟では直接各國家の臣民には其權力が及ばないのであります。聯盟で決定した其の決定には國家は従はなければならぬのであります。併し臣民は直接に支配しない。その人民がない。故に聯盟は國家ではない。然るに聯邦の場合になりますといふと、其支分國家を支配すると同時に更に直接に支配すべき人民を有つて居るのであります。又聯邦に屬して居る所の領土は同時に各支分國家の領土であります。反對に云へば各支分國家の領土が同時に聯邦の領土であります。然るに合衆國は此聯邦でありまして領地を有ち人民を有つて直接に支配するのであります。國際聯盟では國家が集つて居つて、それ等の國家に對する拘束力を有つて居る意思があるに拘らず、支配すべき人民を有たないのであります。かゝるものを吾々は國家聯合と云ふのであります。

アメリカは彼の千七百七十六年に獨立宣言を發しますと共に、其の翌年に十三洲が聯合同盟條約を結びまして一旦國家聯合になつたのであります。即ち現在の合衆國が成立致します前に最初に國家聯合となつたのであります。だが國家聯合は直接に人民に支配が及ばないのであります。故に此の國家聯合を維持して行く爲に必要である經費は、各洲から出す所の割前によつて之に當てゝ居つたのであります。現在の國際聯盟がさうでありまして加入して居る各國家から出すのであります。然るに其の國家聯合が十分に働くのには金が必要であります、其の金をもつことが出来なかつた。又國家に對しては直接支配することは出来るけれども、人民に對して直接に權

力が及ばなかつたのであります。故に此の十三洲をもつと親密な結合に爲す爲には、更に一步を進めて此の結合を國內法的のものにしなければならん一つの國家を成すことが必要である。と次第に考へられたのであります。此の見地から千七百八十七年にフイルヤデルフィヤに各洲の委員が集りまして、十三洲の國家を結合する爲に、前の條約を改正することにしたのであります。其の結果遂に千七百八十七年に其の改正案が出来上りまして、千七百八十八年迄に其の改正案が成立するに必要な賛成を得、其の年に効力を發生して、千七百八十九年に合衆國政府が出来たのであります。かゝる聯邦は第十八世紀に於きましてはアメリカ合衆國只一つだつたのであります。併し第十九世紀になつてからは聯邦の數が次第に殖えて參つたのであります。千八百四十八年にはスイスが聯邦になつたのであります。千八百七十年にはドイツが聯邦になつたのであります。或はアメリカに於きましてはブラジルが聯邦になつたのであります。或はカナダが聯邦になつたのであります。其の他メキシコであるとかアルゼンチンであるとか多數の國が聯邦になつたのであります。現在のドイツは更に聯邦組織を採つたのであります。オーストリアも聯邦であります。或はロシアも亦聯邦であります。支那はどうなるか分りませんが、一部の人は所謂聯省自治を行はうとして居るのであります。其の聯省自治なるものは聯邦組織であります。斯く致しまして現在の國家は單一國家の時代から聯邦時代に這入つたのであります。聯邦を以て大きな國家を組織して行かうといふことになつたと思ふのであります。そこで自然斯くの如き制度は如何なる點に必要があるか、又其の利害いかんの問題が起つて來る次第であります。聯邦組織の特徴は要するに小國の利益と大國の利益とを結合する點にあるのであります。大國がいゝか小國がいゝかといふことは色々な議論が起るのであります。小國は似通つた習慣をもち、或は宗教を共同にし國民的な感情が共通して居る民族によつて結合を造ることが出

來るので、其の結合は強固であり纏りがいゝのでありますから、結合をするに都合がいゝのであります。我國に致しましても非常に強固な結合が出来るのも精神的な結合が強いからであります。

それと同じやうに他の國に於ても同じやうな考へを有つて居る民族が一つになれば其の結合は非常に完全になるのであります。併しながら斯くの如き小範圍によつて各々獨立して居るといふ時には、商取引といふことから言へば非常に損であります。即ち各國は互に關稅の障壁を設けて居るのであります、列國と他の國とが商取引をするには關稅を納めなければならぬのでありますし、色々な手續きをしなければならぬのであります。それ等の關係からこんな小國で以て一つの範圍を造るよりは、もつと大きな範圍で國力を造る方がいゝといふことになります。尙、國防上、戰爭上も一般には大國の方がいゝと言へませう。

然るに聯邦組織は各國家をしてそれぞれ國家としての結合を維持させながら、而も更に大いなる國家を成して他の國家に對するのでありますから、此の制度によつて小國の利益と大國の利益とを伴に齎らすことが出来ること考へられるのであります。就中此の組織は異民族を一つに結合するといふ場合に非常な利益が存在いたします。具體的に申し上げますと、カナダはもとフランスの殖民地だったのであります。それをイギリス人がフランスと戰爭を致しまして手に入れたのでありますが、彼の地方にはフランス人が非常に多いのであります。イギリスが之を得ましてからも非常に困難な問題が起りまして、其の統治には實は手を焼いたのであります。然るに此のカナダが聯邦になりましたからは問題は全く起らなくなつたのであります。問題が全く起らなくなつたといふのは、一に聯邦組織によりフランス系の人々に一洲を造らしめ自治的に支配せしめるといふ所から來たのであります。又ロシアは一億四千萬の民衆を擁して居る大國家でありますが、其の國家の中には約二十ばかりの民族を集めて

居るのであります。戦前の露西亞に於て最も重大な問題は、此の異民族を如何に服従せしめて行くかといふ問題だつたのであります。而して此の民族を服従せしむべき方法として擇ばれたのは戦前の露西亞では暴力だつたのであります。然るにそれは此等の民族統治としては成功しなかつたのでありまして、革命後所謂民族自決主義に基いて漸次獨立して行つて了つたのであります。然るに現在のソビエツト露國が起りますといふと、聯邦組織を採つたのであります。さうして現在に於きましては、帝政當時のロシアに含まれて居りました殆ど全部を回復して了つたのであります。さうして其の各々を現在ではロシアと云ふ大きな聯邦の各支分國にして居るのであります。現在のロシア人は之を社會主義の勝利であると信じて居るのであります。資本的な國に於てはデモクラシーを主張するけれども、其のデモクラシーといふのは個人間に唱へられるデモクラシーである。一步轉じて民族と民族との間の關係より觀察したならば、そこには全くデモクラシーといふものは得られない。然るにソヴィエト露西亞では各民族が平和に生活して居るのであると主張するのであります。今日のロシアに前の帝政ロシアのやうな關係を見ることが出来ないのは明かであります。併しそれは實は其の社會主義の結果でなくて、全く聯邦組織をとつて居るがためであると思ふのであります。聯邦組織を採るとせば、それぞれ獨立を維持しながら、一つの大國家になるのであるから、一つの民族が他の民族を壓迫することがなくなるのは、なくなるのが當り前である。故に比較的協調的な今日のソビエツトロシアを維持して居るのは全く聯邦制度のお蔭である、と斯う云ふ風に考へられる次第であります。

要するに聯邦制度といふものは、今申しましたやうな性質のものである。従つて只今説明致しましたやうな利益を有つて居ります爲に、次第に多數の國家が此の種の制度を採らうと思つて居るのであります。或はヨーロッパ

を全部を——ドイツ、フランス、スイスといふやうな國々を一つに致しまして、ヨーロッパ合衆國、或はヨーロッパ聯邦といふものを造らうといふ考は常に、ヨーロッパの一部の人々に依つて考へられて居るのであります。例へばアメリカに致しましてもアメリカ合衆國よりも、もつと廣いアメリカ全部を打つて一丸とし聯邦組織にして丁ひたいといふことも、可なり強く考へられて居るのであります。東洋人にしましても東洋の各民族を以つて一の聯邦にして丁つたらどうかといふやうな考を有つて居る人もないことはないであります。而して是等の考へがあるといふことは注目に價すると考へられるのであります。現在の聯盟はヨーロッパの聯盟であります。それが從來の例に徴しますならば、斯くの如き國家聯合なるものは直接の課稅權を有つて居りませんし、直接の人民の支配權を有つて居りませんから其の結合が強くないのでありますから、それは亡びるか聯邦になるか何れかにあるのであります。

今申しましたやうにアメリカ合衆國自身がそれより前に國家聯合を造つて居つたのであります。ドイツに於ても矢張同様であります。スイスに於ても同じことが言へるのであります。或は其の前にオランダが國家聯合を造つて居つたのであります。斯様な關係から考へますならば、現在の國際聯盟といふものは無力として衰へて行くといふことばかりは考へられないのであります。一步進んで聯邦組織になるかも知れぬとも考へられるのであります。尤も我國の如きは直に此等の國々と國家になつて了ふ程の密接した利害關係は未だないやうに考へられるのでありますから、さうしますといふと、其の聯邦の組織はヨーロッパ聯邦になつて了ふのでないかと考へられるのであります。斯くの如き大きな聯邦が出来た時には經濟力から言つても大であるし、武力も大でありますから、いざといふ時に吾々の一國で以て何れかに對抗するといふことは容易ならんことになつて來るのであります。

す。是等の關係は吾々の國家地位といふ點に於て或は民族の存續と云ふ點に於きまして、遠い將來の問題であるかも知れませんが、大いに考へて置かなければならん問題であります。さういふやうな問題も眼中に於き乍ら大いに進んでいかなければならん次第であります。アメリカは此聯邦制度を採つて居るといふ點に其一つの特徴が存するのであります。

先申しましたやうにアメリカは他の特徴といしまして三權分立の政治組織を採つて居るのでありますが、此の三權分立の主義の中にも合衆國の政治組織といふのは、大體モンテスキューの主義に據る比較的純然たる三權分立主義であると言へるのであります。尤も三權分立主義と申しましても、立法、司法、行政の三部門を全然獨立して了つて、何等の關係がないやうに、立法權は、司法權に與らないといふやうなものではないのであります。只立法權或は行政權が他の權に即ち立法權が司法權を、全然自分のものにしてしまふといふやうな關係があつてはならないといふのが三權分立であります。三權分立は各々の機關をして互に所謂牽制と平均を行はしめるといふので、此點に三權分立主義が存在する譯であります。

此の種の理想を行ふために如何なる方法を採つて居るかといふと、先づ立法部に就て申しますといふと、立法部は兩院から成立つて居るのであります。一つは元老院、他は議會であります。即ち下院であります。元老院の組織は純然たる聯邦主義に基いて居るのであります。即ち各洲から二名の議員を選出せしめて是で以て構成して居るのであります。但し上院は純然たる立法機關ではないのであります。即ち先づ第一に元老院は下院と同じやに法律の作成に従事することは言ふまでもないのであります。現在の憲法に従ひますといふと、上下兩院何れかが提出しました立法案はそれが可決されるといふことになると、大統領に廻附するのであります。而して大統領

がそれに署名しました時に法律になるのであります。又大統領が十日間の間に署名をしなかつた時にも法律になるのであります。但し大統領が署名しなかつた場合には、兩院再び議するのであります。先年排日法案即ち移民法案が出ました時に十日の間に大統領が如何なる態度を執るかといふことが問題になつたといふことは諸君の尙記憶せらるゝことと思ひます。大統領が反對の意思を有つて居りましたならば、更に之を議院に返附をしなければならぬのであります。但し大統領に廻附せられてから十日以内に議會自身が閉會して了つたならば、大統領の裁可を得ない限り法律案としては消滅して了ふのであります、法律にならないのであります。故に合衆國に於ては、非常に多くの法律案を議會の閉會の間際になつて可決するのでありますが、大統領は其多くに署名せぬため法律にならないのであります。之をポケット、ヴェートーと申します。此の立法に關する關係に於きましては、上下兩院は同じ權限を有つて居るのであります。然るに他の關係に於きまして上院は下院よりも多くの權限を有つて居るのであります。其の權限は行政權でありまして、即ち大統領が國の重要な官吏を任命する場合に於ては、上院の同意を得なければならぬのであります。大統領が條約を批准するに當りましては、上院の同意を得なければならぬのであります。ウィルソンが平和條約を殆ど自分が立役者となつて締結しながら本國に引返して元老院の同意を得ることが出来なかつたことは、やはり吾々は記憶にのこつて居る所であります。其の同意を得なかつたならば官吏を任命することも國際條約を批准することも出来ない。故に大統領が元老院の多數黨と同じ黨派に屬して居る場合は、例へば大統領が共和黨で共和黨が元老院をつくつて居る場合には問題はないのであります。然るに元老院で他の黨派が多數であるといふ場合には國家は中風状態にならざるを得ないのであります。此の他大統領及び大臣の政治上の犯罪に就きましては、イギリスと同じやうに下院が彈劾して上院が裁判するの

でありまして、上院は此の場合一つの裁判所であります。此の意味に於てアメリカの上院は裁判所であると言へるのであります。之を要するに元老院は行政權に参加するのみでなく下院と共に裁判權をも行ふものであります。之に對して代議院は人口を基礎として選まれる議員に依つて構成せられるのでありまして、其の主たる權限は立法權の行使であります。又吾々の國家に於けると同じやうに豫算の決定權であります。併し只吾々の國家と違つて、此議會と政府との關係は非常に違つた關係になつて居るのであります。吾々の國家或はイギリス、フランス等に於きましては、大臣は議院に出席を致しまして、或は議員の質問に應答するのであるし、或は議員の意見を自分の方に導くことも出来るのであります。法律案は十分に調査をした結果、主として政府によつて提出せられるのであります。然るにアメリカに於ては、立法部と行政部とは殆んど無關係であります。即ち議員は同時に内閣の閣員を兼ねることは出来ないであります。また政府と議會とは無關係で、政府委員が議會に出て答辯をしたり、討論に参加したりすることは出来ないであります。大統領は如何なる關係にあるかと申しますと、彼の敎書を以て連絡をとるだけであります。即ち大統領は議會に對してメツセージを送ることが出来るのであります。此のメツセージは文書によつて出すことも出来るし、また口頭で以ても出来るのであります。初期の大統領は口頭によつてしたのであります。しかし其の後是一般に文書に依つて居るのであつて、ウィルソンは議會に出席して自ら述べることをしたのでありますが、之れが議會に於て人望を失ふ一の原因になつたと稱せられるのであります。

斯の如くに議會と政府とは殆ど聯絡を有たないのであります。勿論立法部は行政部の有つて居ります技術的知

識を利用することは出来るのであります。即ち適當なる法律を作る爲其の案を具する爲に行政官を用ひることは出来るのであります。併しながらそれは單に借りて用ひるのでありまして、政府案といふものはないのであります。其の爲に法律を作るものと、法律を行ふ所のもと即ち執行機關と立法機關との間に意思の疏通がうまく行かないといふことは、どうも三權分立の弊害であります。即ち如何なる法律が必要であるか、如何なる法律を行つたならばうまく運用されるかといふことは、取扱つて居る人が一番能く知つて居る筈であります。併しながらそれ等の人に依らずして、立法部の人によつて法律を作るのでありますから、實際に行へない法律を作ることになるのであります。アメリカのハーバード大學にマンローといふ學者が居ります、其の人がイギリスの政治組織を書いて居りますが、此の人はイギリス流の所謂議院内閣の國と、アメリカ合衆國のやうな三權分立主義の政治とどつちが良いかといふ問題を取扱つて居るのであります。而して此の問題は色んな點に於て論じなければならぬ問題であるが、多くの學者が考へるやうに一概にアメリカの制度が悪くて、イギリスの制度がよいといふことは出来ないといふ只それだけのことを言つて居るのであります、アメリカの制度の方がよいといふことは言つて居らないのであります。澤山の學者の言つて居るやうにイギリスの制度の方がよいといふことは出来ないであらうといふことを言つて居るのであります。是はアメリカに於て主として教科書として作つた本でありますから、自分の國の憲法組織を根本的に悪いと言ひ切れなかつたものと考へられるのであります。然るに更に其の書物を讀んで參りますと、官吏組織のことを書いて居るのがあります。そして其の官吏組織の部分では明かにアメリカの官吏組織が悪いといふことを攻撃して居るのであります。其の悪い所が何處にあるかといふことは三權分立主義を採つて居るのが悪いといふのであります。故にマンローは正面から之を悪いといふことは書いて居りません

れども事實悪いと考へて居ると云ひ得るのであります。

現在のアメリカの政治組織は今申しますやうに立法部と行政部との間に殆ど聯絡がないといふ缺陷があると考へられるのであります。此の行政部に於て重要な役目を爲しますのは即ち行政部の最高機關である彼の大統領であります。然るにアメリカの大統領は、フランス或はイギリスの元首とは全く違ひまして、大統領それ自身が政治を爲す所の機關であります。フランスの大統領或はイギリスの君主の如きは、彼の「政治せず」といふ地位に居るのであります。實際政治を爲す者は内閣であります。殊に内閣總理大臣が最も重要な地位を占めて居るのであります。然るにアメリカに於ては内閣總理大臣といふものはないのであります。嚴格にいふと英吉利流の意味の内閣といふものがないのであります。アメリカには必ずしも内閣といふものはないとは言へませんが、吾々の國が有つて居る内閣、或はイギリス、フランスが有つて居る内閣とは全く違ふのであります。又イギリス、フランス或は吾々の國家では、元首の大權の行使に就ては、如何にそれを行ふかといふことは實質的には内閣が豫め決定して行くのであります。然るにアメリカに於ては大統領自らが決定するのであります。即ち大統領は同時に内閣總理大臣であります。丁度第十七世紀に於けるイギリスと同じであります。大臣は大統領自らの信任によつて大統領に屬して居るのであります。議會の信任によつて其の地位を去るといふことは全くないのであります。即ち議會は大臣に對して信任、不信任決議をするといふことは全くないのであります。此の點で大臣の地位も全く違ふのであります。従つてアメリカの大統領に就て大臣が其の行爲に就て副署し、大臣が責を負ふといふことではないのであります。立憲國に於ては、元首の行爲に就ては必ず之に副署をする所の人がある譯でありまして、其の副署したる大臣が其の行爲に就て責に任ずるのであります。然るにアメリカに於てはさういふことはな

いのであります。是等の關係によつて見ましてもアメリカの國家組織と他の諸國の國家組織とが大いに違つて居ることが分るのであります。司法部は全く獨立でありまして、最も廣い意味の法律の審査權を有つて居ります。

此の種の國家組織と前に説明を致しましたやうな立憲國に於ける政治組織とどつちがいかといふことは、吾々に於ては問題であります。殊に之を全體としてとなくして、アメリカのやうな元首を認める方がいか、或は立憲國に於けるやうな元首を認める方がいかといふことは、吾々にとつて當然に考へられる問題であると思ひます。此の種の問題に就て吾々の頭に直ちに浮ぶであらうと考へられるのは、多數の立憲國、又共和國で、何故に既に説明したやうな謂はゞ虚偽を有するやうな元首を置く必要があるか、と云ふ點であります。例へばイギリスの例を取りまして申しますならば、イギリスで尙現在のやうな地位の國王を置き、其の國王を存続せしむる必要があるかどうか、尙それをなくして了つて共和國にして了つたらどうか、といふ問題が起るのであります。イギリスの國家制度を皮相に觀察して、今のイギリスの皇帝のやうな無力の皇帝は廢めて了つて、大統領を置いた方が宜いといふことは、アメリカ人が常に言ふ所であります。併し假に君主をやめにすれば勿論大統領をもつといふことになるでありません。先づ差し當り考へられるのは大統領といふことになるでありません。一國に於て統領の地位にあり、對外的に其國家を代表する地位にある人を選ばねばならない。即ち必ず元首といふものを置かなければならん。所が其の場合にフランス流の大統領がいか、或はアメリカ流の大統領がいかといふことが考へられるのであります。フランス流の大統領を置くとするならば、現在の國家と違はないのであるから、寧ろ歴史の意味を有する君主を戴いた方がかゝる大統領を戴くよりも幾らいゝか分らないといふことになつて來るであります。長い歴史によつて結びつけられる所の感情の力が、國家を如何に強くするか分らない。さうい

ふやうな無形的な效果から申しまして、若し大統領と君主とを同じやうなものにするならば、君主を替へて大統領を置く必要がない。又之を民主的な政治を行ふといふ點から言へば、立憲君主政治を現時のイギリスのやうに運用する限り、所謂民主的な要求は殆ど完全に行はれて居るのであつて、共和國の形をとることによつては以上デモクラチツクな政治を行ふことは出来ないであります。即ち國王を廢することによつて、國家はより民主的にもならないのであります。さうするならば此の君主を廢してフランス流——今はドイツも同じであります——の所謂議院内閣政治を採つて居る所の共和國にする必要は全くない。然らばアメリカ流の大統領を置くといふことはどうであるか、今申しましたやうに若し此種の大統領を置くとせば議院内閣政治といふものが全くなくなるのであります。然るにこれに依るとせば、元首が常に政治を完全に行ふものであるとしたならば問題はありませんが、假に元首が完全に政治を行ふことが出来なくて、間違つた政治を行ふとしたらばどうかであるか、或は現在のドイツの認めて居るやうに人民の一般投票に依つて大統領を廢めさせると云ふやうな制度をとることも出来ませんが、かくすれば此の大統領は不安定な地位に居るといふよりないのであります。又實際政治を行ふ爲にアメリカ流の大統領を置くとするならば、アメリカのやうに三權分立を行つて大統領の權限を制限するより外はないのであります。然らばアメリカのやうに立法機關と行政機關との間の聯絡は取れんのであります。協力的に働くといふことは出来ないであります。現在のアメリカの組織は、三權が抵觸し或は聯絡がうまく行かないといふ缺陷がある政治組織である。第十八世紀には認められた反動的な政治組織でありまして、國家を圓滿に治めようといふ點から申しますならば、そこに重大な缺陷を有つて居ると私は思ふのであります。此の意味に於て此の三權分立主義を採つて居る大統領の如き國家を組織するといふことはどうもいゝと考へられないのであります。

す。國家組織としてはやはり議院内閣政治にする方がいゝと斯ういふ風に考へられる譯であります。戦後多數の國が新に憲法を作つたのでありますが、是等の多數の國も——ユーゴスラブといふやうな國、或はエジプトとかは君主國になつたのでありますが、やはり議院内閣政治の君主國になつて居るのであります。或はチエツクスロバキヤ、ポーランド、オーストリア、ドイツ、エストニア、リトニアといふやうな國は共和國になつたのでありますが、其の共和國の制度として選びましたのは、やはりフランス流の議院内閣政治による大統領であります。最近にアメリカ合衆國と同じやうな所謂三權分立主義で國家を造つて居る國は歐米諸國には一つもないのであります。三權分立主義は機關のお互の牽制によつて專制政治をなくするといふのでありますから、それだけから云へば、それは適當なる政治と言へるであります。併し更に一步進んで國政を能率の最もいゝやうに運用すると云ふ上から言へば、お互に牽制し合ふに止る斯くの如き制度は——アメリカのやうな制度は、國家組織としては感心出來ないと考へるのであります。支那が一昨年でありましたか遂に憲法を作つたのでありますが、それは三權分立主義の組織であります。加之從來革命後の支那は大體アメリカの憲法思想によつて政治を行つて居るのであります。私は支那のやうな國が斯くの如き方法によつて國政を行つて居るのは、重大な缺陷であつて、現在のやうに統一のない彼の國家に於ては、殊更に調和を執るといふのが必要であると考へるものであります。フランス人は既に申しましたやうに色んな政治組織を試みたのでありますが、併しいつも失敗を致しまして、遂に一時的な政治組織として作つた所のものが現在に及んで居るのであります。而して其の制度はなんであるかといふと畢竟イギリスの制度を共和國に行うたのであります。現在の中華民國に於てもそれと同じやうな點があるのであります。恐らく彼のアメリカ流の政治組織よりも、歐洲流の政治組織を採つた方がいゝと考へられるのであり

ます。

大體此の位にしてアメリカの政治組織を終りたいと思ひます。

尙アメリカの政治組織の根本思想となつて居るのは言ふまでもなく民主主義の思想であります。殊に現在では尙アメリカを一般的に支配して居ります思想は、其の建國當時の主義と同じでありまして、所謂個人主義的な民主主義であります。個人的な民主主義と申しますのは、人類はすべて其の出生に於て同じである、人間は平等である、或る人間が他の人間を專制的に支配する權利を有するといふやうな筈がない、人間は天賦の人權を有つて居るといふのであります。其の人權は生命を保持する、或は自由を保持する、或は幸福を享受する所の人權である。其の爲には又一定の財産をもつといふことが當然權利として認められねばならぬ。所が國家は是等の人權を保持するが爲に、吾々が本來の自由の一部を犠牲にして作つたものである。従つて各人は法律によつて制限されない限りに於ては自由である。然るに其の範圍は吾々が國家を維持する爲に、お互の自由を保持し、各個人をしてお互に幸福を維持せしめるといふ必要の範圍に限るのである。斯くの如く團體を維持するがために又は他人の生命、身體を妨げないために守ることを要する制限はありますけれども、其の制限の範圍外に於ては、個人は絶對的な自由を享受されるといふやうに其自由は非常に廣く考へられて居るのであります。又國家といふものは斯くの如き個人といふものが集つて造つたものであるから、個人の自由が尊重されねばならぬと考へられるのであります。吾々は斯くの如き考方を、個人的な民主主義といふのであります。アメリカ合衆國の政治組織の基礎になつて居りますのは、此の個人的な民主主義であります。而してアメリカ人は其建國の思想を今尙變へないで有つて居ると私は考へるのであります。

此のアメリカの政治組織に對しまして、大戰後新に憲法を制定致しました多數の國家は議院内閣制度をとつたのでありますが從來の種々の經驗から致しまして、種々の進歩した政治を執つて居るのであります。即ちフランス革命後の憲法と比較致しまするならば、同じ立憲的政治を執つて居ると申しまでも、大戰後新に作つた國家は、多くの進歩の跡を認めます。今新に此の種の制度を採用した國の中の典型的な國家として、獨逸に就て説明をいたし度いと思ひます。此他余々の國家とは全く違つた國家と致しましてロシアがありますが、それは別にすると致しまして、先づ吾々と同じ基礎に立つて居るドイツを申上げたい。

ロシアは吾々の國家とは全く違つた思想の下に其國を維持して居るのであります。ロシア人の考へに依れば國家は一つの階級が他の階級を壓迫する爲の暴力的な施設であると云ふのであります。即ち國家があると云ふためには常に階級的對立がある。そして支配階級が自分の都合のいゝやうに生活するため他の階級を壓制する爲に組織的な暴力を有するときそれを國家と呼ぶと考へて居るのであります。故に現在のロシアは無産者の爲に壓制政治をやればいゝのである。其の壓制政治の目的は他の階級である、所謂有産階級を絶滅して了へば宜いのであります。無産者の組織して居る暴力設備に過ぎないのであります。所が吾々はそれと全く違つた見解の下に立つて居るのであります。吾々の國家は吾々の全體の爲に、又全體が吾々の國家を維持して居るのであります。故になるべくすべての人の利益になるように政治が行はなければならないといふ風に考へられて居るのであります。是れ即ち民主主義の思想であります。

元來國家に就きましては以前から二つの見様がありまして、一つは國家の存在を理由ありと認める考へ方であります。他は國家を必要的害惡であるとする見方であります。吾々の國家觀は前の方の見解を採つて居るのであ

ります。ロシアはあとの方の見解を採つて維持されて居るのであります。故に吾々の國家とロシアの國家とは根本的の相違があるのであります。其の全く違つたロシアといふ國家の構成とか、批判とかは別に致しまして、残つて居る僅かの時間で、吾々と同じやうな道を歩んで居る國家であつて、吾々の國家よりは多少進歩をして居ると考へられる國であるドイツの政治組織を申上げたいと思ひます。

ドイツの政治組織の基礎を成して居る主義は三つあると思ひます。即ち第一には聯邦主義を採つて居るといふ點で、此點に於てはアメリカ合衆國と同じであります。第二に議院内閣主義を採つて居るのであります。此點に於てはアメリカと全く反對であります。議院内閣政治を採つて居るといふ點では吾々の國家と同じく議院内閣政治を採つて居りますけれども、ドイツでは吾々の國家よりも、もつと民主政治に近寄つて居るのであります。即ち吾々は議員を選挙致しまして、其の選挙に際して、吾々は選挙民に懇へた所が其のまゝ行はれるものとして満足して居るのであります。然るにドイツに於ては直接人民の意思によつて政治を行ふと云ふ主義を一層徹底させて居るのであります。人民の直接投票によつて法律其のものを決定し、或は豫算其のものを決定する直接投票を認めて居るのであります。即ち別の言葉で申しますと、從來國民が行ふのは議員といふ國家機關を選定するといふ行為に止つたのであります。從來多數の國民が議員を選出するといふのは、實質的に申しますならば、一種の任命でありますが、國民は此の特定の機關即ち議員の任命権しか有たなかつたのであります。ドイツでは國民が自ら立法及び行政に加はることになつたのであります。即ち或は議會を通過しました所の法律案を、大統領が其公布に先立つて、人民の一般投票に附した方が適當であると認めます場合には、之を人民の投票に懇へて、更に人民の一般投票によつて決めるのであつて、國民の意思がどうであるか分らない時には、國民の一般投票によ

つてやつて行くのであります。

或はドイツは聯邦であります關係上、聯邦を造つて居ります所の各洲の代表者から成立つて居る聯邦參議院、があります。通常此參議院は只法律案が議會に提出される場合に、其の意見を徴するだけであります。だが此の參議院は議會の可決した法律案に對して、一種の拒否權を有つて居るのであります。即ち大統領に異議を申し立てることが出來ます、此場合には、大統領はやはり國民の一般投票に憑へるのであります。或は議員の三分の一以上が、それを國民の一般投票によつて決定することを要求した場合にも、やはり之を國民の一般投票に付しなればならないのであります。即ち國民が自ら立法權を行使し得るといふことになつて居るのであります。加之國民は單に法律の決定に與るばかりでなしに、自ら法律案を提出することが出來るのであります。即ち所謂フォルクス、イニシアティブを有つて居るのであります。尤も吾々にしましても請願權を有つて居るのでありますから、法律案として提出されるように議會に對して請願することは出來るのであります。併しながら人民の請願しましたものは、直ちに法律案になることはなくして、法律案になる爲には上下兩院何れかゞそれを法律案とすることにして、同意しなければ法律案にならないのであります。然るにドイツに於ては、有權者總數の十分の一の多數が決議致しました場合には、直ちにそれが法律案となるのであります。それは議會に直ちに提出されるのであつて、議會の可決を経て法律となるのであります。此の場合に於て議會が可決しなかつた場合には、國民に憑へて人民の一般投票によるのであります。さうして之を可決しましたならば法律になるのであります。但し此の人民發案は請願の形式に依りますが勿論法律案の提出でありますから、直ちに法律になるように詳細なる規定を具してなすのであります。即ち假に吾々がドイツ人であるとしたならば、民法の法律案を提出することが出

來るのでありまして、其の場合に於ては第一條第二條といふやうに詳細な規定を設けて之をなすのであります。而して同じ請願者が有權者總數の十分の一になりましたら法律案になるのであります。此の外に、人民任免權といふものがあるのであります。現在我國に於ても人民が自ら議員の任命權を有つて居るといつても宜しいのであります。即ち選舉であります。併しドイツに於きましては更に其の範圍は廣くなつて居るのであります。大統領の選舉も亦人民が行うて居ります。又大統領の選舉を行ふのみならずして、議會は三分の一以上の多數で以て決議を致しましたならば、一般投票に依り大統領を罷免することが出来るのであります。任命することが出来るばかりでなくして、更に之をやめさせることも出来るのであります。是はスイスの各洲に於ても行つて居るのであります。又アメリカの各洲に於ても人民の一般投票によつて其官吏をやめさせる權があるのであります。併しドイツのやうな大きな國家に於て、其元首を任免する權を人民に認めたといふのは、先づ之が最初であります。是等の制度は何れも直接人民に依る政治の主義を尙一層徹底的に行ふやうになつたものと謂へるのであります。同じやうに此の人民が政治に干與し、又合理的に干與するやうに、男女平等の普通選舉を認めて居るのであります。各洲も亦さうであります。ドイツは其の點に於ては非常に遅れて居つた國であつたのであります。即ち千九百十八年の大戰後の革命以前に於ては全く行はれて居なかつたのであります。それが革命の大なる原因になつたのであります。ドイツとロシヤといふ二つの官僚的な政治を爲した國が、二つとも倒れたといふことは見逃すことの出来ないことであります。此の革命を剋期として非常に進歩的な制度を採つたのであります。是は社會民主黨が政權をとつたからであります。男女二十歳以上の男女には平等に選舉權被選舉權を認めました尙歐羅巴に於ては殆ど全部今では此婦人參政權が認められて居るのであります。それから比例選舉を行つて居るのであります。

從來の選舉では多數を得た者が當選するのであります、一票でも多數を得れば當選するのであります、其の當選の基礎になる投票は全く特定であります。又何人に投ぜられたかといふことは自ら定つて居りまして、其の爲に種々の不都合な點が出て來るのであります。例へば茲に甲乙丙と三人の候補者があつたと致しまして、甲は政友會、乙は憲政會、丙は政友本黨であると致します。甲は四十票を得た、乙は三十六票を得た、丙は三十四票を得た、斯ういふやうな關係になつたと假に致しまして、合計百十票であります。此の場合何人が當選するかといへば、言ふまでもなく甲が當選するのであります。併しながら甲は果して此の場合多數を得て居るかどうか、此の憲政會と政友本黨との合計は七十票あるのであります。七十票の投票が四十票よりも少いとは何人も言へないのであります。即ち此の場合政友會候補者は多數によつて當選して居るのでなくして少數によつて當選して居るのであります。多數決といふことは、形式の上に於て存在して居るのであります、實は分らないのであります。假に政友本黨の候補が、立たなかつたとせば、現在の政狀のやうに、寧ろ政友會と政友本黨とが仲が悪くて、政友本黨と憲政會とが接近して居るといふ場合には、丙に投票したものが甲に投票するとは限らないのであつて、寧ろ其の投票は憲政會の候補である所の乙に行くかと考へられなければならないであります。さうすると假に三派があつて、其二つの政黨が似かよつて居る爲に、却つて第三黨である黨に漁夫の利を占められたといふことになります。さうしますならば、此の投票方法は——此の當選者の決定方法は極めて不合理であると謂はなければならぬのであります。此の種の關係を決定する爲には比例選舉による外ないのであります。是れ各國が比例選舉によつて居る所以であります。

現在ドイツで行つて居る方法は、六萬人に一人——六萬票に付ての議員一人を選舉せしめる方法であります。

即ち各選舉長に其の黨派の候補者名簿を提出するのでありまして、それが其の投票名簿になるのでありますが、選舉人は其の投票名簿に對して投票することも出来るし、名簿上の候補者に投票することも出来る。何れにしても其の候補者名簿に投ぜられた票は其の黨派の得票といふことになるのであります。選舉區は重複選舉區にして居るのであります。例へば先づ大阪を一つの選舉區として居るのであります。次に是種の二區三區を合して選舉區聯合を造つて居るのであります。さうして黨派名簿に就て投票が幾らあつたかといふことを計算するのであります。假にA黨は二十三萬票、B黨は二十七萬票あつたといふ場合に、此のA黨の二十三萬票を六萬票で割るのであります。即ちA黨は三人當選する譯になるのであります。B黨は四人當ることになるのであります。そこで各黨派から投票に比例して其議員數の配當を受けるのであります。所がA黨は三人でありますが、五萬票の尙はしたがある譯であります。B黨は四人で三萬票のはしたがある譯であります。同じやうな關係は甲の選舉區と同じやうに、乙の選舉區に就ても生ずるであります。そこで選舉區聯合に就て各黨の此種の端數投票を合計し、それ〴〵六萬票毎に更に一人割當てられるのであります。同様に全國が更に一選舉區になつて居て、全國につき各黨の端數を集め、更に六萬票毎に一名の議員を配當するのであります。

右の様な方法であります。是はいゝ方法でありますけれども、之を我國に採用することは政黨組織が發達して居らない點から、——私は比例選舉は賛成でありますけれども、直ちに此方法を用ふることは出来ないと考へるのであります。此の比例選舉法は一人の議員を當選せしむるに必要な投票といふものが定つて居るのであります。即ち六萬票と定つて居るのであります。故に之を固定式當選商數法といふのであります。別の方法は移動式當選商數法であります。最も簡單な方法は投票數を議員定數で以て割れば出て來るのであります。即ち大阪市で十萬

票と致しまして、其の定数が二名であるとすれば、二で割れば五萬票が當選數であります。尤も此の當選商數を求めするには色々な方法がありますけれども、大體右にいふ風にお考へになることが出来ます。其の場合に於ては當選商數といふものが必ず選舉區に於て選舉毎に變はるのであります。投票者の數は投票毎に變はるのであります。故に之を移動式當選商數といふのであります。ドイツの方は固定式當選商數といふのである。或は之を自動式當選商數ともいふのであります。移動式當選商數の場合に於ては議員數は一定であります。然るにドイツ流に致しますと、投票數が變はるのでありますから、勢ひ議員數が選舉毎に變つて來なければならぬのであります。現在の制度では議員數は一定であります。此の外にドイツは社會民主主義を採つて居るのであります。從來の個人的な社會主義に對して、社會民主主義を採つて居るのであります。先づ社會を本位にしなければならぬといふ考へを有つて居ります。それで所有權は有つて居りますけれども、絶對的に自由なものでないといふ原則が認められて居ます。或は土地の所有に就きましても絶對的ではなくして、各ドイツ人に對して健康なる住宅を供給し、殊に多數の子女を有つて居る所の家庭に對して、健全なる住宅を與へなければならぬといふ規定があるのであります。勞働力が保護されて、勞働者の權利を保護する爲に勞働者の團結權が認められて居る。是等の種々の規定は、要するに國家を造つて憲法の上で形式的に自由平等を維持して行くだけでないに、實質的に自由平等を維持して行くことと云ふを主眼とするものであります。此の憲法上の原則は未だ著しくは實現されて居ないのであります。併しながら原則としては社會民主主義を採つて居るのであります。個人の私有に對する見解が違つて來たのであります。

もう一つは一種の經濟議會を設けたといふことであります。普通の議會の外に一種の經濟議會を設けたのであ

ります。其の議會は嚴正なる點から言へば、經濟議會とは言へないのであります。經濟の法案が出た時には時には之を經濟會に諮問しなければならぬのであります。其の割當は勞働者と資本家との間から略同數の委員が選出されて居ります。其の間に消費者及び政府の役人が這入つて居ります。現在では單に諮問機關に過ぎないのであります。尙多くの經濟上の法律案に就て、將來此の機關が重要なものにならうといふことは想像に難くないのであります。

(終)

懷德堂
百科通俗講演集
第三輯 終

懷德堂一覽

目次

第一	沿革略	一頁
第二	財團法人懷德堂紀念會趣旨	二頁
第三	財團法人懷德堂紀念會寄附行爲	三頁
第四	懷德堂職制	四頁
第五	懷德堂學年曆	五頁
第六	懷德堂諸規則	五頁
第七	定日講義目的並課目	九頁
第八	文科講義目的並課目	九頁
第九	定期講演目的並題目	十頁
第十	懷德堂職員並通俗講演常任委員	十一頁
第十一	財團法人懷德堂紀念會役員	十一頁

第一 沿革略

懷德堂ハ享保九年五月申井覽菴先生大阪ノ商人中村隆峰^(三屋屋式 右衛門)富永芳春^(通稱寺屋 左衛門)長崎克之^(寺屋屋式 左衛門)吉田益枝^(吉原屋 右衛門)山中宗古^(四郎 文)ノ五有志ト背謀リ諸同志ヲ糾合シ尼崎町一丁目^(現城ノ橋西丁目花開日本 生糸保險會社ハ其ノ舊址ニ當リ)講舍ヲ建テ懷德堂ト名ケ三宅石菴先生ヲ聘シ學ヲ講ゼシニ艱マル同十一年七月幕府ノ允許ヲ得テ更ニ規模ヲ擴張シ八月ニ至リ増築工竣ル是ニ於テ大阪學問所タル懷德堂ノ基礎確立ス石菴先生學主トナリ十月五日ヲ以テ始メテ講席ヲ開キ五井蘭洲先生聘セラレテ助教トナリ日講ヲ主ル並河誠所、井上赤水二先生等講ヲ助ク覽菴先生ハ學問所預人トナリ専ラ學校ノ事ヲ管理セシガ後亦講說ニ從事ス享保十五年^(十六日)石菴先生歿シテ後覽菴先生學主トナリ學問所預人ヲ兼ヌ寶曆元年堂舍ヲ改築ス同八年^(十六日)覽菴先生歿シ石菴先生ノ子春樓先生學主トナリ覽菴先生ノ子竹山先生預リ人トナル是ヨリ先キ享保十二年蘭洲先生大阪ヲ去リテ東遊セシガ元文四年歸阪シ覽保三年ヨリ堂内ニ住シ教授ノ事ニ當ルコト二十年寶曆十二年^(三月)歿ス天明二年^(九月)春樓先生歿シ竹山先生學主ヲ兼ヌ是ニ於テ學風大ニ振フ寛政四年^(五月)大阪大火ノ爲ニ全部類焼セシカバ幕府ニ請フテ再建ヲ圖リ同七年七月普請手當トシテ金三百兩ヲ賜フ同年八月起工翌年七月竣工同九年竹山先生退隱シテ學問所預リ人ヲ其子蕉園先生ニ譲リ自ラ學主タルコト故ノ如シ享和三年^(八月)蕉園先生早世シ翌文化元年^(五月)竹山先生歿ス遺言シテ學主及ビ教授ノ任ヲ弟履軒先生ニ囑ス履軒先生文化十四年

^(十二月)歿シ竹山先生ノ子碩果先生預リ人ヲ以テ教授ヲ兼ヌ天保十一年^(三月)歿ス其姪並河寒泉先生教授トナリ履軒先生ノ孫桐園先生預リ人トナル明治元年山階宮亮親王台臨アラセラル明治二年學制改革セララルト共ニ學徒離散シ竟ニ廢學ス享保九年創學ヨリ此ニ至ル實ニ百四十六年ナリ其後四十二年ヲ經テ明治四十三年一月十九日大阪人文會ニ於テ「懷德堂師儒諸先生ノ爲ニ公祭ヲ舉行スベシ」トノ議ヲ決シ同年九月男爵住友吉左衛門君ヲ會頭ニ小山健三君ヲ副會頭ニ推シ懷德堂記念會成立ス四十四年十月五日懷德堂記念祭ヲ執行シ尙併セテ記念刊行學術講演遺物展覽ノ三事ヲ行フ翌四十五年三月剩餘金處分協議會ヲ閉キ「剩餘金ヲ基本財産トシ本會ト同一ノ目的ノ下ニ更ニ法人組織ノ懷德堂記念會ヲ創立シ有終ノ美ヲ濟サン」ノ議ヲ決シ大正二年六月永田仁助君西村時彦君今井貫一君水落庄兵衛君廣岡惠三君ヲ理事ニ選ビ更ニ永田仁助君ヲ理事長ニ推シ法人設立ヲ出願シ同年八月財團法人懷德堂記念會設立ヲ許可セラル此事長クモ天聽ニ達シ同三年三月金貳百圓ヲ下賜セラル同四年六月大阪府ヨリ講堂敷地トシテ府立大阪博物館ノ西北隅ナル府有地三百六十一坪ノ無償使用ノ許可ヲ得遂ニ同年十月地鎮祭ヲ執行シ同五年二月工ヲ起シ同年九月工ヲ竣リ十月十五日開堂式ヲ舉行ス十一月四日定期學術講演會第一回ヲ開キ爾來毎月二回開會ス十二月五日廣島高等師範學校教授文學士松山直藏君ヲ聘シテ懷德堂教授トス六年一月六日會計規則講義規則ヲ定ム理事西村時彦君ニ講師ヲ囑託ス一月二十七日日定日講義開講式ヲ舉ゲ松山教授大學首章ヲ講ズ爾來每週二回講義ヲ行フ同年四月素讀

科ヲ設ケ波多野七藏君ニ教師ヲ囑託ス五月一日ヨリ教授ヲ開始ス
京都帝國大學助教授吉澤義則君ニ講師ヲ囑託シ五月七日ヨリ萬葉
集抄講義ヲ開始ス同年十月十四日記念祭恒典を行フ七月十月五日
記念祭恒典ヲ行フ八年二月吉澤義則君講師ヲ辭ス第三高等學校教
授林森太郎君ニ講師ヲ囑託ス三月文學士武内義雄君ニ講師ヲ囑託
ス四月七日通俗講演規定ヲ定ム六月二十一日第一回通俗講演ヲ開
ク九月ヨリ日曜朝講ヲ開始シ定日講義回数ヲ増加シテ每週三回ト
ス十月五日記念祭恒典ヲ行フ九年十月十日記念祭恒典ヲ行ヒ兼ネ
テ本堂先師儒諸先生ノ贈位ヲ報告ス十月十二日教育勸語謄本ヲ下
附セラル三十日教育勸語煥發三十年ニ相當スルヲ以テ勸語捧讀式
ヲ舉行シ西村講師勸語ヲ謹講ス十一月一日明治神宮鎮座祭ニ相當
スルヲ以テ遙拜式ヲ舉行シ松山教授明治天皇ノ盛德ニ就キテ講演
ス十年一月ヨリ每週一回特科講義ヲ開始ス同年十月二日記念祭恒
典ヲ行フ十一年十月八日午前記念祭恒典ヲ行ヒ午後孔子祭ヲ行フ
十二年四月文學士財津愛象同稻東猛二君ニ講師ヲ囑託ス同月ヨリ
每週一回文科講義ヲ開始ス同年七月二十七日日本會事業ノ狀況天聰
ニ達シ金參千圓ヲ下賜セラル十一月吉田銳雄君ヲ講師トス同月文
部省在外研究員ヲ命ゼラレ支那ニ向ケ出發ス十二月孔子歿後二十
四百年記念事業ノニタル校印論語義疏成ル同十三年五月二十二日
江木文部大臣堂ニ臨ミ堂内ヲ一巡シテ後熱心ニ堂ノ沿革事業現況
ニツキテ教授ノ説明ヲ聽取セラル七月三十日宮内省御用掛ニシテ
本會ノ評議員兼講師ナル西村時彦君歿ス八月十日遺骨ヲ堂ニ安置
シ翌日追悼祭並ニ告別式ヲ行フ十四年六月吉田銳雄君支那ヨリ歸

ル懷德堂文科學術講演集同百科通俗講演集各第一輯成ル七月二十
九日西村家ノ請ニ依リ故西村時彦君一年家祭ヲ堂ニ行フ八月五日
ヨリ十二日ニ至ル一週間支那學講習會ヲ本堂ニ開ク九月七日故西
村博士記念會ヨリ同博士舊藏書全部ヲ碩園記念文庫ノ名ヲ附シテ
保存スベク本會ニ寄贈セラル同月十八日永田仁助君ヨリ漢學獎勵
ノタメ獎學資金五萬圓ヲ寄附セラル十月二日江木司法大臣堂ニ臨
ミ堂内一巡ノ後教授ヨリ堂ノ沿革事業現況ニツキテ説明スルトコ
ロアリ十一月故西村時彦君著懷德堂考成ル同十五年四月十六日若
槻總理大臣堂ニ臨ミ堂内ヲ一巡セラル堂ノ事業現況ニツキテ教授
ヨリ説明スルトコロアリ五月二十七日懷德堂書庫並研究室地鎮祭
ヲ執行ス、六月一日起工ス七日久通宮殿下同妃殿下御同列ニテ本
堂ニ成ラセラル松山教授ヨリ懷德堂ノ歴史懷德堂記念會ノ由來本
堂ニテ現ニ行ヒツ、アル事業ノ大要ヲ御説明申シ上ゲ 尙懷德堂
遺書、記錄、懷德堂記念會出版物ナドヲ展覽ニ供シ今井理事松山
教授交々御説明申シ上グ七月懷德堂文庫閱覽規則及ビ懷德堂記念
會奉祀規定ヲ定ム九月懷德堂漢學獎勵規定並同給與規定及ビ懷德
堂職制ヲ定ム十月三十一日書庫並研究室工ヲ竣ル十一月六日懷德
堂創學二百周年同重建十周年祭典並記念式ヲ行ヒ物故講師物故功
勞者ヲ奉祀ス昭和二年一月十五日松山教授朝見式勸語ヲ謹講ス二
月七日 大正天皇御大喪當日ニ付午後十一時遙拜式ヲ舉行ス

第二 財團法人懷德堂記念會趣旨

維新前ニ於ケル我が大阪唯一ノ學校ナリシ懷德堂ハ中井覺菴先生

ガ大阪ノ商人ナル中村陸峰富永芳春長崎克之吉田盈枝山中宗古ノ
五有志ト謀リテ諸同志ヲ糾合シ三宅石菴先生ヲ聘シテ尼ヶ崎町一
丁目北側ニ創立セシ者ニシテ時ニ享保九年ナリ同十一年幕府ノ官
許ヲ得テヨリ大阪學問所トモ稱シ石菴先生歿後ハ覺菴先生學主ト
爲リ五井蘭洲先生教鞭ヲ執ル者前後二十年尋ギテ覺菴ノ子竹山
(懷德堂學主)履軒(水哉館塾主)二先生崛起シテヨリ大阪ノ文學雄
ヲ海内ニ稱シ子孫相繼ギテ業ヲ世ニシ以テ維新ノ際ニ至ル世態一
變シテ學校モ亦廢シタリシガ創立ヨリ廢學ニ至ルマデ絃誦ノ聲ヲ
絶タザルモノ實ニ百四十餘年ナリ竹山履軒二先生ノ門人材輩出シ
テ海内ニ分布シ以テ一世ノ文化ヲ振興セリ斯ル大儒ヲ我が大阪ニ
出ダシハ豐太閣ノ大阪城ニモ讓ラザル偉蹟ト謂フベシ然レドモ
我々後人ノ最モ深ク懷德堂ニ感銘スル所以ノ者ハ大阪唯一ノ學校
トシテ大阪ノ文教ヲ主ルモノ久シク大阪人ヲ教育シテ其ノ品性ヲ
養ヒ其風俗ヲ正シ以テ世道人心ヲ維持セシニ在リ我が大阪ハ古ヨ
リ商業ヲ以テ著ハレ國運振張ノ今日ニ在リテ亦商工業ノ中心ト稱
セラル、所以ノ者ハ古來養成シタル大阪人ノ品性ト良習慣トニ起
因スベク品性ト良習慣トハ並ニ教化ノ致ス所ニシテ懷德堂百四十
餘年間ノ文教ニ負フ所ノ者莫大ナリ君父師ハ之ヲ三思ト言フ報本
反始ハ人ノ道ナリ大阪人タルモノ今日ノ盛ヲ致シ所以ヲ思フテ
而シテ祖先ノ受ケタル教化ノ恩ヲ銘シ以テ將來ノ德育ニ留心セザ
ル可ラズ顧フニ天地ノ在ラン限リ人類幸福ノ基礎ハ道德ニ在リ國
家ノ隆昌モ社會ノ平和モ家庭ノ安樂モ皆此ニ根柢ス而シテ商業上
道德ノ尙フ可キハ固ヨリ言フ待タズ古來ノ教化ノ効能ク盛ヲ今日

ニ致セル大阪ガ亦能ク繁榮ヲ將來ニ獲ント欲セバ一タビ其頭ヲ回
シテ源ニ溯リ故ヲ溫ネンコトヲ要ス則チ我が大阪人ガ今古ニ俯仰
シテ自ラ省ミ自ラ戒ムルニ適當ナルハ懷德堂ノ歴史ニ若クナシ是
レ嚮ニ懷德堂記念會ヲ起シ明治四十四年十月五日(十月五日ハ幕
府ノ官許ヲ得テ講ヲ開キタル記念日ナリ)ヲトシ懷德堂師備諸先
生ノ靈ヲ祭リ且ツ碩學ヲ聘シテ講演ヲ開キ遺書ヲ刊行シ遺墨ヲ展
覽シ以テ一ハ百四十餘年間教化ノ恩ニ報イ一ハ世道人心ノ振興ニ
資スルコトコアラシ所以ナリ厥後同會發起人及ビ役員相會シ同會
ノ剩餘金ヲ以テ基本資産トシ更ニ同一ノ趣旨ノ下ニ懷德堂記念會
ヲ興シ有終ノ美ヲ濟サンコトヲ決議セラル是レ道般本會ノ設立ヲ
見タル所以ニシテ即チ此レヲ財團法人ノ組織ト爲シ以テ本會ノ
趣旨ヲ永遠ニ遂行センコトヲ期ス因テ此ニ北成立ノ來歴ヲ宣明
ス

第三 財團法人懷德堂記念會寄附行爲

第一章 目的

第一條 本會ハ左ノ方法ニ依リ國民道德ノ進歩ニカメ學術ノ發達
ヲ圖リ本邦文化ノ向上ニ資スルヲ以テ目的トス

一 學術講演會ヲ開クコト

二 講演集及其他圖書ノ編纂出版ヲナスコト

三 大阪先賢ノ事蹟及著書ヲ調査表彰スルコト

四 獎學金ヲ支出シテ學術ノ研究ヲ獎勵スルコト

第二章 名稱

懷德堂一覽

第二條 本法人ハ懷德堂記念會ト稱ス

第三章 事務所

第三條 本會ノ事務所ハ大阪市東區豐後町懷德堂ニ置ク

第四章 資産

第四條 本會ハ懷德堂記念會ヨリ引繼ギタル金六千圓及有志者ノ

寄附金ヲ以テ基本財産トス

第五條 基本財産ノ管理方法ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第六條 本會ノ經費ハ基本財産ヨリ生ズル利子及事業ヨリ生ズル

收入ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日

ニ終ル

第八條 基本財産ハ理事會ノ決議ニ依リ動産ヲ不動産ニ或ハ不動

産ヲ動産ニ變ズルコトヲ得

第五章 役員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 七人以內 互選ニ依リ内一人ヲ理事長トス

幹事 二人

評議員 三十人

第十條 理事ノ任期ハ二年トス但滿期再選ヲ妨ゲズ本法人設立ノ

際ニ在テハ設立者ヲ以テ理事トシ前項ノ期間在任ス

理事ノ任期滿了シタルトキハ缺員ヲ生ジタルトキハ評議員會

ニ於テ維持會員 ヨリ改選又ハ補缺選舉ス補缺理事ノ任期ハ前

任者ノ殘任期間トス

四

第十一條 理事ハ本財團ヲ代表シテ諸般ノ事務ヲ掌理シ理事長之ヲ統括ス

第十二條 本法人設立ノ際ニ於ケル評議員ハ理事會ニ於テ囑託ス

評議員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ評議員會ニ於テ維持會員中ヨリ

補缺囑託ス

第十三條 評議員ハ本財團ノ重要事項ニ關シ意見ヲ述ベ且之レガ

協議ニ應ズ

第十四條 幹事ノ職務及任免ニ關スル規定ハ理事會ノ決議ヲ以テ

別ニ之ヲ定ム

第六章 維持會員

第十五條 本會ニ金壹百圓以上ヲ寄附シタル者及評議員會ノ推薦

シタルモノヲ以テ維持會員トス

附則

第十六條 本寄附行為ハ理事會ノ決議ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ得

テ變更スルコトヲ得

第四 懷德堂職制

第一條 懷德堂ニ左ノ職員ヲ置ク

教授 一人

助教授 若干人

書記 若干人

司書 若干人

第二條 教授ハ理事會ニ於テ招聘シ助教授書記及司書ハ教授ノ推

薦ニヨリ理事會之ヲ囑任ス

第三條 教授ハ堂ヲ統理シ教務ノ計畫遂行ニ任シ兼ネテ講義ヲ擔當ス

第四條 助教授ハ教授ノ指揮ヲ受ケ教務及講義ヲ分擔ス

第五條 書記ハ教授及理事ノ指揮ヲ受ケ庶務及會計ノ事ニ任ス

第六條 司書ハ教授ノ指揮ヲ受ケ文庫ノ事務ニ任ス

第七條 重要ナル堂務ニ就テ指揮ヲ受ケンガ爲メニ顧問ヲ置クコトアルベシ

第八條 顧問ハ理事會ニ於テ請賜ス

第九條 講義ヲ分擔スル爲メ講師ヲ置クコトヲ得

第十條 講師ハ教授ノ薦ニヨリ理事會之ヲ囑託ス

第五 懷德堂學年曆

一月	一日	新	年	一月	三日	元	始	祭
同	十日	冬季休業終	同	十一日	第一期講義始			
二月	十一日	紀	元	節	分	日	春季休業祭	
三月	卅一日	第一期講義終	四月	一日	春季休業始			
四月	三日	神武天皇祭	同	十日	春季休業終			
四月	十一日	第二期講義始	四月	二十九日	天	長	節	
六月	三十日	第二期講義終	七月	一日	夏季休業始			
七月	三十日	明治天皇祭	八月	卅一日	夏季休業終			
九月	一日	第三期講義始	秋	分	日	秋季休業祭		
十月	五日	本堂記念日	十月	十七日	神	嘗	祭	

第四 懷德堂職制 第五 懷德堂學年曆 第六 懷德堂諸規則

十一月	三日	明	治	節	十一月	廿三日	新	嘗	祭
十二月	二十日	第三期講義終	十二月	廿一日	冬季休業始				
十二月	二十五日	大正天皇祭							

第六 懷德堂諸規則

一 懷德堂講義規則

第一條 本堂ハ德性ノ涵養學術ノ研究ヲ目的トシ左ノ講義講演ヲナス

第二條 本堂ノ講義ヲ分チテ文科講義定日講義日曜朝講ノ三種、講演ヲ分チテ定期講演通俗講演ノ二種トス

第三條 文科講義定日講義ハ一ケ年ヲ三期ニ分チ一月十一日ヨリ三月末日迄ヲ第一期トシ四月十一日ヨリ六月末日迄ヲ第二期トシ九月一日ヨリ十二月二十日迄ヲ第三期トス

第四條 文科講義定日講義ノ教科書ハ別ニ之ヲ定ム日曜朝講ハ孝經四書ヲ反覆順講ス

第五條 文科講義定日講義聽講生ヲラントスル者ハ聽講志望書(用紙ハ本堂ニ於テ交付ス)ヲ差出サルベシ

但二十歳未満ノモノハ父兄若クハ長上ノ連署ヲ要ス但文科講義聽講生ヲラントスルモノハ中等學校卒業程度以上ノ學力アルモノニ限ル

第六條 定期講演ハ毎月毎週土曜日通俗講演ハ毎月一回若クハ二回之ヲ公開ス(但七八兩月ハ休講一月四月九月ハ十日マデ十二月ハ二十一日以後休講)其講師及ビ演題ハ豫メ之ヲ廣告ス

第七條 講演並ニ日曜朝講ノ聽講生ハ聽講者名簿ニ住所職業氏名ヲ自署シ若クハ住所職業ヲ附記セル名刺ヲ差出サルベシ

第八條 本堂ノ講演並ニ日曜朝講ノ聽講ハ無料トシ定日講義聽講生ハ堂費トシテ每期ノ始ニ於テ一ヶ月貳拾錢ノ割合ヲ以テ納入セシム文科講義聽講生ハ授業料トシテ毎月貳圓ヲ納入セシム

第九條 本堂ニ於テ特殊ノ研究ヲナサントスル者ノ爲ニ特別講義ヲナシ一定ノ期間臨時講演ヲ開クコトアルベシ其規程ハ臨時之ヲ定ム

二 素讀科規則

一 素讀科ハ孝經四書全部ヲ課シ一箇年ヲ以テ修了スルモノトス

一 素讀生ハ滿十二年以上十八年以下ノモノニ限ル

一 素讀生タラントスル者ハ父兄又ハ後見人連署ノ志望書ヲ差出スベシ用紙ハ本堂ニ於テ交付ス

一 素讀科ハ毎週月木土曜日ノ三回午後一時ヨリ同六時マデノ間ニ於テ來堂順ニ之ヲ課ス

一 素讀生ハ授業料ヲ要セズ

一 素讀科修了者ハ修業證書ヲ授與ス

三 懷德堂通俗講演規定

第一條 通俗講演ハ一般市民ノ常識ヲ養ヒ品性ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス

第二條 通俗講演ハ本會講堂及市内適宜ノ場所ニ於テ之ヲ行フ

第三條 本事業遂行ノ爲ニ特ニ理事長ヨリ委嘱シタル常任委員及臨時委員ヲ設ク

第四條 常任委員ハ講師ノ依頼會場ノ借用案内狀及聽講券ノ印刷配布其他講演會開催ニ關シ重要ナル計畫準備ノ事務ニ當ルモノトス

第五條 臨時委員ハ會場ノ整理聽講者ノ勸誘其他講演會開催當日ニ於ル一切ノ事務ニ當ルモノトス

四 懷德堂文庫閱覽規則

第一條 懷德堂文庫ハ特ニ漢學ヲ研究スル人々ノタメニ之ヲ公開ス

第二條 閱覽ヲ志望スルモノハ閱覽志望書ヲ出シ教授ノ許可ヲ受ケベシ

但懷德堂聽講生並ニ堂友會員ハ志望書ヲ出スヲ要セズ書記ニ其ノ旨申出デラルベシ

第三條 閱覽者ハ備付ノ名簿ニ姓名ヲ記入シ所定ノ室ニ於テ閱覽スベシ

第四條 閱覽圖書ハ堂外ニ帶出スルコトヲ許サズ

第五條 閱覽者ハ許可ナクシテ妄リニ文庫内ニ出入スルコトヲ得ズ

第六條 閱覽者ハ閱覽票ニ書名並ニ姓名ヲ記入シ文庫係ニ差出スベシ

第七條 一時ニ閱覽シ得ベキ書籍ハ五部ヲ以テ定限トス但研究事項ニヨリテハ此ノ限ニアラズ

第八條 閱覽者ハ研究事項ニ關シ指導ヲ受クルコトヲ得右指導ヲ受ケント欲スルモノハ文庫係ヲ通ジテ其ノ旨申出デラ

ルベシ

第九條 同時ニ閲覽シ得ベキ人員ハ十人ヲ限リトス若シ之ニ超過スルトキハ一時閲覽ヲ謝絶スルコトアルベシ

第十條 閲覽ハ無料トス

五 懷德堂漢學獎勵規定

第一條 懷德堂記念會ハ永田仁助ガ漢學獎勵ノタメ本會ニ寄附シタル五萬圓ヲ以テ基金トシ年々基金ヨリ生ズルトコロノ利子ヲ以テ別ニ定ムルトコロノ給與規定ニヨリ適當ト認メタル漢學研究者ニ學資若クハ研究費ヲ給與シ又本堂聽講生ノ熱心ナルモノニ賞與ス

第二條 本會ヨリ學資金ノ給與若クハ研究費ノ補助ヲ受ケ得ル者ハ學力佳良志操堅固品行方正ナル左ノ學生若クハ研究者ニ限ルモノトス

一帝國大學ニ在リテ支那學ヲ專攻スル文學士

一帝國大學文學部支那學學生

一帝國大學ニ入學スベキ高等學校生徒

一懷德堂聽講生ニシテ漢學ヲ研究スルノ志篤ク學力ノ進歩顯著ナルモノ

一永ク懷德堂聽講ヲ繼續シ漢學ヲ以テ修養ニ資セントスルノ志篤キモノ

一永ク漢學ノ研究ヲ持續シ其成績觀ルベキモノアリテ之ガ研究ヲ助成スベキ價值アリト認メタルモノ

第三條 本會ガ學資給與若クハ研究費補助等ヲ議決スルニハ左ノ

第六 懷德堂諸規則

理事者ノ會議ヲ經テ意見ノ一致スルヲ要ス

一寄附者又ハ其ノ現ニ戶主タル家ノ戶主

二懷德堂教授タル者

三懷德堂記念會顧問タル者

四懷德堂記念會理事タル者

五懷德堂講師タル者一人

第四條 懷德堂漢學獎勵基金ハ永田仁助寄附金及給與者ノ寄附金ヨリ成ルモノトス之ガ管理ハ懷德堂記念會理事之ヲ爲ス
基金ハ消費スルコトヲ得ズ

第五條 懷德堂教授タルモノヲ專務理事トス專務理事者ハ決議執行ノ任ニ當ルモノトス

第六條 第三條第一號ニヨリ理事者タルモノハ監事一名ヲ指定スルコトヲ得監事ノ任期ハ第三條第一號ニヨリ理事者タルモノガ其指定ヲ取消シタル場合ニ滿了ス

第七條 本規定竝ニ給與規定ノ變更ハ理事者一名又ハ數名ノ提案ニヨリ理事者全數ノ贊成ヲ要スルモノトス

第八條 懷德堂記念會解散ノ場合ニ於ケル基本金五萬圓ノ歸屬權利者ハ第三條第一號ニヨリ理事者タルモノトス

第九條 懷德堂漢學獎勵ノ事務ハ大阪市東區豐後町懷德堂事務所ニ於テ之ヲ爲ス

六 懷德堂漢學獎勵給與規定

第一條 懷德堂記念會ヨリ學資ノ給與若クハ研究費ノ補助ヲ受ケ

ントスルモノハ所定書式ノ願書ヲ差出スベシ
願書ニハ戸籍謄本及醫師ノ身體検査書ヲ添付スベシ

第二條 願書ニハ保證人一名及本人未成年者ナルトキハ親權者又ハ後見人ノ署名捺印ヲ要ス

第三條 保證人ハ能力者ニシテ辨濟ノ資力ヲ有スル男子ニ限ル

第四條 給與又ハ補助月額及其期間ハ理事者會ニ於テ之ヲ定ム

第五條 學資ノ給與ヲ受ケタルモノ休學セントスル場合ニハ本會ノ許可ヲ受クベシ

休學中ハ全部マタハ一部ヲ給與スルコトアルベシ

第六條 研究費ノ補助ヲ受クルモノ病氣ノタメ研究ヲ持續スルトアタハザルモノハ其補助ヲ止ムベシ

第七條 給與若クハ補助ヲ受ケタルモノハ適當ナル機會ニ於テ懷德堂ニ於テ講義講演ヲ爲スノ義務ヲ負フモノトス又本會ノ給與

モシクハ補助ニナレル著述ハ懷德堂ノ名ヲ以テ之ヲ公ニスルノ義務ヲ負フモノトス

第八條 學資ノ給與若クハ研究費ノ補助ヲ受ケシモノ後來報酬ノ爲メ本會ニ金員ヲ寄附スルモノアルトキハ之ヲ收受シ漢學獎勵基金中ニ加フルモノトス

第九條 給與若クハ補助ヲ受クルモノ給與若クハ補助ヲ受クル資格ヲ汚損スルノ行爲アリタルモノハ其給與補助ヲ止メ既ニ給與

モシクハ補助セシ全部ヲ六ヶ月以内ニ返済セシム返済ニ關シテハ保證人ノ債務ハ連帶トス

第十條 給與若クハ補助ヲ受クルモノハ其金額受領ノ都度領收證

書ヲ差出スベシ
願書々式ハ左ノ通りトス(用紙美濃紙)

收	入
印	紙
(參錢)	人證

學資給與(研究費)願
補助

住 本
所 籍

戶主(又ハ某何々)

(科大學々生、大學院學生、何々牧
室助手又ハ副手、高等學校生徒)

氏 名

年 月 日生

私儀貴會漢學獎勵規定ニヨリ學資給與相成度御許可ノ上ハ學術品行共ニ貴會ノ體面ヲ汚損スルガ如キ行爲ヲナサザルベキハ勿論斯學ノタメニ力ヲ盡シ貴會獎勵ノ趣旨ニ副フコトヲ力ムベク成業ノ上ハ適當ナル機會アレバ貴會ノタメニ講義講演等ノ勞ヲ執ルベク候(研究成就ノ上ハ貴會ノ名ヲ以テ著述ヲ刊行致スベク候)若シ萬一給與金(補助金)返済ノ場合生ジタルトキハ保證人連帶ニテ其責ニ任ズベク候此段保證人連名ニテ奉願候也
追テ給與(補助)月額期間左ノ通り相願候

一給與月額

一期間

自何年 至何年 月 月

年月日

右

氏名
(未成年者ナルトキハ親權者又ハ後見人)
氏名
氏名

住所
保證人
氏名

財団法人懷德堂記念會御中

七 懷德堂記念會奉祀規定

第一條 懷德堂記念會ハ本會ノ事業並ニ經營維持ニ功勞アリタル
物故者ヲ奉祀シ毎年一回恒祭ヲ行フ

第二條 奉祀者ハ理事會ニ於テ之ヲ銓衡シ評議員會ニ協議シテ之
ヲ決定ス

第七 (甲) 定日講義目的並課目

一 目的

定日講義ハ聖經賢傳及ビ本邦古典ヲ講ジ德性ヲ涵養シ我國民性及
ビ國民道德ノ淵源ヲ究ムルニ資スルヲ以テ目的トス

二 課目

現時講義中ノモノ

韓非子(稻束講師) 春秋左氏傳(財津講師)

每週月曜日(自午後七時至同九時)

理學宗傳(松山教授) 「章太炎」國學概論(吉田助教)

每週水曜日(同前)

第七 定日講義目的並課目 第八 文科講義目的並課目

萬葉集(林 講師) 周易程傳(松山教授) 每週木曜日(同前)
論語(松山教授) 每週日曜日(自午前九時至同十時)

三 講義既了課目

論語、禮記纂言抄、書經、宋名臣言行錄抄、中庸、大學、孟子、大學衍
義、古今學變、輶軒語、近思錄(松山教授)

經子簡編、孟子、詩經(至邶風)(故西村講師)

萬葉集抄、記紀歌抄(吉澤講師)

祝詞宣命抄、萬葉集選、古事記抄、古今集選、新古今集選、新葉集選

(林講師)

諸子概説、荀子、曾文正公家訓(武内講師)

楚辭、詩經(自衛風)、先哲叢談(財津講師)

(乙) 日曜朝講

一 目的

日曜朝講ハ孝經四書ヲ順講シテ德性ヲ涵養シ仁義忠孝ノ道德ヲ維
持シ東洋ノ菁華ヲ知得スルニ資スルヲ以テ目的トス

二 書目及日時

論語(松山教授) 每週日曜日(自午前九時至同十時)

三 講義既了書目

孝經(一回)論語、孟子、大學、中庸(各二回)

第八 文科講義目的並課目

一 目的

文科講義ハ東西ノ名著ヲ講ジ文科ニ屬スル學術ノ研究ニ資スルヲ

第九 定期講演目的並題目

以テ目的トシ東西兩洋ヲ兼修セシムルヲ主義トス

二 課目

哲學「カント」フアンダメンタル、フリンシプルス、オブ、ゼ、メタフ
イジツクス、オブ、エシツクス（アボット英譯）（藤井講師）

朱子語文精要（松山教授）

隔週（第一、三、五）金曜日（自午後六時至同九時）

文學「ゲーテ」フアウスト（藤代講師） 白樂天詩（鈴木講師）

隔週（第二、四）金曜日（同前）

三 講義既了課目

「カント」グルンドレーグング、ツル、メタフィジイック、デル、ジツ
テン（藤井講師）

「カント」プロレゴメナ（朝永講師）

丸善獨逸語叢書第二卷人物評論、雪山俊夫編レーベン、ウンント、ビ
ルツング（藤代講師）

杜詩偶評（鈴木講師）

第九 定期講演目的並題目

一 目的

定期講演ハ高等ナル學術の智識ヲ普及シ文化ノ向上學術ノ研究ニ
資スルヲ以テ目的トス

二 現行講演題目

支那古銅器ニ就テ

國語ノ語彙ト語原ト語法

京都帝國大學文學部教授 文學博士 濱田耕作
同教授 文學博士 新村 出

三 講演既了題目

孟子 子 概 說（十三講）

國史 新 話（十三講）

老子 評 論（十講）

支那 通 說（八講）

近世ノ日本（十一講）

支那ニ於ケル史ノ起（十講）

原 聖 甫（十五講）

詩 聖 甫（十五講）

「カント」ノ倫理學（十四講）

現代ニ映スル西洋古（六講）

青年ノ心理及其教育（十四講）

國史上ニ於ケル社會（十六講）

問題

「カント」ノ前ト後（十三講）

日本ニ於ケル信仰（十六講）

美術

朝鮮ノ文化（十三講）

印度ノ文化ト其潮流（十三講）

近世支那概觀（十五講）

陸象山ノ學說（十講）

世界戰爭ノ話（九講）

日支文化關係（九講）

西洋ノ藝術及藝術論（十一講）

古代印度ニ於ケル美（十三講）

京都帝國大學文學部教授 文學博士 狩野 直喜
同 三浦 周行
同 高瀬武次郎
同 桑原 隲藏
同 内田 銀藏
同 内藤虎次郎
同 鈴木 虎雄
同 藤井健治郎
同 坂口 昂
同 野上 俊夫
同 三浦 周行
同 朝永三十郎
同 澤村專太郎
同 今西 龍
同 松本文三郎
同 矢野 仁一
同 高瀬武次郎
同 小川 琢治
同 京都帝國大學文學部教授 文學博士 內藤虎次郎
同 京都帝國大學文學部教授 文學博士 深田 康算
同 同 榊 亮三郎

道德思想ノ發達(十四講)	同	野上 俊夫
日本文化ノ過程(十九講)	同	原 勝郎
現代教育思潮批判(六講)	同	小西 重直
支那史上ノ偉人(六講)	同	桑原 隲藏
論 語 概 說(十講)	同	狩野 直喜
日本民族概說(十二講)	同	喜田 貞吉
國 字 ノ 話(八講)	同	吉澤 義則
日本語ノ由來(五講)	同	新村 出
有史以前ノ日本(五講)	同	濱田 耕作
周易 概 說(七講)	同	高瀬武次郎
古代中央亞細亞ノ文明(八講)	同	羽田 亨
家庭教育ト社會教育(五講)	同	野上 俊夫
日本ニ於ケル社會生(五講)	同	西田直二郎
大乘佛教ノ要旨(六講)	同	松本文三郎
法制ノ發達(六講)	同	三浦 周作
續 國 字 ノ 話(六講)	同	吉澤 義則
支那ノ政治文化及社(七講)	同	矢野 仁一
日韓上代關係史(五講)	同	今西 龍
藝術批判史概說(五講)	同	深田 康算
中世支那ニ移住セシ西域人	同	桑原 隲藏
人格主義ノ倫理(六講)	同	藤井健治郎
東西兩洋文明ノ藝術(六講)	同	澤村專太郎
史の考察	京都帝國大學教授	

生命ノ諸相(六講) 同

第十 懷德堂職員並通俗講演常任委員

一 懷德堂職員

正五位勳六等文學士 松山 直藏

吉田 銳雄

林 森太郎

武内 義雄

財津 愛象

稻東 猛

藤塚 誠二

二 通俗講演常任委員

大阪府青年團主事 成田 軍平

精華尋常小學校長 佐藤 壽夫

第十一 財團法人懷德堂記念會役員

(昭和二年四月現在)

理事

今井 貫一(常任理事)

小倉 正恒

田中 隆三

幹事

上野 精一

第十 懷德堂職員並通俗講演常任委員 第十一 財團法人懷德堂記念會役員

懷德堂一覽

評議員
岡野 廉平

成田 軍平

福士 末之助
今西 林三郎

西村 時彦
山本 理一

住友吉左衛門

池原 鹿之助

池上 四郎

林 市藏

中橋 德五郎

村山 龍平

大久保 利武

山口吉郎兵衛

男爵藤田 平太郎

男爵鴻池善右衛門

佐多 愛彦

廣海 二三郎

平瀬 三七雄

樋口三郎兵衛

本山 彦一

杉村 正太郎

廣岡 惠三

木間瀬 策三

村山 長舉

愛甲 兼達

中川 望

關 一

小畑 富記

野々村 政也

土屋 元作

藤本 忠兵衛

舊役員

理事

水落 庄兵衛

廣岡 惠三

西村 時彦

坂 仲輔

永田 仁助

幹事

上松 寅三

谷川 清澄

尾崎 保之助

評議員

芝川又右衛門

高谷 恒太郎

島村 久

土居 通夫

横山 助成

高見 龜

宮崎 茂次郎

柴直太郎

三邊 長治

水落 庄兵衛

平賀 敏

上野 理一

林 市藏

黒木 吉郎

鈴木 馬左也

殿村平右衛門

芦田 順三郎

小山 健三

昭和二年三月二十二日 印刷
昭和二年三月二十五日 發行

百科通俗講演集第三輯良附

正價 二圓九十錢

著者 懷德堂記念會

代表者

松山直藏

發行者 辻本卯藏

東京市神田區北神保町十一番地

印刷者 中野鏌太郎

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

印刷所 東洋印刷株式會社

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

發行所 弘道館

東京市神田區北神保町十一番地

振替口座東京八一五番

大賣捌元 大阪寶文館

大阪市西區阿波堀通四丁目

株式會社

昭和二年四月廿五日印刷

大阪市東區豐後町府立大阪博物場內

財團
法人

懷德堂記念會